



平成27年 第5回定例会

会 議 録

(平成27年9月4日～10月1日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28 日間（9 月 4 日～10 月 1 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9 月 4 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第23号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会及び決算特別委員 会の設置並びに委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第24号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第25号、第26号) 14 地方創生に関する調査特別委員会 の設置について 15 散 会
9 月 5 日 (土)	休 会			
9 月 6 日 (日)	休 会			
9 月 7 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会
		委員会	後 2:45	1 議会運営委員会
9 月 8 日 (火)		委員会	前 9:19	1 議会運営委員会
	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(3名) 3 議案上程(日程第2号) 4 表 決 5 散 会
9 月 9 日 (水)	休 会	委員会	前 9:26	1 総務文教委員会

9月10日(木)	休 会	委員会	前 9:22 後 1:08	1 産業厚生委員会 1 地方創生に関する調査特別委員会
9月11日(金)	休 会	委員会	前 9:27 後 2:19	1 予算特別委員会 1 決算特別委員会
9月12日(土)	休 会			
9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	休 会	委員会	前 9:24	1 決算特別委員会
9月15日(火)	休 会	委員会	前 9:25	1 決算特別委員会
9月16日(水)	休 会	委員会	前 9:24 後 4:11	1 決算特別委員会 1 総務文教委員会
9月17日(木)	本会議	委員会	前 9:22 前 11:13 後 1:05	1 決算特別委員会 1 議会運営委員会 1 開 議 2 認定事項第6号、第7号の訂正について 3 表 決 4 委員会再付託 5 散 会
9月18日(金)	休 会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会
9月19日(土)	休 会			
9月20日(日)	休 会			
9月21日(月)	休 会			
9月22日(火)	休 会			
9月23日(水)	休 会			
9月24日(木)	休 会			
9月25日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決

		委員会	前 10:27	5 議案上程（日程第7号－第11号） 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第12号） 9 提案理由の説明、質疑 10 予算特別委員会の設置並びに委員の選任 11 議案委員会付託 12 散 会 1 予算特別委員会
9月26日（土）	休 会			
9月27日（日）	休 会			
9月28日（月）	休 会			
9月29日（火）	休 会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会
9月30日（水）	休 会			
10月 1日（木）	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程（日程第1号） 3 委員長報告 4 質疑、表決 5 議案上程（日程第2号） 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程（日程第3号－第10号） 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程（日程第11号） 12 表 決 13 議案上程（日程第12号） 14 議案委員会付託 15 休 憩 16 再 開 17 継続審査の申し出について（追加日程第1号） 18 継続調査の申し出について 19 議員派遣について 20 閉 会

		委員会	前 10 : 12	1 産業厚生委員会
--	--	-----	-----------	-----------

本 会 議 第 1 日

(平成27年9月4日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成27年9月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	64	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
5	65	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	66	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	67	平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	68	平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
9	69	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	総 文
10	70	枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	71	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	72	枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	73	枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	認1	平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
15	認2	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
16	認3	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
17	認4	平成26年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃

18	認5	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	決 特
19	認6	平成26年度枕崎市立病院事業決算	〃
20	認7	平成26年度枕崎市水道事業決算	〃
21	請1	国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する請願	総 文
22	陳6	議会制民主主義の擁護について	議 運
23	陳7	川内原発の再稼働中止について	総 文
24	74	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
25	報7	健全化判断比率について	
26	報8	資金不足比率について	
27		地方創生に関する調査特別委員会の設置について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 菌 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
宮 原 司 総務課秘書広報係長
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成27年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、4番城森史明議員、11番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成27年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第23号までの20件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例5件、人事案件1件、決算7件及び報告事項2件の計20件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く17件について説明を申し上げます。

まず、議案第64号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,960万円を追加し、予算総額を112億2,840万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加及び臨時財政対策債等の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成26年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積み立て、ふるさと納税返礼事業、買い物弱者対策を地域とともに考えるための地域力創造支援強化事業、地域おこし協力隊導入事業、生活保護費など平成26年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、子育て支援対策としてのロタウイルス予防接種事業、市道整備事業、南浜館アプローチ整備事業、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

ます。

次に、議案第65号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,300万9,000円を減額し、予算総額を46億1,077万円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の増額並びに介護給付費・地域支援事業支援納付金及び繰上充用金の減額であります。

以上の財源として、前期高齢者交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第66号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、予算総額を3億2,588万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、償還金及び還付加算金並びに繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第67号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,471万6,000円を追加し、予算総額を24億0,444万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護保険制度改正等に伴うシステム改修並びに介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額などであります。

以上の財源として、繰越金、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第68号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において給与費等の増に伴い、医業費用を1,334万3,000円、病児保育一時預かり事業費の増に伴い、附帯事業費用を137万7,000円追加しようとするものです。

次に、議案第69号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第70号枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもので、同法の規定に基づき、それぞれ本市における個人番号の利用に関し必要な事項及び特定個人情報の取り扱い等について定めるほか、同法に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるものです。

次の議案第72号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、出産・子育て支援などに関する事業の追加等を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第73号枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

なお、認定事項第1号平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成26年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成26年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成26年度枕崎市水道事業決算についてもそれぞれ認定をお

願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成26年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、ただいま提案をされました議案につきまして、議案第64号、議案第69号、70号、そして議案第72号についてですね、それぞれの議案、後もって委員会に付託されるんですけども、本会議においてただしておかなければならない点について、質疑をいたしたいと思えます。

まず、この一般会計補正（第2号）の関係、1点だけ、地域おこし協力隊の導入事業をすると。これは昨年の議会論議の中でも幾つか出されておまして、その中で当局、執行部説明では、どのような地域課題に協力隊を求めるのか、ここを整理をしなけりゃならないという見解が出されているんですが、今回、協力隊を導入するということになってですね、どういった本市の地域課題を手伝いをしていただくということで整理されているのかですね、この点を説明いただきたいと思えます。

それから、地域おこし協力隊は、三大都市圏から本市に来てもらうことになりましたが、面接はどこで、つまりどの地域から協力隊を応募するということになっているのかですね。

もう1点、何人の方を協力隊でお願いするのか、その辺を具体的にお答えいただきたいと思えます。

それから、条例の関係、番号法の関係では、さきの6月議会でも幾つかお尋ねをしております。

しかし、今回、個人情報保護条例の改正っていうことで出ておりますが、第1条の関係ですね、施行日が10月5日となっているわけです。

議案第70号は、予定でいきますと本議会9月25日に議決するわけですね。で、仮に可決成立いたしましても、施行期日までに10日間ぐらいしかない。こういった大事な条例をですね、こういった短い期間に住民に周知徹底するというその期間的には十分だと思っているのかどうかですね。

それから2点目は、この番号法第19条の関係で、実施機関が必要な限度において特定個人情報を提供できると。この必要な限度という言葉が散見されるんですが、どうもあいまいな表現なんですけど、この必要な限度というものは、具体的にどういったことを示しているのか、これも説明いただきたいと思えます。

3点目にですね、現在の本市の個人情報保護条例第45条におきまして、個人情報保護審議会が設置をされております。

今度の条例改正では、何らこの審議会の関係では改正事項が出てこないんですが、現在の審議会というのは、この番号法にかかわるいろいろなその個人情報の調査、そういったことはどういう対応になっていくのか。

この番号の関係では3点お尋ねをしておきます。

最後に議案第72号の関係、ふるさと応援寄附の関係ですね、新旧対照表の中で、駅舎の整備等にかかわるものを本市の公共施設全般に、このふるさと応援寄附金を適用できると。そういたしますと、例えばこれも6月議会です市役所の改修等、そういったものにもこの寄附金が適用になるのか。特にその学校施設についての寄附金適用というものをですね、法律との関係でどういうふうに整理されているのか、以上、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 まず、最初のお尋ねの地域おこし協力隊の関係でございます。

お尋ねにつきましては、地域の課題をどう整理したかと、協力隊を入れていく地域課題をどう整理したかというふうなお尋ねでございますが、まず、この地域おこし協力隊の今回予算を上げ

ましたのは募集にかかわる予算でございます。今後、この予算を可決いただきました後にはですね、各公民館、それから地域おこし団体、本市内の各公民館、地域おこし団体等のほうに、議会の皆様からも各地域におこし協力隊を入れるべきだというふうな御意見もございましたので、どのような要望をお持ちなのか、その調査をさせていただきまして、御希望を募る、募集をするというふうなかたちでございます。

あと一、二、当局のほうでもこの辺にはどうだろうかといいところはございますけれども、各公民館、地域づくり団体等の御要望を踏まえながら、また調整はして導入していきたいというふうに考えております。

それから、三大都市圏の住民をおこし協力隊として導入する、嘱託員というかたちで入れるわけですが、これにつきましては、三大都市圏、東京・大阪・名古屋ということになりますけれども、関係機関のJOIN（ジョイン）という機関紙が国の関係で発行されておりますし、また一部では、新聞広告等を打たれている自治体もございますので、これに倣いまして新聞広告等も打ちながら、三大都市圏の中から募集を募りたいと、応募を募りたいというふうに考えているところです。

面接をどこですのかということでございますが、この国の機関が一斉に、各自治体合同で募集の説明会を来年年明け1月以降に行います。こちらのほうに合同で乗りたいと。面接につきましても、東京のほうにお集まりをいただきまして、東京で合同の面接会という日程がございますので、これに相乗りをしたいというふうに考えているところです。

人数につきましてもお尋ねでございましたが、これは今後、各地域、各公民館や地域づくり団体の御要望を踏まえながら、人数は決めていきたいということでございます。

で、その辺をしっかりと詰めてから予算のお願いをというふうなふうなことで考えるとところもあったんですけど、この募集費用等々につきましては、特別交付税の対象になるということで、この特別交付税に間に合わせるとなりますと、9月議会で議決をいただいてないと間に合わないという事情がございましたので、この募集費用につきましては、今回9月補正で計上させていただいたと。募集に係る経費につきましては、何人募集しようが数字は動かないというところがございますので、このようなかたちになったところです。

続きまして、番号法についての施行日と議決日の間に期間がないではないかというふうなことで、市民に周知できる期間が十分なのかというお尋ねでございます。

今回、お願いしております本市の番号条例につきましては、法律の第9条第2項に基づく部分の条例の立て方ということでございまして、法律自体はだいぶ前に可決成立されておりますので、公告されておりますので、この辺につきましても、本市の条例自体が議決から施行日まで間がないというところは確かにそうではございますけれども、その部分でカバーできるのではないかといいふうな考え方をしたところです。

それと、19条関係の必要な限度においてというものが非常に抽象的であるというふうな御指摘でございましたが、19条に基づきます別表第2というのがございます。こちらの第1欄、第2欄、第3欄、第4欄、4欄までございますけれども、1欄が各行政機関名、第3欄が行政機関名、第2欄が業務名で、第4欄が業務の具体的な内容を示してございます。その具体的な内容が必要な限度というところで法に示されたものでございますので、そちらのほうをごらんいただくように、委員会の審議の中でも準備はしているところでございます。

それと、ふるさと応援寄附条例につきましても、公共施設の整備に寄せられたものを庁舎の整備等々で使えるかというふうなお尋ねでございますが、公共施設、当然、公共施設でございますので、寄せられたものを基金として別途用途が指定されたものは、その数字を把握しておりますので、その範囲の中で充当をされていくというふうなかたちでございます。

○本田親行総務課長 個人保護条例の45条関係の個人情報審議会の関係ですけれども、番号法にお

きます特定個人情報の取り扱いについては、人の生命、身体、財産の保護のため必要がある場合において、本人の同意があり、また本人の同意を得ることが困難である場合のみ認められているところです。

そのことから、個人情報の目的外利用につきましての審議会の役割につきましては、特定個人情報以外の個人情報にかかわるといふもので、これまでと変わらないところでございます。

○13番立石幸徳議員 予算の関係、あと予算特別委員会でも審査を深めるとしましてですね、この条例関係でまだ判然としないんですが、つまり6月議会でも申し上げましたけど、こういった新しい制度、取り組みをする場合に、住民が一番関心を持つものがそういった制度が何か支障を来すものがあるのかどうかっていうのを、まず考えるわけですよ。

現に、全国的にも日本年金機構の情報漏えいっていうのが大問題になった。で、この今度の番号法による情報の保護・管理っていうのが、果たしてしっかりとなされるのかっていうのはですね、当然ながら市民の皆さんが一番大きな関心を持っているわけです。

で、先ほど企画課長のほうで、法の関係でもう既に告知されているというような答弁、説明ですけれどもね。これは他市はですね、例えば鹿児島市なんか6月議会で成立させているんですよ。

で、なぜその本市がこういう重要な部分を、6月議会に出された税の関係のこの番号法の利用活用についても申し上げましたけれども、まずは住民に一番影響があるんじゃないかという部分の条例制定のほうに先じゃないですか。

それと、この個人情報保護審議会の関係では、今、総務課長の答弁からいきますと、今度の番号法の関係の市民のいろんなこの制度に対する要求・要望、あるいはそのいろいろと支障があったっていうことは、どこにその、どの機関にその調査依頼等をすればいいことになっていくんですかね。

それからもう1点、この最後のふるさと応援寄附金の関係、公共施設の中でも、学校教育施設は法律的に制限があるんじゃないですか。寄附金でもって、そういったいろんな施設等を改修・改善あるいは建築、そういうもの等の法律の制限はないのか、その辺を最後に確認をしておきます。

○神園信二企画調整課長 今回、提案いたしました条例の提案時期につきまして、これもちょっと委員会で御審議いただくように準備をしてあるところなんですけれども、今回、本市が提案いたしました条例と同じ内容の条例、19市、各、何月議会で提案がされるのかというところで調査をしておりますが、今27年9月議会で提案をされますのが鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、日置市、南さつま市、始良市ということとなっております。27年9月以降一番近いのが南九州市で平成27年11月、あと平成27年12月の予定が阿久根市、西之表市、いちき串木野市、伊佐市というかたちでございます。それから、曾於、霧島、志布志、奄美におかれましては、いまだに提案時期が定まってないと。19市の状況は、以上のとおりでございます。

それと、ふるさと応援寄附を文教施設に充当するということになりますと、その法的な縛りがあるのではないかとこのふうなところでございますが、これにつきましては、議員が御心配されてるのは、いわゆる一般寄附、学校等への直接的な一般寄附というところについては、さまざまな制限等々もあったのではないかとちょっとはっきり記憶はしておりませんが、そういうところがあったと思っておりますけれども、今回のふるさと応援寄附では、1回基金のほうにためられまして、その基金のほうから一般財源に充当されて、もって、施設の整備、さまざまな使途に使われるというふうな経路をたどりますので、その辺のところの御心配はないというふうにご考えているところであります。

○本田親行総務課長 行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつどこでやりとりしたかの確認ができるシステムとして、マイ・ポータル制度が設置されることとなっております。

また、個人情報保護条例の不服等にとりましては、枕崎市個人情報公開・個人情報保護審査会

というのを設置することになっておりますので、そちらのほうで審査することになると思います。

○13番立石幸徳議員 他市の状況の中でですね、企画課長はちょっと勘違いされてるんじゃないかと思いますが、いわゆるこの番号法の制度スタートに伴う個人情報の保護の関係ですよ。これは、私は鹿児島市の条文を持ってきてますよ。6月15日に提案をされて、6月議会で鹿児島市は、この番号法の関係の個人情報保護条例は成立されているんですよ。

これは後もってですね、委員会できちっとその辺もすり合わせてお尋ねしますので、その点についてだけは指摘をしておきます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である10番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第24号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第74号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員牧野政義氏は、平成27年10月23日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第24号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、議案第74号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号及び第26号の2件について市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項2件について報告いたします。

報告事項第7号健全化判断比率について及び報告事項第8号資金不足比率につきましては、平成26年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第27号地方創生に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方創生に係る地方版総合戦略策定等に関する事項について調査を行うため、議長を除く全議員で構成する「地方創生に関する調査特別委員会」を設置することとし、その設置期間は調査終了まで、調査に要する経費は総額でおおむね7万円以内とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時12分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成27年9月7日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成27年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員（18ページ～28ページ）
		城森 史明 議員（28ページ～37ページ）
		禰占 通男 議員（38ページ～47ページ）
		清水 和弘 議員（47ページ～58ページ）
		永野 慶一郎 議員（59ページ～66ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 園 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番城森史明議員、3番禰占通男議員、4番清水和弘議員、5番永野慶一郎議員、6番吉松幸夫議員、7番立石幸徳議員、8番下竹芳郎議員の順に行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

先日の台風15号は、本当に甚大な被害を本市に及ぼしました。後片づけも大変だったことと思います。また、本市職員の皆さんも夜明けとともに出勤し、あちこちで道をふさぐように倒れていた樹木を片づけている姿を見かけました。本当に御苦労さまでした。

さて、皆さん、日本はことし戦後70年の夏を迎えました。この70年間、他国と直接の戦火を交えることはなく、自衛隊も半世紀にわたって1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していません。こうした平和の歩みを支えてきたのは、何よりも憲法9条があり、平和を願う国民の世論と運動が脈々と続いてきたことによるものです。そして、この力が歴代内閣をも縛り、自衛隊は軍隊ではない、海外での武力行使は許されない、集団的自衛権行使は許されないという憲法解釈をとらせてきたのです。

今、安倍政権は、戦後70年の平和の歩みを断ち切り、歴代内閣の憲法解釈を根底から崩して、戦争法案を強行し、日本をアメリカとともに、海外で戦争をする国につくりかえようとしています。

しかし、この憲法破壊の暴走に対して、これまでにない広大な人々が抗議の声を上げ、立ち上がっています。今、発揮されている国民の闘いのエネルギーは、その広がりにおいても、その深さにおいても、空前のものとなっています。それは、戦後70年を経てつくり出された日本国民の平和と民主主義を願い、求めるエネルギーがいかに巨大なものであるかを示しています。

違憲立法・戦争法案の廃棄と安倍政権の退陣を迫る「国会10万人・全国100万人大行動」が8月30日に行われました。

実行委員会の発表によりますと、12万人の参加で成功、全国1,000カ所以上で数十万人の人が一斉に行動に立ち上がったということです。

今まで声を上げたくても、どうしたらいいのかわからなかったという若い人たち、学生さん、この人たちがネットでつながり行動に立ち上がりました。世代を超えて集い、思いを一つにした空前の全国100万人大行動、日本の社会や政治を語る上で、2015年8月30日は歴史に刻まれた日になりました。平和憲法を破壊する戦争法案は、もう廃案しかありません。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らし、そして平和を守るために一般質問をしてみたいです。

まず、マイナンバー制度についてですが、このマイナンバー制度の運用開始が来年1月から予定されて準備が今進められています。

国民の各種個人情報個人番号によって結びつけて活用する制度だと言いますが、利便性だけが強調されて、市民にとって本当に必要なものか、不安が広がっているところです。

そもそもこのマイナンバー制度とはどういうものなのか。また、マイナンバー制度に関する市長の見解をお示してください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 マイナンバーは、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人

の情報であることを確認するために活用されるものであります。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく3つ上げられます。

1つ目は、公平・公正な社会の実現であります。

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

2つ目は、国民の利便性の向上であります。

添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。すなわち、行政の効率化であります。

このようにマイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目指して導入されるものです。

なお一部に、すべての個人情報を1カ所に集中させて管理するかのよう不安が広がっているようですが、冒頭申し上げたとおり、個人情報はこれまでどおりそれぞれの行政機関が管理を行うことには変わりはありません。

今回のマイナンバー導入で、複数の行政機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であるのかどうかを確認するために、法律、条例に定められた業務に限って、マイナンバーで本人確認を行うことが目的であり、これに加えて各行政機関の間で、税、社会保障、災害対策に関する情報の提供を受けることができるようにするものです。

○12番豊留榮子議員 今、中身は御説明いただいたんですが、それに対する市長の見解をお示しください。

○神園征市長 マイナンバー制度は、国会で議論されて法制化され、全国一斉に法律に基づいた制度運用がなされるものであります。

議員のお尋ねは、市民にとって必要なものなのかといったような意味合いのことですけれども、市民、国民にとって必要なものであるのかという議論が国会で尽くされた結果、制度として全国一斉に導入されるものと理解しております。

なお、法律の目的どおり、制度導入後は、市民・国民に対しては公正な給付と負担が図られること、また、市民、国民が行政機関からの給付等の便益の供与を受けたい場合の申請、届け出などの手続の負担軽減、本人確認の簡易化のほか、行政コストの削減につながるものと期待しております。

○12番豊留榮子議員 ただいまの御答弁から、マイナンバー制度とは、社会保障の給付ですとか負担にかかわる全国民の個人情報を、このマイナンバーという個人番号を通じて行政機関が確認をし、利用することができる制度だということは理解できます。

そもそも今回の番号制度は、2009年の政権交代で誕生した民主党政権のもとで、この社会保障・税共通番号制度として検討されてきたものです。

ですから今のところ、活用範囲は主に社会保障と税の分野になっていますが、今、安倍政権は、マイナンバー制度の積極的な活用を日本再興戦略に位置づけ、法律の検討規定を前倒しにして、この利用範囲のさらなる拡大に向けた方針を打ち出して、具体化に乗り出しているようですが、現在自治体が保有して活用されている住民基本台帳ですね、このネットワーク、このシステムとこのマイナンバーがどのように違うのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 マイナンバー制度につきましては、冒頭のお尋ねに市長がお答えしたとおりであります。これに対しまして、住民基本台帳ネットワークシステムは、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化する。で、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものです。

平成11年の住民基本台帳法の改正によりまして、行政機関等に対する本人確認情報の提供、それから市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うために、地方公共団体共同のシステムとして各市町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られているところでございまして、文字どおり住民基本台帳のみというところでございます。

○12番豊留榮子議員 2002年から活用されている住基ネットですけれども、この自治体が保有する住民基本台帳に記載された個人情報のうち、氏名ですとか、生年月日、性別、住所、住民票コードなどの情報をネットワークを通じてですね、自治体の間でやりとりすることで、事務の効率化を図るということにつながっていくと思うんですが、まず1つは、この本市における住基カードの普及状態ですね。今、住基人口、カードの交付枚数、そして普及率と全国との比較、2つ目は、国が把握している平成20年度から住基カードの偽造ですとか、成り済ましなどの不正件数、これがわかったらお示しいただきたいと思うんですが。

○原田博明市民生活課長 本市の住基カードの利用状況でございますが、現在、410名程度利用者がいます。交付から10年間で切れますし、住所が転出されますと本市から抜けていきますので、枚数が随時変わっていきまますが、現在は410名程度です。

全国の普及率につきましては、大体5%程度ということで把握しております。

住基カードの成り済ましにつきましては、現在、そのような情報は把握していないところでございます。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

多くの市民は今、住基カードとこの社会保障・税番号制度ですね、マイナンバーカードとの関係を知らない方が多いんじゃないかと思うんですね。税務課ですとか、あそこに行くとマイナンバーカードの制度の広報紙が立派なのができていんですが、この住基カードとこの住民票コードは、この社会保障・税番号制度にどのように引き継がれていくのか、その点を教えてください。

○原田博明市民生活課長 現在使われている住基カードにつきましては、引き続き交付されている方々については利用できます。

ただし、住基カードの交付は12月いっぱい終了いたしますので、それ以降はマイナンバーカードに引き継がれていくということになります。

住民基本台帳ネットワークは、引き続きそのまま活用されていきますので、マイナンバーにつきましては、その住基ネット、また税情報・社会保障情報につながっていくというかたちになります。住基ネットについての利用は、引き続き引き継がれていきます。

○12番豊留榮子議員 とすると、その住基カードを持ってらっしゃる方は、その住基カードとまた新たにそのマイナンバーカードを持つということなんですか。

○原田博明市民生活課長 住基ネット、住民基本台帳カードを持っていらっしゃる方がマイナンバーカードを交付申請するときですね、住基ネットカードは廃止になります。もうマイナンバーカードに引き継がれていくということになります。

○12番豊留榮子議員 実際には、その住基カードっていうのはなくなっていくということですね。

○原田博明市民生活課長 将来は、住基カードはなくなります。

○12番豊留榮子議員 マイナンバーで管理されている個人情報なんですが、どこまで把握されておられるのか、現段階ではマイナンバーを利用した個人情報の情報連携は、社会保障分野でこの年金ですとか、雇用保険、介護保険、国保、健保、奨学金、各種福祉制度、公営住宅などさまざまなんですから、これをマイナンバー制度を経済成長戦略の観点からも重視して、安

倍政権はですね、重視しているんですが、大幅に利用を広げていく方針だということですが、このようなプライバシーがいっぱい詰まった情報ほど、不正利用の危険を高めることになるんじゃないかという、そして介護や医療保険の利用料のアップにもつながっていくのじゃないかという心配も出てくるんですが、この点はいかがでしょうか。

○神園信二企画調整課長 マイナンバーの基礎的な個人情報、マイナンバーカードに含まれております基礎的な個人情報につきましては、住所、氏名、年齢、性別、それに当該マイナンバーの5項目ということになります。

なお、マイナンバーをつけまして、各行政機関に保有される情報につきましては、法律または条例に定められた業務の処理に必要な限度の個人情報であります。これはマイナンバー制度以前から、各情報を行政機関が業務の処理のために必要で保有されていた情報でございます。マイナンバー制度施行前後で何ら変わるものではないというところは御理解いただきたいと思いません。

○12番豊留榮子議員 すると実際には、マイナンバーがどのように使われていくんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 マイナンバーが使われますのは、社会保障、税、災害対策に関する行政手続ですが、具体的に社会保障の分野でいいますと、年金の資格取得や確認、給付に関する事務、雇用保険の資格取得や確認、給付に関する事務、それから医療保険、健康保険等の給付請求、それから福祉分野の給付、生活保護など。それから税の分野では、税務当局に提出する確定申告書、それから届け出書、いろんな調書、また、税務当局の内部事務などでは使われるようです。それから災害対策分野につきましては、被災者生活再建支援金の支給、それから被災者台帳の作成事務などにマイナンバーが必要になりますが、行政機関は、これらの事務を行う場合でも法律や条例で定められた行政手続に限ってマイナンバーを利用して、本人確認等を行うということになります。

マイナンバーを利用できる事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのがありますが、こちらの第9条関係の別表第1というものがございませうけれども、こちらのほうに既に法律の中でマイナンバーを利用できる行政事務を一覧にして定めてございます。

なお、今議会に枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例というものの制定について議案をお願いしておりますが、これは、先ほど御紹介した法律の第9条第2項の規定に基づきまして、マイナンバー、個人番号の利用、それから授受を行う事務として、法律第19条関係の別表第2というものがございませうけれども、こちらに記載された事務につきましては、28年1月1日から本市の執行機関の内部間に限りまして、ナンバーの利用を行おうとするものでございませう。御理解をいただきたいと思いません。

○12番豊留榮子議員 国はもうすぐ、10月5日ですか、5日以降に全国一斉に1億3,000万人、7,000万世帯にこの番号通知カードが送られるとしているんですけれども、これはどのような方法でどこから市民のもとに届くのか、これをお示しくください。

○原田博明市民生活課長 10月5日から個人番号通知カードというものが、随時交付されるようになります。

これはJ-LISというという地方団体情報システム機構という機構がございませう。ここから各自自治体から寄せられました送付情報に基づきまして簡易書留で送られます。その後、不達、送られなかった分につきましては、市のほうに返送されてきますので、市のほうで、その後調査をして市民の方々に配付するというかたちになります。

○12番豊留榮子議員 その簡易書留っていうのは、本人手渡しなんですか。

○原田博明市民生活課長 本人手渡しになります。

通知カードの封筒の中にはですね、世帯の家族全員分入っていきます。ですから、世帯のだれ

かに手渡しで渡るということになります。ただし、8人以内ということになっているようでございます。

○12番豊留榮子議員 皆さん心配されているのは、認知症の方でありますとかね、そこに住所はあるんだけど、実際にはそこに住んでいらないとか、そういう場合はどうされるんですか。

○原田博明市民生活課長 現在、8月24日から9月25日まで居所登録のですね、申請を今受けております。

今、議員が申されました長期入院・入所をされる方、またDVで居所を移さないといけない方、また東日本大震災等で住所地以外に居所を設定されている方が該当されます。

そのほかにやむを得ない理由がある方々につきましても、居所登録の申請を受けているところでございます。

○12番豊留榮子議員 もう早速ですね、10月といえはすぐですし、来年の1月からもうさまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられ、市民にとってはその番号の管理、番号カードですね、その管理という負担がふえることになります。普通に生活していく上で本当にメリットがあるのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 マイナンバーが通知された後は、それぞれ個人の大変大事な情報でございますので、こちらの管理には十分お気をつけたいということで、今後も広報を十分していかないとけないというふうに考えているところです。

市民の番号の管理の負担とそれと利便性との比較というふうな観点でのお尋ねだと思いますけれども、例えば今まで市民の皆さんが市役所でいろんな手続を行う場合にですね、市役所以外の行政機関が持っている個人情報というものがないと手続できない場合等がございますけれども、その場合は、市民の皆さん御本人に市役所以外の必要な個人情報を持っている行政機関まで足を運んでいただいて、再度また行政機関の個人情報についての証明書を持って市役所をお尋ねいただくと、2度手間、3度手間というふうなところがあつたわけです。

ただ、このマイナンバー制度を施行後は手続に来た市民の方にマイナンバーを提示していただけますと、市役所のほうからその当該行政機関に対して、手続を行う方の個人情報の利用、それから提供、これをお願いできることになりまして、行政情報のネットワークを経由して市役所が情報の提供、授受というところを行うことができるようになります。

ただ、これは何度も繰り返して恐縮なんですけれども、この情報利用、提供の事務というのは、法律・条例に規定された事務に限定されているということでございますので、すべてのそれぞれの行政機関が持っている情報、個人情報を市役所のほうで授受できるわけではないというところは御理解をいただきたいと思います。

○12番豊留榮子議員 高齢の方たちが心配されているのは、お年をとってから、私たちもそうですけれども、そのカードを使うという1年に1回あるかないか、住民票を取りに行ったりとか何回かなのに、その番号を管理していくことのほうが負担だっていう声が大きいですよね。

だから本当に住民にとってメリットっていうのかなっていう点もあるんですが、このマイナンバー制度の導入で役所の仕事が大きく変化して、効率が上がるといった効果がこの今強調されているようなことがあるんですが、本市においてもこのマイナンバー制度によって業務の効率化が進み、例えばその職員を削減できるほどの効果が見込めるというような見込みがあるのでしょうか、こんなふうにも言われているんですけれども。

○神園信二企画調整課長 行政がさまざまな事務処理を行いますときに、いろんな住民の方からの申請を受けたりとか、これが長期間の手続等の場合にはですね、いわゆる名寄せという作業がございます。結局、私ども行政機関が持っているたくさんの情報の中で、1つのAという情報とBという情報、これが実際お名前だけで登録、私どものほうで情報管理をしておりますと、同じ

氏名、例えば山田太郎さん、こっちのほうに山田太郎さん、別なファイルのほうにあったときに、本当にこの情報が実際同一人物のものであるのか、同姓同名というケースがありますからね、それを全部照合しないといけないと。それから関連する情報をそれぞれの保有している情報の中から集めてこないといけないというときに、そういう重複した氏名等があったりしたときには、非常に混乱を来す、事務作業に手間がかかるというところが大きな事務作業のウェートを占めておりましたので、そういうところでの事務作業っていうのは、非常に軽減できるのではというふうに期待がされているところでございます。

その人員の削減にそれがそのまま即つながるのかというところは、どの程度の作業量があるのかは、今後はかって検討、判断をしておかなければならないというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 もう一つ、特定個人情報保護評価なんですけど、個人情報保護のための措置としてつくられたとありますが、これが不十分であることが明らかになってきているようですが、この特定個人情報保護評価というのはどういうものなんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 個人情報の保護評価制度についてのお尋ねでございます。

この個人情報保護評価といいますのは、マイナンバー制度導入に伴いまして、特定個人情報、マイナンバーを付しました個人情報ということになりますけれども、これの不正な追跡、不正な突合、財産その他の被害等がないかなどの市民の懸念を踏まえた制度上の保護措置の一つとして、また、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、それから市民の皆様の信頼の保護というところを目的に、先ほど紹介しました法律の第26条、第27条に規定されたものでございまして、個人番号を付しました、マイナンバーを付しました個人情報のファイル、これを特定個人情報ファイルという呼び方をしますけれども、このファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関、それから地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析しまして、事前にそのようなリスクを軽減するための適切な処置を講ずることを宣言するものでございます。

対象となる事務としましては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ですけれども、いわゆる電子情報ではない紙ファイルでその後も保存をされる情報、それから対象人数、保有するファイルの対象人数が1,000人未満の事務などにつきましては、個人情報保護評価の実施義務はないということで、法律で規定されているところでございます。

○12番豊留榮子議員 6月初めに日本年金機構から125万件に及ぶこの個人情報が流出するという重大な事件が明らかになりました。

この年金機構は、マイナンバーを付番する個人情報を大量に保有する機関です。

今回の個人情報の流出事件は、年金機構のような公的な機関がマイナンバーを保有するから大丈夫、安全だという安全神話を根底から突き崩しました。

政府はこの事態を受けて、年金機構とのシステム連携については、原因究明を図った上で判断するとの態度を表明しましたが、この事件はマイナンバー制度の根幹を揺さぶっています。

今、多くの市民の方が不安に思っているところですが、本市の対策は本当に大丈夫なんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 年金機構からの個人情報の流出後、また、マイナンバー制度施行を前にして、国からは、各自治体のシステム構築に関する技術的アドバイスをたびたび通知しております。特に、特定個人情報を扱うパソコン内の情報経路につきまして、インターネット等の情報システムと特定個人情報を扱う行政情報ネットワークシステム、これを連携した基幹系システムとを完全に分離をなさないと、そういうシステム変更を急々に行うように国から要請をされております。

このシステム変更要請は、今回の年金機構の個人情報流出を受けた技術的アドバイスの一環ではございますけれども、本市はこの経費を今度の9月補正予算をお願いしております。

このほか、今後庁内におきましては、特定個人情報のセキュリティーポリシーの策定、それから職員への技術、それから意識向上のための研修を実施していきたいということで予定しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 このマイナンバーは、その税や社会保障・社会保険、災害の3分野での利用から始まり、官民のさまざまな分野に利用拡大していくことが狙われています。

当面の3分野の範囲でも、年金、社会保険、福祉、公営住宅等の行政手続や雇用主への届け出などで、マイナンバーの記入が求められ、さらに現在国会に提出されている法改正では、銀行口座やこれは……、通りましたね、メタボ健診、また高校授業料補助などの自治体の独自策についても、そのマイナンバーとの情報連携を可能とするとしています。

そして、今後、このマイナンバーカードの利用拡大は戸籍への連動、そして健康保険証や印鑑登録カードとの一体化、各種免許資格確認、さらにクレジットカード機能としての利用までも視野に入れているようです。

既に情報連携が予定されている個人情報は膨大ですが、さらなる利用拡大が進めば、この不正利用や情報漏えいの危険が高まることは避けられません。この一度漏れた情報を取り戻すことはできませんし、情報の不正持ち出し等はもちろん、さきの日本年金機構の事件のように、システム上、運営上の不備を原因とした情報流出が起これば、役所は対応の矢面に立たされることになるでしょう。

マイナンバー制度が実施されなくても、住民生活への不都合は生じません。住民の不安が高まっている中、スケジュールありきで進めるのではなく、もう一度制度を根本から見直すことが必要だと考えますが、この点はどうか。

○神園信二企画調整課長 冒頭の市長の答弁でございましたとおり、マイナンバー制度、さまざまな今後の広がりも予想されるではないかというふうなところもございませうけれども、このマイナンバー制度というのは、国会で十分議論されて法制化され、全国一斉に法律に基づいた制度運用というところがなされております。

国会の場で、市民のため国民のためにとって必要なものであるのかという議論は尽くされた上で、制度として全国一斉に導入されるものというふうに理解されております。以上です。

○12番豊留榮子議員 次の質問に入りたいと思います。

広域ごみ処理施設の建設についてですが、本市における広域ごみ処理施設建設の候補地は、国道270号線の金山浄水場の手前、左に花渡川が流れ、右手山側ということですが、この候補地はどのようにして決まったのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 候補地を選定するに当たりましては、平成26年5月23日の枕崎市衛生自治団体連合会の総会において、各自治公民館長さんへ選定の要件を説明し公募を行ったところです。

しかしながら、なかなか候補地が上がってこない中、数件、情報提供がありましたが、おおむね2ヘクタールの土地の確保や造成により平地が確保され、建設に適した地質・地盤が見込めること、搬入路の確保、法的規制、交通アクセスなどの要件に合う場所ではなかったため、庁内で検討し、数カ所の現地踏査を行いまして、現在推薦している用地に決定したところです。

○12番豊留榮子議員 お話はわかりましたが、今回のようにですね、住民には何の説明もなくとも自治体が候補地を決めてから説明会を開くというのは、そもそも順序が逆ではないかなと思うんですね。候補地を決定する前に、住民の意見をきちんと聞くことは当然のことです。

また、ごみ行政の運営やごみの減量など、行政と住民の協働、住民一人一人の取り組みは欠かせないものです。そうしたことから徹底した情報公開と住民参加のもとでの十分な議論が必要ではないでしょうか。

今、これは本市における候補地っていうのは複数あったということですが、ここに決まったと

いうことですね。

でも、南薩地区の衛生管理組合で、構成されています今、枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市、知覧町と川辺町で広域ごみ処理施設を建設するための候補地ですが、この各市から出されていると思いますが、本市における住民説明会での住民の方からは、どんな意見が出されましたか。

○久木田敏副市長 御答弁申し上げる前に再度確認させていただきたいと思いますが、これはまだ候補地がここだと決定したということではございません、御承知だろうと思いますが。

市としては先ほど申し上げましたように、候補地としての推薦の場所を出したと、それはもう各自治体同様でございます。

今後、各自治体から3名、今現在、協議会のほうに出ているんですが、その方々の中、あるいは学識経験者、その方々が一緒になって、その候補地をこれから選定するということでございます。その時点で十分住民説明会を開催いたしまして、その点についての候補地として決定した場合には、その説明がなされていくということでございますので、もう一度御理解いただきたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 住民を集めての説明会は実施しておりませんが、建設候補地周辺の4公民館長さんには5月28日に説明を行いました。

主な意見といたしまして、場所、アクセス、土地の形状など、いい場所と思うので、公民館としても協力するとのことでした。

下流域の5公民館長さんへは6月25日と26日に説明を行いました。

各公民館長さんの主な意見といたしましては、公害が一番心配であるので、公害が出ない施設であることをしっかり説明してほしい、この地域は、し尿処理場建設の問題や産廃施設設置の経緯があるため、ごみ処理建設等については、拒否反応があるといった意見がありました。

また、ごみ運搬車の交通量が多くなり、道路の渋滞を招くおそれがあるとの意見や地元処理施設があったほうが利便性があり、経済的にもよいのではないかと、住民とすると、ぜひ枕崎に建設していただきたいとの意見がありました。

地域住民への説明につきましては、各構成市の住民団体、環境衛生団体、女性団体の代表者及び大学教授等学識経験者で構成する新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会での協議結果を踏まえ、本市の推薦地に決定した場合は、説明会を実施していくことと考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 話はよくわかるんですけども、候補地だということは私もわかっております。

ただ、今お聞きしてますと、公民館長さんたちにはお話をしてあると4公民館長ですか。でも、その住民の方々はじかに聞いてないわけですよね。これはやっぱりその地域だけではなく、枕崎市全体の問題ですし、これは全市にわたって住民の意見を聞くっていうのは大事なことだと思うんですね。

この自治体の本来の仕事ですけども、住民参加のもとにごみの総排出量ですとか、とりわけ燃やすごみはいかに減らすかを基本に、ごみの徹底した減量化計画を立てて、それらをもとにして焼却炉の建てかえを実行すべきではないでしょうか。

私たち住民の側にとっても、自分たちの出しているごみの実態について正確な知識を持つことは大事なことだと思います。

今後、行政と住民の協働を進めていく上で、この情報公開っていうのは本当に必要不可欠だと思うんですね。これをどのようにお考えでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいま議員がおっしゃいましたように、情報公開というものについては、これはもう最たるものだろうと思います。

ですので、今協議会の中で候補地の選定に専門家を交えて進めておりますので、その候補地に

選ばれるというような状況にありましたら、先ほどから申し上げておりますように、十分住民説明会を行いまして、それぞれの方々の御意見を反映させていくということで考えております。

○12番豊留榮子議員 今改めてですね、この住民の命と暮らしを守るために、またこれ以上の借金を自治体にしよい込まないためにも、住民と行政が力を合わせて、このごみ問題に取り組んでいかなければならないと思います。

このごみ問題では、先進に行く志布志市ですね、人口3万3,000人、1998年にダイオキシン問題での対応を迫られた際に、国が進める広域処理による大型焼却炉建設は、建設費に200億円、年間運営費が10億円と高額な財政負担が明らかになって、市としては到底たえられないと判断、脱焼却、つまり焼却炉をつくらないという方向を選択しました。

同時にごみの埋立地にも限界があることから、ごみは資源と位置づけ、市民に徹底分別への協力を呼びかけました。最初は苦勞もあったそうですが、市職員の粘り強い働きかけと市民の協力のもと、生ごみ、紙、プラスチックなどについても、分別、資源化が徹底されて、ごみの埋め立て量は約8割も減少したといます。最終処分場の使用期限が大幅に延びて、生ごみなどが分別されたことで、周辺地域は清潔になったそうです。現在、全国の市の中では8年間連続第1位を維持しています。

しかも、ごみの1人当たりの年間処理費用は、全国平均の約半分で、市の財政健全化、まちづくり、福祉、教育などの予算の確保に大いに貢献しているといえます。

焼却施設を持たないために、建設費の負債もなく、さらに志布志市の堆肥も質がよく地元農産物の育成に大いに貢献し、地元農業の発展につながっているとのことでした。

こういうすばらしい先進地も鹿児島にはあります。

ここで建設を踏まえて、ごみ問題をもう一度考えるいい機会だと思うんですね。この点をよろしくお願いいたします。

次の質問をお願いします。

子供の医療費の助成についてですが、子供の医療費助成は現在中学校卒業まで拡大されてきました。子育て中の方々に大変喜ばれています。

今後、一時支払いをしなくてもいいように、病院の窓口で無料になるように、さらには高校卒業まで無料化を拡大していく考えはないかお聞きします。

○山口英雄福祉課長 病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式ということですがけれども、これにつきましては、これまでの議会でも申し上げておりますとおり、各医療機関との契約やシステム改修の問題、それから他の医療費助成制度との兼ね合いといった問題も解決しなければいけませんし、さらにペナルティーとして国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整が行われると、こういったさまざまな問題がありますので、本市単独での導入ということにつきましては、現時点では困難であると考えております。

なお、現物給付方式につきましては、県の制度として実施できないかというのが県内各市の共通の考え方でございまして、毎年県の市長会を通じまして県への要望活動を行っているところでございます。

それから、子ども医療費の無料化につきましては、御承知のとおり本市では、昨年7月診療分から中学校卒業までに対象を拡大したばかりで、現在1年間を経過した程度でございまして、当面は、現行制度で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

今、質問者が言われるとおり、高校卒業まで拡大するとなりますと、さらに多額の財源を継続して確保する必要がございまして、市民の皆様さまざまなニーズを考えますと、持続可能性といった面で問題があるのではないかと考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 今、現物給付がされていない県ですね、九州管内では、たしか沖縄とこの鹿児島だけだったんじゃないかと思うんですが、そこをちょっと確認させてください。

○山口英雄福祉課長 現物給付方式につきましては、いろいろ国のまとめたものがございすけれども、今、手元の資料の中では、九州管内でどの県がというのはちょっとまだはっきり……、確認はできていないところがございますけれども、鹿児島県ではまだやってないと、全国では確かに現物給付方式、それから混合方式……、一部現物給付方式っていうのも含めまして、実施している都道府県はあるというふうには把握しているところがございます。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

今、この高校卒業までの無料化の件ですけれども、今、全国で高校卒業までですね、無料化を実施している自治体数及び県内で実施している自治体名がわかりますか。

○山口英雄福祉課長 県内19市の状況について申し上げますと、現在、19市中、高校卒業までを全額無料化としている市が3市ございます。

○12番豊留榮子議員 本市は昨年から中学校卒業まで拡大されてきたんですが、現在の利用状況ですね、これを教えてください。

○山口英雄福祉課長 昨年7月診療分から子ども医療費の無料化を中学校卒業までに拡大したわけですけれども、平成26年度の実績が7月診療分から翌年2月診療分までの8カ月分で1,177万程度ございました。これを12カ月に換算いたしますと、1年間で約1,770万円程度の影響額があったということがございます。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

この児童福祉法の第2条ですが、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと定めています。この児童福祉法の対象は、18歳未満です。

これから見ても18歳までの医療費無料化を国と地方自治体が一緒になって実現すべきだと考えます。家庭においては、子供の成長とともに、子育てにかかる費用は大きくなってきます。未来を担う子供たちが分け隔てなく、健やかに成長できますように、これは、地方創生につながる実現すべき大きな事業だと思いますが、市長の見解をお示しください。

○神園征市長 そういうふうにできればいいことなんですが、何しろ財政的な問題等もありまして、一気にはいかないところであります。

○12番豊留榮子議員 子供の医療費の助成については、市長も頭の中に入れておいていただきたいと思います。

次に、立て看板の管理について質問します。

別府小学校正門前に人家の庭を借りて設置してある三面体の看板ですが、字の影は何もなくて真っ白で本体は傾き危ないんで取り外してほしいって相談がありました。早速、教育委員会のほうで撤去していただいたそうで、ありがとうございました。

このように行政が立てた立て看板の点検がどのようにされているのかお尋ねいたします。

○上園信一生涯学習課長 別府小学校正門前にあった立て看板につきましては、さびている状況にありましたので、先日、撤去したところです。

市が設置した立て看板の点検及び管理につきましては、設置した課においてそれぞれで行っているところです。

○12番豊留榮子議員 設置した課がそれぞれ責任を持って点検しているということなんですが、例えば、この別府小の立て看板なんかは、ほんと私たちも気づかないくらい真っ白だから別に目障りでもないんですね、きれいなんです。だからみんな何事もなく当たり前みたいに見て過ごして、何も気がつかなかったんですけれども、こういう状況が金山のところにも1カ所同じようなものがあるんですが、金山入り口のところに、あれはどこの設置ですか、教育委員会でしょうか。

○田代芳輝教委総務課長 金山の浄水場の入り口のところでしょいか。

○12番豊留榮子議員 金山浄水場を曲がって金山の入り口と田布川の方角に行くあの交差点のところに、もう木に隠れた感じでこの三面体が立っているんですね。そこのはちょっと木がこうし

ているから、黒くなったりしてるんですが、字は見えません、同じようなものでした。

○田代芳輝教委総務課長 そのこのところに金山小の看板が以前立ってたのがありましたけど、それについては、私ども教育委員会のほうで撤去したんですけど、もう一方のほうはちょっと、今のところは何の看板かはちょっとわかりませんが。

○12番豊留榮子議員 今気がついたから申し上げるんですけども、もう気がつかずに放置されている看板というのは、あちこちにあるんじゃないかなと思うんですね。

この各課が点検するという事なんですけれども、平和のメッセージを掲げた看板も、もう飛ばされて柱だけが立っているところもありますよね。

そういう点検っていうのは、ほんと実際、各課はどのようにされているんですか。

○久木田敏副市長 今、議員のお尋ねのところ等も含めまして、再度、台風の結果もありますので、全体的に各課に指示して点検をするように行いたいというふうに思います。

○12番豊留榮子議員 これで質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆さん、おはようございます。

まず、質問を行う前に、今回、台風15号により被災された方々に対し、謹んで心よりお見舞い申し上げます。

今回、ルース台風のような強かったと報じられた強い台風15号が到来しました。本市には、25日午前2時から3時にかけて最接近し、最大瞬間風速45.9メートルを記録した猛烈な風と高潮が重なり、かつおぶし工場、一般住宅、農畜産業などに大きな被害が発生しました。

台風15号は、石垣島で最大瞬間風速71メートルを記録した非常に強い台風であり、かつ、台風は進行方向の東側が最も風雨が強いわけですが、台風の進路の東側がまさに本市に最接近することが予測されたと思いますが、どのような体制で、どのように対応したのか、まずお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 台風15号は、鹿児島県全域を暴風域に巻き込みながら、非常に強い勢力を維持したまま東シナ海を北上し、熊本県荒尾市付近に上陸しました。

本市では、25日の午前2時23分に最大瞬間風速45.9メートルを記録し、新町海岸付近をはじめ、市内各地で大きな被害をもたらしました。また、今回の台風では長時間にわたって停電した地域もございましたから、市民生活にも大きな影響が及びました。

被害を受けられた市民の皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。

現段階で集約できている被害状況につきましては、さきの全員協議会で報告したとおりですが、人的な被害がなかったことについては、大変幸いに思っています。

私としましても、今回の台風が進路を変えた当初から、これまでの台風の動きとはちょっと違うと感じましたので、避難体制など危機管理とかあるいは消防のほうとも再度確認し、台風対策に万全を期すように担当課等に指示したところです。

なお、台風の災害対策に対する対応については、担当課長から答弁させます。

○本田親行総務課長 8月24日午前6時13分に鹿児島地方気象台が発表いたしました台風15号に関する情報では、24日5時に宮古島の北西80キロにあって、中心の気圧は940ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートルで、中心から半径90キロ以内では、

風速25メートル以上の暴風となっており、非常に強い勢力を維持したまま24日午後に沖縄本島地方や奄美地方へ最も接近し、25日には強い勢力で九州に接近する見込みでありました。

このようなことから、市としましては、台風15号接近に対する情報連絡体制を確立するため、24日午前8時30分から市長、副市長と総務課、消防本部の関係課職員で、今後の対応について協議を行いました。

協議の結果、情報収集を行いながら災害警戒本部を設置すること。また、今後の状況によっては、災害対策本部を設置すること。それから、広報車や防災行政無線等で台風への警戒と早目の安全確保を呼びかけること。また、市内8カ所の避難所を開設することなどを決定しました。

具体的な対応につきまして大まかに申しますと、24日午前10時過ぎから市内全域で消防車両により台風への警戒と早目の安全確保について広報を開始いたしました。また、避難所担当職員に対しても、避難所開設に向けた準備を開始するよう指示し、各担当職員は、避難所開設の準備を開始いたしました。

24日午後1時過ぎ、防災行政無線でも、本市への影響が見込まれるころや早目の台風対策について広報を行いました。また、午後2時過ぎには各課職員に対し、各課の所管する台風対策に万全を期すよう周知し、それぞれ対応を開始いたしました。

午後5時に災害警戒本部を設置し、本市への台風の影響が見込まれるころや避難所を開設することを防災無線でお知らせし、避難の必要な方々は避難の準備を進めるよう促したところです。

24日午後5時に枕崎市災害警戒本部及び消防本部災害警戒本部を設置いたしました。同じく午後5時に市内8カ所の避難所を開設し、市民の避難に備えました。なお、避難所に避難された市民は37世帯53人でした。

明けて25日午前8時30分に枕崎市警戒本部及び消防本部を廃止し、同時に緊急課長会議を招集して、各課等の所管する公共施設等の被災状況等の報告と今後の対応について協議いたしました。

25日午前8時45分から市内全域における災害調査を開始いたしました。

また、今回の台風については、停電が長引いたことから、市民からの問い合わせに対処するため、25日の午後9時前まで総務課職員が待機して、インターネットから得た九電の停電状況等を市民に伝えたところです。

以上が台風第15号に対する主な市の対応でございます。

○4番城森史明議員 次にですね、避難勧告及び避難準備勧告というのは、どういうシステムでそのような決定をするのか。それと、今回は避難準備勧告及び避難勧告というのは出されたんでしょうか。

○本田親行総務課長 災害対策基本法におきまして、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町村長は必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立ち退きを指示する権限が付与されております。

避難勧告につきましては、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、地域防災計画において、河川のはんらんや土砂災害の予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させることとしており、特に土砂災害警報情報が発表された場合には、土砂災害発生の危険度が高まっている地域から住民の早期避難を開始することとしております。

なお、8月31日現在の県の取りまとめでは、今回の台風第15号に対し、県内どの団体も避難勧告は発令しておらず、本市においても避難勧告の発令は行わなかったところでございます。

避難準備情報につきましては、住民に対して避難を呼びかけるとともに、高齢者や障害者など避難行動に時間を要する方々に対して早目の段階で避難行動を開始することを求めるものでござ

います。

今回、避難準備情報の発令は行っていませんが、台風接近のさなかの避難は非常に危険であり、暴風雨で身動きがとれなくなることが予想されますことから、市内全域の住民全体に対して消防車両による広報や防災行政無線により、危険を感じた場合には早目の避難を促したところでございます。

また、豪雨による洪水の場合の避難勧告発令の判断基準といたしまして、神浦橋における花渡川の水位が危険はんらん水域の3.4メートルを超え、その後も水位の上昇が見込まれるときとしていますが、今回、花渡川の水位はそのような状況にはなかったところでございます。

○4番城森史明議員 私が今回の台風で一番危惧したのはですね、要は、満潮時とちょうど重なっているということで、重なっていて、最初はたぶん5時だったと思うんですね、5時ごろ最接近すると。しかし、速度が早まってですね、2時、3時になったわけですけど、その満潮時がたしか3時だったと思うんですね。ちょっと議員同僚と満潮時と重なるけど大丈夫かねっていう話をしました、確かに。

ですからやはりですね、その結果的にああいうような災害が発生したわけですね。

そして、私も午後10時ごろ、情報についてはテレビを見ながらですね、注意していたんですけど、避難準備勧告というのがたしか出たと思います。鹿児島、南さつま、長島町、何か出ました。だけど枕崎は出てないんですよ。その10時ごろ出た避難準備勧告、避難準備勧告なんですか、そういう警報がテレビに出たのを覚えています、その辺はどうなんですか。

○本田親行総務課長 今の答弁で申しましたけれども、避難準備勧告という表現はございません。避難準備情報ですね。それにつきましては、高齢者等避難の時間がかかる方々に、先ほど答弁いたしましたとおり避難を促すわけなんですけども、本市につきましては準備情報としては発しておりませんけども、夕方からその時点での避難準備情報の発令につきましては、避難等に非常に危険でございますので、海岸線等を中心に広報車で全体、市内全域を回るとともに防災行政無線でも早目の避難と安全の確保を促したところでございます。

○4番城森史明議員 先ほどもその防災計画の、このどういうときに避難準備、避難勧告をするのかっていうのが出ましたけれども、やはりその非常に満潮時とその……、要は、今までかつてない東側を通過する台風ということですね、それが重なるということが予想されたということは、私はやっぱり、ここに準備情報がありますけども、人的災害の発生する可能性が高まった状況、避難勧告というのは、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況ってありますよ。これには該当しないというふうに考えたんですか、その見解はどうなんですか。

○本田親行総務課長 避難勧告の定義、発するときのことにつきましては、今の答弁でも申しましたけども、県内どの団体でもそのような定義といえますか……、避難勧告を行った団体はないところですけども、本土におきましても避難準備情報につきましては、議員おっしゃるとおりに何市か情報を発令している団体がございます。

台風につきましては、大雨等の洪水も予想されますので、これまで、結果的に高潮と思われるような被害が大きかったわけなんですけども、台風につきましては大雨暴風等も予想され、満潮時なので、花渡川の水位について接近前から気にしていたところなんですけども、花渡川の水位については、大きな雨を伴わなかったのも、避難勧告を出さずに至るような状況ではなかったと。

高潮については、これまでそういう被害が長い間、ルース台風以来統計的にも発生しておりませんので、先ほど申しましたように避難準備情報というよりも、市内全体に対して注意を防災無線、広報車等で喚起したところでございます。

○4番城森史明議員 災害、実質的責任者は、市長が務めておられるわけですけども、満潮時の重なりと台風の重なりをどのように市長は判断されたんですか。

○神園征市長 ただいま課長から答弁あったとおりで、花渡川の水位そういうものからして、心

配はないだろうというようなことで、ただ、避難準備の情報そういったものを出すだけであります。

○4番城森史明議員 やはり枕崎はですね、今回も非常に人的災害もなく大きな……、不幸中の幸いでそういうのがなかったわけですけども、やはりこれはやっぱり今までそういう台風に鍛えられてですね、災害に対する備えを十分してきた歴史じゃないかと思っております。

ただ、今、地球温暖化でですね、非常に今回の台風にもありました、勢力を衰えながら、また勢力を伸ばしてきたわけですね。そういうことで、地球温暖化で本当にこれ以上の台風がやはり枕崎は直撃される位置にいますのでですね、やはりその辺はもう人命が大事なんで、先に先に、災害が起こったらおしまいなんです、先に先に、やはり今回の教訓を教訓として、その避難、特に避難ですね、避難準備勧告、避難、これに関して今後も十分な対応をお願いをしたいと思います。

次に、それと大雨災害、台風災害と続いているんですけども、先ほど台風のケースがありました。大雨被害ですね、大雨、かなりその大被害ではなかったんですけど、小さな被害を各地でもたらしているわけです。

この中で、やはりまだされてない部分があるわけですね、それは当然優先順位があつてすぐにはできないと思うんですけど、やはり市民に対する説明をしてほしいと、そういうことでその大雨による災害数と対処をした部分の数っていうのはどういうふうになっているんですか。

○佐藤祐司財政課長 私のほうからは、大雨災害における予算での対応状況について申し上げます。

大雨災害の対応につきましては、既存予算の修繕料等で対応、公共土木災害や農林水産施設単独災害復旧費の所管替え350万円で対応しましたほか、追加分につきましては、今回の補正予算に計上をいたしております。

補正予算につきましては、災害復旧費におきまして、農林水産施設補助災害復旧事業で農業用施設の復旧に1,288万円、農林水産施設単独災害復旧事業で農業用施設等の復旧に290万円、道路橋梁維持費で長雨による舗装や側溝などの補修に1,000万円、農地費で農道等維持管理の土砂混支給に24万9,000円を計上しているところでございます。

○4番城森史明議員 件数的にはどのような感じなんです、大雨による災害に限定したときに。

○俵積田清文建設課長 6月の長雨による被害件数につきましては、建設課、市道への影響分についてですが、畑等の崩土による通行への支障があった市道は10件程度、それから急傾斜地等の崩れが1件、それから水路が2件ほど、それから河川等へ樹木が……、倒木ですね、倒木で影響された部分が2件、それから道路の路肩決壊が7件、また今回雨量が多ございましたので、舗装路面が大変やられたところがございます。そういうところが7路線ありました。

○真茅学農政課長 農林業関係でございますけれども、まず、補助災害、単独災害にかかわる部分が6件ということで、農業用水路が補助災害で2件、それから単独災害の関係、農業用水路が6件、農道が6件、妙見運動場が1件、林道が1件となっております。そのほか、小規模で畑の土手等が崩れまして、土のう袋を支給というかたちでしたところが35件となっております。

○4番城森史明議員 こういうふうにも大雨によっても結構な被害が出ているところなんです、その辺の小さなところも含め市民がやっぱり関連する部分はですね、市民は、一人一人にしたら非常に心配をしていると思うんです、いつぐらいやりますということでこれはこうしますとか、その対策をやはりですね、丁寧に説明をしてほしいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

先ほどの豊留議員の質問にも出ましたが、ごみ処理施設を今度4市で選定をするということになっているんですけども、その中でですね、やはりまず、要は住民が一番心配しているのは、要は先ほども出ました公害だと思いませんか。ですから公害、その辺がどのような……、内鍋

清掃センターでということですからずっと営業っていうか稼動してきたわけですから、その中である程度その辺のところをですね、やはり住民に説明すべきだと思うんですけども、内鍋清掃センターのように稼動している中で、どのような法律があるのか。そして、そのためにですね、どのような管理を行っているのか、まず質問をしたいと思います。

○原田博明市民生活課長 内鍋清掃センターの管理運営につきましては、南薩地区衛生管理組合で行っているところでございます。

南薩地区衛生管理組合によりますと、内鍋清掃センターにかかわる環境基準を遵守するための法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が基本となり、ダイオキシン類対策特別措置法と大気汚染防止法の環境基準で管理しているということです。

この法律に基づきまして、ダイオキシン類については、工場煙突の排ガス、工場内のベルトコンベアの飛灰、敷地南側の土壌、敷地北側の土壌の測定を年1回行っているとのこと。また、内鍋清掃センター付近海域の海水調査も実施していると伺っています。

ばいじん関係につきましては、年6回測定を行っているとのこと。以上です。

○4番城森史明議員 その大気汚染防止法には、もっと項目があるんじゃないですか、ばいじんだけじゃなくて。

○原田博明市民生活課長 ダイオキシン類測定につきましては、排ガス、飛灰、土壌、それから浸出水が測定の基準というか測定の項目になっています。また、大気汚染防止法では、ばいじんというかたちで測定をするということになっております。

ばいじんにつきましては、硫黄酸化物、それから窒素酸化物、塩化水素の測定を行っているということです。

○4番城森史明議員 ダイオキシンは……、その項目についてはですね、基準内だと思いますよ、基準外だったら大変なことです。

例えば、実際その基準値に対して、特にばいじんのところですね、その辺は基準値と、窒素酸化物、硫黄酸化物があるのかどうか分かりませんが、そのところは基準値に対してどういうふうな測定値に内鍋清掃センターはなっているんですか。

○原田博明市民生活課長 まず、ばいじんにつきましては基準値がですね、0.05グラムに対しまして、昨年度の測定結果が0.042グラムというふうになっております。一応、内鍋清掃センターにつきましては焼却炉が2炉ありますので、第1系と第2系がございます。今、説明した数字は第1系でございます。第2系につきましては、基準値0.05グラムに対しまして0.022グラムというかたちになっております。

硫黄酸化物につきましては17.5ppmで基準値がございしますが、1系にしても2系にしても0.2未満ということで測定されているようでございます。

窒素酸化物につきましては150ppmでございしますが、第1系が91ppm、第2系が83.5ppmということで報告を受けております。

また、ダイオキシン類の測定結果につきましては、排ガスの測定が第1系につきまして5ナノグラムに対しまして0.97ナノグラム、第2系は0.88ナノグラムでございます。

飛灰につきましては、3ナノグラムに対しまして0.38ナノグラム、第2系が0.18ナノグラムでございます。

土壌につきましても、北側、南側それぞれ測定しておりますが、北側につきましては、基準値が1,000ピコグラムに対しまして0.038ピコグラム、南側が2.5ピコグラムということで、すべて基準値以内で報告を受けているところでございます。

○4番城森史明議員 今の数字からしますと、ばいじん量がちょっと0.05なんですかね、基準値は。それに対して0.04、その辺の数字っていうのはどのように考えておられるんですか。どのように分析されているのか。確かに基準値内だからいいんでしょうけど、若干その基準値に対して

近いわけですけど、その辺はどういうふうに分けられていますか。

○原田博明市民生活課長 ばいじんにつきましては、基準値が0.05でございます。それに対して、昨年が0.042、第1系が0.042ですね。第2系が0.022ということで、今、議員の御指摘どおり若干基準値につきましては、基準値を下回ってはいますが、年によって若干開きもあるようございまして、平成25年度の測定値を見ますと0.007グラム、第2系は0.0045というふうに報告がされてまして、その年の焼却の……、何ていいますか、その焼却する内容にもかかわってくるのかなというふうに考えているところです。

○4番城森史明議員 内鍋清掃……、稼動して10年以上たつわけですね。その中で実際に近くの住民からの苦情というものはどういう……、なかったのか、それともあればどういうのがあったのか、その辺はどうなんでしょうか。

○原田博明市民生活課長 現在の内鍋清掃センターは、平成9年2月に完成し供用が開始されております。その後、平成13年度に加世田地区のごみの受け入れを行ったために改修工事を行いました。平成14年度から加世田地区のごみの受け入れを開始したところでございます。

平成24年度から平成25年にかけては、10年間の延命工事を実施し、焼却炉等の改修工事を実施いたしました。

平成13年度の改修工事を行う際、生活環境影響調査を実施し、県に報告を行っております。処理施設につきましても、最新の技術を用いて改修されているところでございます。

平成14年度改修後、内鍋清掃センター及び南薩地区衛生管理組合に対しまして、苦情等は出ていないと伺っております。

また、市の市民生活課に対しましても何ら苦情等は出てきていないところでございます。

○4番城森史明議員 今のあれですね、ちょっと私もちょっとその辺のところをいろいろ聞いたところですね、今の施設ってというのは、もうすべて外に出ないようになっているというクロードシステムというんですかね、水も出さないと。そういうこと聞いたんですけど、内鍋清掃センターは今、そういう外に出るものが……、そういうクロードシステムにはなっていないんですか、なってるんですか。

○原田博明市民生活課長 今、議員のほうからお話がありましたクロードシステムでございしますが、工場などで有害物質を排出しないシステムということになっております。

排水は反復使用されて循環されるということです。重金属につきましても回収されるということで、工場内用水を節約するため、循環再使用をするシステムということで承っております。

内鍋清掃センターにつきましても、このクロードシステムを導入して、外には排水はしていない、雨水だけの排水ということを伺っております。

○4番城森史明議員 それでは、新広域ごみ処理施設の候補地なんですけど、その辺の環境というんですかね、例えば金山浄水場からの距離、金山集落、道野の集落、山下集落までの距離及び花渡川までの最短距離は約幾らなのか。それと3キロ内及び3から5キロ内の住宅戸数は約幾らなのか。住宅への影響、お茶などの農作物、イノシシなどの生態系への影響、その金山浄水場への影響等はどのように考えているんでしょうか。

○原田博明市民生活課長 本市が候補地として推薦している用地は、枕崎市金山町45番でございます。地目は山林でございます。

この用地から金山浄水場までの距離は約440メートル、金山集落まで約1,000メートル、道野集落まで約1,200メートル、山下集落まで約2,200メートル、花渡川まで50メートルとなっております。

3キロ以内の住宅戸数は約2,000戸、金山、東鹿籠、西鹿籠の一部でございます。3キロから5キロ以内の住宅につきましては、住宅戸数は約6,600戸でございます。立神南側、市街地の海岸線、別府を省く地域でございます。

環境への影響につきましては、仮に候補地に決定した場合、生活環境影響調査を行い、住民、農作物、生態系等の調査など十分調査をしていくものと考えております。

浄水場への影響につきましても、候補地が浄水場より下流域にあり、影響はないと言っていいものと考えますが、生活環境影響調査等により十分調査を実施していくものと考えております。

○4番城森史明議員 そのクローズドシステムになると思いますので、その辺のところは大丈夫かと思うんですね。

要は、問題は煙突からの煙、これはどのように考えているんですか、どのような影響で、どのように対応するんでしょうか。

○原田博明市民生活課長 煙突から出る煙につきましては、内鍋清掃センターの結果でも見ますように測定基準より下回っております。

今回計画する施設につきましても、最新ですね、技術を用いた施設になると思いますので、その辺につきましても十分対応できるものと考えております。

○4番城森史明議員 要は煙突の場合には、煙突の高さで何か調整するというのを聞いたんですけど、要は煙が風向きによって流れる方向も違うし、そしていずれは大気に落ちていくわけですよね。

ですから、そういう金山浄水場とか考えたときに、近くを考えたときには、やはり煙突を高くするとか、そういう対応があるとそういうことで対応できるということじゃないかと思うんです。

それともう一つ、私もちょっとこの前、総務文教委員会の所管事務調査で行ったときに感じたわけですけど、ここはやっぱり金山小学校の通学道路になっているんですね。当然、中学生は自転車通学をするわけですから、その動線がバッティングするわけですよ。

当然そういう出入り口ですから交通量も多いでしょうし、その辺はどういうふうに対応されるんですか。

○原田博明市民生活課長 先ほど説明いたしました但、候補地の場所につきましては、金山町の国道270号線に隣接している場所でございます。

このため、仮に本市候補地に建設が決定した場合、各構成市からのごみ収集車の出入りが多くなると予想されます。

しかしながら、搬入距離等の関係で収集車につきましても大型化が進み、搬入回数が減ってくると予想されます。交通量が大幅にふえるということは考えていないところでございます。

しかしながら、入り口部分につきましては、安全性を十分考慮し、学校の生徒や市民の交通等に支障がないよう南薩地区衛生管理組合に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○4番城森史明議員 確かにそういうことで、特にやっぱり子供たちの安心・安全にはですね、金山……、中学校とバッティングするわけなんで、注意をして、もし決まったらお願いをしたいと思います。

それと、やはり先ほど豊留議員から出ましたけども、やはり志布志みたいにですね、分別するのが一番、ベストなんですけども、それともう一つは、ごみを熱を利用した発電とか、そしてその熱の利用というのがありますから、その辺も加味してですね、検討してもらいたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、農業関係で飼料米というのが非常に政府もですね、米余りで飼料米というのを推進しているわけなんです。それでやはり枕崎市の水田地帯は、私のところを含めてですね、限られているわけですよ、桜山地区、金山地区にですね。

その中でこの件については、この現状については以前も私も質問したんですけども、やはり自家用米ということで答えられましたけど、これは自家用米じゃないんですね。要は、その要は所得がふえないからみんな耕作をやめてですね、耕作放棄地がどんどんどんどんふえているわけですよ。

ですから、何とかしてやっぱりこの現状をですね、打破して所得向上につながるようなですね、ものやっつけていかなきゃならないわけです。そういう意味で、その飼料米というのが戦略作物ということでですね、推奨……、政府もですね、推奨しているわけです。

ですから、その中で現状を……、従来、主食用米をつくったときと飼料米をつくったときの収入比較っていうんですかね、これはどのようになっているのか。

当然その飼料米というのもいろいろ問題があって、食用米でつくるケースと飼料米の専用作物でつくる場合があります。その辺のところをどのように違うのか、説明をお願いしたいと思います。

○真茅学農政課長 枕崎市で主食用米として植えられているコシヒカリの場合、主食用では10アール当たり、玄米換算ですけど446キログラム、これは平成26年度でございます。販売単価が192.4円で、これで約8万6,000円でございます。これに米の直接支払交付金7,500円、これは10アール当たりでございます。それを加えて合計で約9万3,000円程度になります。

これを飼料用として販売した場合、県の試算等を参考に算出しますと、飼料用米としての販売額は、1キロ当たり30円ということで約1万3,000円、これに国の交付金、直接支払交付金でございますけど、8万4,000円を加えて約、合計で9万6,000円程度になります。

今のやつは飼料専用米を植えた場合でございますけれども、これも県の試算では収量を480キロとしており計算していきますと、国の交付金が8万9,000円、飼料用米としての販売額がこれも単価が30円で1万4,000円、多収性品種での上乗せがございます、これが1万2,000円、合わせて11万5,000円程度となるとこです。

○4番城森史明議員 収量に応じて飼料米の場合は交付金が違ってくるんですけど、その仕組みはどうなっているんですか。

○真茅学農政課長 飼料用米の場合のこれは戦略作物助成として、収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付される仕組みでございます。

市町村へ米の生産数量目標の配分に用いられる基準反収というのがございます。これが枕崎の場合424.4キロと、この424.4キロが標準として8万円交付されます。それにそれより、424.4キロより少なくなっていくと1キロ当たり167円減額されると、逆に424.4キロよりふえていくと、ふえた分に対して1キロ当たり167円が増加されるとそういう仕組みでございます。

○4番城森史明議員 この仕組みを見た場合には、確かに収量を上げなければ、所得も上がらんという仕組みになってるわけですね。そういう意味でコシヒカリ自体がもともと枕崎の場合424キログラムですけども、コシヒカリ自体が非常に収量が少ない作物なので……、しかし、専用飼料米をつくるというのはなかなかいろんな機械等の問題もあって一気にそこまでいかないと、そういう状況なので、確かに収量を上げなければだめだということになっていると思います。

それとですね、ほかの……、飼料米もほかの助成がありますよね、この辺はどういうふうな助成制度があるんでしょうか。

○真茅学農政課長 戦略作物助成のほかに、先ほど言いましたように、飼料用米の専用品種でありますと、多収性専用品種ということになりますので、10アール当たり1万2,000円の上乗せ、また、耕畜連携ということで飼料用米の稲わらを畜産なんかで利用した場合は、10アール当たり1万3,000円の上乗せがあるとこでございます。

○4番城森史明議員 その耕畜連携っていうのは、わらの処理っていうのは、具体的にはどういふふうにするんですか。その米作農家がするのか、畜産業者がするのか、どういふ具体的な作業になってくるんでしょうか。

○真茅学農政課長 具体的なそういう処理の仕方までは定められてないというか、つくる側の米農家と使う側の畜産農家、そこの話し合いと申しますか、そういうことで決まってくるんじゃないかと、そういう利用をしたことによって米農家に1万3,000円の上乗せ助成しますというそうい

う制度でございます。

○4番城森史明議員 それで、今、特にこの南薩地区でもですね、非常に主食用米から飼料米を……、面積が増加していると思うんですけども、特にその大浦地区の現状はどうなってるのか、その辺のところをですね、説明をお願いしたいと思います。

○真茅学農政課長 大浦地区だけということでは南さつま市のほうも整理していなかったもんですから、大浦・加世田・笠沙・坊津地区ということですね、お答えいたしますけれども、主食用と同様の品種であるコシヒカリを32ヘクタール、イクヒカリを17ヘクタール、ヒノヒカリが2ヘクタールで合計51ヘクタール作付されております。これは平成26年度でございます。

そして、飼料用米の水田作付面積に対する比率は9%ということでございます。飼料用米の生産量は203トンで10アール当たり399キロの収量となっております。飼料用米はすべて南さつま農協を通じて販売されており、販売価格は1キロ当たり25円となっております。

27年度におきましては、品種は26年度と同様、主食用米で植えるということで、面積では114ヘクタールに拡大する見込みとのことでございます。

○4番城森史明議員 これは早期米で植えられる品種なのかどうかですね。

一応、その南さつま農協ですけども、ということで、もう一手に引き受けてやってるということですけども、その後には、当然その畜産業者とかあるわけで、飼料……、あるわけですね。

ですから、その後には……、その農協の先のルートっていうのはわかりますか。

○真茅学農政課長 南さつま農協は、鹿児島ミートグループ、南九州飼料工業株式会社、そういうところを中心に販売を行っているようでございます。

○4番城森史明議員 それとさっき言った3品種は早期米でつくった分ですか。

○真茅学農政課長 南さつま市、大浦、金峰、また坊、ほとんどが早期地帯ではないかと思っておりますので、早期米が多いと思っております。

○4番城森史明議員 それとその集荷の状況ですね、それとこれは何らかの検査が必要だと思うんですよ、農薬の残留検査とか、その辺のところはどのようになっているんですか。

○真茅学農政課長 申しわけございませんけども、そこまでちょっと調査をしてないところがございます。

○4番城森史明議員 そしたら枕崎市内でつくる場合はですね、その場合は、例えばその南さつま農協の支所に納めれば良いということになるわけですね、これからいったらですね。そういうことでいいんですか。

○真茅学農政課長 先ほど言いましたように、南さつま農協は、鹿児島ミートグループ、南九州飼料工業株式会社等と取引しているということで、取り扱い数量にまだ余裕があるということでございますので、当然本市で飼料用米を作付希望があれば、農協へ相談していただければ、そういう方向で対応していただけるものと考えております。

○4番城森史明議員 そういうことですね、耕作放棄地っていうのは本当にですね、どんどんどんどんこれからふえていくと思うんですよ。ですからそこをしないと、やはり農業……、要は、所得がふえればみんなつくるわけですよ、ですからそういうものが今までなかったためにですね、なかなかそこに、米づくりをですね、もう米はつくるより買ったほうが安く上がるっていう、そういうふうなことに現状はなってると思います。

そういうことで、地方創生じゃないんですけどもね、やはりその辺も加味して、やはり総合戦略の中にもですね、入れてほしいんですけども。

県内ではですね、いろんなそういう意味では地方創生ということで、日置市のオリーブ栽培、志布志のピーマンとかですね、種子島のショウガっていうものがあるわけですね。

そして、当然枕崎市もお茶にしても電照菊にしてもですね、タンカン等にしてもですね、枕崎の特産品っていうのはあるわけです。

しかしながら、今、現状、非常に価格低迷ですね、どこも苦しい状況なんですよ。やはりそこを、そしたらやはりお茶の振興、電照菊の振興、今の現状の振興というのが非常に大事になってくると思いますけども、そういう意味でやはりその所得モデルというんですかね、所得モデルを、これをつくったら、これぐらいつくったら売上500万できるんだとか、そういうやはり、そういうものを示してですね、やっぱり農業に……、農業する人たちに対してもですね、そういうふうにやって示していくことによって、農業をやろうかというそういうふうになってくるわけですね。

ですから具体的なその売り上げモデルがないとですね、農業はもうしんどいばかりでお金は上がらないということになってくると思うんですよ。

そういう意味で、その辺の今後の地方創生で、農業振興にどのように取り組むのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○真茅学農政課長 本市の特性を生かし、お茶、花き、カンショ等を基幹作物として振興に努めておりますが、消費者の低価格志向や買い控え等から販売価格が低迷しておりますので、市場性を重視した新種への転換や栽培技術の向上、新たな市場開拓等を行いながら振興に努めたいと思っております。

また、試算モデルというんですか、その話がありましたけれども、市のほうではつくっておりませんが、県のほうが現在いろんな作物の試算モデルを以前からつくっておったんですけど、ことしちょうど見直している最中でございます。また、そういうのができ上がってくれば、お示しできるんじゃないかなと。

そのほかに、他市町村では薬用作物等による振興を模索している市町村もあるようですが、本市においても薬用作物等の検討も進めてまいりたいと思います。

特にミシマサイコ等の薬用作物につきましては、本年4月に鹿児島県薬用作物生産組合が設立され、本市でも3名の方が枕崎支部を立ち上げたところです。

このほか、製茶プラントを生かした青汁用の大麦や桑茶等の検討も行いたいと思っておりますが、これらの取り組みを地方創生事業で取り組めるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 それと農業の振興には、当然農協とのやっぱり連携っていうんですかね、どうもその、枕崎の場合は、その辺がいろんな作物に関してですね、例えば南九州市と南さつま市はそうですけど、給食用の米も、給食用の主食……、米ですよ、これも農協が窓口にして、それを給食センターに納めているわけなんですよ。

枕崎の場合は、残念ながら農協じゃないんですよ。だからそういうことも含めて、やはり農協と連携をしなければなかなかその辺のところもスムーズにできないんで、その辺のところの農協との連携をどのようにやっていくのか最後をお願いをしたいと思います。

○真茅学農政課長 給食の米の話でございますけれども、Aコープ立神店が窓口でいろんな野菜等も含めて地元の野菜等を納めておるところでございます。

当然、桜馬場地区の農産物出荷協議会がありまして、そこから生産されたものでございますけど、その中でも農協等は十分、メンバーに入ってますし、連携しているところでございます。

また、ほかのいろんな作物に対する指導なり、またいろんな事業の取り組みにつきましても、市の農林技術協会というのございますので、これは振興局、農協、関係機関が全部入っております、常時連携しながら取り組みを進めているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆様、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

15号台風の被災者の方に対しましては、お見舞いを申し上げます。

地方創生についての質問は今回2回目となりますが、内閣創生本部事務局においても、策定が成ったときは公表をお願いしているとのこと。県内においても既に公表されているところもあります。策定内容により市町村の特性が示されるものと思っております。

きょうの私の質問ですが、枕崎版総合戦略策定の進捗状況について、どの程度進んでいるのかを質問いたします。

よろしくお願ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 総合戦略策定に当たっては、本市の総合戦略本文とともに人口ビジョンの策定もあわせて国から要請されております。

本年4月以降、国が開示したビッグデータをもとに、本市の人口、経済活動の詳細な動向を分析しながら、今回の地方創生に係る新たな施策はなかったと仮定した場合の本市の将来人口の推計作業、現状のまま地方創生がなかった場合の人口推計や昨年中に既に行っていた市民アンケート結果の詳細分析、市民と語る会の意見の集約、各課における業界ヒアリング等、総合戦略に反映すべき市民意見の拾い上げを中心に作業を進めるとともに、これらの市民意見等をベースに、当局の事務方と民間シンクタンクが合同で本市総合戦略に盛り込むべき事業の検討を重ねながら草案の起草作業を進めております。

現在、事務方では、民間シンクタンクと合同で検討した本市総合戦略に盛り込むべき事業の検討結果を庁内各課に流す準備を進めており、今後は、庁内各課がその事業の詳細な検討を行って、実際に総合戦略に盛り込む事業とするのか否かを判断し、草案の起草作業に反映することになります。

草案がまとまった後は、国が求める産・官・学、つまり産業界・行政・高等教育機関、金・労、金融機関・労働界、言、マスコミなどからなる審議会に草案を提示し、それぞれの知見から草案の加除修正をお願いし、素案を作成することになります。

議会に対しては、これらの作業が終了した後の素案を示して議会の意見をお聞きすることで、最終的な加除修正を加え成案を得たいと考えております。

○8番禰占通男議員 この枕崎総合戦略の策定、策定がいつごろでき上がるという感じですか。

○神園信二企画調整課長 草案につきましては9月末をもって一応起草を終わりたいと思っております。

10月に入りますと、先ほど市長から御答弁申し上げました審議会のほうに審議を求めまして、素案としたいと。その素案を議会にお示しできますのが、年末から年明けというふうな大まかな予想をしております。

最終的な成案というところは3月中に得たいというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 鹿児島県においても、この県版地方総合戦略を秋口にも策定すると新聞等でも発表がありました。

またその際、またこの数値目標導入も検討しているとなっていたんですけど、本市は、そのまだ10月か、審議会とかそこら辺に答申してもらうには、この数値目標もその都度……、策定をお願いするのか、そこはどうなんですか。

○神園信二企画調整課長 草案の中には、その辺も含めて御審議をいただきたいと思っております。

それぞれの知見で、私どものほうで数値目標、事業効果等の測定というのは今回の成案では出ないといけませんので、その辺のところをそれぞれの知見をいただいたときに、この事業ではこ

れだけの数値目標の達成は難しいとか、もっとできるはずだというふうな御審議をいただくようなかたちになるかと考えております。

○8番 禰占通男議員 新型交付金1,000億円ということを出されているようですが、本市が3月中に策定作業が終わるとして、その新型交付金についての支障というのはないのか、そこら辺をお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 新型交付金、来年度予算の交付金1,000億円というところが報道されておりますけれども、そちらのほうへの影響はございません。

○8番 禰占通男議員 それとですね、この地方創生が最初、策定をお願いしたころ、政府は、当初は全国の都道府県に配付する交付金で支援すると思われていたわけですよね。今度は8月あたりから雲行きが怪しくなってきた、一部の地方負担を求める地方交付税で充てるというその辺の論議がなされているんですけど、そういった情報というのは、もたらされているんですか。

○神園信二企画調整課長 各自治体が今回の地方版の総合戦略、これを策定する経費としましては、ことしの3月議会で議決をいただきました地方創生の交付金先行分に各自治体1,000万ということで既に措置をされておりまして、本市の議会でも1,000万円の予算措置については、議決をいただいているところでございます。

今、議員が言われました策定に関する交付金に支障を、自治体の負担を求めるのではないかというふうな情報はどの情報なのか、私全くわかりませんが、もう既に予算措置はされているということでございます。

○8番 禰占通男議員 その先行型じゃなくて、今から策定する分についてですよ。

○神園信二企画調整課長 ことしの3月議会で議決をいただきました予算につきましては、繰り越して新年度で使用をいたしますということを議決をいただいておりますし、国のほうもそのように認めてございます。

ですから、今現在やっている作業については、私ども昨年度末に内示のありました先行型の交付金の中で措置されている1,000万円、このお金の使い方、措置のされ方については、全国一斉同じ扱いでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

ちょっと私の質問のとらえ方が違ったのかわかりませんが、来年度以降の地方創生の事業につきましては、地方負担を半分求めるということは、もうこれは決定していることでございます。

で、先ほどから私、答弁しておりましたのは、今般、質問の趣旨が今やっている地方創生事業の策定事業ということで質問の趣旨でございますので、その辺のところをお答えさせていただいているところでございます。

○8番 禰占通男議員 私の質問は、政府はこの地方創生にふさわしいという判断をした場合、この自治体の事業を応援するのが今回の創生、交付金ですよね、最終的には。

それで財源いろいろあると思います。私も裏のことはわかりませんが。

それでここに1カ月、2カ月あたり前から一定の地方負担を求める方針ということが、新聞紙上でちょっと隅に載ったりするんですよ。まあいけば結局、政府が望んでいるように景気回復もなっていないということですよ。やっぱりそこら辺で、財源不足ということで。そして概算要求も今なってるんですけど、そこら辺の反発があるんじゃないか、であればやっぱり地方の負担も必要ではないかというその論議が今あるということです。

一応2番目の質問にいけますけど、先ほど市長の答弁の中にもこの2番の質問に対しての民間シンクタンクについての回答も得ておりますが、総合戦略の策定には民間のシンクタンクに手伝ってもらおうこと、市長以下課長級の職員で構成する創生本部が当たると3月議会の私の答弁に、答えたそのものをここに載せてあります。

そして今、その中でもこの策定委員会というか、住民の代表、産業界、高等機関、高等機関が

なければ、ということで、いろいろ考えはあると思いますけど、この住民代表という中でどのような住民代表を想定するのかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 先ほどの市長の答弁の中にございましたとおり、国が求めておりますのは、産・官・学・金・労・言と、産業界、行政、高等教育機関、金融機関、労働界、それからマスコミというところがございます。

地元の産業界につきましては、もう皆さん御存じのとおり漁協さん、農協さん、加工組合さん、商工会議所さん、こういう主要な4団体がございますので、その辺のところかなと。あと本市には、大きな酒造会社もありますので、そちらのほうあたりも検討しないといけないというふうに考えております。

それと行政につきましては、市の行政、それからこの南薩管内で労働を関係をつかさどる、いわゆるハローワーク、それから南薩振興局。

それと学というところでは、高等教育機関が国が想定したのは、地元の大学ということ当初想定したようすけれども、それぞれの地方から大学のないところはどうするんだというふうな御要望、異議といえますか、要望を受けて地元の高校でいいんじゃないかというふうなお話も伝わってきているところです。

それから金融機関につきましては、地元の金融機関と。

労働界は、本市の労働団体をまとめます平和運動センターというのがございますので、いつも労働界の意見はこちらのほうからいただいております。

それから言論、マスコミというところがございますが、本市に支社を置くのはマスコミ1社でございますが、なかなかこのマスコミの方々が、この審議には加わっていただけないというふうな状況が各市町村のところで見えております。マスコミは報道する立場ですので、その中にはなかなかまじらないというところが見えているのかなというふうに考えているところです。

また、そのほか庁内で協議をいたしまして、市内の各種団体、これは加えるべきであろうというふうな判断があればそれを加えていくというふうなかたちになろうかと思っております。

○8番禰占通男議員 一応ある程度の組織の方は、委員とか策定にかかわるということですよ。

そうであれば、私が言うのは住民代表というのは、ただの個人の方のことを思ってるんですけど、そういった方の参加というのは、ないんですか。

○神園信二企画調整課長 その議員の言われる住民代表、一般の方というのがどのような議員がイメージされているのかわかりませんが、それぞれ市民の中でいろんな団体をつくってらっしゃいますので、そういう団体の中でお聞きして意見を入れるべきだろうということが庁内で検討されて決定すれば、それで入れるということは先ほど申し上げたところすけれども、個人を入れるというのは、どのように選定をしてどういう立場で御意見いただくのかというところはなかなか難しゅうございます。

それで、市民の意見の聴取というところでは、昨年来、市民アンケートというものを実施をしまして、自由に御意見を書いていただく記述欄も設けてございます。

先日も開催したとおり市民と語る会というものもやっておりますし、若者向けには高校生もアンケートをやりました。若者向けには、結婚・妊娠・出産というところのアンケートもやっておりますので、それらの意見をまとめながら市民の御意見というところで、この戦略のほうに加えていきたいというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 当局が答弁された中に、医療関係、これも抜けていると思うんですけど、あとこの地方創生というのは、本当にいえば人口、まず人ですよ。そういった場合、女性の参加で子育てに関することってというのはどうなるんですか。

○神園信二企画調整課長 先ほど上げました団体の中に医療界等々が漏れてるんじゃないかという御指摘でございますが、当然、先ほど申しましたこの団体については、入れるべきではないかと

いうふうな庁内協議の中に、医療団体、それから女性団体、そういうところは当然対象として上がっていくと。その御意見を求める対象の団体として加えていくかというのは最終的にまた、決定がされるものというふうに思っております。

○8番 瀬戸 通男議員 あともう一つ、課長も言いましたけど、この高等教育機関ですけど、ない場合は高校生をお願いすると大臣も言っていることなんですよ。

そういった場合、枕崎にはこの高校っていうのは2校ありますよ。そういった高校生の方の活用というのは、どのようになさるんですか。

○神園 信二 企画調整課長 私が申しましたのは、高校生ではなくて学校ということになります。

高校生の御意見の聴取については、これはもう昨年度中に枕崎高校、それから水産高校の生徒さんに学校を通じまして、将来枕崎にあってほしいもの、こういうまちづくりをしたらどうなんだというふうな自由記述のアンケートをいただいております。

そういう意見をまとめて、また若者というところの意見ということで拾い上げたいということをごさいますて、審議会のメンバーに高校生が入るというふうな考え方ではございませんで、国のほうも審議会のメンバーとしては地元の機関ということで、大学の学識経験を持たれる方、特に雇用等についての部分が多いようですので、いわゆる就職というんですか、進路担当のあたりが各市ふえてくるのかなというふうには考えております。

○8番 瀬戸 通男議員 いや私もこの高等機関と最初出たときには、高校関係者とは思ったんですけど、担当相からじきじき聞くところによると、若い人、高校生と名指しで言うんですよ。

やはり、若い人の意見が将来性を決めるわけですよ。我々の頭が固くなった人が考えることと、中身がやわらかい人の考えは違うと思うんですよ。それは今後に期待しております。できれば高校生を重宝していただきたいと思います。

そして、県内でも霧島市においては、これで産・学・官で協議会をつくり連携すると。鹿児島県においても、外部有識者による懇話会を設置すると。この鹿児島県の分は行政、経済、医療、農業の専門家、そして学識の経験者等々と発表していますけど、本市は今先ほどありました最初の今までありました住民、産業界、高等機関がないんですけど、金融機関、労働団体、ここら辺で協議するのもいいですけど、この協議会とか懇話会の設置っていうのは考えていないんですか。

○神園 信二 企画調整課長 現在のところ懇話会等の設置は考えてございません。

○8番 瀬戸 通男議員 市長の答弁にもありましたように、民間のシンクタンクと合同で検討するということでしたね。

それで一つお聞きしたいんですが、本市が語る会でもコンサルタント1人の紹介があって、語る会を……、市内6カ所やりましたけど、このコンサルタント会社が合同であるのか、それとも重点的に参加するのか、うちの枕崎市戦略の策定にはどうなんですか。

○神園 信二 企画調整課長 冒頭の市長の答弁にごさいますとおおり、国が開示をしたビッグデータをもとに本市の人口、経済活動の詳細な動向の分析、それから今回の地方創生に係る新たな施策がなかったと仮定した場合の本市の将来人口の推計作業、それから昨年度中に既に市民アンケートを行っておりますが、これの詳細分析、市民と語る会の意見の集約、それから各課における業界ヒアリング等で拾い上げた市民意見の拾い上げ、こちらの分析等をこのシンクタンクのほうにやっていただいているということをごさいます。

で、その中で分析をする中でシンクタンクのほうにも、市民意見としてはこういう方向を向いておりますよというふうなところが出てまいりますので、そういう簡単な御助言は求めますけれども、国が言っておりますのは、いわゆる総合戦略策定をシンクタンクに丸投げしてはいけないということをお言っております。

庁内でしっかり草案は立てなさいというふうなことを言っておりますので、アドバイスを求めて地域のビッグデータを分析しておりますので、当局としてはこういうことを考えるがビッグデ

一タだと合っているかとか、そういうふうな御意見は求めるようなかたちにはなろうかと思っております。

○8 番瀬占通男議員 今、課長がおっしゃられたように丸投げにならないかと、私も後で尋ねようかと思っていたんですけど、このリサーチ・コンサルタント会社の詳細はどんなもんなんですか。

○神園信二企画調整課長 ちょっと質問の趣旨をつかみかねておりますが、本市が業務を委託しているリサーチ&コンサルティングというシンクタンクにつきましては、本県内に2社、各市町村、県も使っておりますけれども、地元のシンクタンクということでは、大きく2社ございます。そのうちの1社ということでございますという程度のところしかございません。

○8 番瀬占通男議員 7月時点では、官民総ぐるみの体制で総合戦略を整えたのは、約2割どまりだそうです。多くの自治体が民間のこのシンクタンクに手助けを依頼していると。

今、課長が言いましたように県内に2社、2カ所ということですけど、近隣においてシンクタンク、ここのうちがお願いしているシンクタンク、ほかのシンクタンクに手助け、そういうのをもらってるってような情報はないんですか。

○神園信二企画調整課長 県内43市町村あるようですけれども、これは先ほども言いましたとおり、この策定経費については、外部委託の経費等々措置されておりますので、ほとんどの市町村がコンサルタントにいろんなビッグデータとか、人口フレームの推計とか、そういうところを出されているというふうに承知をしているところでございます。

○8 番瀬占通男議員 コンサルタント会社については、うちの枕崎市も平成17年、平成23年に振興計画策定業務、活性化プロジェクト、調査事業を依頼してますよね。

この2事業の、1事業ずつですけど、依頼した費用というのはどのぐらいかかっているんですか。

○神園信二企画調整課長 こちらのほうで今、そういうお尋ねがあるとは承知しておりませんので、調査もしてないところでございます。

○8 番瀬占通男議員 市民と語る会で会社の名前を言いましたから、私なりに調べたところ、さすがに金額は載ってませんでしたけど、2事業、それとあと枕崎の別な団体がもう1事業、そしてずうっと調べてるけど、鹿児島県内で課長が言いましたように、相当依頼されているという会社です、ということがデータで出ております。

それが悪いとは言いませんけど、先ほど課長も言いましたように、一番心配していたのは施策の丸投げ、これを一番恐れるところです。

次の質問にまいりますけど、これも3月議会での答弁のうちに入っていたんですけど、創生本部は計画策定が成った後、P D C Aサイクルによる事業成果の検証機関として、事業計画で中存続したいとしておりますよね。

それで先ほども課長の答弁にありましたように、コンサルタント会社にこの地方創生の成果の分析とか、またそこら辺の集計、検証とかもお願いするのか、しないのか、そこらを説明をお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 国からも事業期間の5カ年中、それぞれの年度で当初予定した事業の成果が上がったのかどうなのかというところの確認、そしてP D C Aサイクル、P l a n - D o - C h e c k - A c t i o nというところですけども、このところをしっかりと管理をするようにということでございます。

で、この役割を任されるのが、冒頭からお話出てきております産・官・学・金・労・言、この審議会、戦略策定の段階で御苦勞をいただいたこの団体というのは、基本5年間そのまま残そうというふうな考え方をしております。

それぞれの知見で毎年、御評価をいただいて変えていくべきところは、5カ年間のうちでどん

どんどんこの総合戦略というのは、変えていくというふうな考え方、また国もそのような指導をしているところがございます。

○8番 禰占通男議員 その策定委員が加わるということは、このPDCAサイクルの検証におきましても、それ以外に外部から入れるということは考えてないんですか。

○神園信二企画調整課長 今現在のところ、先ほど申しました産・官・学・金・労・言、この審議会のほうで検証をいただきたいというふうに考えているところであります。

○8番 禰占通男議員 先ほど来、ちょっとわかっているんですけど、先行型トップセールス事業の事業が実施されたわけでありましたが、この検証はなされたんですか。

○神園信二企画調整課長 昨年3月に議会で議決をいただきまして、予算は繰越明許ということで今年度を事業実施できるようになっております。

で、この分の事業についての総括というところは、今年度末ということになりますので、もうしばらく後ほどだというふうに考えております。

○8番 禰占通男議員 総合版についても毎年ということですよ、この検証、なったかというPDCAへの検証、毎年と言いましたよね。その毎年ということは、毎年のどの段階になるんですか。その事業がある程度区切りがついたときか、継続的な5年間なら5年間の中の間期的なこととか、どこら辺でなさるんですか。

○神園信二企画調整課長 御承知のとおり役所の仕事というのは、4月に始まりまして3月に終了すると、年度予算で組まれますので、その年度の事業が済んだ後ということですので、3月の事業のすべてを終了した後にその検証は行われるということでございます。

○8番 禰占通男議員 あともう一つ、策定委員の行政以外の方ですよ、先ほど来、住民代表、産・学・官と、そこら辺があるんですけど、これについて枕崎市にも各種の協議会、審議会、いろんな組織がありますよ。この委員と重複するというのは、どのぐらいの方が重複になるんですか。

○神園信二企画調整課長 代表的なところでは、産業界の本市の4団体ですね、この辺については、さまざまなほかの協議会に加わってらっしゃると思います。

あとその他の市内の市民の方々が組織されている団体が、どの協議会に入っていらっしゃるのか、市のほうをお願いしているのかというのは、私、すべてを今把握はしておりませんので、どのくらい重なるのかということについては、にわかには御答弁は申し上げられないと。

○8番 禰占通男議員 策定する委員が同じ顔ぶれなら、どういう計画を策定しようが大体同じものになりますよね、私はそこを言ってるんですよ。

だから、高等機関がないところは高校生でもいいよと大臣じきじき言うわけですから。

それとですね、この前これも新聞だったんですけど、茨城県のある市によりますと無作為抽出で選んだ市民に議論の場を発足させたってのがあるんですよ。これは8月終わりのころですけど。やはり、そういったところまで考えている、努力しているところもあるということです。

ですから、私はできればなれた人がいいでしょう、いろんなことを決めるのにも。だったら新しい策定委員も採用してもらいたい。

これは長島町の副町長の話ですけど、あそこは早くて盆前ぐらいにも発表してるんですけど、想像力は多様性の中から生まれる、同じ業界、組織の中で話していると創造力にも限界があると、総務省から来た助っ人ですけど、その方もこう述べています。

それで、この本市の策定案ですよ、これを練り上げる方法としてどのような方法で今現在やっておられるのか説明をお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 回答を申し上げます前に、審議会の中に高校生を入れればどうだというふうなお話でございます。

これで審議会の中に高校生を入れたとして、それぞれの専門的な知見というところですね、後段その後で言われた、最初の草案をつくるときに高校生のアイデアを入れればどうだということ

ろは理解をいたします。

私どもとしては、高校生のアンケートも行いましたということは繰り返し答弁をしているところですので。

審議会の中に高校生を入れて、毎年、PDCAサイクル回していただく、事業効果の評価をいただくというところで、高校生が知見というところを発揮できるのか。どこがよくてどこが悪くてこの事業が効果を生めなかったんだという評価ができるかということ、なかなか難しいところがあると思うので、私ども、この審議会のメンバーとしては、地元の高校の校長先生なり、または進路指導の先生なりというあたりを想定しているところでございます。

練り上げ方というちょっと非常に抽象的なお尋ねでありますけれども、これにつきましては、すべての計画というのは現状の分析・評価、この辺のところから始まると思いますので、まず、じっくりこのビッグデータをもとに本市の人口動態状況、それから経済状況をしっかりと分析して把握をした上で草案の起草作業を進めているというところでございまして、それには、先ほど申しました民間のシンクタンクの皆さんが、実際その分析作業に当たっておられるわけですので、それを作業を終了した後の知見も入れながらさまざまな事業の検討もしていきたいというふうに考えております。

また、そういうものができましたときには、庁内各課のほうに具体的に今現在検討をする準備を進めているということで市長の答弁にもございましたとおり、もう既に流しておりますが、こういう事業を総合戦略に盛り込めないか、振興計画に盛り込めないかということで、今後、御検討をいただく予定になっております。

○8番 禰占通男議員 シンクタンクの分析結果が草案とか施策の案になるということですよ。それもいいんですけど、本当に言えば今政府が望んでいるところそこではないと思うんですよ。

やはり結局、専門家から考えて大体まとめて、それを議論・論議するということと、結局できるかできないかわからないけど、下級部門の意見ですよ。

結局、企業経営の一環としてのボトムアップ、下から上へ突き上げるその意見を持っていくっていう、やっぱりこれは全然違うと思うんですよ。

だってこの地方創生は、枕崎市の事を決めることでしょう。5年間、5年間、5年間じゃなくて今後人口減、後の10年後、20年後を決めるわけですから、そういった場合、この策定案の審査方法、そこら辺も何か今までとは変えたほうがいいのじゃないかと思ってるんですけど。

○神園信二企画調整課長 議員が言われるそのボトムアップっていうんですか、市民の御意見を聞いてと、一般市民の御意見を聞いてというふうなお話だと思いますが、何度も繰り返しで恐縮なんですけれども、昨年度、市民のアンケートを行っているということを何度も御報告しております。

その中には、選択肢による評価だけではなくて、自由記述の部分もたくさんございます。これについてはですね、ごらんになりたければ市のIPKの中で、共通様式の中にもですね、アンケートであった市民の御意見ということですのですべてを掲出してございますので、どうぞその辺のところはまたお目に触れるところがあると思いますので、次の何ですか……、特別委員会等もございまして、そちらのほうでも御披露したいと思っております。

その意見を踏まえて、このコンサルタント、コンサルタントじゃない、シンクタンクですね、シンクタンクと私どもとよく協議をしながら、その新しい事業として考えるべきではないかというところを今、各課のほうに御検討をいただいているという状況でございます。

○8番 禰占通男議員 次の質問ですけど、その中で私もこの前ありました市民と語る会でも内容も聞きたいと思っておりました。

あと3番の質問になりますけど、本市、総合戦略策定の優先課題は何かということをお願ひいたします。

○神園信二企画調整課長 総合戦略に当たりまして、国が示した基本的考え方の柱としましては、まず1番目に地方における安定した雇用を創出する。2番目に地方への新しい人の流れをつくる。3番目に若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4本柱を示したことは、これまでも説明を重ねてきたところでございます。

本市の現状分析を民間シンクタンクとともに重ねる中、本市の最優先課題、これにつきましては、やはり地方における安定した雇用を創出するという分野になるという意見で一致しております。

特に、雇用の創出に関しましては、地場産業の活性化を促すことによる雇用の確保、創出に最も力点を注ぐべきであり、そのためには、地道な努力を積み重ねながら本市民間力の高揚に期待するところが大きくなるという考え方もこの民間シンクタンクと一致した考え方となっております。

また、この夏に内閣の参事官が、内閣参事官が見えられまして、この地方創生の計画策定についての説明会というものも受けておりますが、内閣府の参事官も、とにかく地方に安定した雇用を創出するということに力点を置いて計画をつくってほしい、事業進めてほしいということを書いていらっしゃいます。

まず地方に安定した雇用がなければU・J・Iターン、新しい人の流れもない、それから若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるすべもないということで、この1番目の地方における安定した雇用を創出することに全力を注いでくださいというふうなお話をされておりますので、本市の分析と合致するのではないかと、本市もその方向で進みたいというふうには、大きな方向性としては考えているところであります。

○8番禰占通男議員 市民と語る会でも、この人口に関する質問、空家に関する質問、また東北震災に関する質問等が数えられるほどの、地方創生に関係のある質問っていうのはなかったんですけど、そうした中で今、課長が言われておりますように、安定雇用の創出、これはどういう…、具体的に言ったらどういうことをするんですか。

○神園信二企画調整課長 具体策につきましては、ただいま草案の策定中でございますので、答弁を控えさせていただきたいと思っておりますけれども、考え方としましては、安定した雇用の創出ということで先ほども申しましたとおり、地場産業の活性化を促すことによる雇用の確保・創出というところ、地道な努力を積み重ねなければなりませんけれども、そういうところが大きな問題になるというふうに考えております。

また、一点では企業誘致の期待等もあろうかとは思いますが、やはり地域の自力をつけるためには、やはり地場産業の振興というところが一番なのかなというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 この子育て支援ですけど、出産祝い金、子育て支援で長島町も第1子から祝い金をやると、向こうはもうなりましたから、そういうことを言っているんですが、市長はどのように、出産祝い金とかこの子育て支援金という取り組みにはどういう意見をお持ちですか。

○神園征市長 あのね、さっきから聞いているんですけども、質問通告にないことをいっぱい聞いているじゃないですか。「いっぱいって、私は主題が地方創生ですよ」と言う者あり)だから具体的に書くようになってるんですよ。質問通告というのは。「だから私が題にしてるのは、結局、優先課題は何かということ」と言う者あり)

○新屋敷幸隆議長 禰占議員、しゃべるときにはちゃんと教えてください、こっちのほうに。「一般質問というのは、執行部を困らせたり何したりするもんじゃありません。お互いに自分はどうか考えるけどどうだということだからちゃんと通告をしてください。そしたら当局もちゃんと答弁を…」と言う者あり)

○8番禰占通男議員 今、3番の問題に対しては、課長が雇用、人の流れ、子育て支援、それか

ら地域をつくるというから、今最初雇用について聞きました。そして、子育てという言葉も入ってきてますよ。私はまだ一言もそこまでは言ってません。

ただ、優先課題は何かということで質問しているけど、課長が答えましたから、その内容を聞いてるところですよ。まだこれでもおかしいんですか。

○**神園征市長** 通告もルールがあります。それには期日を守ること、質問の期日を守ること、それから答弁するものをちゃんと明確に指示すること、通知すること。そういった基本的なことが全然わかっていない。

○**新屋敷幸隆議長** 申し上げます。市長、「ちょっと、8番、もう一度言わせて」と言う者あり）答えられる範囲で市長、お願いします。

そして禰占議員。

○**8番禰占通男議員** 今、市長が言いましたけど、私が議員になったころは、課長もじきじき内容を聞きに来ましたよ。今回は来たのは教育委員会だけですよ。

そういった何かで通告外どうのこうのって言われても困りますがね。そしたら全部箇条書きにしないといけないんですか。そしたら自分の意見も言えないでしょうが。ただ私は課長が答弁したから、それについて内容を聞きたいと。ただ、市長に聞いただけなんですよ。

○**新屋敷幸隆議長** 禰占議員、質問にまた返ってください。（「あんた、ちょっと議長、議長もですよ、自分の都合でどうのこうの話を曲げないでくださいよ」と言う者あり）いやいや、違いますよ。（「私は何にも、ただ通告どおりやっているだけじゃないですか」と言う者あり）

[傍聴席で「じゃっど」と言う者あり]

○**新屋敷幸隆議長** はい、お願いします。質問者もですけど、答えるほうもいわゆる答えられるんであればそうしてもらいたいと思っております。

○**8番禰占通男議員** 最後に聞きますけど、この廃校施設の活用はどのようになるのかを説明をお願いいたします。

○**田代芳輝教委総務課長** 金山小の廃校の活用のことかと思えますけど、これまで利活用要望のあった複数の事業者やNPO団体により学校管理組合を設立して、管理運営をしてもらう方向で現在協議を進めているところです。

まだその話し合いの途中で具体的には申し上げられませんが、この管理組合の中身については、今後、参加を希望する事業所やNPO団体、地域住民の代表者を交えて詰めていきたいと考えています。

さまざまな異なる業種が協働で行うことで、当地でさまざまなイベントが開催されたりして、地域の活性化につながるものと考えています。

○**8番禰占通男議員** この廃校の活用については、地方創生として取り組みはないんですか。

○**神園信二企画調整課長** 地方創生としてどのような取り組みをとというふうな御提言があれば委員会等でも賜りたいと思っておりますが、今のところ、この金山小学校の廃校跡地での事業の展開というところは、草案の中でもたしか想定はされてなかったというふうに考えております。

○**8番禰占通男議員** これを政府の考えをこの前も出ておりましたけど、この高校生以上を対象に人材強化、グローバル化やIT化に即応できる職業人を養成する高等機関を2019年度あたりに開設する方針ということがあります。

であれば、枕崎市も高校まではありますが、水産高校では専攻科もありますけど、学ぶ場所の提供というのも必要ではなかろうかと思っております。

なぜかというところ鹿兒島あたりまで仕事が終わっていろいろ学ぶにしても、時間的余裕がないと思うんですよね。今、鹿兒島県も奨学金についてこの前発表がありましたように、地元就職したりすると免除にすると、そういうこともありますから、私もその奨学金については、教育ローンという悪評もあるとおり、できれば地場に就職すればもう奨学金も返さなくていいと、そうい

うのに鹿児島県が取り組んでくれたことを喜んでるところです。

であれば、せっかくの学校の跡地という利用で専修学校あたりを取り組んでもらいたいと、私はそう思ってるんですけど、どうですか行政は。

○神園信二企画調整課長 はい、ただいまのようにですね、議員、私はこう思うんだがというところを通告をいただくと、ちゃんと私ども答弁を準備できるんですけども、その専門学校をつくることについてどう思うかというところの御提示をいただければ、私、答弁を準備できるんですが、それもない状況でここで聞かれてもどう考えるかということには御返答できませんので、また、特別委員会等もあるようですので、そちらのほうで議員のお考えということで承りたいというふうに考えます。

○久木田敏副市長 ただいまの専修学校、専門学校の設立、それにつきまして、市でそれを設立しろということにつきましては、非常に難しいかと思えます。何の専修学校、そういうのをつくっていくのか。それから教授陣、生徒の確保、もろもろ非常に難しいところがあるかと思えます。

ただ、そういう専門学校、それから専修学校等々の設立をしたいと市のほうに申し入れがあって、学校を利用したいというようなことであれば、それも一つの方法かと思えますが、先ほど御答弁申し上げましたように、現在複数の事業者、NPO団体等で、今その協議をどのような利用の方法でやっていくのかということ今一つの方向に向かって協議中ですので、そこら辺を十分地元の方々の意向にまず第一に従うような方向性も持ちながら協議を続けておりますので、まずそちらのほうから進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 廃校問題と一つ、あと私も最後に聞きたいんですけど、若い世代が挑戦できる社会を目指すということですよ、教育というのは。そういった施策は何かお持ちなんですか。

○久木田敏副市長 その点について、今ここでその施策はどうかのこのことについて、ちょっと私も準備しておりませんので、その点については非常にお答えしにくいかと思えますが、今後、地方創生、振興計画、その中でどのようにまた出てくるのか、今後検討をする一つの課題ではなかろうかというふうに思います。

○8番禰占通男議員 以上で終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時17分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。

まず、先に台風第15号で災害に遭われました方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、私たち枕崎市自民党市議団有志は、これからの枕崎市民の生活を憂慮し、地方創生担当相や関係国家公務員などと意見交換をしてきました。また、本市の高校や各団体との意見交換をしてまいりました。

そのような中、国は地方創生をめぐる現状認識として、まず1に我が国の人口減少の現状。2番目に東京一極集中の傾向。3番目、地域経済の現状認識をしながら、平成27年度を地方創生元年とし、石破創生担当相は、地方創生に失敗すると日本はなくなると強い危機感があります。また、人口が減ることは国がなくなるとも述べております。

まさしくこの枕崎も、人口減少によって消滅するんじゃないかという予想が立てられております。

平成26年末には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す長期ビジョンを示し、今後5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

そのような中、国は3月には69の市町村に地方創生人材支援制度により、国家公務員69人を公表し、派遣要員は公表しました。その派遣要員の中身は、国家公務員、大学研究者、民間人で、要望のあった市町村に派遣、また職員が希望を選択した市町村とマッチングした場合には、その市町村に派遣している。すなわち、ここが肝心です。やる気のある自治体に対して国は応援を惜しまないと言っております。

そこで本市も7月に入り、新総合振興計画策定や地方創生のための枕崎市版総合戦略について、当局は、市民と語る会を開催し意見交換などをしてまいりました。この目的について、また、目的を達成できたと思ってるのかお伺いします。

それから先ほど来、通告外という言葉がありました。私は、いろんな自治体を見てきました。当局のほうから通告外という言葉があったことはありませんでした。そういうことも考慮しながら答弁していただきたいと思えます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市民と語る会の開催については、次期総合振興計画及び地方創生総合戦略に反映させる市民の皆さんの御意見をお聞きするために開催したもので、各校区ごとに開催し、146人の市民の皆さんに参加していただきました。

市内全域に共通する意見・要望のほか、各校区ごとに開催したので、校区の事情を反映した意見・要望をお聞かせいただき、大変有意義であったと考えています。

○7番清水和弘議員 今、市長の答弁によれば大変有意義な意見交換であったと述べられました。おめでとうございます。

枕崎版地方創生……、新総合振興計画の策定について、ここに市民の皆さんから意見を聞くために開催したものとありますよね。

この市民との意見交換会は、立神地区では何時間でしたか。

○神園信二企画調整課長 基本的に7時に開始をいたしまして8時半までということで、時間の設定をお願いしたところでございます。

○7番清水和弘議員 私は、8時ちょっと過ぎだったと思ってますよ、私も参加してました。

その中でですね、地方創生に関する意見が出ましたか。そのときの意見交換の内容はどのような内容だったんですか。詳しくお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 市民と語る会の進行につきましては、各校区の公民館長さんをお願いをしたところでございます。

立神校区の意見交換会につきましても、8時を過ぎて、その司会の方がほかに御意見はございませんかというふうな確認をいたしましたが、発言をされる方がいらっしゃらなかったので閉会をしたというふうに記憶をしております。

それと意見があったのかというお尋ねでございますが、今回のようなさまざまな計画策定に当たり、市民と語る会を開催して御意見・御要望をお聞きするとき、市民の皆さんからですね、具体的に、例えば〇〇事業と、どういう事業を行ってほしいという要望をお聞きできることは少ないと考えております。

そこで私どもは、語る会で市民の皆さんが一生懸命お話しになる困りごと、それからその他の意見・要望の背景を分析する。そして、その困りごとの背景を解決するための手法を考えて、それを一生懸命施策、事業に組み立てていくという作業を行うところであります。

ですから、市民の皆さんの生の声で、今現在のお困りごと、意見・要望をお聞きできたことは、非常に価値のあることだというふうに考えているところです。

○7番清水和弘議員 私は立神……、3カ所行きましたよ。

立神の場合はですね、企画調整課長、それから市職員の紹介、これらで37分でしたよ。そして議長の設定時間が1時間、そういう中で自己紹介をしたりしとったらですよ、何にも市民の意見を聞ける時間なんかありませんよ、こんなもん。

それで、先ほど市長は、すごく有意義のある意見交換であったとよく言えますね、こんなこと。何人でしたか、質問したのは。しかも創生に対して質問がありましたか。

○神園信二企画調整課長 立神校区に参加をされた住民の方は、約7名程度ということで一般市民の方ですね、一般市民の方は7名程度ということでございました。

で、意見についても先ほどから繰り返しますとおり、大体スタート時点で、翌日の仕事もありますので8時半程度を目途に終わりたいですということで、進行の校区の公民館長さんがお話を申し上げてスタートをします。で、8時過ぎには参加された市民の方の御意見が尽きたということでございます。

それと、一般市民とはほかに市の職員も来ておりましたけれども、立神地区に住まいをしている市の職員の中には、地域の役員を引き受けている職員がたくさんおりましたので、一応カウントとしては市の職員ということでカウントをしましたがけれども、それ以外の一般の市民の方が7人程度と。

ほかのところでは、別府、桜山、金山、この辺では30人から40人程度というところで、大変参加をいただけたところでございます。

○7番清水和弘議員 言ったこと以外には答えないでくださいよ、時間が少ないんですからね。

それからですね、今、企画調整課長も言いましたが、市職員の参加は本当、三十七、八名、40名ぐらいはおったんじゃないですか。この中でですよ、管理職の人は、私は時間外の対象にならないと思いますよ。それ以外の人、これは時間外の対象になってしまうんじゃないですか。それはどのような処置をしているんですか。

○神園信二企画調整課長 市の職員の参加の部分ですけれども、これにつきましては、語る会で市民の生の声を聞き、市民がどんな意見・要望を持って生活しているのか、勉強する非常によい機会であると、職員の住まいの校区の語る会には積極的に参加してくださいということで、市長も呼びかけをしております。で、課長会でそのようにお願いをして各課長から職員のほうにもお願いをしております。

この職員の皆さんの時間外を御心配いただいているようですけれども、皆さん、地域の住民として参加をしていらっしゃいます。管理職につきましては時間外はつきません。一般の職員につきましても時間外の支出等、これは住民の方の参加ですので支出はされておられません。

○7番清水和弘議員 この管理職に時間外がつくというのはもってのほかですよ、そんな答弁しないでもいいですよ。だれが、この管理職に時間外がつく会社がありますか。そういう答弁はしないでください。時間の無駄です。「(聴取不能)ているのは不穏当だよ」と言う者あり)ちょっと、だまってくださいよ。

それからですね、立神センターでは、この意見交換会は1時間ぐらいと本当に短いもんでしたよ。それにこの市当局の説明が長く、市民の意見が短かったと。これは市民が言ってるんですよ、これ、私が言っているんじゃないんですよ。

そして、地方創生に生かすために市民の意見を聞いたかったというような内容のものがありますよ。しかし、地方創生に対しての説明はありませんでしたよ。総合戦略に対しての説明はしてましたよね。5次の内容ね、5次の内容と6次については少しありました。5次の反省が多かったですよ。地方創生の話なんかしていないですよ。

○神園信二企画調整課長 何度も繰り返しの答弁で恐縮ですけれども、8時過ぎた時点で進行の方が一般の市民の方々に、ほかに御意見はありませんかということをお諮りをして、挙手、意見がありますという手を挙げられる方がいらっしゃらなかったという事実でありますので、私ども

のほうでどうこうというふうなことではございません。

それと地方創生についての説明がなかったじゃないかというふうなお話でございますが、当日の資料を見開き2ページで、国がなぜ、今、まち・ひと・しごと法案を立てて、どのようなことを地方に求めているのかということ、見開き2ページの資料で御説明をして、それで全自治体に地方版の総合戦略をつくりなさいという要請ですので、今回、そちらのほうにも出される意見については反映をしたいという説明をしております。

○7番清水和弘議員 ここにですね、資料を書いて提出するのとおたくらが説明するのでは全然違うんですよ。資料を渡して説明しましたというんじゃないや、これ。詳しく地方創生については説明しなかったでしょう。ただこれあって、アンケートを見せましたよね。アンケートについて、アンケートについては説明しましたよ。地方創生のところは、たださっと通っただけで説明はしてません。

もう次に移ります。

3番目としてですね、まち・ひと・しごと創生基本方針2015が6月30日に閣議決定されました。まち・ひと・しごと創生基本方針2015に沿って、私はこれから質問してまいります。

これは地方創生についての質問ですから、通告外なんていうことは言えないはずですよ。大きな内容ですから。

まず、人口減少対策について、今後、枕崎市を維持するためには、これからの枕崎の担い手になっていく若者や高校生などの意見を幅広く聞く必要があると考えるが、今回、当局が実施した市民と語る会に若者の姿は見られませんでした。

これからの枕崎を活性化するためには、斬新的な考えを持った方たちの話を聞き、固定観念のある人たちの考えは、あまりにも私は重要視する必要はないと思うんですよ。確かに重要でないとは言いませんよ、これからの社会はグローバル社会なんだから、ネットに詳しい人たち、若い人たちの意見を反映させるためにこれら高校生や若者にも呼びかける必要があったんじゃないかと思うけどどうですか。これは市長に聞きますよ。

○神園征市長 どうも通告外ということについて勉強が足りないですね。

だから、この議会が終わったら（「ちょっと、ストップしてくださいよ」と言う者あり）ちゃんとな、議員みんなで勉強してください、通告の意味について。

○新屋敷幸隆議長 ちょっと時間をとめてください。

[「いや、答えるから」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 戻してください。

○神園征市長 質問に対しましては、企画課長が何度も答弁をしていますように、本市の取り組みの中では、高校生に対しては昨年度中に市内の各高校にお願いして全校生徒にアンケートを行っている。その中には、今後のまちづくり等について、自由に意見を記述できる欄も設けて高校生の意見をいただいているということでもあります。

○7番清水和弘議員 アンケートをとったというお話ですけど、どれぐらいの人数が参加されたんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 全校生徒、水産高校、枕崎高校の全校生徒を対象としておりまして、全校生徒から回収を得ております。

○7番清水和弘議員 今、全校生徒と言われましたけど、何人ですか。

○神園信二企画調整課長 手元に人数の把握はしておりません。

○7番清水和弘議員 本当いい加減な答弁ですよ。

全校生徒っていったら本市の高校でしょう。それぐらい把握しているのは当たり前じゃないですか。これは本当、企画調整課長は、我々の一般質問についても1回も打ち合わせに来たこともありません。だからこういう話になってしまうんですよ。

それからですね、次に鹿児島市の市庁舎ではですね、市内の若者は、政治や選挙を考える語る会を設けております。その中に高校生や大学生25人が参加しておりました。これは非常に我が市でも大事だと思うんです。来年夏から18歳から選挙に参加するわけですよ。そういうことなどについてもアンケートをしましたか。

○新屋敷幸隆議長 ちょっと時間をストップしてください。

再三申し上げますけど、通告のあり方等、また答弁のあり方等ですね、これは後で、また後でこの一般質問が済んでから、後日、議運でもみたいと思いますので、その辺を考慮するようにしてください。

質問者は通告に従って、原則ですからそれに沿ってなるべく守るように。また、答弁するほうもですね、わかる範囲で答弁していただければ幸いです。

それでは戻してください。

○7番清水和弘議員 議長のお言葉には、本当、返すようで悪いんですけど、私はここに通告して……、地方創生、これは本当意味が大きいもんですよ。

そういう中で、私は具体的にこうして本市の総合戦略……、本市の人口減少とか書いてるわけですよ。そして答弁があったものについて私は追求するわけですよ。

この追求をすることも通告しないとだめなんですか、これ。そんなことしていたらどんな答弁がくるかわからないじゃないですか。これ、おかしいですよ。

それからですね、人口減少についてですけど、本市の人口減少対策としては、枕崎高校への入学率を上げることも重要課題の一つだと考えております。

来年4月、枕崎高校への受験者数は0.58と新聞で報道されました。近年、5年ほど前から枕崎高校は定員割れになっているような状況であります。こういう状況について、枕崎高校の存続については、市長はどのような考えを持っているのか、また、この5年以上枕崎高校の定員割れが続いております。このような状況が続いていく限り、枕崎の存続は危ぶまれると私は危惧するんですよ。そのことについてはどう思いますか。

○神園征市長 枕崎高校についてお答えをする前にですね、本市には鹿児島水産高等学校という全国にも例が少ない特色を持つとともに、例年、生徒の就職率でも抜群の成績を残す高校があることを御承知おきください。

少子化の流れの中で、枕崎高校の定員割れは残念なことであると考えております。県立高校の存廃は、県教育委員会の権限で判断するところではありますが、枕崎高校の存廃が安易に議論の俎上に上ることがないように、機会をとらえて関係機関に働きかけ、要望は行っていききたいと思います。

○7番清水和弘議員 今の市長は水高のことを言われしたけど、これからたっぷり水高のことと言うんですから、先走らないでください。

それでですね、具体的に、今、市長は、この施策について、枕崎高校の存続について具体的にですよ、どのようなことを考えているのか、やろうとしてるのか、お答えをお願いします。

○新屋敷幸隆議長 企画調整課長、お願いします。（「いや市長に聞いてるんですよ」と言う者あり）答弁をするのは執行部の判断ですので、企画調整課長、お願いします。（「いや、私は市長に、今、続きの問題ですよ、これは枕崎高校の問題。なぜ、答弁できないんですか。具体的に答弁してくれということ言ってるんですよ、議長どうなんですか」と言う者あり）

ちょっとそれなら時間をとめます。

皆様に申し上げます。通告は具体的にできるようになっています。それがなければ当局側も責任ある答弁はできないと思います。そこら辺も踏まえていただきたいと思います。（「（聴取不能）議長」と言う者あり）はい。（「このような論議を重ねても始まらないでしょ。ちょっと議運を開いてくださいよ、議運を。疑義ある質問だがね、これ。全然通告にはないがね、ほら」言う者あり）

り) (「通告出してますよ」と言う者あり) (「アバウトに、こんな出し方ってないですよ。」言う者あり) (「いや、ちゃんと出してる」と言う者あり)

[傍聴席で「抽象的だよ、愚問だよ。時間の無駄だよ」「そんなことないよ」「税金の無駄遣い」「そなた、市役所におっとはみんな、税金の無駄遣いは」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

それでは、暫時休憩します。

午後 2 時 43 分 休憩

午後 3 時 8 分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたしたいと思います。

皆様に申し上げます。質問者は、通告に基づいて質問していただき、当局も的確に答弁を行ってください。また、質問者も答弁者も発言に当たっては、議会の品位を保つという点に注意してください。くれぐれもお願いしておきます。(「私の先ほどの通告外と言われたことについては、話し合われたのか」と言う者あり)

[傍聴席より「じゃっど、議長さん」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午後 3 時 8 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。(「その答弁に対しての質問ができるのかできないのかって私は聞いているんですよ。答えになっていないですよ」と言う者あり)

○新屋敷幸隆議長 休憩します。

午後 3 時 15 分 休憩

午後 3 時 19 分 再開

○新屋敷幸隆議長 一般質問を再開いたします。

よろしいでしょうか。時間を戻してください。

○7番清水和弘議員 私のこの質問通告はですね、この人口減少の原因と対策、対応はいかになってきているわけですね。だから、今、私が言っているのは人口減少……、もう枕崎も本当、あと20年後、25年後はもう1万3,000人になろうかとしているわけなんですよ。だからこうしてしつこくなるわけなんですよ。その辺も当局はちゃんと加味して、本当に枕崎市のことを考えているんなら、やっぱりこの質問通告をした場合には、担当課長はやっぱり話し合いに来るべきですよ。そういうことを申し述べて、次に行きます。

5番目なんですけど、本市の第5、第6次総合振興計画の中には、本市の人口減少対策や対応について具体的には記載されていないと考えます。ただ、第5次総合振興計画の焼き直しではないかと私はそう思っているんですよ。

国は、人口減少対策に取り組む自治体に総額1,080億円を配分する新型交付金を要望しています。人口減少対策は、幅広く求めていく必要があるんじゃないかと私は考えているんです。だから、意見も多岐にわたると思います。

本市にはすばらしい、先ほど市長も言われました水産高校もありますよ。枕崎高校も存在しているんです。その中に生徒たちの意見を聞く必要があるんじゃないかと、そういうことについては、当局はどう思うんですか。

○神園信二企画調整課長 本市の人口減少の主な原因につきましては、大学、専門学校進学及び就職に当たり、年齢的には18歳から20歳代の若者が進学先、就職先を求めて市外に転出してしまふことにあると分析しております。

例年、この年代に差しかかった人口の約半数が転出しておりますが、人口3万人台を維持して

おりました昭和45年代から60年代、誕生年と言いますと昭和20年代から40年代の方々及びそれ以前には、一たん市外へ転出した市民の約半数程度が25歳から30歳代を迎える時期に本市にUターンして地元で再就職し、その後は本市に定着しておりました。

ところが、平成年代に入りますと、このUターン者数が半分に満たなくなりまして、近年では本市にUターンする人数が極端に減少するばかりではなく、かつては18歳から20歳代を超えても本市にとどまっていた若者というものも一部おりましたけれども、現在の状況では、その年齢以降にも就職先を求めて、さらに転出する状況になっております。

このように、かつては本市で出生した人口の75%から50%程度が最終的に本市に定着し、子供を産み、育てて、人口の再生産というものを行っていたものが、現在では半分も本市に定着していない、定着できないということが、人口減少の大きな要因であると考えております。

さらに、本市の人口減少に伴う経済の縮小によりまして、若者が将来を見通せる安定した雇用の確保ができないということのために、合計特殊出生率も昭和年代と比較して低下していることがさらに人口減少に歯どめがかからない原因となっております。

これに対する対策につきましては、やはり地元産業、経済の活性化により、地元企業の雇用の確保を図るとともに、若者が将来を見通せる安定した雇用、こういうものを築いていくことが肝心なことであると考えております。雇用の場の拡大のために、企業誘致も有効な対策とは考えておりますが、何よりも地元産業、経済の活性化による地元企業の雇用の確保ということが、長期的・安定的な対策であると考えております。

人口減少対策は、このほか、生活環境、都市機能、健康・福祉、教育など総合振興計画を基本に行政が行うすべての施策が総合的に相まって行われるものと考えておまして、人口減少対策の具体策につきましては、総合戦略の策定作業途中でございますので、控えさせていただきたいと思っております。

で、その分を、若い方々の意見を入れるべきではないかというところでございますが、これにつきましては、最前の一般質問でもお答えしましたとおり、アンケートというかたちで若い方々の意見をいただいているところでございます。

○7番清水和弘議員 先ほど、アンケートも何人の方からの統計かと言っても、ちゃんと何人参加したとか言ってもらえませんでしたよね、たしか。そういうことがこのアンケートに求めていますということは、私はこのアンケートでこういうことが示されましたということは、多数のあれにはならないと思うんですよ。ただ少しの人間のアンケートを採用するなんて、これは本当おかしいと思いますよ。学生を入れるということについてはそのようなことです。

次に、私は、この今、枕崎で就職してる若い人たちから本当にかわいそうなぐらい、耳が痛いぐらいいろんな意見を聞くんですよ。

本当にこの若い人たちは、今、40代で本当に給料が安くて夫婦共働きをしても生活やっていけないような状況だと。この現象をどうかしてもらえないのかと。そういうことが本当に多いんですよ。このようなことは、当局は聞いていませんか、生活苦について。

それからですね、4代夫婦の共働きですね、年収はどのくらいあるのか、これは税務課のほうはわかるんじゃないでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 40歳代で家族4人というふうなことで、どれぐらい必要なのかというふうな問いでございますけれども、その家族の構成の中で子供が幼稚園でありますとか、小学生、中学生、高校生、大学生と組み合わせもいろいろございますので、一概にどれぐらいが 필요한のかというふうな数字は、現在、把握はしておりません。

○7番清水和弘議員 税務課はわかっていますか。

○松田博税務課長 税務課のほうでも、今、御質問の40代共働きというところでのデータは、今、把握しておりません。

○7番清水和弘議員 今、子供にも……、乳飲み子、幼稚園とかですね、小学生までの4人家族と、また、大学生を含んだ4人家族と先ほど言われました。だからその辺を、あともって資料をつかって提出をお願いしますよ。資料の要求をしておきます。

○新屋敷幸隆議長 いや、清水議員、ここは一般質問の場ですから、その資料要求は……、「いや、答えはないってということだから、あれ持ってないって言うから」と言う者あり) 別の場でお願ひしたらどうですか。だから、後もって確認するようにしてください、担当課と。「はい」と言う者あり)

○7番清水和弘議員 それからですね、次に、我が国の2060年の人口を、政府はこの1億人程度にするという目標を立てているわけですね。そして、また本市はこの30年後……、約、今は2万2,080人ぐらいですか。その人口は、あと30年後には1万3,000人程度になるといろんな本にもありますよ。予想されております。

この人口減少の対策として、政府もこの1億人程度を目標と書いているんですけど、本市の場合は、大体、最低限、枕崎市を維持するために、どのぐらいの人口を想定しているんですか。

○久木田敏副市長 今、2万3,000人程度が本市ですけれども、それを、枕崎市を維持するためにどの程度人口がいたらいいのかということでもありますけれども、それを具体的にその基礎自治体としての機能がどの程度で……、機能するのか。例えば、町村の場合においても3,000人、6,000人とかというような人口でも、その基礎自治体として機能しております。

ですので、そこら辺が果たして、じゃあ1,500人はだめなのか。6,000人はだめなのかというようなそういう具体的な数字については、ちょっとここではお答えしかねるところです。

○7番清水和弘議員 私はですね、この枕崎市、そのもの市ですよ、市としての自治体を維持するために、やっぱり政府の出したその自治体の人口、市における人口数というのは政府が決めたものがあるんじゃないですか、そういうのはないですか。

○久木田敏副市長 今のお尋ねで、市となる要件というのはございます。

ですが、先ほどから言いますように、市としてどれだけいたらいいのかというような、現在市である段階で人口が減少していく中で、どれほどだったらそれがもう機能が果たせないのかについて、先ほどから申し上げますように、そういうものは決まっておられませんし、お答えしかねるところです。

○7番清水和弘議員 そういうことであればですよ、もう数値目標などを定めて私はやらなければ、本当もうやりがいというのかですね、目標を見失ってしまうんじゃないかと思っています。だから、これについては後々ですね、数値目標など地方創生の中で定めてやっていただきたい。

それからですね、私、調べたところ、人口減少の歯どめとしてですね、出生率が1.8ですよ。これは現在、枕崎市の出生率、幾らぐらいなってるんですか。

○神園信二企画調整課長 人口減少の歯どめをかけるために必要な合計特殊出生率の数値としましては2.01でございます。

今、議員が言われる1.8というのは、今現在での子供を持ちたいという希望の出生数を平均すると1.8というところでございます。

本市の出生率の動向でございますが……、すいません、平成15年から19年の間が1.49、平成20年から24年の間が1.59となっております。

このほか、子ども・子育て支援事業関係、子ども・子育て関係に必要な基礎データというのは、子ども・子育て支援事業計画というのも議員の皆さんのお手元にも配付してございますので、ぜひ御参照を、一度御参照をいただきたいと思ひます。

○7番清水和弘議員 1.49から1.59に出生率が上がっていると、これは本当喜ばしいことだと思うんですけど、枕崎市の子供を産める世代、20代、30代の人たちは……、二十四、五年後には1,023人程度になると予測をされていますよね。

そうすると、この出生率はもっと……、どうなるんですか、これ。今、1.59まで、1.49から1.59になったと言われてますが、子供を産める世代が少なくなっていくわけですね、大幅に。今の、今と、現在と比べたら大体1,000人ぐらい減少すると思うんですよ。今、2,200人ぐらいだと思うんですよ。そうなった場合、出生率はどのようにになりますかね。

○神園信二企画調整課長 基本的に合計特殊出生率の御理解が違うのかなと思います。

子供を出生できる人数が何人になると、お一人の方が産む人数の子供さんの数というふうな理解でございますので、社会環境の問題、女性の雇用対策ですね、そういうところ等々との関係は出てくるとは思いますけれども、全体的な人数の増減というところと合計特殊出生率が直接的に因果関係があるというふうなレポート等は、私のほうでは把握をしていないところです。

○7番清水和弘議員 今、企画課長は出生率っていうのは、やっぱり人口減少にすごく影響してくるわけですよ。私は、ここに人口減少の原因と対策と対応ということを今聞いているわけですね、総合的に。そういう中で質問しているんですよ。

それからですね、次に行きますよ。

将来的には、枕崎は25年後ぐらいには、人口も1万3,000人ぐらいになるといろんな記事がありますよ。そういう中で、単独で枕崎市を維持していくのは本当に難しいと思うんですよ。そのためには、近隣市とどのような、やっぱり私としては、近隣市と自助、共助、公助、これを大切にしながらですね、この近隣市と友好関係を、今以上にやっていかなければならないと考えているんですけど、その辺はどうなんですか。

○新屋敷幸隆議長 その前にですね、傍聴席に申します。

私語は慎んでください。お願いいたします。

○久木田敏副市長 近隣市との連携ということでございますが、確かに連携が必要な部分については、しっかりと連携をとっていかなきゃならないし、また、その事情によっては、本市にとってそれが得なのか、あるいは不得なのかとかいうようなこと等も考慮することもあろうかと思えます。そこら辺を十分に、市民のために結果は役に立つのかどうかというようなことを十分見きわめて、その連携というものも一面あるんじゃないかと思えますので、そこら辺のところのバランスを考えながら、広域的な連携というものについては検討していかなきゃならないというふうには考えております。

○7番清水和弘議員 きのう、おとと이었다ですかね、三島村が、ジオパークが認定されました。

そしてまた、10月から枕崎にみしま丸が寄港して、4月から補助金運航になるかと聞いておりますが……、補助事業になると聞いております。

そういう中で、やっぱり、これから三島村っていうのは、何かすごく夢のある地域になっていくんじゃないかと思うんですよ。今後、この三島との関係についてどのようにやっていこうと考えていますか。

○神園信二企画調整課長 6月の一般質問の中で、これまでのみしま丸の連携について、市のほうが非常に大きな負担を求められていた事情があるというふうなことはお話したとおりでございます。

ところが、今回、この新しい村長さんになって、そういうことはいたしませんということが確認できましたので、もちろん今後、みしま丸の寄港というのは、さまざまな経済的な、市民に対してですね、経済的な効果も生みますし、歴史的なつながりもあるということで、今現在、全面的にみしま丸の寄港というところでは協力をしているところです。

で、そのとき、前の一般質問の中でも御答弁申し上げましたが、枕崎漁港でありますので、港の中の管理ということで東側岸壁の利用調整、それとみしま丸が水道が欲しい、それから接岸用のバースの整備、それといわゆる船の発着の事務所みたいなものも欲しいというふうなお話がご

ございましたので、南薩振興局、これは、枕崎港は県の管理の港でありますので、南薩振興局と枕崎市と三島村の協議の場を設けなければならないということで、振興局のほうにもお願いしておりますし、村のほうにもお願いをしております。

で、なかなかこれが動き出さないものですから、ちょっとどういう状況なのかなど、三島村のほうは鹿児島振興局の管でもありますので、この4者が協働して顔をつき合わせてどういう受け入れ体制していくのかというところは、漁港修築等の事業が出てまいりますと、今度は市の事業費負担も出てまいりますので、どの程度の負担が出てくるのか、その辺もしっかり把握できるように事業は進めたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 今、企画課長は鹿児島振興局と言いましたけど、私の聞いてるところでは、鹿児島振興局と南薩振興局、これが両方でやっていますよ。

それですね、やっぱりこれから向こうが定期的になってきた場合、チケット販売とかそういうのにちょっと場所の提供とか、そういうのはどのようになっているのかですね。

○神園信二企画調整課長 私、答弁を返すようで失礼ですけども、先ほどの南薩振興局、鹿児島振興局と両方の振興局を上げたつもりでございますので、誤解をなされないようにお願いします。

それと、チケットの販売所の関係ですけれども、これもどういう事業を使って枕崎の東防波堤に設置していくのかというところで事業費の負担が変わってまいります。

で、その辺のところもよく考慮に入れながらですね、三島村の財政事情も考えないといけない、本市の財政負担も考えないといけない、県の南薩振興局の予算のつき方も考えなければいけないということでもありますので、その協議にしっかり、早く取りかかれるように運んでくださいということで三島村の担当課長さんをお願いをしておりますけれども、そういう集まる場所が必要ですよということで三島村の担当課長さん、それから南薩振興局の局長さんにも鹿児島振興局とよく打ち合わせをして、そういう場を早くつくってくださいということも直接、私、局長さんに申し上げておりますので、その場の設定のところを、今待っているというところでございます。

○7番清水和弘議員 私は、現在の村長に聞いたところでは、枕崎には一切負担はさせないというようなことも言っているんですよ。

そういう中でですね、枕崎のほうは、不安をあおるような表現は、私は本当慎んでほしい、枕崎は負担しなければならないと。それで、負担させないようにすると言っているんですよ。今、課長は枕崎は負担しなければならないとそういう表現がありましたよ。

次に行きますよ。（「答弁させてもらっていいですか」と言う者あり）いや、次に行きますよ。時間ないんですよ、私はもう。

それですね、JAとの関係について質問していきますよ。

本市地方版総合戦略策定には、本市の地域性を最も理解してるJA関係の方の意見も聞く必要があると考えます。

ところで、第27回JA全国大会の組織協議会案には地方創生への積極参加をJAも言っております。本市もこの地方創生のために、枕崎市版総合戦略を策定する場合に、JAの役割を戦略に反映させる考えはないのかどうか。

○新屋敷幸隆議長 その前にですね、先ほどの質問に対して何か。

○神園信二企画調整課長 先ほどの質問者の御答弁でも申し上げましたとおり、ちゃんと農協さんのほうは、審議会のほうに入ってくださいまして御意見をいただくという予定でございます。

で、質問があと返って申しわけないんですが、三島村のみしま丸が寄港することでの運航赤字は、確かに村長さんは市に負担を求めないということを書いていらっしやいまして、私どももそのように理解をしております。

ところが、枕崎漁港の整備となりますと、これは補助事業の関係で、今までも国の補助金を入れたとしても市の負担金という、市の負担は必ず出るわけです。そこの部分がどの程度出てくる

のかはしっかり判断をしないとイケないと、整備のかたちによってはそれが不要になるかもしれない。

でも、ただ単に枕崎漁港の整備でみしま丸を受け入れますという話になってきますと、漁港修築という部分では市の負担が確実にこれは出るわけですので、三島村は漁港修築という意味では負担の義務は出てまいりませんので、その辺のところをしっかりと調整をしないとイケないので、三島村、枕崎市、鹿児島振興局、南薩振興局、この4者の協議が重要になるというお話を先ほど申し上げたところであります。

○7番清水和弘議員 このJAの役割について反映させる考えはないかということについての答弁はありませんけど。「議長、議事進行を。それは関連があると言えばある、だけど、これほどどんどん膨らんでいけば際限はないですよ。通告外ですよ、そうなれば」と言う者あり)

○新屋敷幸隆議長 今、企画調整課長で答弁しましたけど。

○7番清水和弘議員 私は、農政課のほうに聞きたかったですけどね、これ。

それからですね、本市はお茶農家の場合ですね、平成22年の10月にこのISOというこの品質管理基準が国際基準である規格を認証していると聞いています。

本市お茶農家がISO規格を取得した理由と、またこれまでお茶農家の方がISOの規格を生かした産業活動した例があるのかお伺いいたします。「議長、止めてよこれ（聴取不能）ないよこれ。議長、議事進行」と言う者あり）ほら、ここに載っとるがね。「いや、答弁はしないでもいいが、こんなのは」と言う者あり）産業育成にですよ今、産業活性化、市民生活の活性化に移っているんですよ。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの質問についてであります、答弁ができるようであれば答弁してください。「中身がなくなるが」と言う者あり)

○真茅学農政課長 ISOをお茶農家が取ろうとした理由は、販売において有利に働くんじゃないかということで取ったわけでございます。

市内に27工場がありますけれども、枕崎市茶業共同体というのを組織しまして、団体認証を取得しております。そういう取得をしたことによって、茶工場の環境整備が行われ、食品工場としての心構えと整備が整ったところであり、視察等においても高く評価されております。

認証については、県茶市場で27工場が取得していることが掲示されておまして、茶商の取引の参考になっているものと考えております。

また現在、茶業会議所が中心となって輸出に取り組んでおりますが、茶工場の登録要件として、ISOやGAP等の認証を取得していることが条件となっており、本市の取得している茶工場はこの条件をクリアしてるところでございます。

で、ISOを取ったことによって、目に見えた効果というのはよくわかりませんが、消費者や茶商など買う側からの立場を考えれば、ISOやGAP等の認証取得は今後もますます必要になってくるものと考えております。

○7番清水和弘議員 課長は本当ですね、これからISOっていうのは、やっぱり世界……、今、枕崎、日本、先進国全般にこの人口減少の中です、日本も人口減少、こういうときにどこに販路を求めるかという場合、今度は世界戦略ですよ。そういう場合にこのISOっていうのは必ず必要になってくると思うんですよ。

私は今、この枕崎市の農家の方も消費の拡大を求めるなら、もう海外に求める、消費を海外に求める以外にないと思うんですけど、その辺の……、当局はその辺についてどう考えていますか。

○真茅学農政課長 輸出茶の取り組みでございますけれども、南薩地区輸出茶研究会というのがありまして、平成26年度に設立されておまして、輸出相手国の残留農薬基準に対応した栽培管理を講じながら進めております。

取り組みに際して市内全茶工場に意向調査を実施し、意向のあった6茶工場が平成26年に研究

会に加入し、輸出国に合わせた栽培管理を行いながら、平成27年度には3工場が約2.4トンの出荷を行ったところであります。

平成28年度に向けては、14工場が研究会に加入し、輸出に向けた取り組みをする計画でございます。

○7番清水和弘議員 この輸出に当たってはですね、政府の産地証明とかそういうのも必要になると思いますよね。こういう場合は、本市の行政もバックアップしてやっていただけたらと考えております。

それからですね、8月13日、鹿児島県の最低賃金が公表されました。全国の平均賃金は798円、鹿児島県は694円となっております。全国平均より大体100円程度ですかね、低くなっております。

本市の平均賃金について、平均賃金に従っているとされておりますが、本市におけるこのサービス産業など、最低賃金は、本市ではどのぐらいなってるか、実際にどれくらいになっているのか。

○下山忠志水産商工課長 最低賃金につきましては、最低賃金法第4条に、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。また、第9条には、賃金は低廉の労働者に対して、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないと定められております。

現在、鹿児島県の地域別最低賃金は1時間当たり678円、特定産業別最低賃金は1時間当たり720円と定めておりますので、本市においても同額であります。

○7番清水和弘議員 8月13日にですね、公表された全国平均賃金では、今、課長が言われました賃金とはとちょっと異なるんですよね、以前は六百七十何円でしたよ、確かに。

それとですね……。

○下山忠志水産商工課長 私が、今答弁いたしました最低賃金は現在の最低賃金でございます。今、質問者がおっしゃられる数字は、今後、10月に改定される賃金でございます。

○7番清水和弘議員 そのようになるか、ちゃんと見張りをさせていただきたいと思っておりますよ。

それからですね、今、私……、いろんな若い人たちに言われるんですけど、本当、作業……、枕崎で働きたいと、働きたいけど賃金や作業労働環境、これらが悪いんだと。本当は枕崎で生まれたんだから、枕崎で働きたいんだという声が多いんですよ。

ところが、この作業環境の整備のあり方、水産加工関係の方でさえ3Kに……、この枕崎の水産加工は3Kに入るよと、これを改善しなければならないんだという言葉も私は聞いてますよ、何人かから。

そういう場合ですね、当局は作業環境の改善に、改善っていうのが……、現在の作業環境はベターと思っているんですか。

○下山忠志水産商工課長 かつおぶし工場では、労働環境や施設の衛生管理に対して、以前からすると雇用主の意識の高揚が図られ、その環境整備を行うため、水産庁のHACCP対応、支援対応のための水産加工、流通施設の改修支援事業を導入して取り組みを進めている段階であります。

また、水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した若者について、平成10年から整理しておりますけれども、平成10年から平成25年までの16年間では64名、1年平均4名となっておりますけれども、近年の平成22年から平成25年までの4年間に着目いたしますと、合計で29名、1年平均7名強というふうになっております。

このように環境改善の効果が数字としてあらわれてきているものと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時5分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆さん、こんにちは。お疲れ様です。

朝からの一般質問で大変お疲れだとは思いますが、私が本日最後の質問者でございます。しばらくの間、私の質問に耳をお傾けください。よろしく願いいたします。

まず初めに、台風15号で被害を受けられた皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、市民の皆様のお負託を受けて、4月の市議会議員選挙で初当選いたしました。与えられた4年間の任期を新人議員だからと甘えることなく、議員としての職責を鋭意推進してまいります。

思い起こしますと、私が枕崎に移り住んで22年がたちます。人との縁、つながりで、こうして22年という歳月をこの枕崎で過ごしてこられたのも、人情味あふれる温かい枕崎の皆様のおかげだと思っております。

先日、38年前に枕崎に移り住んで来たという方とお話をする機会がございました。

その方も「枕崎は本当にいいところだね、だからあなたたちが気張って、もっとよくしていないかんよ」とおっしゃっておりました。

私も枕崎が大好きで、何とかこのまちを盛り上げられないのかと、この10年間、まちおこしのイベントを企画・運営をしたり、イベントのお手伝いをしたりと、微力ながらもまちを盛り上げるために尽くしてまいりました。

さらにまちを元気づけたい、盛り上げたい、そういった思いで議員の道を志したわけでございます。

そして、本日初めての一般質問でございますが、今この場に立ち、議員の重責というものをひしひしと感じているところであります。

4月の選挙選で市内一円を回らせていただきましたが、「これからは若いあなたたちが気張らないかん」という新しい風に期待する市民の皆様の声をたくさんちょうだいいたしました。

歴史の上でもそうですが、いつの世も、歴史のかじは熱ある若者たちがとってまいりました。これからの枕崎もそうでなければならぬと私は考えます。

そこで私は、若者世代の代表として与えられたこれからの4年間、若い人たちと大いに語り、意見を酌み交わし、その声を市政に届けるという役割を十二分に果たしていかなければならないと思っております。

地方創生が叫ばれる今、若者の力なくしてまちの発展・繁栄はまず考えられません。ですから、若い人たちにいかに枕崎に定住してもらうかが、今後の大きな課題になってくるのではないかと思います。

それでは、若者世代の代表として、議員の品位を保つため、私は通告に基づき質問させていただきます。

現在、本市でも地方創生のための枕崎版総合戦略策定に向けて取り組んでいらっしゃる所だと思います。

先般の市民と市政を語る会の資料の中で、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとありますが、枕崎市ではどのような取り組みを行うのか、基本的な考えをお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 本年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の地方創生の深化に向けた政策の推進の3番目の項目として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」があります。

まち・ひと・しごとの創生は、長期的な視点に立って、少子化対策を進める観点から、結婚・出産・子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要であり、産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、周産期医療体制の確保を図ることが重要であると基本方針にも明記されているところです。

枕崎市版総合戦略の策定に当たっては、この基本方針に沿って、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保という長期的な目標を実現できる内容となるよう取り組んでいきます。

○2番永野慶一郎議員 それでは、具体的なところを聞かせていただきたいのですが、その前に最近若い御夫婦と話をする機会がよくございまして、お子様の話題になったとき、この3カ月ぐらいいの間でございまして、6組の御夫婦から「実はうちも結婚して、なかなか子供ができなくて、夫婦2人で病院に何度も通ってやっと子供ができたんですよ」という話を聞くことができました。

また、治療をする病院です、面識はないんですが、枕崎の方をよく見かけるといって、枕崎の方も病院のほうに治療に多く行っているという話をお聞きいたしました。

一昔前までは、なかなか不妊の悩みをですね、他人に打ち明けたりすることなどない世の中でしたが、時代は変わり、最近はオープンになってまいりまして、そういった悩みを打ち明けてくれる時代になってきたようです。

そういった状況を踏まえまして、先ほどの資料の中で、妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援を行うとありますが、本市では、なぜ今まで不妊治療費助成事業がなかったのかお聞かせください。

○白澤芳輝健康課長 鹿児島県では、平成16年8月から医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する不妊治療費助成事業を実施しております。

県内の自治体においては、県の助成事業に上乗せするかたちで単独の助成を実施しているところもあります。

本市におきましては、妊娠・出産・子育て支援のため、子ども医療費無料化の拡大や、病児・病後児保育事業、産後ケア事業及び今回の補正予算でお願いしてありますロタウイルス予防接種事業など、他市に先行して取り組んでいるところですが、不妊治療費助成を県の事業に上乗せするかたちでの助成は行っていないところでございます。

妊娠した女性や子供がいる家庭からの要望は、健診時や子育て相談のときなど聞く機会が多く、市の施策に反映させやすいのですが、不妊の悩みを持っていらっしゃる御夫婦の要望が、担当課まで届く仕組みがなかったのも上乗せ助成が実施されていない一因かと思っております。

地方創生は言うまでもなく人が中心となります。市民の皆様の意見・要望を的確に把握して、地域の課題の解決と活性化に取り組むたいと思います。

○2番永野慶一郎議員 ただいま課長の答弁の中にありましたように、担当課のほうまでなかなか声が届きづらいということでしたが、そういったことを話してみないとわからないとか、聞いてみないとわからないこと、若者世代に焦点を当ててみると、そういった実情っていうのもよく見えてくるものだと思います。

枕崎市の現状はよくわかりました。

それでは、近隣の市、南さつま市、南九州市の状況は、どうなっているか教えていただけませんか。

○白澤芳輝健康課長 特定不妊治療費に対する上乗せ助成の南さつま市、南九州市の状況ですが、南さつま市は1年度に10万円を上限として通算5年間の助成。南九州市においては1年度に20万円を上限として同じく通算5年間の助成となっているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 実は3月にですね、不妊治療費助成事業が枕崎市になかったために、お隣の南九州市に引っ越しをした若い御夫婦がいらっしやるとお聞きしました。

また、同じように今現在、不妊に悩む若い御夫婦が、助成がいまだ本市にはないため助成事業を実施している近隣の市に引っ越そうかと話をしているということもお聞きしました。

そこでですが、まち・ひと・しごと創生法で、国は、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応する」「日本全体、特に地方の人口減少に歯どめをかける」と制定しておりますが、本市も国に倣って現在の状況を打破すべく、不妊治療費助成事業を制定する予定は現段階であるのか、ないとすれば今後検討していただけるのか、教えていただけないでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 県内の19市においては、本市を含めて5市だけが独自助成がない状況でございます。

そういう状況の中で、やはり人口減少を少しでも歯どめをかけるという点からも、この不妊治療費の助成事業の上乗せについては、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○神園信二企画調整課長 議員のほうからに限りませんで、これまでの議会の中でもさまざまな助成制度、それから祝い金制度とかいうものがないから、お隣の南九州市、南さつま市に転出するという話をよく聞きますよというふうな御指摘をいただいております。

先ほどからの一般質問の中で、ビッグデータの開示というのがございましたけれども、こちらを分析いたしますと、平成21年から25年における本市からの転出、それから本市への転入というところを分析をしたところが、南さつま市からの転入者、5年間で392名ございます。転出は323名ということで、南さつま市からの転入が超過している状況ではございます。

南九州市につきましては、転入が260、すいません、転入が261ですね、転出が260と、これが5年間の累積の状況でございまして、議員にお悩みを相談されたケースもあろうかと思っておりますけれども、転入・転出の実績としては、そういうデータが上がっているというところでございます。

また、先ほどの質問者の中での答弁の中でもお話をしましたけれども、不妊治療についての市の制度の検討というのは、いわゆる先ほどのシンクタンクの意見でも、また事務方である企画調整課の中の意見でも、当然行うべきではないかというふうなことで、今現在健康課のほうにその実施の検討をお願いをしているということで、今後、健康課のほうで実施が検討されるというかたちでございまして。

○2番永野慶一郎議員 検討していただけるということでございますが、検討にもいろいろあると思いますが、これは前向きに検討していただけるということで、私はそう理解してよろしいでしょうか。

○神園信二企画調整課長 はい。財源等の調整等はございますけれども、これは地方創生の大事な項目でございまして、前向きな検討になるのではないかと考えています。

○2番永野慶一郎議員 もちろん財源等の関係もございまして、助成費が幾らになるのかとか、そういったまた調整が必要になってくると思いますが、不妊に悩む御夫婦というのはですね、精神的・肉体的苦痛、そして金銭的苦痛があると言われております。

私もその、私に話をしに来てくれた方がですね、領収書を持って来られたんですけど、すごい分厚い束でですね、持って来られました。で、1回の体外受精にかかるお金が大体20万から30万程度かかるということで、計算をしたら大体それぐらいの金額になっておりました。

さらに、顕微鏡授精に至っては40万から50万程度と、さらに治療費がかかるような状況になっております。

またその治療を受ける、体外受精を1回受けるためにですね、通院をして治療をしないといけないということで、それも大体平均しますと、検査のために仕事を休んで病院に三、四回通う、そして仕事を休んで行ったりしてとても大変だというのが実情でございまして。

精神的・肉体的苦痛というのは、その御夫婦だけにわかる話であり、私たちにどうすることも

ちょっとできませんが、金銭的苦痛というのは、取り除くお手伝いはできると思います。

先ほど課長が前向きに検討していただけるというお返事をいただきましたので、早目に対策を練っていただき、一日も早い不妊治療費助成事業の実施を私のほうからお願いをいたします。

続いての質問ですが、これまた市民と市政を語る会の資料の中からでございますが、「サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育ての支援の充実を図り」とありますが、具体的にはどういった取り組みを行うのか教えていただけないでしょうか。

○山口英雄福祉課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略におけます今後の政策の基本目標の一つに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることが掲げられておりまして、その基本的方向の一つとして、サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図るということが示されておりますのは、今、質問者が言われるとおりでございます。

そして、その主な施策といたしまして、子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施ということが、総合戦略の中でも示されているところでございます。

本市では、子ども・子育て支援法に基づきまして、平成31年までの5年間で計画期間といたします枕崎市子ども・子育て支援事業計画を本年3月に策定しておりまして、現在、同計画に基づきまして放課後児童クラブやファミリー・サポートセンター、それから病児・病後児保育事業として病児対応型のカンガルーのポッケなど、こういった若い世代が子育てしやすい環境の整備に向けたさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

今後策定いたします枕崎市版総合戦略の中にも、これらの施策を盛り込みながら、子ども・子育て支援に関する施策の着実な推進に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 ただいま課長のほうからもございましたように、カンガルーのポッケ等ということでございましたが、私ども7月の所管事務調査で視察に行っていました。

利用者のほうはだんだんふえてきているとお聞きしております。せっかくいい施設をつくられたんですから、まだまだ市民のほうへの周知が足りないのかなというのを私は感じたところでございますが、現在のカンガルーのポッケ等の施設を有効に活用する方法について、何か具体的に計画はされているのでしょうか。

○山口英雄福祉課長 若い世代の方々が安心して子供を産み育てられる環境の整備に当たりましては、今後とも現在ある施設を有効に活用しながら、子ども・子育て支援計画の着実な推進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、昨年12月に開設されました病児保育施設カンガルーのポッケでございますけれども、平成26年度の実績が登録者数167人、利用者数が3月までの4カ月間で延べ42人ということでございましたけれども、平成27年度は7月末までの状況で申しますと、現時点での登録者数が214人、利用者数が4カ月間で延べ95人というふうになっておりまして、着実に利用が伸びている状況でございます。

なお、カンガルーのポッケにつきましては、利用に際して事前登録が原則となっておりますので、市内の保育園、幼稚園を通じまして各保護者に周知を行いまして、事前登録を呼びかけるといったことをしております。

また、市の広報紙等を通じまして、広く周知も図っているところでございまして、今後ともさらなる周知には努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 利用者数もふえてきているということでございますので、また引き続き周知のほうですね、行政のほうとしても続けていっていただきたいと思っております。

あと、施設はございます。親の働く環境というのは、そういった施設等がございまして、大変整っているのではないかと思います。お子様の気持ちというのは、果たしてどんなものかというのを考えたときにですね、どちらがいいのかわかりませんが、親は本当にそういった保育園で伝染病とか、そういった病気になったお子さんを預けて働きに行けるという意味では、大変す

ばらしいことだと思いますが、子を思うそういう気持ちを親御さんがですね、養っていくため、そういったノウハウを習得させるための親御さんにとっての何か、研修会とか講演会というのは、企画したりとかはしてはいないのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 子育ての悩み、あるいはそういうような子育てに関しての相談というのにつきましては、本年からですね、子育て世代包括支援センターという、設置しまして、そこで、保健師が相談役となって妊娠・出産・子育てから、そういうふうにして切れ目のない支援を行っていくということで、何か相談事がありましたら健康センターのほうに併設してございますので、子育て世代包括支援センターを御利用いただければと思っております。

○2番永野慶一郎議員 はい、ありがとうございます。

続きまして、次の質問でございます。

6月議会の一般質問の中でもございましたように、企業誘致の件でございます。

昨年度は4社の企業と話をしたが、具体的な話はできていないという答弁がございましたが、資料の中でも、「地方における安定した雇用を創出する」とありますが、現段階での企業誘致の進捗状況はどうなっているのかお聞かせください。

○神園信二企画調整課長 本市の企業誘致活動につきましては、県が主催をします企業誘致の懇談会というのが、毎年、東京・大阪で行われます。こちらのほうに鹿児島県に御縁のある経営者の方、またその経営者に限らず経営陣の方という方々を集めまして、名刺交換、それと情報交換という会議が開催をされます。

企業誘致懇話会等を含めまして年間3回ほどそういう機会がございますので、そういう会に出席をしまして、本市の企業誘致施策の説明、PRを行ったり、またそれと同時にですね、その足で本市に御縁のある経営者の方々のもとを訪ねながら情報収集、情報をいただけませんか、ほかの地元出身の経営者の方でどこか工場をどうしようかというふうな情報はありますかというふうな地道な情報収集の活動を積み重ねている状況でございます。

先日は、東京圏の各企業の複数の担当者の方が、南薩地区の状況視察に訪れるという情報を得まして、この方々にぜひ枕崎をごらんくださいということで枕崎の誘致企業のほうにお連れいたしまして、誘致企業を見ていただきました。昼食は、枕崎のお魚センターでとっていただきました。その夜につきましても御一行の宿泊先を訪ねまして、本市のPR、企業誘致策、それからこういう資源がございますということでPRをしてきたところでございます。

議員がお尋ねの地方における安定した雇用の創出というところには、確かにおっしゃるとおり企業誘致は有効な手段だというふうに考えております。

しかし、やはり一番には地元企業を活性化することで、地元の企業の雇用を確保することが一番確実ではないのかなど。そのことで、また、本市の経済の自力をつけていくということでも必要なことであると考えておりますので、一つ、企業誘致に偏ることなく、地場産業の地元の経済の活性化、地場の産業、企業の皆さん方の応援というところの政策を打っていきたいと思っております。

なお、残念ながら、今現在で具体的な協議というところに至っている会社はございません。

○2番永野慶一郎議員 先ほどの清水議員も同じようなことを質問をされていて、同じような答えをお聞きしましたので、内容はよくわかりました。

また、さらなるですね、若い人たちが働ける雇用の場を創出できるように、私どもも取り組んでいきますので、行政も一体となって取り組んでいただければと、これは私からのお願いでございます。

次の質問でございます。

総合運動場の整備についてということでございます。

1番目に、少年野球やサッカー等の大きな大会が枕崎でも行われておりますが、駐車場が少な

くて不便だという声をよく聞きます。

今後、駐車場の整備などというのは計画をしておられるのかお聞かせください。

○米盛基保健体育課長 本市におきましては、各競技団体主催等の大会が多数行われており、特に土日大会が重なると駐車場が足らなくなる状況にあります。

これらの大きな要因といたしましては、車で来られる方々が、できるだけ会場に近いところに駐車をしたいということから、会場周辺に集中することが考えられます。

現在のところ、駐車場の整備の計画はありませんけれども、運動施設から少し離れた駐車場の整備がしっかり行われております枕崎警察署前の深浦運動場自動車駐車場への誘導等を周知していったらと思っているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 ただいま課長のおっしゃいました深浦グラウンドの市営駐車場ですけど、新しく整備された場所でしょうか。そちらへの誘導ってというのは、実際だれか誘導員が立っていて、そちらへどうぞってというような誘導の仕方はされてないということでしょうか。

○米盛基保健体育課長 はい、今、議員が言われるとおり誘導というかたちではやっておりませんが、私ども、教育委員会の主催とかそういうときには立ってもらって、多いときにはってというようなことをやっております。

今言ったのは野球場とか運動施設のところに、何か張り紙でも張って、深浦のこのグラウンドは50台きれいに入るようなすばらしい駐車場になっておりますので、そちらのほうもあるよというような案内をやっぱり出していかなければならないのかなと考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 よそから来られたお客様、枕崎の野球とかサッカーを観戦に来られた方はですね、どこに駐車場があるってというのは、わかっていらっしゃると思うんですが、よそから来られた方、なかなかそこら辺がわかっていらっしゃらなくて、路上駐車をしてですね、駐車違反などで捕まってしまうというような事態も起きていらっしゃるようでございます。

そこはですね、大会主催者側とタイアップをしていただいて、大会要綱とかがたぶん送付されると思うんですが、その中にですね、ここにも駐車場がありますよっていうのを入れていただければ、あえて誘導員を配置しなくても済むとかがってというようなのもあると思うんですが、課長、それを前向きに検討していつてくれるでしょうか。

○米盛基保健体育課長 そのような工夫をしてみたいと思います。

体育協会のほうに各競技団体が所属しておりますので、体育協会の会とかいろんなことあるたびに、そういうことを協議されるところに伝えていけるようにしていきたいと思います。

○2番永野慶一郎議員 あと、今ある土地の有効利用ということで、野球場のレフトのほうですね、川沿いの花渡川沿いのところにちょっと広い空き地があるんですけども、スタンド側なんですけども、結構いろんな大会のときとか車がとまっているんですが、線を引いて整備をしてくれたら、まだとめやすいんですがという声も利用される方から多く聞きます。

どうしてもですね、その線とかがないために、みんな思い思いにとめられるものですから、もうちょっと詰めてもらえたら何台かまだ確保できるんじゃないのっていう声もお聞きするんですが、いかがですか。

○米盛基保健体育課長 おっしゃるとおりだと思います。

三、四台とまる敷地にかかってにとめられて2台しかとめられないとか、そういう状況をよく見ることがございますので、レフト側のあそこは芝生がちょっとありますけども、何らかのかたちで線を引いたりとか、ひもを引っ張ったりとかっていうことができれば、またきれいに台数も多くとめられるんじゃないかと思っておりますので、そうやって努力をしていきたいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 せっかく枕崎までですね、そういった大会で来られて駐車場がないよねと言ってがっかりされることのないように取り組みをよろしくお願いしたいと思っております。

続きましての質問でございます。

私が各体育施設を見ると老朽化した施設が多いように感じますが、2020年には鹿児島国体も控えております。そういった点等を踏まえ、各施設の老朽化に伴う改修工事または新築工事の計画はあるのかお聞かせください。

○俵積田清文建設課長 本市では26年度に策定しました公園施設長寿命化計画をもとに、市内の公園の長寿命化計画を行って、作成しております。

この中で、塩浜公園の改修工事につきましても、テニスコートの第7コートは今、改修工事实施中であり、また来年以降につきましても、総合体育館、武道館、テニスコート、野球場など全体的に老朽化した施設の改修を計画しております。

○2番永野慶一郎議員 先日の台風で野球場のバックネット裏のベンチが飛んでおりますが、そちらのほうの修理の予定とかもございませうか。

○米盛基保健体育課長 バックネット裏のスタンドのいすにつきましても、ちょっと経費等見積もったところ相当なお金がかかるようですので、できましたら保健体育課で何らかのかたちで、出た鉄とかああいうのを撤去して、何とか座れるようにしていきたいなということを考えているところでございます。

まずは応急処置ということで、我々の課でやっていこうかということで、今計画しているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 鉄くず等がまだ残っている状況だったみたいですが、あまり私が見ておりましたが、上で観戦をされる方がいらっしやらないような感じもするんですけども、これはなぜかと考えたときにですね、ほかの野球場、ほかの市の野球場とかですね、バックネットには屋根がついていまして、陰ができております。あんまりないともないけどという気もするんですけども、夏の暑いときにもですね、やっぱりちょっと応援するとなかなか大変な思いで見えらっしやるんじゃないかなと。

ほかの市の野球場に行きますと、やっぱり試合を待つ時間にですね、屋根のあるところで待機しているというのも見受けられるんですけど、今のお話をお聞きすると、なかなかそう簡単にはいかないのかなとは思いますが、どうですかね。

○俵積田清文建設課長 野球場に屋根を新設するということになりますと、スタンド全体の改修を行わなければ、建築確認とかそういうかたちも出てくると思いますので、今度の長寿命化というところではちょっと計画の中では入っておりませんので、また、そういう希望があれば、改修というかたちの検討をしなければならないというふうに思っております。

すいません、改築というかたちで、失礼しました。

○2番永野慶一郎議員 いろいろな予算等の絡みもございまして、簡単には進んでいかないこともあるかと思いますが、せっかく枕崎に来ていろんなですね、大会等に来て、その後はたぶん買い物をして帰られる方とか大変多くいらっしやると思います。そういった人たちのためにもですね、ちょっとでもできるサービスですね、何かそういったちょっとしたことでもいいので改善をしていかなければいけないのかなと、私は考えているところでございます。

最後になりますが、市民と市政を語る会のアンケートで、「近所づき合いを含めた日常生活を送るところとして」という項目がございましたが、その結果を見たところ、非常に満足度が高い結果になっておりました。とてもよい傾向だと思います。

一方でですね、「雇用対策の充実」「出産・子育てを支援する制度・施設の充実」という点では、満足度が大変低い状況に……、大変というか雇用対策の充実というのがちょっとだいぶ低かった気がするんですけども、そういった点は、満足度が低い状況でございました。

このアンケートの結果をですね、無駄にしないためにも、行政の皆様におかれましては、そのアンケートを生かして、市民の満足度が上がる努力を続けていっていただきたいと、そして私も議員もこのまちで生まれ、このまちで育ち、学び、そしてこのまちで働き、結婚し、家庭を持

つという、このような流れを構築すること、こういうのができましたら、人口減少や少子高齢化に歯どめもかかるのではないかと考えております。

そういった努力を私どもも続けていかないといけないのではないかと考えております。

若い人たちが安心して暮らせるまちづくりを目指し、私は議員としてP D C AサイクルのC、チェックですね、検証に終始するばかりではなく、検証も大変大事なことでございますが、検証ばかりしていても次へのステップには何にもつながりません。

次のP D C AのA、アクションですね、アクションにつながるように、よりよいP D C Aサイクルが構築できるよう、今後も若者世代の観点から要望・質問等を継続して行っていきますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○新屋敷幸隆議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時45分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成27年9月8日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成27年9月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名
1		一般質問 吉松 幸夫 議員（69ページ～74ページ） 立石 幸徳 議員（74ページ～83ページ） 下竹 芳郎 議員（84ページ～88ページ）
2	75	枕崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 園 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○5番吉松幸夫議員 おはようございます。

本日、2日目、一般質問させていただきます。

5月からの長雨、そして、さらに台風15号の災害等を受け、被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く復興され、正常化されるようお祈りいたします。

また、昨日、市の職員である東さんがお亡くなりになられたことは残念なことでありますが、御冥福をお祈り申し上げます。

通告に従って質問いたします。

まずは、危険箇所についてでございます。

5月の大雨の後、小・中学校周辺の危険箇所の調査に入ったということでございましたが、前回もお聞きしておりますが、もう一度、危険箇所の調査をお示しいただきたい。

また、それ以後、危険箇所と思われるところが出てきたのかお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 危険箇所の調査については、市内4小学校1キロメートル圏内を事故後の5月18日から1週間程度かけて調査を実施しています。

その結果、さきの全員協議会でも説明しましたが、側溝に蓋版のない、断面が40センチメートル掛ける40センチメートル以上である側溝の件数が34路線、3,014メートルあります。

また、日之出水路など市道沿いの断面の大きな排水路等で、転落防止さく等の必要な箇所が9路線、15カ所となっています。

○俵積田清文建設課長 調査以降のまた箇所があるのかということなのですが、断面の40センチ掛ける40センチ以上ということで、また新たに数箇所は出てきております。

○5番吉松幸夫議員 これからまだ、今、台風がですね、発生したということでございますが、これからまだまだ台風が発生してくる時期でございます。

そこで、一日も早くそういう改修をしていただきたいというふうに考えますが、この危険箇所の改修には、今もう入っていただいているようなんですけれども、どのくらいの期間がかかるかお尋ねいたします。

○俵積田清文建設課長 今、工事にかかっているということでございますが、今の改修の状況を申し上げますと、今年度は既に側溝の5路線、419メートルを事業費2,386万7,000円で発注しております。また、今年度中には、今回の補正予算を含めまして6路線、約280メートルの工事を計画しております。また、転落防止さくにつきましても、大部分を今年度中には完了させたいというふうに考えております。

それから、日数、期日どのぐらいということですが、これにつきましては、全体的に老朽化をしておりますので、全体の改修を行わなければならないと。蓋版のみじゃなくて、側溝自体を取りかえる時期になっているということで考えておりますので、そういう面からいいますと、事業費等から考えまして、何年とかという確定は、お答えはできないところでございます。

○5番吉松幸夫議員 現在、その計画中の改修を速やかに、やはり人命を守るためにもですね、速やかな改修をお願いしたいと思います。

次に移ります。

この小学校、中学校周辺の道路事情ですが、特に枕崎小学校の周辺は住宅地というところもあ

りまして、かなり道幅も狭く見通しもきかない道路が数カ所あるように感じているんですけども、その道路に対して、例えば横断歩道とかロードミラーとか、そういうのを設置する計画というのはないのでしょうか。

○俵積田清文建設課長 ロードミラーにつきましても、必要なところにはロードミラーの設置をやっていきたいと思いますが、大部分ロードミラーに頼るのではなく、ロードミラーがあるということでもたまた危険性が増すと、一たん停止等を怠りがちになるというのものもあるようでございます。

警察ともそういう面では、安易にどこでもかしこでもということではなくて、最低必要なところということで、認識を一致させているところでございます。

それから横断歩道につきましても、今、枕小のあたりで必要な箇所ということで、我々も警察署のほうには、ここはどうでしょうかということでは今上げておりますので、そこについて、また警察のほうでも検討していただくということになっております。

○5番吉松幸夫議員 道路事情に対しても、やっぱり子供たちを守ることににおいては非常に大事なことだと思いますので、これからもそういう対応をよろしくお願いいたします。

次に、災害対策についてですが、今回の台風15号で旭町から新町にかかる堤防において、高波の、高潮の被害は重大なものであったということは、皆さんも御承知のとおりだと思いますが、以前もお尋ねしたことがあったんですけども、堤防のかさ上げということに関してなんです、堤防があと何メートルか高ければ今回の高潮の被害もなかったと、なかったのではないかなと思うんですが、その件についてお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 新町地区及び岩戸地区の護岸につきましては、平成19年度と平成20年度に護岸の改修や消波ブロックのかさ上げ及び増設の要望を鹿児島県に対して行っております。

県からは、その検討を行うに当たり、越波等が見られる証拠となる写真の添付が必要であるという説明を受けたところでありまして、これまで随時台風等による越波状況等を確認してまいりましたけれども、今回の台風までその状況が見られなかったところでありまして。

台風第15号が通過した後、被災状況を調査しましたところ、波が到達した高さが建物に痕跡として残されており、高潮が原因と推測されるため、枕崎漁港の管理者である鹿児島県南薩地域振興局に現地確認調査を要請し、被災当日とその翌日、市の案内のもと南薩地域振興局が確認したところでありまして。

今回、越波したことが原因で被害を受けたと考えられますので、今後さらに鹿児島県や関係者、関係機関と調査や協議、検討を進めながら、護岸のかさ上げも含め、高潮対策を鹿児島県に要望していくことが必要であると考えております。

○5番吉松幸夫議員 人命を守るための堤防であります。東北大震災の津波にも、やはり堤防のかさ上げということが問題視されておりますので、何とか堤防のかさ上げを実現できるようにお願いしたいと思っております。

次に、今回の台風でありました倒壊物についてなんです、壁などが壊れて、数軒の家が無残な状況にあったのは、もう私もまちを歩いて見てきておりますが、今回質問したいことはですね、現在、枕崎に住んでいない住宅、そこが壊れたときにどういう対策を、市が入るのか、市自体が何かできるということではないんでしょうけれども、その持ち主にどういったコンタクト、アクセスをとるのかということについてお願いをしたいと思っておりますが、市としては、その住宅に対してどういうふうな考えでおられるかお聞きしたいと思います。

○本田親行総務課長 ただいまお尋ねのとおり、今回の台風で建物の一部が落下、飛散し、歩行者等に危険を及ぼしそうな事例が駅通り等で見受けられましたので、原因となっているであろう建物の所有者に撤去をお願いして対処してもらったケースも数件ございました。

ただいまのお尋ねにつきましては、所有者の方が現在、枕崎市内に住んでおられないというような状況の場合でございますので、まずは現場の状況を確認した上で、周囲や歩行者等、危険が

及ぶようであって、まず行政が介入するような事例であれば、その状況等をお知らせして対処をお願いしていきたいと考えております。

○5番吉松幸夫議員 枕崎に住んでいれば、各人が対応できるかと思えますけれども、住んでない場合、住んでおられない場合は、何らかの、その中に入ってですね、その手だてというかたちで少しでも手助けができるような体制をとっていただきたいというふうにお願いします。

次に、今回のような緊急の非常事態のときの対応についてなんですが、今回、真夜中に台風が接近したというような非常事態でございました。そういう非常事態のときに、消防署としてはどのような体制をとっているのかお尋ねいたします。

○中原浩二消防署長 緊急時における消防署の非常招集による職員配備につきましては、本市消防計画に基づき、初動体制の第1配備招集から全職員を対象といたします第3配備招集までの3段階で対応することとしております。

今回の台風第15号におきましては、全職員が対象となります第3配備招集で対応したところでございます。以上です。

○5番吉松幸夫議員 今回、夜中の災害でしたけれども、人命救助で対応した件数がありましたでしょうか。

○中原浩二消防署長 具体的な活動内容につきまして、消防計画に基づく分隊を編成しまして、午前0時ごろから早朝8時ごろまでの間、高齢者4名を含みます7名の方々を避難所へ搬送しております。そのほか、家屋の応急処置など合計21件の災害事案に対応いたしました。以上でございます。

○5番吉松幸夫議員 ありがとうございます。

こういう災害時ですね、人命救助が第一目的ということは十分承知しております。これからもさらにその体制を強化してですね、人命第一の対処をとっていただきたいと、これからもまたよろしくお願ひいたします。

次に、衛生問題についてですが、以前からも言われておりますように、ルールを守られないごみ出し問題、これについて、当局としては何か対策を考えておられるのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 基本的にごみの集積所の管理につきましては、自治公民館が対応することとなっております。ごみ出しや分別につきましても、曜日を決めて住民の方々にお願いをしているところです。

しかしながら、一部のごみ集積所において、ごみの分別がなされていないものや指定日以外のごみ等が出されているなど、ルールやマナーが守られていないケースが見受けられます。公民館としても苦慮していることは把握しているところです。

このような中、今回、枕崎市衛生自治団体連合会において、ごみ収集カレンダー及び分別表を作成し、市民に広報紙と一緒に配布をいたしました。また、市民生活課の窓口におきましても、転入・転居者に対しまして、居住地の公民館を説明し、パンフレットやごみ収集カレンダーの配付を行い、ごみ出しルールの徹底を図っているところです。以上です。

○5番吉松幸夫議員 ごみ収集所につきましては、その条件的なものもいろいろあるかと思うんですけども、以前ありましたごみ収集かごの設置という部分に関しまして、当局でその紹介なりあっせんするような考えはございませんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 市内のごみ集積所につきましては、現在392カ所あります。

この中にはですね、鉄製や木製のごみかご、ガードネット、スペースのみの場合などいろいろでございます。ごみ集積所の設置場所の提供やごみかご等については、自治公民館をお願いしているところですが、それぞれ対応が異なっているのが現状です。

衛生自治団体連合会では、ごみガードネットについてはあっせんしており、幾つかの自治公民館では導入しているところでございます。

鉄製の網かごを製作している鉄工所は幾つかありますが、市のほうでですね、特定の業者をあつせんすることは考えておりませんが、問い合わせ等がありましたら、取り扱っている業者については紹介していきたいと考えております。以上です。

○5番吉松幸夫議員 鉄製と木製、やはり耐久性でいくとやっぱり鉄製のほうがいいんでしょうけれども、やはり高額になるというところで、なかなか各自治公民館でも手を出せないところであろうかとは思いますが、条件さえ整えばですね、そういうのを設置するほうがさらによいのではないかと思いますので、どんどん紹介をしていただいで、住民の方の衛生管理の部分でですね、役に立てていただきたいというふうに思います。

次に移りますが、春先のことであつたんですけども、市道にふんが、大量のふんがですね、放置されていたという連絡を受けたんですけども、この件に関しましては、市当局としては、把握はしておられたでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 議員御指摘のふんが道路に散乱していた件につきましては、平成27年、ことしの7月23日に市民から通報がありました。

内鍋清掃センターにつながる市道塩屋赤水線に牛ふんが散乱しているとの内容だったため、市の農政課と同行し、現地確認をいたしました。

畜産農家の方が畑に堆肥として牛ふんを散布する作業中に道路を挟んだ向かい側の畑に移動中、道路に落とされたとのことで、口頭で注意をし、直ちに処理をするよう指導をいたしました。今後、このようなことがないように厳重に注意をしたところです。以上です。

○5番吉松幸夫議員 畑にまかれれば何とか我慢はできるものですね、道路に散乱してるというのは、やはり非常にその周辺住民の、やっぱり生活環境に多大な迷惑がかかるというのは、もう皆さんも当然のことだというふうに思いますが、今後、そういうことがないように厳重にですね、指導を徹底していただきたいというふうをお願いいたします。

次に入ります。

次は、図書館の利用についてなんですけれども、枕崎にあります市立図書館、そして小学校、中学校の図書館、この図書館の書籍の購入というのは、どのような方法で行われているのかお尋ねいたします。

○末永俊英文化課長 現在、市立図書館の書籍資料等の主な購入先は、図書館流通センターでございます。そのほかに市内外の数社から購入している状況でございます。

○田代芳輝教委総務課長 小学校、中学校の書籍購入についてですが、各学校のほうで配分された予算の範囲内で市内の業者から購入しております。

○5番吉松幸夫議員 今、課長がおっしゃられた小・中学校、市内外というふうにおっしゃられましたけど、そこをもう一度。

○田代芳輝教委総務課長 市内の業者から購入しております。

○5番吉松幸夫議員 文化課長は、市内外とおっしゃいましたけどもどちらを……、総務課長とあれば。

○末永俊英文化課長 市立図書館の購入先は、それぞれの小・中学校とは異なっております。

○5番吉松幸夫議員 市立図書館が市外ということによろしいんですね。

○末永俊英文化課長 市立図書館は、市外と市内の本屋から買っております。

○5番吉松幸夫議員 その予算ということなんですけれども、予算があればあつたほどいいんでしょうけれども、現在、枕崎の市立図書館、小・中学校の図書館に対してのその予算は、適切かどうかであるのでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○末永俊英文化課長 市立図書館の図書購入費、平成27年度で申しますと302万5,000円、それから、雑誌類等の消耗品関係が43万5,000円でございます。

図書館利用者からの要望や新刊本等の書籍購入につきましては、現在の予算で対応できており、

妥当な水準にあると考えております。

また、県内19市の書籍購入費等の予算額については、自治体によって人口や図書館の規模、それから図書館の設置数が一様ではないことから、予算だけの判断というのは同列に比較することはできません。

そのため、県の図書館協会が指標としております住民1人当たりの図書購入費で比較すると、本市は平成26年度で153.3円となり、県下19市の中で12番目の金額となっております

○田代芳輝教委総務課長 小学校、中学校の平成27年度の図書購入費の予算でございますけど、小学校が147万2,000円、中学校が114万7,000円、この予算について適切なのかという御質問でございますが、小・中学校の学校図書館の蔵書の充足につきましては、文部科学省のほうで設定しています学校図書館図書標準により算出した充足率によりますと、小学校が130.9%、同じく中学校が112.46%ということで、ふるさと応援基金の活用もあり、十分整備されているというふうに考えております。

○5番吉松幸夫議員 小・中学校、市立図書館、予算の話をすれば切りがないのでありますが、こうやって130%、112%という充足率であるということは、非常に少ない予算の中でも頑張ってもらってるというふうに判断させていただきます。

これからも、最近、本を読まない、読めなくなったという流れがありますが、十分、本はあり、私もたまに市立図書館に行きますけれども、以前よりも子供たちがいるのかなというふうに感じてですね、さらなる図書館の充実を目指していただきたいというふうにお願いいたします。

青少年の健全育成の問題なんですけれども、我々は、子供会も関係しながら青少年の健全育成を目指してパトロールなどいろいろ行っておりますが、今年の春から、夏休みも過ぎましたけれども、夏までの青少年の補導パトロールなどいろいろ行っていると思いますけれども、その状況はどういう状況でしょうかお尋ねいたします。

○上園信一生涯学習課長 この夏の青少年の問題行動等の状況につきましては、関係機関に伺いましたところ、喫煙や深夜徘徊など数件あったとのことでした。

また、市校外生活指導連絡会による港まつり開催日に合わせた合同補導では、保護者同伴であったものの、午後10時以降も残っている生徒がいたとの報告があったところです。

市青少年指導委員による各地域での合同補導においては、問題行動はなかったとの報告を受けております。

○5番吉松幸夫議員 私もこれまでいろんな会議に出ましたところ、枕崎圏内では、非常に子供たちが安定してきているという話をお伺いしております。

実際、我々子育てのころからするとですね、非常に安定してきているなというふうなのは感じます。

しかしながら、これを、気を緩めますと、いつ、どういうことが起こるともしれないというふうに感じております。

これからも、青少年の健全育成のために一生懸命気を張って頑張っていかなければならないと思いますので、その辺もよろしくお願いたしたいと思います。

最後になりますが、枕崎市内の飲食店などの状況で、どうしてもお酒が、アルコールが入るといろいろなトラブルがあるかと思っておりますけれども、ここ最近、そういう状況というのがあったかどうか、もし、あったのであればお尋ねいたします。

○上園信一生涯学習課長 巡回補導につきましては、主に青少年が集まり非行が行われやすい場所、例えば公園、展望台、駅などを集中的に巡回しているため、飲食店周辺の状況や情報等は持ち合わせていないところです。

○5番吉松幸夫議員 枕崎はこれからですね、観光というかたちで、どんどん打って出なきやいけないというふうに感じております。観光客が、例えば、飲食店で安心して枕崎を楽しめるとい

うような状況もつくらなければならないというふうに感じております。

明るい枕崎を、イメージアップするためにもそういう飲食店もしくは青少年の健全育成のためにもですね、枕崎は安心・安全なまちだよということを目指していきたいというふうに思いますので、マイナスイメージのないように、どんどん安心して枕崎は行けるんだというようなところをですね、クリーンアップといたしますか、イメージアップをどんどんしていきたいというふうに思ひまして、それをまたお願いすると、自分たちも一緒に努力して、そういうふうなのを頑張っていきたいということを申し上げて、私の一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時14分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 平成27年第5回9月定例会に当たり、通告いたしました主題に基づき一般質問をしております。

限られた時間でありますので、的確な答弁をお願いをしておきます。

台風15号の関係は後もって質問をいたしますが、被災された市民の皆さんに心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を願いたします。

ことは戦後70年ということで、総理の戦後70年談話も発表され、平和を希求するいろいろな催しも実行されております。

私たちの枕崎市の戦後70年を振り返る中で、枕崎市誌に記録されております新町の老夫人のルース台風の体験談が印象深く記載されております。

それは、昭和20年7月29日の空襲で家が全焼し、新しい家をつくって再起しようとしたやさきに、同年9月17日の枕崎台風で家が倒れ、そしてまた、昭和26年10月14日のルース台風で家を流され、連続して3回災難に遭ったという極めて不幸な市民も少なくなかったというものであります。

枕崎市全体としても戦災に見舞われ、枕崎台風や12号台風、相次ぐ台風の襲来、そして、致命的な打撃とも言えるルース台風の暴風と高潮被害、さらにこれらに起因する昭和30年度、そして昭和39年度までの10年間の財政再建団体の指定、この枕崎市の歴史上の出来事は、今日でも決して忘れてはならない教訓であると考えます。

最初に、本市財政の現状は、多額の財政需要を伴う災害復旧に対応できるものとなっているのかお尋ねをします。

そして、毎年度9月定例会におきましては、前年度決算の認定の可否を議会は論議するわけですが、平成26年度決算における地方財政健全化法の4指標や決算統計上の主要財政指標を中・長期的な傾向を踏まえた中でどのように分析されているのか、できるだけ簡潔に説明をしていただきたいと思ひます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 災害等の緊急財政需要に必要な財政調整基金の平成26年度末の残高は10億3,440万円となり、第3次集中改革プランの財政指標の主要改善目標の一つとしている財政調整基金と減債基金の合計で11億9,485万円となっております。この金額は、改善目標の11億5,300万円を4,185万円上回っております。

財政調整基金の残高は、他市と比較するとまだまだ十分ではないものの、本市の中では、これまでで最も多い残高となっております。

今年度も豪雨災害や台風災害などで、公共施設が被災しております。

豪雨災害では、平成5年度の災害被害を受けて、これまで排水路の整備や急傾斜対策など災害対策事業を進めてきた結果もあり、他市に見られた大きな被害はありませんでした。

台風災害では、強風による倒木や高潮などによる大きな被害を受けましたが、多くの市民の力を借りて復旧に向け進んでいます。

多額の財政需要とは、どの程度の額を言っているのかわかりませんが、財政調整基金に加え、大規模災害になると補助災害復旧事業となり、国・県補助金や交付税措置のある地方債などを活用できるので、災害復旧事業を進めるには支障はないと考えております。

財政指標については、財政課長に答弁をさせます。

○佐藤祐司財政課長 平成26年度における財政健全化法の4指標についてですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、引き続き該当はありませんでした。

連結実質赤字比率にカウントされる国保会計の赤字額につきましても、前年度より8,300万円ほど縮小しております。

実質公債費比率につきましては12.9%で、比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模が767万8,000円の増となり、分子も一般会計の元利償還金の額が減となったことなどで、4,723万9,000円減少したことにより、単年度の実質公債費比率が前年度より1.0ポイント低い11.9%となり5年連続で改善しましたことから、前年度に比べ1.5ポイント低くなっています。

なお、実質公債費比率単年度数値のここ5年間の推移を申し上げますと、平成22年度が16.7%、平成23年度が16.3%、平成24年度が14.1%、平成25年度が12.9%、そして、平成26年度が11.9%と好転してきておりまして、地方債については、借り入れるとしても交付税措置率の高いものの活用を続けていくことで、今後も改善していくことを見込んでおります。

続きまして、将来負担比率につきましては129.6%で、同様に比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模は増加し、分子では一般会計の地方債の現在高を初め、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込み額、退職手当負担見込み額、設立法人の負債額等負担見込み額の将来負担額を構成するすべてが減となりましたことから、将来負担額が前年度に比べ5億4,330万1,000円減少したことに加えまして、充当可能基金も1億2,487万7,000円増加しましたことから、前年度に比べ9.3ポイント低くなっております。

なお、ここ5年間の推移を申し上げますと、平成22年度が171.1%、平成23年度が161.8%、平成24年度が156.0%、平成25年度が138.9%、そして、平成26年度が129.6%と好転しておりまして、この比率につきましても、交付税措置率の高い地方債の活用や基金の積み立てを進めていくことで、今後も改善していくことを見込んでおります。

現状として、財政状況や起債に国の関与を受けるような、著しく財政状況が悪化している財政再生団体や早期健全化団体ではなく、平成21年度まで地方債発行の際に許可が必要な公債費負担適正化計画策定団体ではありましたが、現在は、実質公債費比率16%の起債協議不要基準を下回っているという状況でございます。

しかし、まだまだ他の市町村と比較すると比率が高い状況にありますので、今後も改善に努めてまいります。

もともとこれら2つの比率が高い原因につきましては、交付税措置のない地方債の活用により、事業を進めてきたり、基金残高が乏しかったりすることにあることから、事業推進に当たりましては、できる限り過疎対策事業債等の活用を図ったり、一方では基金積み立てを進めたりする中で、比率の改善に努めてまいります。

その他の主要財政指標のうち、集中改革プランで改善目標を掲げてある市債残高につきましては103億7,548万4,000円で、高水準で推移する公債費の縮減対策として、投資的経費の適切な選択と重点化を図り、計画的に借入額を抑制してきたことなどから、前年度に比べ1億7,581万1,000

円の減となっております、平成16年度から11年連続で減少してきております。

これにつきましても、ここ5年間の推移を申し上げますと、平成22年度が118億4,253万9,000円、平成23年度が113億8,936万9,000円、平成24年度が109億9,424万2,000円、平成25年度が105億5,129万5,000円、そして、平成26年度が103億7,548万4,000円と減少してきております。

しかし、今年度末につきましては、過疎対策事業債の活用を図り事業を進めたことなどにより、増加する見込みとなっております。

なお、残高はふえますが、交付税措置率の高い地方債の活用を図ってきた結果、公債費や残高に占める交付税措置額は大きくなってきておりまして、実質公債費比率や将来負担比率は悪化させない見込みとなっております。

そして、経常収支比率につきましては、「いや、経常は後で聞くように項目を出していますので」と言う者あり）わかりました。

冒頭……、「簡潔にお願いします」と言う者あり）もう1つ。

冒頭申し上げました財政調整基金と減債基金の残高につきましては、先ほど市長が申し上げましたように、26年度末合計で11億9,485万円となっております。

○13番立石幸徳議員 決算報告書に書かれていること、あるいは重複することはですね、できるだけ時間の関係もありますので省いていただきたいと思うんですが。

まずこの災害のための基金、約11億円は財調と減債基金があると。ルース台風を例にとりますとね、これ市誌に記載されておりますので、昭和26年のルース台風の被害総額約25億5,312万円、もちろんこれは民間の被害額も入れてありますよ。

ただ、ルース台風では、道路災害7カ所、堤防決壊527カ所、橋の流失194カ所と記載されております。で、相当の公共用の施設等が被害に遭ったわけですね。

昭和26年当時の25億円ですからね、こういったものもきちっと頭の中に入れておかなければならない。財調十数億円では、私は不安であると考えます。

今、財政課長が主要財政指標の改善状況をいろいろ言われたんですけどね、これは決算報告書50ページにもきちっと書いてあります、対前年度比。

ただ、私がここで問題にしたいのは、改善をした改善をしたと言うけれども、問題はどの程度、程度問題ですね、どの程度改善されたのか、この明確な見きわめが大事であろうかと思うんですよ。

一例を挙げますと、将来負担比率、財政4指標の大きな比率でございますが、これ先ほど説明がありましたように、本市が25年度138.9から9.3ポイント改善したと。しかしながら、お隣の南さつま市、平成25年度19.8から26年度は将来負担比率ゼロとなっております。将来負担比率がゼロというのは、県内でも既に25年度決算で、伊佐市、出水市も負担比率ゼロなんですね。

で、この南さつま市を例にとって、この将来負担比率を発表するようになったのは、いわゆる平成18年度の北海道夕張市の財政破綻によりまして、地方財政健全化法がつくられ、平成19年度からこの財政4指標は発表しておりますけれども、南さつま市、平成19年度当初……、143.7から7年間かけてゼロになったわけです。

本市は215.5からですね、現在129.6%、この比較なんですね。そして、県下19市ももちろんですが、県下全市町村の中で、この将来負担比率、本市が一番悪い最悪の比率になってるわけです。19市の中でも100を超えている比率は本市のみ。

こういった状況を考えたときにですね、ただ改善しております改善しておりますで、果たしてその財政健全化に取り組んでいるのかと言わざるを得ないんですよ。

実質公債費比率もこの地方財務協会が毎年度公表しております。この財政健全化法に基づく比率は公表をするようになっておりますので、実質公債費比率も全国793市区中、東京の千代田区とか名古屋の栄区とか全部市区を入れてですね、793市区中、実質公債費比率ですよ、681位が枕崎

市のランクです。

これは昨日、企業誘致の話もありましたが、全国のいろんな方がこの指標比率は見るわけですから、枕崎に企業進出しようと思っても、こういう財政状況のまちに進出していかげなもんかと当然考えると思います。

もう少しこの本市財政の実態を詳細に分析するためにですね、この比率の分母になります標準財政規模、この推移と普通交付税の推移等をですね、類似都市と比べてどのように分析しているか、この点をお尋ねしたいわけです。

何と申しましても、この地方交付税は本市の歳入財源の中で最も大きな部分ですのでね、この分析をきちっとしないことには財政状況は好転しないと思います。

本市の普通交付税と実質的に交付税の性格を持つ臨時財政対策債、この合算額を平成22年度から26年度決算まで5年間を調べますとですね、22年度、もう途中は省きますけど41億7,500万が、ずうっと26年度今年度の37億2,000万円ということで、右肩下がりの一直線に下がってきているんですね。当然、交付税ですから人口減少の影響もあります。

しかしながら、県内類似都市の阿久根市、西之表市、垂水市よりも、この普通交付税と臨時財政対策債を合算した額は少ないわけです。

この辺をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○佐藤祐司財政課長 まず、先ほど将来負担比率、枕崎市が県下の中で最も悪いとおっしゃいましたけれども、平成25年の数値で言いますと2番目に悪いということでございます。19市の中では最も悪いというのは、そのとおりということでございます。

合併していない4市、枕崎、阿久根、西之表、垂水市と比べてみますと、先ほど質問者が言われますとおり、普通交付税額につきましても、合算額につきましても、枕崎市が一番小さい額ということになっております。

その理由でございますけど、まず、普通交付税の交付額につきましても、基準財政需要額と基準財政収入額との差額でございますので、基準財政需要額の大小、基準財政収入額の大小、需要額、収入額、それぞれの大小でその額が変化をいたします。基準財政需要額が同規模でありましても、基準財政収入額が大きければ普通交付税額は少なくなりますし、基準財政収入額が同規模であっても、基準財政需要額が小さければ普通交付税額は少なくなります。

そこで4市の基準財政需要額、基準財政収入額の状況を見てみますと、枕崎市の基準財政収入額が最も大きいところでございます。4市の中では、枕崎市がそれだけ財政力があるということも言えると思います。

一方、基準財政需要額の状況でございますけど、基準財政需要額は、それぞれの団体の具体的な財政支出の実態に応じて算出されるのではなく、その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的で、かつ、妥当な水準における財政需要として算定されるものでございます。

基準財政需要額の増減する要因としましては、単位費用の増減や人口、面積などの測定単位の増減などありますけれども、同人口規模の団体同士であれば、特に個別の団体によって差があるのが交付税措置のある元利償還金の影響や行政面積、面積の広さでございます。

本市は、平成26年度から過疎団体になっておりますが、ほかの3市は以前から過疎団体であったため、過疎対策事業債の交付税措置額の影響の差というのが大きいところでございます。

具体的にちょっと出すと他市にとって迷惑かもしれませんが、平成26年度の本市の過疎対策事業債の交付税措置額というのは当然ありませんが、阿久根市につきましても2億3,000万ほど、西之表市については7,600万円ほど、垂水市については1億5,000万ほどありますので、その分、基準財政需要額を増加させております。

また、基準財政需要額の算出経費の中で包括算定経費というのがございます。

人口と面積により算定されることになっているわけですが、本市は合わせて7億円程度

算定されております。人口部分では、本市が最も人口が多いため他の3市より大きくなっておりませんが、面積部分では、本市が最も面積が小さいため最も少なくなっているという状況もございます。

包括算定経費を比較しますと、阿久根市では、枕崎市が先ほど申し上げたとおり7億円程度なんです、阿久根市は7億3,700万程度ということでございます。西之表市と垂水市については人口は少ないですが、面積が大きいので、本市と変わらないぐらいの算定経費になっているところがございます。

○13番立石幸徳議員 細かくですね、各市の状況を申し上げていただくのもありがたいんですけど、先ほど申しましたように、時間との関係もあります。それから、今までの委員会等でももう説明もあったこともたくさん含まれております。

要は、基準財政収入額が本市は非常に多いと、それは言葉を額面どおりとればいいことですが、当然交付税という意味ではマイナスに働くわけですね。収入額を減らすということにはならないですから、何を努力しなきゃならないかということになりますと、需要額を伸ばしていかなくちゃならない、その努力がなされているのかということなんです。

議会のことを申し上げてみますと、昨年6月議会で交付税算定に当たってですね、行革努力分を算定するなというような決議が出され、残念ながら本市議会はこれを採択しました。

行革努力を一生懸命やって基準財政需要額を上げなきゃ本市の財政は好転しないわけです。非常に私は残念な決議だったと今でも思っています。

で、今後こういう本市財政を見たときに、財政課長が財政力が強いというそれはあくまでも指数上の問題ですからね。収入額が多いのは、まさに交付税には逆転の効果になっていくわけですからね、いかにして実質的に交付税財政効果を出すかという努力をしていただきたいと思います。

先ほど答弁の途中、私が経常収支比率の件については後もお尋ねするというので申し上げましたので、この経常収支比率のね、改善目標値、この点についてですね、しばらくお尋ねをいたしますが、実は先月の広報まくらぎき8月号にも出ております。それから3月に出した行革プラン、これにも出てるんですが、経常収支比率の目標値が実績値より悪い目標値を出しているのに、改善目標値ということで広報紙にも出ている、それから行革プランにも出て、こういったことをですね、私はいかがなもんかと思うんです。実に細かいことを申し上げているようですが、この経常収支比率も残念ながら本市は県下でワースト1位なんです。そういった市がですね、改善目標値って言って今よりも悪い目標値を持つてくる。この点は、どういう見解でこういうことになっているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 答弁申し上げます前に、今、経常収支比率も県下で最も悪いと言われましたが、25年の数値で言いますと、県下で2番目に悪いということがございます。

それから目標数値の考え方でございます。

経常収支比率につきましては、26年度で95.3%で、前年度に比べ1.2ポイント高くなっております。そして、目標値につきましては96%と、そして平成29年度においても96%を維持するというような表記になっていたと思います。

これにつきまして推計するとき、実際推計をしてみますと、経常一般財源収入額を厳しく見積もる一方で、歳出のほうでは、人件費で退職手当組合負担金というのが高水準で高どまりする中で、退職手当債の発行が平成27年度まで、今年度までであるという状況、そして社会保障関係の繰出金が増加するという状況も加味して推計をしております。

その結果96%以上になる見込みではありますが、毎年度の予算編成等により、あるいは執行等により歳出削減に努めて、96%程度にとどめるとの目標としているところがございます。

○13番立石幸徳議員 今、財政課長の説明を聞いてですね、私は、本市財政が好転しない理由が実によくわかりました。

なぜかと申し上げますと、単にその目標値を推計でのみですね、立てて、恐らく来年度、あるいは翌々年度はこうなるであろうと、推計値・予測値を出しているだけです。経常収支比率にするとですよ、これ25年度が94.1、今26年度実績が出ましたけど。27年度も96%、28年度も97%の目標値を立てているわけですね、行革プラン。

今よりも悪い目標値を立てているわけですよ。それは、当然推計をすればいろんな条件をもとにそういう推計になるでしょう。それはあくまでも予測値ですよ。改善目標値とは言わないですよ、そういうことは。この辺がですね、私は意識改革をしてもらわないと、本市財政が好転していかない。

本市財政にも関係がある、次に土地開発公社とですね、それから今、総務省が準備をしております老朽化の、資産老朽化比率について2つ合わせて時間の関係もありますのでお尋ねします。

土地開発公社については、これまでもいろいろ論議もあったんですが、この開発公社の負債額というものも将来負担比率等に大きな影響がございます。

行革プランの中では、29年3月末においてですね、公社用地としては、千代田町の開発公社保有地1,034平米のみが残ると。その千代田町保有地の買い取りも平成28年度、来年度から経営健全化の計画の中で明確にしていきたい。ということは、この千代田町保有地も市のほうで買い取ってきたいという姿勢が出てくるんです。この千代田町保有地、最後の公社の保有地がですね、買い取るということになりますと、開発公社の解散ということになるのかですね、その点を明らかにしてください。

それから2015年度決算から導入予定のこの資産老朽化比率、これは総務省が地方自治体が持つ公共施設の老朽度合いをはかる新しい指標をつくる、そして小学校や公民館そういったものがあと何年使えるかを明らかにして、自治体に計画的な施設の補修・統廃合を促すのが目的ということなんですが、本市役所、改修をするということになりますと、こういった市役所改修をした場合の資産老朽化ということはどういう取り扱いになるのか、この点を説明いただきたいと思えます。

○佐藤祐司財政課長 まず、土地開発公社の解散のめどということですが、今の新健全化計画が28年度で終了しますと、今申されたとおり千代田町保有地、金額にして1億2,300万程度が残ることになります。それを単年度で購入するというのは、また厳しい話でございますので、また五、六年かけまして千代田町保有地をその後取得していくということになります。

土地開発公社の解散につきましては、これまでの議会等でも答弁があったと思いますが、現段階では考えていないということでございます。まずは、保有地の処分を計画的に進めて計画的に負債を減らしていくというのが第一歩かなというふうに思っているところでございます。

それから、資産老朽化比率についてでございますけど、今、公表をしております財務書類の中でも、枕崎市の資産老朽化比率につきましては、比率を出しております。平成24年度につきましては55.9%、25年度につきましては57.3%となっているところです。比率が高ければ高いほど老朽化が進んでいるということになります。

庁舎につきましては、現在の財務書類の中では、昭和44年度以降の決算統計データを活用しておりますので、有形固定資産としては入っていないということになっているわけですが、大規模な修繕等をしますと、その改修費用が資産として計上されるということになります。そして、減価償却をしていきますが、まず、初年度につきましては、ほぼ庁舎だけを申しますと0%に近い数値になっていって、その数値がどんどん上がっていくというような計算になるかと思えます。

○13番立石幸徳議員 財政のことをなかなか聞きたいことはたくさんございますけど、時間の関係もございませう。

で、今、特にこの比率の分母部分についていろいろお尋ねしましたけど、分子の面のいろんな諸経費のことも決算委員会等で詰めますけど、私はここにですね、実は歴史上最大の帝国といい

ましようか、モンゴル帝国をつくったジンギスカン、このジンギスカンに38年間仕えた名宰相と言われていた耶律楚材という方がおられまして、この耶律楚材がかつて言った言葉に、「一事を生（ふ）やすは一時を減らすにしかず」と「一利を興すは一害を除くにしかず」という、大モンゴル帝国の宰相の残した言葉があるそうです。で、私は、まさにこの本市財政を考える上でこの言葉が非常にぴったりするんじゃないかというようなことで、紹介をさせていただきました。

財政の面については、また後もいろいろな機会にお尋ねをさせていただきます。

次に、防災の関係でですね、先月24日、25日の台風15号、昨日もございました。この風水害時の応急対策を進める上で、本市行政当局の気象情報の収集、そして住民への伝達、これは非常に重要な役割を果たすと思います。

鹿児島地方気象台が発表しますですね、気象警報等については、枕崎市地域防災計画に図示をされておりますが、警報等の連絡の受理体制を常に確立し、鹿児島地方気象台から県の危機管理防災課を通じ、本市へ連絡のあった気象警報を本市住民に周知徹底させなければなりません。

そこで、最初に事実関係の確認をします。

昨日、今回の台風15号について、8月24日5時に災害対策本部ですか、設置されたと。私、鹿児島地方気象台にお尋ねしたところ、8月24日16時17分にこの暴風の波浪警報、それから高潮注意報を出してるみたいなんです、この件のこういった警報情報をきちっと受理し、そして住民にどのような内容の広報・アナウンスをされたのかですね、具体的に教えていただきたいと思えます。

○本田親行総務課長 災害が発生するおそれがある場合など、防災体制の設置判断や避難勧告等の判断、また住民一人一人が適時・的確な避難行動を行うためには、議員がおっしゃるとおり、リアルタイムで気象情報等の収集が非常に重要となります。

本市の気象情報等の収集手段につきましては、県の防災情報ネットワークシステムが中心となっております。このシステムにつきましては、気象庁の気象警報や注意報、防災に関する緊急情報などが、県庁の統制室から振興局などの県の出先機関や市町村消防本部に対して、同時に、かつ、迅速に伝達されるシステムとなっております。

また、県内各地の気象情報や注意報、降雨量、土砂災害危険指標、河川の水位、潮位などの情報を鹿児島県河川防災システムによっても入手しております。これにつきましては、今週の日曜日もそうだったですけども、自宅においてもスマートフォン等で情報を入手できますので、警報等発せられた場合には、すぐ市役所に待機を起す行動等をとっているところでございます。また、市民の皆様にも避難行動等を起す判断の情報を得る有効な手段の一つとして、このシステムを十分活用していただきたいことから、お知らせ版の6月号でアクセス方法等をお知らせしているところでございます。

具体的な対応につきましては、昨日の城森議員のお尋ねでも答弁したところでございますけれども、24日の朝の気象情報等から……、「途中ですけどね、いいですか、聞かれたことを言ってください、重複することは避けてください」と言う者あり）気象情報等から避難警戒本部等を設置するというについては、午前中の朝の8時30分に決定したところでございます。

このことから避難の準備等について、広報車、防災行政無線で市民に対しては呼びかけを行ったところでございます。避難勧告……、すいません。

災害警戒本部等の設置につきましては、本市17時にしておりますけども、近隣の状況、県の状況につきましても、夕方設置しているような状況、振興局単位での対応になりますので、その辺とも状況を合わしているということがございます。

本部を設置しなかったからといって、市民に対して広報してないということでもございません。

○13番立石幸徳議員 私がお尋ねしたいのはですね、市民に対して具体的にこういった内容の広報をしたのか、この部分なんです。つまり体制とかいうのは、昨日もきょうもいろいろ説明あ

りましたのでね、つまり、今回の災害は高潮による被害が一番際立っていたと。その高潮に御注意くださいというアナウンスがあったんですか、なかったんですか。

○**本田親行総務課長** 今回の台風15号では、24日午後17時17分に暴風波浪警報と高潮注意報が発令されました。

台風時には、暴風はじめ豪雨による洪水、高潮などさまざまな災害が発生することが予想されます。

人的災害を防止するためには、早目の安全確保が最も重要となることから、暴風波浪警報と高潮注意報が発令された後の消防車両や防災無線による広報につきましても、本市への影響を見込まれるところや避難所を開設したことをお知らせし、避難の必要な方は、避難の準備を進めるよう促したところです。

また、台風への警戒につきましても、高潮など予想される個々の災害に対する警戒は促しておりますけれども、あらゆる気象情報等に十分注意する中で、台風対策全般を行うように、市民に対しても促したところでございます。

○**13番立石幸徳議員** 私は次のですね、本市の今回一番災害が目立った台場海岸からずっと海岸沿いのは、堤防の高さをどう考えるかという前提でいろいろお尋ねしてるんですよ。

鹿児島地方気象台が暴風波浪警報、高潮の場合は注意報ですけどね、暴風波浪警報というものがどういう条件のもとに出されるのか、これはもうあえて聞きません。失礼なことだと思いますのでね。これは、枕崎市の地域防災計画にきちっと明確に書かれているんです。

それは波浪警報が出る場合は、風浪、うねり等によって沿岸または沿岸の海域で重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに波浪警報は出るわけですね。

具体的に有義波高、これはただし書きで説明書きもございしますが、有義波高とは、ある地点で連続して観測される波のうち、高いほうから順に3分の1をその波の高さを取り出して、その平均値を出すと。この有義波高が波浪警報の場合は、6メートルを超えると予想されるときに出るわけですよ。

それで、今、本市の現在その海岸沿いの堤防の高さ、これはどういうふうにとれぐらいの高さになっているんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 御指摘の護岸は、鹿児島県が管理を行っています。

南薩地域振興局に問い合わせましたところ、恵比須町の南側から新町の南側に面する護岸は、昭和26年に襲来したルース台風の後、昭和26年から昭和29年にかけて整備されているということであり、この時点における護岸高の設定根拠は残されていないということでもあります。

その後、昭和52年から昭和54年にかけて、新町海岸の護岸に消波工整備。また、昭和56年から昭和63年にかけて台場公園南側の護岸と消波工が整備されておりますが、高さ並びに護岸の消波工の設置量を含め、その時点において過去の気象条件等をもとに有義波高を換算して、当時の国の基準に基づいて設計を行い、設置しているということでもあります。（「いや、具体的に高さを言ってくださいよ」と言う者あり）

また、岩戸海岸は、昭和28年から昭和29年及び昭和37年に護岸整備、昭和54年から平成2年にかけて消波工が整備されておりますが、同様の手法で設置されているということでもあります。

東西白沢の護岸については、平成9年にかさ上げ工事と消波工の整備、東白沢の防潮堤については、昭和54年に整備されておりますが、いずれも同様に当時の国の基準に基づいて設計を行い設置されているということでもあります。

護岸の設計高につきましては……、既往最高潮位ハイウオーターレベルプラス4.6、そして計画天端高が7.7メートル、計算天端高といたしましては7.5メートルでございますけれども、それに余裕を補正量を加えまして0.2メートル加えまして、7.7メートルというふうなかたちになっております。

○13番立石幸徳議員 今回、最初の初日本会議の全員協議会でも若干説明がありましたように、台風の進路がですね、本市の東側を通過したと。そして、台風の強さの関係もあるんですが、大体その気圧が1ヘクトパスカル下がることですね、海面は1センチ上昇するらしいです。これをいわゆる海面を引き上げる吸い上げ効果、そして、さっき言ったその西側を通過した関係で風の強いほうの右半円に本市が入った。いわゆる吹き寄せが発生したわけですね。それと肝心の満潮時での台風最接近、この3つの要因が重なった。これは、かつての昭和26年のルース台風と全く同一ですよ。そして、調べてみますと、日本の高潮被害で一番、今でも記録に残っている伊勢湾台風、全く同一の3つの要因です。

今後ともこういう状況が発生しないとは限りませんので、それでそういうものも想定してですね、この防波堤の高さがきちっと定められているのかと。で、有義波高ですので、あくまでもさっき言いましたように、これは平均値ですよ、6メートルという波の高さは平均の波ですから、当然8メートル、10メートルの波も来るわけですよ。そういったものも予想した上でですね、堤防の高さがなっているのかどうか。

さきの答弁では、県の振興局に要望しているとか云々とか言いましたけど、もうちょっと切迫感を持ってですね、被害を受ける住民はたまったもんじゃないですよ。

そしてまた、これは枕崎市もこういったもう痛いというか本当に悲惨な経験というのはされているわけですので、そういった面も気をつけてですね、特にその満潮時での台風接近になりますよという広報をぜひ今回あってしかるべきだったと考えます。

最後に、この地場産業の振興の点で、花き振興についてお尋ねをさせていただきます。

本市の地場産業の振興の中で特に農業の面におきまして、お茶と並んでこの花き産業というのは、非常に重要な位置を占めるわけであります。

本市を含めた鹿児島県全体における現状、これが先般の農業かごしまという月刊雑誌に紹介されておりました。

その雑誌の受け売りですけれども、鹿児島県の花きは温暖な気象条件を生かして、切り花でキク、ユリ、グラジオラスなどが生産されている中で、特にグラジオラス、ソリダゴ、レザーリーフファンといった花は、全国で第1位の生産量になっているそうです。

切り花の県全体の産出額が平成24年度集計ですと、24年度ちょっと2年ぐらい前になりますと、約92億円。しかし、この24年度の92億円はピーク時の平成10年からしますと、約6割になっていると。生産額が減少してるわけですね。

この原因は、消費が減っているということであります。全国第1位の消費量であった鹿児島市、ここが1世帯当たりの切り花購入の年間支出額を調べてみますと、ちょうど10年前と比べて約6割に減っている。さらに、現在も長期的な減少傾向にあるということですよ。

本市においては、耕種部門では先ほど言いましたように、お茶と並べて重要な地位を占める花き産業の現状、これを農政当局はどういうふうに見ているのか。そして、課題はどういうものがあるのか説明をいただきたいと思っております。

○真茅学農政課長 本市の花きの生産実績でございますけれども、平成10年度が63戸で90ヘクタール、約22億4,500万。それと平成15年度が48戸で84.3ヘクタール、約19億0,500万。それから平成25年度が38戸、90.2ヘクタール、約16億7,400万。平成26年度が37戸、90.2ヘクタール、約16億円と、生産額は平成15年度以前より減少しておりますが、近年は横ばい傾向にあります。

生産額が減少した要因としては、花き単価が安くなったことが上げられます。平成10年度当時1本当たり67円というのが26年度51円と、そういうことになっております。で、農家戸数等、高齢化また後継者の確保等がなされなかったことから、減少をしておりますけれども、面積につきましては、降灰事業等で強度の強いハウス等が整備されたことから、周年栽培が可能となり面積が確保されてるところでございます。

ただ、燃油や生産資材が高騰して生産経費が増加する中で、販売価格は安いということで厳しい経営状況にあります。

一番のやはり課題としましては、花きの販売価格というのはなかなか望めない状況じゃないかなという中で、生産コストの引き下げということで、例えば、新品種の導入、「立神」と書いて「りゅうじん」という品種がありますけど、その検討を行っております。

あと、鮮度を長くもたせるといって、水あげ剤の検討、また、土壌分析による適正施肥と、そういうのを中心に経費の引き下げ策を検討しているところでございます。

○13番立石幸徳議員 そこで全国的にもですね、我が国の花き産業の課題として、国のほうが一つは国産シェアの回復。例えばですね、5月の母の日によく用いられて、非常に重宝がられているカーネーション、このカーネーションは平成14年には国産が84%であったそうです。ところが10年後の平成24年にはですね、およそ半分の48%に落ちている。そのかわりコロンビアとか中国からの輸入が、このカーネーションの輸入が非常にふえてきている状況。で、国産シェアを回復するというのが国のほうのテーマですね。

もう一つ、花きの輸出拡大、花を外国に輸出しようと。アジアの新興国向けに平成24年の輸出額が86億円を実績として持っていますが、平成32年には、これを150億円にしようと国のほうは計画しているようです。

そういったことで今、農政課長のほうから「立神（りゅうじん）」の説明もありましたけど、新品種の育成をし、国際競争力を強化して課題解決をしていくため、そしてまたその花、花きに関する伝統文化を広める、花き産業と花き文化の振興を図っていくために、昨年平成26年6月に花きの振興に関する法律というのができております。これが26年12月1日から施行してるんですね。

この法律によって、花きの生産者の経営の安定、花きの流通方法を効率化する、花きの輸出促進、そして公共施設やまちづくりでの花きの活用を進めていくというんですが、この法律第4条で、県はこの計画を立てるようになっております。この振興計画はどうなってるのかですね、公共施設での活用、こういったものをどう考えているのか、最後にお尋ねしておきます。

○真茅学農政課長 花きの振興に関する法律は、26年12月1日に施行され、その中の第16条で公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人をいやす効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。また、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取り組みの推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする定められておりますけれども、このような中で、県は法で定める花き振興計画を本年度末までに策定する計画ということで、この計画が出てくれば具体的な取り組み等もはっきりしてくるものと思っております。

このような中で、本市における花きの取り組みは、公共施設では庁舎や公園等で一部ではありますが行われております。

また、地域的な花づくりの推進では、各公民館へ緑の募金により、平成26年度は40万でございますけれども、行っているところです。

学校に対しては、県の花とのふれあい事業によるフラワーアレンジメントの体験学習、また、緑の募金の助成により、学校環境緑化事業を実施し、花きへの理解と関心を高め、情操教育に資するとともに、消費拡大に努めているところでございます。

学校への助成としまして、26年度は14万7,938円となっております。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後1時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 皆さん、こんにちは。

最後の質問者になりました。下竹芳郎です。よろしくお願いします。

このたび、4月に行われた市議会議員選挙に立候補し、大勢の市民の皆様の御支持をいただき、市議会に送り出していただきました。私は、この4年間、市民の皆様の声に耳を傾け、よりよい枕崎を皆さんと一緒につくっていくことに全力を尽くします。どうぞ、先輩議員を初め執行部の皆様方、御指導のほどよろしくお願いいたします。

まず、質問に入る前に、このたびの台風15号は、県内各地に大きなつめ跡を残しました。我が枕崎市もかつおぶし工場をはじめ、あちこちに甚大な被害が出ております。台風15号により被害を受けられた市民の皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈りします。

なお、台風15号関連に関しましては、後ほど質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問に入ります。

ことは戦後70年の節目の年でもあり、全国各地でさまざまな企画展や催し等が開催されております。こうした中、本市においても、市民有志で設立されている枕崎七夕の会による戦後70年企画写真展「我がまちふるさと枕崎」の開催、また戦没者追悼慰霊祭が開催されました。

企画写真展は、8月12日からの5日間南浜館で開催され、1,200名もの来場がありました。写真展を訪れた市民からは、「昭和20年7月29日の枕崎大空襲により壊滅的な状況となった我がまちの惨状にただただ驚いた。」「今の枕崎があるのは、戦争、台風と相次ぐ困難を乗り越えてきた偉大なる先人たちのたゆまぬ努力のおかげであることを改めて実感した。」「写真を通して戦前から戦後にかけて枕崎がたどった大きな試練、変遷を知ることができた。」「戦争のない平和な暮らしのとうとさをしみじみ感じた」など、ふるさと枕崎にはせる市民の思い、声が多数寄せられました。

また、追悼慰霊祭は8月12日、市遺族会が戦後70年の節目に10年ぶりに片平山公園にある慰霊塔前で開催し、遺族ら約110人が献花台に花をささげ戦没者の冥福を祈りました。

そうしたことから、今回の企画写真展、戦没者追悼慰霊祭の開催は、市民とともに戦争について改めて考える機会となった大変意義のあるものであり、準備から企画、運営に携わった枕崎七夕の会、市遺族会の取り組みには敬意を表したいと思えます。

私は、これからも戦争を体験していない人々、次世代を担う若い世代も戦争の悲惨さ、平和のとうとさを学び、戦争の記憶を風化させることなく語り継いでいくことが大切だと考えています。

そこで、市長にお尋ねします。

戦後70年を迎えた枕崎のまちにどんな思いを抱き、そして、どのような気持ちでこれからの枕崎のかじ取りを進めていこうと考えているのか、見解をお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 さきの大戦では、本市においても市街地のほとんどを消失し、かけがえのない多くのとうとい人命と財産を失いました。

本市では、戦争の悲惨さと、この平和で豊かな郷土を次の世代に引き継ぐため、平成3年12月に平和都市宣言を行い、空襲のあった7月29日を挟んだ週間を平和週間としています。

毎年7月29日の午前7時40分にサイレンを吹鳴し、犠牲となられた方々の御冥福と平和への祈りを込めて、市民の皆さんに黙禱をお願いしています。

今後とも戦争の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さと平和のとうとさを次の世代に伝えていく取り組みは大切なことだと思います。

○11番下竹芳郎議員 今後は戦争を経験した方の高齢化が進み、当時の戦争の状況や暮らしについて話を聞く機会が減りつつあります。そういう状況を考えると、ここ四、五年ぐらいが戦争に

関する資料や遺跡、体験談等を収集し保存していく最後の機会ではないかとも思ったりします。

市では、戦争体験者や関係団体等と協力して、積極的に戦争に関する資料等を収集、保存し、今後のまちづくりに生かしていく考えはないのか、市当局の考えをお聞かせください。

○本田親行総務課長 ことしは戦後70年の節目の年でありましたので、改めて戦争の悲惨さと平和のとうとさを考える機会とし、また次の世代に語り継いでいくため、広報紙の7月号で「語り継ぐ平和への想い～戦後70年を迎えて」と題しまして特集を組んだところです。

戦争を経験された方の高齢化が進む中、広報紙におきましては、枕崎大空襲のとき、2人の子供を連れ必死に逃げた経験を持つ100歳の女性、立神地区の子供たちに戦争の体験を語り継ぐ活動を続ける82歳の男性、硫黄島で父を亡くされ、現在、枕崎市遺族会会長でもある70歳の男性、3人へのインタビューを中心に特集しました。

御指摘のとおり、戦争体験者の高齢化が進み、市民にも戦争を知らない世代がふえ、悲惨な体験は風化していくことが懸念されますので、このインタビューの模様につきましても、貴重な体験談として、動画として保存を行ったところです。

○11番下竹芳郎議員 繰り返しになりますが、私は、改めてこのまちは黒島流れ、枕崎大空襲、枕崎台風、ルース台風といった幾多の試練、困難を乗り越えてきた力強いまちであることを、もっと多くの市民が誇りに思い、そして、これからも若い世代に語り継いでいくことが必要だと思います。

そうした中、今回の台風15号は、残念ながら本市にも大きな被害をもたらしましたが、市民が協力しながら復旧作業に当たる姿を見て、我がまちを思い、あしたの枕崎のためにみずから命をかけて立ち上がった先人たちの精神は、今日の枕崎市民にも脈々と受け継がれていることを確信したところであります。

そうした意味でも、今回の枕崎七夕の会や市遺族会の取り組み、また、本市には平和祈念展望台奉賛会、世界各地に壁画を描き平和を願う活動をしている方もおりますので、市当局においては、関係団体等の連携をこれまで以上に深めていただき、今後とも戦争の悲惨さ、平和のとうとさ、また我がまちが歩んできた歴史や暮らしの状況等についても市民とともに考え、学び、語り継いでいく環境づくりにも取り組んでいただき、これからのまちづくりを進めていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問は台風15号の被害状況についてであります。この質問につきましても、既にきのうからの質問に対し、市当局から、被害状況、これからの復旧作業、財政的な措置等について説明がなされておりまして、1点だけ伺います。

台風15号による本市の被害は、枕崎市で最大風速45.9メートルを観測するなど、猛烈な風や満潮時と重なった高波が最大の原因ではなかったかと考えますが、今回の高潮による被害の惨状は、当局としても想定外のことだったのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○本田親行総務課長 台風時におきましては、暴風をはじめ豪雨による洪水や高潮などさまざまな災害が発生することが想定されます。

今回の高潮につきましても、鹿児島地方気象台から発令された気象情報は、警報ではなく注意報であったことなどからも、あのような被害をもたらすとは、正直、想定しなかったところです。

しかしながら、高潮注意報の発令であっても、今回のようにあらゆる気象条件が重なると高潮時の波浪が堤防を越え被害をもたらすんだという経験をもとに、今後の台風接近時における市民への広報については、特に海岸線においては高潮にも十分警戒し、早目に安全を確保するよう促していきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 今回の台風15号による被害は、市民生活にも大きな打撃、影響を与えていますので、市当局としても、復旧作業についてはできるだけ速やかに対応していただきたいと思

います。

そして、本格的な台風シーズンはこれからでありますので、これまで以上に事前の台風対策には万全を期していただきますようお願い申し上げます。

次に、枕崎駅の活用について質問をいたします。

枕崎駅舎の完成にあわせて整備を進めてきた駅前広場も完成し、ことし3月22日には多くの市民、関係者を初め友好交流都市である稚内市や近隣市の協力を得て、駅周辺整備完成記念イベントが盛大に開催されたことは記憶に新しいところです。

私もイベントを拝見させていただきましたが、記念列車の運行が花を添え、枕崎グルメ村や稚内ブース、南薩マルシェなどの特産品広場は、一日中行列が絶えませんでした。

トリックアート広場では、ナツメグを初めとする地元音楽団体によるアトラクションがイベントを盛り上げ、新しい駅舎と広場が一体となった枕崎駅の誕生をお祝いするにふさわしいイベントであったと思います。

そこで質問であります。多くの市民や関係者の寄附や協力により完成した駅舎、そして、県の事業を活用して3年間の整備を経て完成した広場、今後の枕崎駅は、本市を訪れた観光客に対する最初の玄関口としてさまざまなおもてなし、すなわち、本市の観光資源を生かした振興策を展開していく拠点施設としての役割を果たしていくべきだと思います。

市当局は、今後、この枕崎駅をどのように活用し、本市への交流人口の増加、観光振興を図っていく考えなのかお聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 枕崎駅、駅舎についての整備の経過につきましては、今、質問者がおっしゃったとおりでございます。

これらにつきましては、今後、列車を利用する乗降客の利便性の向上はもちろん、交流人口の増加や市民が有意義に使用できる施設として活用していきたいと考えています。

また、駅舎と駅前広場が一体となった本土最南端始発・終着駅を本市の観光交流拠点と位置づけ、より多くの観光客を呼び込むため、さまざまな観光振興策を進めているところであります。

これらの施設が完成して以来、4月からの利用状況は、枕崎小学校4年生から6年生までの児童によるスケッチ大会のほか、旅行ツアーとして25回、569名の利用があるところです。

また、南薩4市で構成する薩摩半島南部広域観光実行委員会による南薩鉄旅プロジェクトも実施中であり、さらに、秋には市内民間団体によるイベントも計画されているようであります。

今後も駅前広場につきましては、市内のまちおこし団体や音楽グループ等との連携をとりながら、広場内の産業市や屋台村等を開催できるあずまやや、イベントスペースを利用してにぎわいを創出できるイベントや催しを随時開催していくほか、市内小・中学校等の学習の場としての活用もさらに促していきたいと考えております。

また、駅を起点に町なかへと繰り出し、青空美術館やお魚センター、明治蔵、火之神公園など、主要観光施設を結び、ストーリー性に満ちた市内周遊観光ルートの策定も進めておりますが、一方で駅から市内を周遊させる二次交通アクセスが課題となっているため、6月議会でも予算をお願いいたしましたが、市内を手軽に周遊できる移動手段として、本年度、電動アシスト自転車10台を整備し、本市を訪問・滞在する観光客の利便性の向上についても事業を進めております。

あわせて枕崎市観光協会と協力連携を強化する中で、情報発信やPR活動等を実施するとともに、南薩地域の関係団体との連携による鉄道とバスを組み合わせた広域観光ルートの策定やモニターツアーの実施についても継続して取り組んでまいります。

以上、枕崎駅を観光拠点とした観光振興策について主なものを申し上げましたが、これらの施策を展開することにより、多くの観光客を本市へ誘導し、より一層の観光振興、産業振興につなげていきたいと考えています。

○11番下竹芳郎議員 今の答弁中、駅前広場を活用するという点では、市内のまちおこし団体等

との連携を図りながらにぎわいを創出できるイベントを開催していきたいという答弁がありました。

タイムリーな話ですが、枕崎商工会議所青年部では、9月18、19日の2日にわたり、駅前広場を活用し、まくらぎ屋台村2015を開催する計画を持っているようです。過去2年間、観光案内所前の駐車場での実績があるので、楽しませてくれるものだと期待しています。ぜひ、ここにいらっしゃる皆様ものぞいてみてください。

また、本市には枕崎鯉船人めし、枕崎鯉大トロ丼を開発し、県内のShow-1グランプリで優勝を果たした枕崎市通り会連合会、先ほどの枕崎七夕の会、さらには、音楽、文化、芸術団体など、まちおこしに頑張っている団体・グループが多数ありますので、そうした団体との連携も一層深めて、駅前広場のイベントをにぎやかに開催していただきたいと思います。

本市の市民は、三尺玉を上げるとなれば毎年300万の寄附に協力し、駅舎をつくるとなると1,000万円を超える寄附に協力するなど、ふるさと枕崎のためなら喜んでまちづくりに協力するという思い、姿勢と地域性を持った、いきなまちです。私はこうした市民性こそが本市の誇り、財産であると思います。

いずれにしても、これからの枕崎の観光拠点は枕崎駅であり、最大限活用した観光振興策を展開し、多くの観光客を呼び込み、本市の活性化につなげていただきますようお願いいたします。

次に、地方創生交付金の活用をしたプレミアム商品券発行事業が本市でも実施されておりますが、現時点での経済効果について、どう分析しているのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これを活用しました本市のプレミアムつき商品券発行事業につきましては、消費喚起プレミアム商品券をプレミアム率20%で額面1億8,000万円、18歳以下の子供が3人いる世帯を対象とした子育て支援プレミアム商品券をプレミアム率50%で額面3,000万円、合計額面2億1,000万円の商品券を発行いたしました。

商品券の販売状況につきましては、消費喚起分が5月30日から販売し、3日間で完売、子育て支援分は6月13日から販売して完売いたしております。

商品券の使用期限は11月29日までとしておりますが、8月末時点での使用状況は、使用された商品券について、各店舗より換金申請が行われた累計額が1億8,784万6,500円となっており、発行額面に対し、発行から約3カ月間で既に89.5%が消費されているということになります。

経済効果、いわゆる消費喚起効果につきましては、商品券購入者に対して購入時に利用実態に関するアンケートをお配りし、11月29日を回答期限としており、プレミアム商品券を通じて行われた直接的な消費金額とその消費金額のうちプレミアムつき商品券があったがゆえに新規に購入することとした消費誘発額の効果について調査をお願いしているところでございますので、今後、11月29日、回答期限が終わった段階で分析を行うことにしております。

○11番下竹芳郎議員 どんどん使っていただき、市の経済を少しでも潤してほしいものです。

次の質問であります。投票所の環境改善についてお尋ねします。

枕崎小学校の投票所は、車の駐車場所から投票所までは距離が長いこと、また段差もあり高齢者や障害のある方にとって、投票に行きたくても行きづらい状況にあるとの声を聞きました。

本市は、最近行われた選挙の投票率を見ても県下でも低いほうであります。投票率が低い要因には、一つにこうした投票所の環境もあるのではないのでしょうか。

こうした投票所に対する認識、そして、改善策について伺います。

○依積田光昭選管事務局長 枕崎小学校体育館の投票所におきましては、高齢者・障害者対策としまして、車いす、車いす用のスロープを設置しております。

また、介助者からの申し入れによりまして、枕崎小学校入り口の車どめを外して校庭まで車を乗り入れさせたり、段差がある場合には、投票事務従事者が車いすを持ち上げて入場させて投票

を行っている現状にあります。

このように、開票所も兼ねていることから、投票所を変えることは非常に困難でありますので、現状を維持し、期日前投票を利用させていただいたり、投票事務従事者の体制づくりを見直しながら、高齢者及び障害者が投票に行きやすい環境づくりを行っていきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 よろしく申し上げます。

最後に一つお聞かせください。

来年の参議院議員選挙からは、投票率を上げるねらいから選挙権が18歳まで引き下げられるわけですが、本市の場合、18歳まで選挙権を下げても、大概の学生は住所を本市に残したまま県外の大学等に進学しているケースが多いと想定され、逆に投票率のさらなる低下を招くおそれもあります。

投票率、投票数はどう推移するかをお伺いします。

○俵積田光昭選管事務局長 第189回国会におきまして、公職選挙法等の一部を改正する法律が6月19日に公布され、改正法は公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙、衆議院議員の総選挙または参議院議員選挙の通常選挙の公示日以降にその期日を公示され、または告示される選挙から適用されることになり、選挙権が18歳以上に繰り下げられます。

そうなりますと、本市の場合、8月1日現在で347名の有権者がふえることになり、仮にことし4月に執行されました市議会議員選挙の有権者数で347名全員が有効投票をしたと仮定した場合、1.8%投票率が上がることとなります。

しかしながら、その中には住民票を置いたままの大学生、各種専門学校生もいることから、この投票率とまで上がるとは考えておりませんが、今後とも投票率向上に向けて啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 やはり大切なことは、現に本市に居住する市民が、より投票に行きやすい環境へ改善していくことだと考えます。なかなか難しい面もあろうかと思いますが、善処していただきたいと思っております。

以上、これで私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時40分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成27年9月17日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

平成27年9月17日 午後1時5分開議

日程 番号	件 名
1	認定事項第6号平成26年度枕崎市立病院事業決算の訂正について
2	認定事項第7号平成26年度枕崎市水道事業決算の訂正について

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
橋之口 寛 監査委員事務局長

午後 1 時 5 分 開議

○新屋敷幸隆議長 本日は休会日ではありますが、会議規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号及び第 2 号の 2 件を議題といたします。

この 2 件は、平成 27 年 9 月 4 日に提出された認定事項第 6 号平成 26 年度枕崎市立病院事業決算及び認定事項第 7 号平成 26 年度枕崎市水道事業決算について、お手元に配付のとおり市長から訂正の申し出があったものであります。

お諮りいたします。

それぞれ申し出どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第 6 号及び第 7 号の 2 件の訂正については、承認することに決定いたしました。

ただいま訂正を承認した認定事項第 6 号平成 26 年度枕崎市市立病院事業決算及び認定事項第 7 号平成 26 年度枕崎市水道事業決算の 2 件を、再度、決算特別委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1 時 7 分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成27年9月25日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第5号）

平成27年9月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	69	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	総 文
2	70	枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	71	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	72	枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	73	枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	請1	国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する請願	〃
7	64	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
8	65	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	66	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
10	67	平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
11	68	平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
12	76	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員

9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 清 水 和 弘 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第6号までの6件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号から第3号までは関連がありますので、一括して審査いたしました。

まず、日程第1号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本市における個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次の日程第2号枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、番号法の施行に伴い、同法の規定に基づき、特定個人情報の定義規定の追加や取り扱い等について定めるものであります。番号法は特定個人情報と情報提供等記録について、その性質上取り扱いが異なる場合があることから別々に規定しており、これらの趣旨を踏まえた所要の改正をしようとするものです。

次に、日程第3号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、法に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるものです。

なお、番号法の規定により、平成27年10月から、住民票を有するすべての住民にマイナンバーを通知するための通知カードの郵送が開始されるとともに、平成28年1月1日からは、本人の申し出に基づき、本人の顔写真の表示された個人番号カードの交付が開始されるということです。

委員から、個人情報保護条例の第45条の個人情報保護審議会の関係において、新たな番号制度で出される特定個人情報というものをきちんと条文の中に入れるべきではないかということに対し、個人情報の中に特定個人情報も含まれるので、改正しなくてもそれで対応できるということを考えているとのことでした。

また、一番の問題はセキュリティーだと思うが、本市の情報に係る市周辺機器の整備は完全にできているのかということに対し、国から10月5日までに整備を完了するようという達しが来ている。基幹系システムと情報系システムは必ず別々に運用し、どちらも共有するといった処理は行っていないとのことでした。

また、番号カードをつくらない場合はどうなるのかということに対し、本人の希望でつくるもので、強制はされていないが、できるだけ国民全員がカードを持っていただくというのが理想であるとのことであり、本人がカードを紛失したりした場合の再交付は手数料が必要になるとのことでした。

マイナンバー制度の独自利用について、どのように考えているかということに対し、他市の独自利用状況はつかめていないが、本市が利用する場合は、市民サービスの向上、行政の事務の効率化などの事業の効果とそれに伴うシステム変更等の費用をてんびんにかけ、費用対効果を考慮し判断していきたいとのことでした。

これら3件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正につきましては、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、出産・子育て支援などに関する事業の追加を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

委員から、この条例改正では市内においてどのような検討がなされたのかということに対し、寄附者側の意向を反映しつつ、寄附金を活用しやすいようにするためであるとのこと、また、駅舎建設及び駅周辺の整備という項目は不要になることや、出産・子育てについては、地方創生の大きな目標であり、特定項目として追加したとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第5号枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日から全面施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

委員から、固定資産税について、特措法の関係で従前との影響はどのことに対し、特措法の規定により、現在、本市において勧告された特定空家に係る土地については、住宅用地特例の対象から除外され増額となるが、空家が解体された場合には、固定資産税総体としては減額となることでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第6号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する請願について申し上げます。

本請願は、鹿児島市の憲法を守る鹿児島共同センターの園山一則さんから豊留榮子議員を紹介議員として提出されたものであります。

委員から、憲法違反かどうかであるというのは審査をする権限が最高裁判所にあり、そこで決めることであるという意見や、この問題は世論を二分するものあり、現在国会で審議中であることから継続審議にすべきであるといった意見が出されました。

本件については、まず、継続審議にすべきかどうかについて、賛成少数で否決され、採択するかどうかについて採決の結果、全会一致で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第69号、そして70号、71号、この条例の制定について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

このマイナンバー制度イコール番号制度は、国民一人一人に特定の番号をつけて、さまざまな機関や事務所などにある各種の個人情報など個人番号によって集められた情報を、行政などが、それらの個人情報を活用しようとする制度です。

このマイナンバーは、税や社会保障、災害の3分野での利用から始まり、さまざまな分野に利用が拡大されようとしています。

既に、情報の連携が予定されている個人情報は膨大ですが、さらに利用の拡大が進めば、不正利用や情報漏えいの危険が高まることは避けられないでしょう。そして、一度漏れた情報を取り戻すことはできません。

さきの日本年金機構の事件のように、システム上、運営上の不備を原因とした情報の流出が起

できれば、役所は対応の矢面に立たされることになるでしょう。

しかし、国は着々と準備を進め、この10月には住民票を持つすべての国民への番号通知が簡易書留で届けられ、来年1月から、このマイナンバーシステムの稼働が始まります。

国民の不安が残る中での見切り発車ですが、住民票を持つすべての国民に強制的に付番される制度ですから、これは拒否することができません。受け取らざるを得ません。

しかし、ICチップが内蔵された写真付きの個人番号カードについては、強制ではありませんから、紙製の通知カードに運転免許証や健康保険証などと組み合わせれば、今までどおり身分証明はできます。

ですから、マイナンバー制度の実施を中止したとしても、住民生活には何の支障も生じません。

それよりも、莫大な費用や手間をかけて、そしてわざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化や適正化を図り、住民の利便性を高めるために知恵と労力を使うべきです。

以上のことから、マイナンバー制度にかかわる3つの条例制定に反対して討論を終わります。

次に、請願第1号国に「平和安全法制関連法案」を廃案するよう求める意見書をあげていただくよう要請する請願に対して、日本共産党は賛成の立場から討論いたします。

平和安全法制関連法案イコール戦争法案には、戦闘地域での米軍の兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、地球のどこでも米軍を守るための武器使用、そして集団的自衛権の行使、これは自衛隊が海外での武力の行使を行う仕掛けが幾重にも盛り込まれています。

そのどれもが、戦争を放棄し戦略補助を禁止した憲法9条を踏みにじるものであることが国会論議を通じて明らかになりました。

安倍首相は、この法案は北朝鮮への脅威等への抑止力になると言いましたが、集団的自衛権の行使とは、日本に対して武力攻撃を行っていない国に対して、日本の側から武力の行使を行うということです。

それは、相手の国から見れば、日本による事実上の先制攻撃となります。相手国に日本を攻撃する大義名分を与え、相手国が今度は日本に対して、攻撃をしかけてくることになるでしょう。これでは国民を守るといふより、進んで国民を危険にさらす武力紛争を日本に呼び込むこととなります。

戦後、自衛隊は、1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していません。これは憲法9条が存在し、平和を求める国民の世論と運動が脈々と続き、集団的自衛権行使は許されないという憲法解釈を政府にとらせてきたことにあります。

この戦争法案には、元最高裁の長官や元裁判官など、反対の声を上げ続けてきました。また、学者、研究者、文化人や芸能人からの批判も相次いでいました。その中でも若者たちの連日連夜の目をみはるような行動もありました。

このように国民一人一人がだれに言われたからでもなく、みずから考え、今声を上げなければと自発的な行動に立ち上がっています。

それは国民の強い反対を無視し、憲法9条を踏みにじり、戦争法を強行可決した安倍政権への怒りはおさまることを知りません。

政治の主人公は国民です。

国会の最終盤、国会の中で、野党が論戦を内閣不信任案の提出など徹底して闘えたのも、国会の外での国民の闘いに支えられたからです。

この平和安全法制関連法に対しては、廃止を求めて、我が議会からも意見書が上がるべきだということを述べて、賛成討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第1号から第3号までの3件について、順次、起立により採決いたします。
まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第4号及び第5号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び第73号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて起立により採決いたします。

日程第6号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第7号から第11号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

俵積田義信議員。

[俵積田義信予算特別委員長 登壇]

○俵積田義信予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第7号から第11号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に俵積田義信、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出されました意見・要望については、お手元に配付いたしました。また、委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第7号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,960万円を追加し、予算総額を112億2,840万円にしようとするもので、当初予算額に対し3.1%の伸びとなります。

ふるさと納税返礼事業については、今回の補正予算では、申込窓口サイトに支払う仮想店舗の出店料、業務代行業者へ依頼する業務の代行に係る委託料、1月から3月末まで大体50件で1万円ずつの寄附があった場合の枠の返礼品代として見込んだ額を計上しているということでありま

す。返礼品については、農畜産物などで33種の候補が上がってきており、お魚センター、地場産業振興センターからは、地元のものをセットにしたもので11種の推薦をいただいているということ

です。そのほかに、地場産業振興センターのほうからは、いろいろな組み合わせが可能ということで取り扱いをしている商品の一覧をいただいているということであり、お返しする金額に合わせて組み合わせるという作業を業務代行業者の専門の方に提案していただくとともに、地域の特産品をしっかりと分析して、どういう組み合わせでつくっていくか協議しながら決めていきたいということでもあります。

委員からは、この事業は地域力としてのものすごい力になっていくと思うので、一生懸命取り組んでいただきたいという意見がありました。

地域おこし協力隊導入事業に係る地域おこし協力隊の募集については、広く三大都市圏から募集したいという考え方で、新聞記事への掲載や広告を出していきたいということです。

隊員の活動期間は、おおむね1年以上3年以下で、4年目からは地域へ定着・定住を図る取り組みとしており、各地域への呼びかけについては、地域おこし協力隊の希望があるとなれば、隊員の仕事の内容、任期終了後から地域に定着・定住し、その方々の生活のめどが立つのか、要望されるところの協議の状況といった具体的な内容を尋ねる書式を作成して、全公民館へ呼びかけを行いたいということでもあります。

また、隊員の受け入れに当っては、隊員の活動内容に対する地元の方々の合意や、隊員の定着・定住が図られていくためには、将来にわたって生計が立っていくような仕事のお願いの仕方というのが大事だということでもあります。

委員からは、地域おこし協力隊の受け入れに当っては、空家をリフォームするなりして住居を提供するなど、隊員の定着・定住を図っていくこと等も検討してほしいという意見がありました。

番号法に係る通知カード・個人番号カード関連事務については、番号法が平成27年10月から施行され、10月5日以降、全住民に対して個人番号通知カードが交付されること、また、平成28年1月1日からの番号の利用開始に伴い、送付先情報の媒体を持ち込むときの旅費、カードの再交付費用などに必要な予算の補正を行うものであるということです。

この通知カードについては、今後、地方公共団体情報システム機構でカードの生成を行い、11月ぐらいに簡易書留で各世帯に送付される予定であるということです。

なお、市民の不安を払拭するため、制度の周知方法等として、広報紙の10月号に番号制度及び通知カードの利用など具体的な内容を掲載する予定であるということです。

審査の過程においては、ただいま報告しました意見等のほか、ロタウイルス予防接種助成に関すること、災害復旧費に関すること、過疎対策事業債の充当状況などについて質疑等が出され、防災の関係では、委員から、今回の台風15号による旭町・新町地区のような災害を防ぐためには、満潮時のことを想定した対策、これからの温暖化等も考慮した防災計画、防波堤の高さにしてほしいといった要望がありました。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,300万9,000円を減額し、予算総額を46億1,077万円にしようとするもので、当初予算より4.1%の伸びとなります。

補正予算の主な内容は、本年度の前期高齢者納付金等の決定に基づいて、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金を増額し、介護給付費・地域支援事業支援納付金を減額するとともに、平成26年度の決算確定に伴う繰上充用金の減額であります。

繰上充用金8,331万円の減額については、2億6,514万2,000円を繰上充用金として補正していたが、平成26年度の決算が確定し、赤字額が1億8,183万2,000円となったことから、その差額を減額したものであるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、予算総額を3億2,588万3,000円にしようとするもので、当初予算より1.7%の伸びとなります。

補正の内容は、平成26年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金精算返納額の増額と日本年金機構等からの保険料返納金許可通知に伴い予算に不足が生じる保険料還付金及び還付加算金の増額であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,471万6,000円を追加し、予算総額を24億0,444万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.5%の伸びとなります。

補正予算の内容は、介護保険制度改正等に伴うシステム改修、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金、一般会計繰出金及び第1号被保険者介護保険料還付金の増額であります。

今回のシステム改修は、消費税10%改正への対応分、地域密着型通所介護が創設されることとなったことに伴う部分、行政不服審査制度の見直しに伴う対応分、利用者負担に係る補足給付に伴う改修分、賦課決定の期間制限への対応分の大きく5項目の改修を行うということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費、経費及び研究研修費の増に伴い、医業費用を1,334万3,000円の増額、病児保育一時預かり事業費の増に伴い、附帯事業費用を137万7,000円増額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億6,552万5,000円に対し総費用6億8,746万3,000円となり、1億2,193万8,000円の純損失となる見込みであります。

公立病院改革プランへの取り組みについて、総務省自治財政局から示されている新しいガイドラインに基づいた新しい改革プランの策定については、平成27年度または平成28年度中に早期に策定すること、計画の期間は平成32年度までと示されており、策定の際は、県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえて策定することとされているが、現在のところ、県からは、まだ地域医療構想策定の具体化したものが出されておらず、現在検討段階であるという状況であることから、平成28年度中に平成32年度までの新しい改革プランを策定する必要があると考えているという説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第64号平成27年度枕崎市一般会計補正予算について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、通学路などの蓋版の設置や維持・修繕工事、また市道の整備事業など市民生活に必要な事業がたくさん組み込まれているところです。が、残念ながら国や市民の不安をよそに、このマイナンバー制度の見切り発車をしました。

10月には、住民票を持つ市民のもとへ番号通知が届けられます。通知カード・個人番号カード

の関連事務が計上されていることから、補正予算に賛成することができません。

マイナンバー制度の導入に3,000億円以上の税金が投入され、維持管理費も多額になるとされています。当面のマイナンバーカードの発行費用を含め、国は制度推進のための予備措置を行っていますが、各自治体がコンビニ交付などを実施する際のシステム構築の経費等は、一定の自治体負担を伴うことも考えられ、自治体の財政負担は決して小さなものではないと言われています。

以上のことから、反対をして討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第7号について、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第8号から第11号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号から第68号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第76号平成27年度枕崎市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,470万円を追加し、予算総額を112億5,310万円にしようとするものです。

地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加によるものです。

補正予算の内容につきましては、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費及び台風第15号による単独災害復旧事業をお願いしてあります。

単独災害復旧事業内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 提案されました一般会計補正(第3号)についてですね、本会議において明確にしていきたい事柄につきまして、幾つか質疑をしたいと思えます。

補正3号が台風15号関係の復旧対策が中心になっております。で、台風15号関係の被害額を今9月議会の初日9月4日の全員協議会で説明、報告をされたわけですが。

そのとき、被害総額約3,000万円ということでありました。今回、2,000万程度の復旧予算並びに既に取り組んでおります27年度当初予算での対応額を合わせますと、おおよそ3,000万円近くなるんじゃないかと思うんですが、そうしますと、今回のこの補正3号で台風15号関係の復旧はすべて完了といいましょうか、対応としては、復旧できるというふうに確認していいのかどうかですね、その点を明らかにしていきたいと思えます。

2点目に一般質問等でも触れましたが、この15号台風で一番本市の課題となりました旭町から新町並びに尻無海岸にかけての堤防のかさ上げ、この取り組みは、現在どのような進捗になって

いるのかですね。今後どういう見通しになっているのかを説明いただきたいと思います。

それから3点目が、復旧に当たって起債で対応をしているわけですが、基金取り崩しと、今回、起債で対応をした事情は何かあるのかですね、その辺もあわせて御答弁いただきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 私のほうから、1点目の質問と3点目の質問についてお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の災害復旧費については、これで完了かという御質問でございます。

被害総額につきましては、3,140万円程度と現在の集計でなっております。

その対応につきましては、以前も御説明いたしました、早急に復旧しなければならないものを既存の修繕料等の予算で対応した分が約225万円、そのほか文教施設やその他公共施設単独災害復旧事業費の所管替えて対応した分が約337万円、予備費の充用で約140万円措置をいたしております。これらの合計で約700万円を既に措置いたしました。そして、今回の追加補正により2,340万円をお願いしております。これで完了したものと考えております。

それから、3点目の今回の復旧に対しまして、起債で対応したということなんですが、この単独災害復旧事業債につきましては充当率が100%であり、交付税措置率が47.5%でございます。それで、基金ではなくて単独災害事業債を借り入れて復旧するというところで計画いたしましたものでございます。

○下山忠志水産商工課長 2点目の台場海岸から尻無海岸、岩戸海岸までの堤防の、今後に向けてどのように進めているかということの質問でございます。

一般質問でも申し上げましたように、御指摘の海岸につきましては鹿児島県の管理でございまして、被災当日とその翌日、鹿児島県の南薩地域振興局にお越しいただきまして、現場も見えていただいたところでございます。

現在のところ、市といたしましては、堤防かさ上げを含めた防災対策についての要望書の作成作業を行っておりまして、今後、整理ができ次第、提出していきたいと考えております。

県のほうにおきましても、そういう手続を踏まえて今後検討、またいろいろな対策を考えていきたいということでございます。

○13番立石幸徳議員 詳細にわたることは委員会でも掘り下げますが、今、堤防の関係ですね、要するに今後幾らの高さにしていくつもりなのか、あるいはどのような対策を打つのか、いつから取りかかるのかとかそういった点については、地元サイド、本市サイドの要望といいましようか、そういったものは上げていないわけなんですか。

○下山忠志水産商工課長 県のほうには、今後早急に要望書を提出する予定でございますけれども、早急に、できるだけ早急にとにかくたちで、県のほうには要望していきたいと思っております。

また、その高さ云々については、海岸法の14条によりまして、技術上の基準というのを策定するように指針が定められておりますので、それに基づいて高さ等は整理されていくものと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって……、禰占議員。

○8番禰占通男議員 私は、この文教施設の災害復旧費についてお尋ねしますが、今回の15号台風による災害ということで、この施設は過去にも同じような何か災害にあったことが私はあると思うんですけど、その過去の結果と、そしてまた火之神公園プール関係については、これが復旧された場合は、今までの施設と同じ景観を保つのか、同じ材料でまた復旧されるのか、そこをお伺いします。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園の災害復旧でございますけれども、基本的には、原形復旧というふうなかたちで積算をさせていただいているところでございます。

○米盛基保健体育課長 私が来てからは、ちょっと確認しておりませんので、ちょっと返答ができないところでございます。

○新屋敷幸隆議長 禰占議員、いいですか。

○8番禰占通男議員 その分は、後で確認をお願いいたします。

私の記憶するところによりますと、過去にも同じような状況になったことがあると思います。

ですから、今後また台風で同じ災害が起こるといことは、その復旧についても何らかの手が必要になるのではということで質疑をしました。ですから確認をお願いいたします。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

平成27年9月4日に設置した予算特別委員会は、既にその任を終えておりますので、ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を新たに設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時15分 散会

本 会 議 第 6 日

(平成27年10月1日)

平成27年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第6号）

平成27年10月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	陳7	川内原発の再稼働中止について	総文
2	陳6	議会制民主主義の擁護について	議運
3	76	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
4	認1	平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決特
5	認2	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
6	認3	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
7	認4	平成26年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
8	認5	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
9	認6	平成26年度枕崎市立病院事業決算	〃
10	認7	平成26年度枕崎市水道事業決算	〃
11	77	「手話言語法」の早期制定を求める意見書	
12	請2	南薩地区衛生管理組合の新設ゴミ焼却施設候補地推薦を取り消すよう市当局へ要請することを求める請願	産厚
追加1		請願第2号に係る継続審査の申し出について	
13		継続調査申し出について	
14		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第6号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員

9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 清 水 和 弘 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
神 山 芳 文 市立病院事務長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 菌 智 之 消防総務課長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号川内原発の再稼働中止について申し上げます。

本陳情は、枕崎市政を考える会の代表から提出されたものであります。

本件は、九州電力に対し、川内原発の再稼働の中止を要請することを求める要旨となっております。

委員から、原子力発電はなければならぬことはないが、現在の日本の発展には、電力の安定供給があったからであり、再稼働はやむを得ないという意見や、11月に鹿児島県のほうで大体2,000人の県民を対象に原発の説明会を開催するとのことであるので、その後に枕崎市民がどう反応するかを見た後で判断してもよいのではないかという意見がありました。

本件は、全会一致で継続審査とすべきものに決定しました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、継続審査と決定いたしました。

次に、日程第2号を議題といたします。

議会運営委員長に報告を求めます。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議会運営委員長 登壇]

○吉松幸夫議会運営委員長 ただいま議題となりました日程第2号議会制民主主義の擁護について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本陳情は、山手町の枕崎市政を考える会の代表から提出されたものであります。

陳情者からは、これまで、道路改良等に関する陳情が3回にわたり提出され、本市議会では、これを不採択としてきた経緯があります。

このことを今回の陳情書では、執行部の下請機関になったと同じであるなどと表現されていることに対し、委員からは、市民の議会を見る目というのは、それぞれの観点からそれぞれの見方があるとは思いますが、議会の中では、議員は、それぞれ責任ある立場で賛否を表明しているといった意見が述べられたほか、今回の陳情の議会制民主主義の擁護ということは、現に民主主義体制になっていることは事実であるし、本市議会に提出された請願・陳情等については、これまでも、当然、民主主義にのっとして、審査・討論がなされてきている中で、本市議会がこの陳情を採択するという状況にはないといった意見がありました。

本件については、全会一致で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

日程第2号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第2号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

○新屋敷幸隆議長 起立はありません。

よって、陳情第6号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第3号から第10号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長及び決算特別委員長に報告を求めます。

俵積田義信議員。

[俵積田義信予算特別委員長及び決算特別委員長 登壇]

○俵積田義信予算特別委員長及び決算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第3号について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に俵積田義信、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出されました意見・要望については、お手元に配付いたしてありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,470万円を追加し、予算総額を112億5,310万円にしようとするもので、当初予算額より3.3%の伸びとなります。

補正予算の内容は、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費と台風第15号による単独災害復旧事業であります。

海区漁業調整委員会委員補欠選挙費については、鹿児島海区漁業調整委員会の公選による委員1名から1年前倒しして辞任の申し出があり、漁業調整委員会において辞任が承認されたため、今回、補欠選挙が行われることによるものであるということです。

委員から、台場海岸から岩戸海岸において、尻無川河口東側が護岸高8.3メートルになっていることについて質疑があり、当局からは、県単事業で平成6年から平成12年にかけてかさ上げを行っているようで、かさ上げの理由は把握していないが、技術指針に基づき計画されていると考えているという答弁がありました。

また、今回の台風による被害状況を踏まえ、現在、県への要望書を作成中であり、でき次第速やかな対策を要望していきたいということです。

委員からは、堤防かさ上げには相当な事業費が予想され、もし地元負担があるとすれば、その分の財政負担が発生するので、こういった事業が対象になるのか、また地元負担がどうなるのかというものをできるだけ早期にまとめてほしい。災害復旧の対応について、公民館組織を活用したかたちの体制についても検討してほしいといった意見・要望等がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、日程第4号から第10号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に俵積田義信、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

また、審査に先立ち、平成26年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出されました意見・要望については、お手元に配付してあります。

また、決算額のほか各会計における詳細にわたる決算の概要についても、その中に記載してあ

りますので、委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第4号平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

総務費中、危険空家の管理責任は、一義的には所有者等にあるが、危険空家の適正な管理を図るために、条例を制定し、補助制度を設けて危険空家等への対応を行っているということです。

委員から、相続放棄された危険空家等の解体等に係る行政代執行について質疑があり、当局からは、法に基づき行政代執行を行うことは可能であるが、行政代執行を行う場合でも権利は所有者等にあり、相続関係などの調査や費用の問題等も発生することから、事例や課題等の調査及び当該危険空家等を十分に調査して、事情に応じた対応を図っていきたいと考えており、農村部等における空家に付随する小屋などへの対応についても、あわせて検討を行っていききたいという説明がありました。

民生費中、子ども医療費の助成制度については、平成26年7月診療分から中学校修了時までに対象を拡大したところであり、対象者は880人程度増加し、助成額は平成26年7月分から平成27年2月診療分までで約1,170万円増加したということであります。

この件に関して、高校卒業まで無料化にできるように、全力でここにお金をつぎ込もう、そして子供たちを育てようという気概で取り組んでほしいという委員からの要望に対し、対象を高校修了まで拡大した場合は、さらに約1,500万円の財源が必要になると見込まれており、制度として創設をする以上、安定して持続的に取り組んでいかなければならないことから、当面は、現在の状況を見ていきたいという説明がありました。

衛生費中、南薩地区衛生管理組合負担金に関し、新広域ごみ処理施設建設候補地については、これまで候補地検討委員会が2回開催され、検討項目の確認を行っているということであり、候補地検討委員会では項目に従って点数をつけ、候補地を3カ所に絞り、その3カ所の順位を決めて管理者に答申した後、各首長を含めた協議会で検討することとしているということです。

また、候補地を推薦する段階では、国土利用計画法など土地利用規制等に関する法律の検討を行っており、今後検討を進めていく中で環境に関する法律などにも照らし合わせた検討がなされるものと考えているということであります。

委員からは、推薦地が候補地に決定した後で住民に対して説明をしても、候補地の変更はできなくなるとも思われるので、推薦地の提案段階で住民も知る権利があり、行政側は説明する義務があると思うといった意見がありました。

労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、臨時的な雇用創出を目的の一つとして起業支援型地域雇用創造事業と地域人づくり事業の2つの事業を行っており、起業支援型地域雇用創造事業で10名、地域人づくり事業で6名の新規雇用者を創出しているということです。

また、どちらの事業も、各事業所において既雇用者を新規雇用者の指導者として事業に携わってもらっており、既雇用者数は8名であるということであります。

農林水産業費中、農地中間管理事業については、平成26年度は経営転換協力金が2件の2.7ヘクタール、平成27年度は経営転換協力金が5件の3ヘクタール、地域集積協力金が2地区で54ヘクタールとなっており、地域集積協力金の部分で、もう1カ所の地区が検討中であるということです。

委員からは、地域集積に取り組む希望はあっても、事務手続の煩雑さがネックになりなかなか取り組めない状況にあるので、当事者、行政、農協が連携を密にして事務の負担軽減が図られるような方策を研究してほしいという要望がありました。

豊かな海づくりパイロット事業は、かごしま豊かな海づくり協会が事業主体となって県内全域でマダイ、ヒラメの稚魚を港外の適切な場所に放流している事業であり、県全域で行うことで効果を上げており、水揚げは維持されているものと考えており、今後も事業を継続していききたいということであります。

商工費中、がんばる商店街支援事業補助については、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、新商品開発等のソフト事業並びに街路施設整備事業等のハード事業を実施する商店街団体に補助金を交付するものであり、平成24年から行っている事業であるということでもあります。

委員から、平成26年度の補助が増額となった要因についての質疑があったのに対し、今回の街路施設整備事業については国が3分の2を補助する事業であり、補助残の5分の1以内の額を補助限度額として市が補助を行ったものであり、平成25年度は学校通り会が街路灯のLED化を図ったことに対して行ったが、平成26年度においては、市役所通り会、中央通り会、東中央通り会からの応募があり、同様にLED化の事業を行ったため補助金が増額となったものであるという説明がありました。

土木費中、市内全体の側溝整備のあり方に関して、戦災復興事業で整備された道路は既に60年程度経過し、両側の側溝とも底盤、側壁の傷みが進み、路面の舗装自体も傷んできている状況にあるということですが、道路の全体的な工事を行う場合は社会資本整備事業や過疎対策事業の対象となり得るので、これまで片側ずつ蓋版を布設してきた箇所についてはできるだけそういった事業を活用し、それが無理な箇所は今までどおり単独事業でやっていかなければならないと考えているということです。

消防費に関し、近隣市が消防組合を一本化しようとしている中で、本市は単独の消防であります。大きな災害等が発生した場合の対応については、さまざまな連携協定等もあるので、市民の不安を払拭できるように本市消防力の紹介や情報提供など、機会をとらえて行っていきたいと考えているということでもあります。

教育費中、多子世帯幼稚園保育料等軽減事業は、多子世帯における幼稚園の保育料について、第3子以降の子供の経済的負担の軽減を行っており、平成26年度の対象児童数は6人で、2分の1は県の補助があるということです。

これに関連し、委員から、地方創生における少子化対策として、全国では、子育てにかかる費用のさまざまな負担軽減を検討しているところもあり、本市においても、子ども医療費助成を含め、多子世帯保育料の第1子からの軽減などに取り組んでほしいという要望がありました。

歳入中、地方消費税交付金に関し、平成26年4月1日に消費税及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増収分については、その用途を明確にし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされているということです。

地方消費税交付金が充てられ、社会保障という目的税としてのものはふえ、制度も目的は果たせるものの、普通交付税の額はほぼ変わらないことになるということです。なお、総体的な地方交付税をふやす要望活動は常々行っているということですが、制度の中身を精査し、今後の要望活動に取り組んでいきたいと考えているということです。

委員からは、やがて税率は10%というものも見えてきてる中、それに見合った地方の収入増が図られるように、地方が一丸となり国に要望を上げてほしいという要望や、本市は財政力指数の面で需要額と収入額を比べ財政力があると言っても、それは単なる机上の指数であり、実際、交付税は少なくなってくるわけである、本市の一番大事な財源である交付税をいかにして大きくしていくかということについて、今後ともいろんな分析を行い、取り組んでほしいといった意見等がありました。

そのほか、委員からは、防犯灯の設置等に係る予算について、青少年に対するいろんな犯罪なども考慮して予算を手厚くしてほしい。

JR指宿枕崎線の利用促進を図るために、すべて行政でということではなく、民間からJRを利用した企画を提案することも大事だと思う。民間で進めやすい企画もあると思うが、臨時便を出してもらおう場合などは、行政の力が必要になると思うので進んで協力してほしい。

公園施設長寿命化計画に関連し、トイレの水洗化もされていない妙見グラウンド一帯は、公園という意味では、市民からすれば市の管理する他の公園と一緒であるので、施設の改善に向けて公共施設の在り方検討委員会の中でもう少し検討してほしい。

市税の滞納者で居住地の変更などにより、徴収を逃れているような者は悪質であるので、できるだけ納税するように一生懸命努力をしてほしいといった意見・要望等がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第6号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員から、平成26年度の療養給付費が平成25年度に比べて減額となったことについて質疑があり、当局からは、その要因として、疾病大分類別の費用額の医療費を見ると、循環器系の疾患、脊椎障害、筋骨格系・結合組織の疾患等、尿道・腎・生殖器系等で合計約2億5,700万円ほど減っていること。さらに、100万円を超えるレセプトが前年度より約7,100万円減っており、1人当たり給付費の月額では、平成24年度が2万6,584円、平成25年度が2万7,614円、平成26年度が2万6,861円となっており、平成25年度の医療費が高かったことによるものにとらえているということです。

なお、平成27年度については、100万円を超えるレセプトがふえてきており、5月から7月の給付費は平成26年度を上回り、このままいくと医療費がふえるのではないかと考えているということです。

国保財政健全化行動計画において、医療費適正化の取り組みで1億0,800万円の縮減を図ること、収納率向上で2,800万円の増収を図ることについては、計画どおり進行できるよう努力していきたいということでもあります。

委員から、後期高齢者医療制度に関し、被保険者数が減ってくる中、国民健康保険から分けること自体が間違いであり、元へ戻すべきであるという意見、一方では、高齢者世代と現役世代の負担が明確になり、それこそ産・官・学、あらゆる方面から評価を受けていることから継続していくべきであり、医療保険制度のために必要な制度だと思っているという意見がありました。

この2件は、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成26年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員から、介護保険事業計画に係る地域包括ケアシステムの進捗状況についての質疑に対し、当局からは、2025年度には団塊の世代が75歳以上に到達することから、2025年度をめどに取り組むよう国からの指示があり、現在、地域包括ケア推進室を設置し、平成30年4月に向け、第6期計画の3年間の中で、高齢となっても、要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して医療・介護・福祉サービスを提供できる地域包括ケアシステムを構築するよう準備を進めているという説明がありました。

また、地域包括ケアシステム構築への取り組みについては、まず、絶え間ない在宅医療・介護を考えること、また在宅の場合、認知症の方がふえることが予想され、その対応は家族だけでは厳しく、医療機関、行政の役割の構築が必要であること、さらに、今後はひとり暮らしの高齢者世帯もふえると推測され、その方の日常生活をどのように支えていくかということなど、さまざまな課題があるということであり、行政としての役割は当然行うが、家族、地域、医療機関、介護保険事務所、専門職の役割やつながりが一体的にならないと運用できないものであると思っています。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道計画に関し、処理区域の計画面積は、昭和58年の当初計画で上げていた台場海岸沖の埋

め立て計画並びに花渡川・馬追川の河口区域の埋め立て計画の区域を今回の全体計画見直しにおいて除外し、当初計画より42.3ヘクタールの減となっているということです。

また、全体計画の見直しに当たって、現在、下水道計画区域に隣接する各地域を個別処理で行っており、個別処理と集合処理のどちらが有利であるかということも含めて見直しをする中で、集合処理が優位な地区が3カ所ほど見られたということですが、終末処理場管路中継ポンプ場等の老朽化に対する長寿命化対策が最優先であるとして、個別処理を行っている現計画区域はそのまま計画を進め、当初計画で上げた区域のうち、今後計画のない区域は除外したものであるということです。

委員からは、過疎債が対象になってきたので、過疎債の充当を見込んだ平成40年度までの歳入歳出予定の計画を示してほしいということのほか、公債費は、事業が計画どおり実施できるように計画的に返済されたいということ、終末処理場の改築更新等の際に、事業改善を図っていくために工事発注のできる職員を養成して、本市独自で工事発注ができるようにしてほしいといった意見・要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成26年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

委員から、病院事業における今後の収支見通しについて質疑があり、当局からは、現状として、平成27年度では、できる限りの改善策を用いたとしても、収支としては、やはりマイナスで決算せざるを得ないだろうと考えているということであります。

また、新たなガイドラインに基づいて改革プランを策定しなければならない平成28年度以降については、平成28年度から診療報酬改定が行われるが、その翌年に10%に消費税が引き上げる部分が28年度の診療報酬の中に組み込まれてくるのかどうか不確定要素があること、平成29年度末に介護保険適用病床の全廃が決まっていることから、現在の介護病床1床分をどうするのかという考え方を示さなければならない時期が平成28年度には来るのではないかとということ、それにあわせて県が作成する地域医療構想がどうなるのか、それらを見きわめた上での平成28年度以降平成32年度までの新たな公立病院改革プランとなるので、今の段階でいつの時点で黒字という目標を定められるかということについては答えづらい部分であるということであります。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成26年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

委員から、給水人口が減っていくと水道料金の値上げにつながるのではないかと指摘に対し、給水人口・使用量をいかにふやしていくかということもあるが、まずは行財政改革を図りながら、水道料の値上げはできるだけおくらさなければならないと考えているということです。

また、水道事業経営の将来的なものを見通したときに、現在のままでいいということは決してあり得ないと思う。できるものは民間に委託し経費を落としていくなど、今後、いろんなかたちで事業として収益が上がるようなかたちの改革をしてほしいという意見に対し、今後の行財政改革での取り組みについては、金山浄水場の急速ろ過池更新事業が進み、完全にシステム化される中で、民間に委託できる部分とできない部分を仕分けしていくなどし、検討していきたいという答弁がありました。

以上であります。平成26年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、全会一致で原案のとおり可決、認定事項第7号は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項1号平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算から認定事項の7号までに対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

今年度は、老朽化した市営住宅の維持改善が進められてきました。桜山団地1号の台所、浴室、洗面所に給湯設備の設置が行われ、さらに桜山団地1号・2号、そして西之原団地の1号・2号は老朽化対策として塗装を行い長寿命化工事が行われました。

また、子供の医療費無料化は年齢が引き上げられ、中学卒業まで無料化が拡大されました。子供の病気が手おくれにならぬよう、どの子も同じくお金の心配せずに病院に行けるということは、将来の枕崎を担う人材を育てていくことにもつながる大事な制度として、今後は高校卒業までの医療費無料化の拡大に期待が寄せられているところです。

その一方で、いまだに市民の方が言われるのが、市長の給与10%を5%にカット、また副市長や教育長、市立病院の事業管理者8%を4%にカットをして、給与を引き上げました。このときには、3月議会は4人の議員が反対討論をしていますが、時が過ぎても市民の怒りはおさまることがありません。

そうした市民の暮らし向きはといいますと、消費税の8%増税に加え、市民の足がわりとなって活用されている軽自動車の増税、そして国民保険料や介護保険料の負担増が市民にのしかかっています。さらに、市民の市税の負担状況を見ても、昨年度より1世帯当たり8,033円、4.3%の増加、1人当たりでは4,706円、5.1%増加して苦しい生活をますます余儀なくされております。

また、国民健康保険特別会計におきましては、非正規雇用者や年金受給者といった無職の人もふえ、所得の低い世帯もふえているのではないのでしょうか。また、高齢化も進み、75歳になると後期高齢者医療に移り、国保加入者も年々減少傾向にあります。高い国保税を何とか引き下げてほしいというのが国保加入者の願いです。

厚労省が保険者への財政支援の目的を被保険者の保険税負担の軽減や、その伸びの抑制を可能とするものだと説明しているように、本市においても保険者支援金を活用して国保税を引き下げ、国民皆保険を守るべきだと思います。

また、後期高齢者医療特別会計におきましては、国保とは反対に被保険者が昨年度に比べ4,345人で47人の増となっています。まさに高齢化現象のあらわれで、このままいけば国保会計は消滅しかねません。75歳という年齢で人を分けるのではなく、後期高齢者医療は廃止をし、国保に戻すべきです。

また、介護保険特別会計については、介護保険制度が始まって15年、制度が大きく変わろうとしています。ヘルパーなど専門職による専門的サービスからボランティアなどによる多様なサービスへと移しかえられようとしています。また、介護報酬の改定によって、特別養護老人ホームなど施設関係を大幅に削減していくなど、本市においては、特老の待機者が101名おられるというが、施設で6カ月、自宅で数カ月、また施設へ、これを繰り返して、何年も待機していることでしょう。入所費用も10万円を超えるでしょうし、家計も圧迫し、介護する人は本当に大変です。

また、施設で働く人の条件も厳しくなる一方で、このままでは入所者の方もいい介護は受けられません。「どうかお年寄りに優しい市政をね、もっと願っています」と、施設で働く方から言われたことがあります。介護保険料の値上げが続き、このままいけば公的介護は消滅してしまうのではないかと、保険料あって介護なしという不安がつきまといまいます。

次に、公共下水道事業特別会計については、毎回、水産加工場などの下水道への接続工事がなかなか進まず、周囲に悪臭を放ち、川や海への汚染につながることから、工場主との話し合いは欠かせないことですが、後継者のいない工場などはなかなか決断ができない事情もあることでしょう。すべての工場が下水道への接続工事に着手できるよう援助し、観光客にも、かつおぶしのまちにふさわしい枕崎の香りを満喫できるようにすべきです。

また、市立病院の事業については、市立病院といえば枕崎市の顔です。特に小児科の診療・診察や病児保育のカンガルーのポッケは、子育ての若い方たちを初め、市外の方からも枕崎はいいですねと声がかかります。

それだけに、今年の税務調査で源泉所得税の税額算出の誤りがわかり、5年間さかのぼった420万8,000円の追徴税が生じたことは本当に残念なことです。現在もまだ未回収分が364万円ほど残っているということですが、これは単純なミスで片づけるのではなく、市民の信頼を取り戻すべき努力が今以上に必要です。

最後に、水道事業については、給水戸数が1万0,709戸、給水人口が1万9,716人、25年度と比較すると給水戸数が62戸の減、人口で313人の減となっています。今年の給水戸数の減は19戸に対して大幅な減となっています。このような給水世帯の減少が年々多くなってくれば、また水道料金の値上げということになるでしょう。市民に安心・安全な水を供給していくためにも、一般会計からの繰り入れも考え、今から水道事業の立て直しを検討していくべきです。

以上のことから、日本共産党は反対をして討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第10号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第10号中、平成26年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、平成26年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

さらに、お諮りいたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第12号を議題といたします。

本件を産業厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

産業厚生委員長からお手元に配付のとおり、請願第2号に係る継続審査の申し出がありました。

本件を本日の日程に追加し、追加日程第1号として、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号、請願第2号に係る継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

産業厚生委員長からの請願第2号に係る継続審査の申し出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」等言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会及び決算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成27年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①豊留 榮子	マイナンバー制度について	<p>1 マイナンバー制度の運用開始が来年1月から予定され、準備が進められている。国民の各種個人情報を個人番号（マイナンバー）によって結びつけて活用する制度だといいますが、利便性だけが強調されて市民にとって必要なものなのか不安が広がっている。そもそもマイナンバー制度とはどのようなものなのか</p> <p>2 現在、自治体が保有し活用されている住民基本台帳ネットワークシステムと、何が違うのか</p> <p>3 マイナンバーで管理される個人情報はどこまでなのか</p> <p>4 実際にはどのように使われるのか</p> <p>5 特定個人情報保護評価は、個人情報保護のための措置としてつくられたというが、不十分であることが明らかになってきている。 特定個人情報保護評価とはどのようなものなのか</p> <p>6 年金機構から個人情報が流出するという事件が起きたが、本市の対策は十分なのか</p>	市長 副市長 課長
	広域ごみ処理施設の建設について	<p>1 本市における広域ごみ処理施設建設の候補地は、国道270号沿い金山浄水場の手前左に花渡川が流れ、右手山側ということだが、この候補地はどのようにして決まったのか</p> <p>2 南薩地区衛生管理組合で構成される、枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市知覧町・川辺町で広域ごみ処理施設を建設するための候補地が各市から出されているが、本市における住民説明会での市民の</p>	市長 副市長 教育長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>子どもの医療費助成について</p> <p>立て看板の管理について</p>	<p>意見はどのようなものであったのか</p> <p>1 子どもの医療費助成は現在中学校卒業まで拡大されてきて、子育て中の方々に大変喜ばれている。 今後、病院の窓口で一時支払いをしなくてもいいように、さらには、高校卒業まで無料化を拡大できないものか</p> <p>1 別府小学校正門前に人家の庭を借りて設置してある三面体の看板が、字の影は何もなく真っ白で本体は傾き危ないので取り外してほしい。 市が設置した立て看板の点検はどのようにしているのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
②城森 史明	大雨及び台風災害について	<p>1 今回「ルース台風のようなだった」と報じられた強い台風が到来した。本市には、25日午前2～3時に最接近し大きな被害をもたらした。台風15号は石垣島で最大瞬間風速71mを記録し非常に強い台風であることが予測されたと思うが、どのような体制で、どのように対応したのか</p> <p>2 避難勧告及び避難準備勧告は、どのようなシステム及びどのような流れで行われるのか 今回の台風には上記の対応は行われたのか</p> <p>3 6月～7月の大雨及び今回の台風における被害件数・状況はそれぞれどうなっているか 6月～7月の大雨災害における対応件数・状況はどうなっているか</p> <p>4 大雨及び台風災害対策に大きな財政出動が予想される。どのように対応するのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>ごみ処理施設 (焼却施設) に ついて</p>	<p>1 内鍋清掃センターにかかわる環境基準を遵守するために、どのような法律があるのか。そのためにどのような管理を行っているのか</p> <p>2 環境基準に対する測定値は、基準内だと思うが、その項目と内容はどうなっているか</p> <p>3 内鍋清掃センターの周囲には、海や畑や住宅もある。稼働中周囲からの苦情はなかったのか。あればどのような内容だったのか</p> <p>4 新広域ごみ処理施設建設候補地が示されている。金山浄水場からの距離及び金山集落、道野集落、山下集落までの距離及び花渡川までの最短距離は約幾らか。3キロ内及び3～5キロ内の住宅戸数は約幾らか。住宅への影響、お茶などの農作物、イノシシなどの生態系への影響、浄水場への影響等どのように考えているのか</p> <p>5 候補地の周辺の住民は、この候補地に対し、大きな不安を抱いている。内鍋の実績、状況、過去の経緯を踏まえ、丁寧に理論的に安全性を説明しなければならないと思う。今後どのようなかたちで説明を行っていくのか</p> <p>6 候補地の入り口の出入りの、金山地区の生徒が桜山中への通学への影響をどのように考えているか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>飼料米の現状に ついて</p>	<p>1 農家の高齢化に伴い、桜山地区では水田の耕作放棄地が増加している。東鹿籠地域ではここ2年で10筆ほどの田で米が耕作されなくなった。一番の原因は、米をつくっても、売れない、所得が上がらないことである。政府は飼料米や加工米に転作する政策を打ち出している。</p> <p>(1) 主食用米と飼料米の収入比較はどうなっている</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>か</p> <p>① 主食米と同様にこしひかりを飼料米として植える場合</p> <p>② 専用飼料米を植える場合</p> <p>(2) 飼料米を植える場合、どのような助成制度になっているか</p> <p>2 大浦地区ではかなりの量で飼料米に転作されたとの状況であるが、状況はどのようになっているのか。飼料米の種類、量、水田全体に対する飼料米の耕作比率、10 a 当たりの収量・収入、販売ルート及び販売先など</p> <p>3 枕崎市内で耕作した場合、販売ルート、販売先はどのようになるのか</p> <p>4 県内では地域の農業振興のために、戦略的作物の推進が多数見受けられる。例えば、志布志市のピーマン、日置市のオリーブ、種子島のショウガなどである。本市の場合は、お茶・電照菊・かんきつ等が盛んであるが、価格低迷等で苦しい状況にある。</p> <p>(1) 地方創生で農業振興に今後どのように取り組むのか</p> <p>(2) 農協との連携が非常に重要と思うが、どのように連携しているのか</p>	
③禰占 通男	地方創生について	<p>1 枕崎版総合戦略策定の進捗状況について、どの程度進んでいるのか</p> <p>2 総合戦略策定には、民間のシンクタンクに手伝ってもらおうこと、市長以下全課長級の職員で構成する</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④清水 和弘	枕崎市市政について 総合振興計画策定や地方創生への取り組み	<p>創生本部が当たると述べられているが、今も変わりはないのか</p> <p>3 本市総合戦略策定の優先課題は何か</p> <p>4 廃校施設の活用はどのようになるのか</p> <p>1 国は6月30日、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定した。 本市も7月に入り、新総合振興計画の策定、地方創生のための枕崎市版総合戦略について (1) 市民と語る会を開催、意見交換をしたが、当局の目的及び意見交換会満足度について (2) 本市の人口減少の原因と対策、対応はいかに (3) 本市の市民生活活性化策及び対応について</p>	市 長 副市長 課 長
⑤永野慶一郎	地方創生のための枕崎市版総合戦略策定について	<p>1 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という項目の中に、「妊娠・出産・子育てについて、切れ目ない支援を行う」とある。本市では不妊治療費助成事業が実施されていないのはなぜか</p> <p>2 近隣の市の状況はどうか</p> <p>3 まち・ひと・しごと創生法で、国は「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応する」「日本全体・特に地方の人口減少に歯止めをかける」としているが、本市も国に倣って現在の状況を打破すべく、不妊治療費助成事業を実施する予定は現段階であるのか、ないとすれば今後検討していただけるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>4 「サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育ての支援の充実を図る」としているが、具体的にはどういった取り組みを行うのか</p> <p>5 カンガルーのポッケなど現在ある施設を有効に活用する方法について、具体的に計画しているのか</p> <p>6 「地方における安定した雇用を創出する」としているが、現段階での企業誘致の進捗状況はどうなっているのか</p>	
⑥吉松 幸夫	総合運動場等の整備について	<p>1 少年野球やサッカー等の大きな大会が枕崎でも行われているが、駐車場が少なく不便だという声をよく聞く。今後、駐車場の整備などは計画しているのか</p> <p>2 各施設の老朽化に伴う改修工事または新築工事の計画はあるのか</p>	市長 副市長 課長
	危険箇所の対策について	<p>1 小・中学校の危険箇所の調査はどのくらい進んでいるのか</p> <p>2 小・中学校周辺の道路事情をどう把握しているか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	災害対策について	<p>1 堤防のかさ上げについて</p> <p>2 倒壊物の対処について</p> <p>3 緊急時の対応について、消防署はどういう体制に</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	衛生問題について	<p>なっているのか</p> <p>1 ルールが守られないごみ出し問題について、何か対策は考えているのか</p> <p>2 ごみ収集所に収集かご設置のあっせんは考えていないか</p> <p>3 市道にふんが落ちており住人が迷惑を受けたとのことであるが、把握しているか</p>	市 長 副市長 課 長
	図書館利用について	<p>1 市立図書館及び小・中学校の書籍購入は、どのような方法で行っているか</p> <p>2 その予算は適切なのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	青少年の健全育成について	<p>1 青少年の健全育成を願い目指しているが、この夏の状況はどうか</p> <p>2 飲食店などの周辺はどういう状況か</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
⑦立石 幸徳	本市財政の現状認識と改善策について	<p>1 多額の財政需要を伴う災害復旧に、本市財政は対応できるのか。 平成26年度決算における財政健全化法の4指標や決算統計上の主要財政指標をどのように分析しているのか</p> <p>2 標準財政規模の推移や普通交付税などにおける課題は何か</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 703 533 734">防災について</p>	<p data-bbox="596 224 1139 255">3 経常収支比率の改善目標設定について</p> <p data-bbox="596 353 1225 385">4 土地開発公社は、いつをめどに解散するのか</p> <p data-bbox="596 483 1299 560">5 総務省が2015年度決算に導入予定の「資産老朽化比率」について</p> <p data-bbox="596 703 1299 824">1 台風15号の気象警報等の情報収集・伝達について（暴風雨波浪警報・高潮注意報は周知徹底されたのか）</p> <p data-bbox="596 922 1299 1043">2 台場海岸から尻無川河口、岩戸地区、東・西白沢に至る防波堤は、有義波高を観測した上で、防災上、安全な堤防の高さとなっているのか</p>	<p data-bbox="1331 703 1426 824">市 長 副市長 課 長</p>
	<p data-bbox="384 1191 561 1267">地場産業振興について</p>	<p data-bbox="596 1191 1299 1267">1 本市花き産業の実状・課題をどのように整理されているのか</p> <p data-bbox="596 1366 1299 1487">2 「花きの振興に関する法律」施行について、どのように対応されているのか（公共施設における花きの活用や学校での花育活動について）</p>	<p data-bbox="1331 1191 1426 1312">市 長 副市長 課 長</p>
<p data-bbox="181 1630 357 1662">⑧下竹 芳郎</p>	<p data-bbox="384 1630 561 1706">戦後70年について</p>	<p data-bbox="596 1630 1299 2056">1 今年には戦後70年の節目の年でもあり、全国各地でさまざまな企画展や催し等が開催されている。 本市においても枕崎七夕の会による戦後70年企画写真展「我がまちふるさと枕崎」の開催、また、戦没者慰霊祭がとり行われるなど、市民とともに戦争について改めて考えるよい機会となった。 これからも、戦争を体験していない人々、次世代を担う若い世代も、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを学び、戦争の記憶を風化させることなく語り継いでいくことが大切だと考える。市長の見解を</p>	<p data-bbox="1331 1630 1426 1796">市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>台風15号の被害について</p> <p>枕崎駅（駅舎・広場）の活用について</p> <p>プレミアム商品券の経済効果について</p> <p>投票所の環境改善について</p>	<p>2 今後は、戦争を経験した方の高齢化が進み、当時の戦争の状況や暮らしについて話を聞く機会が減りつつある。そういう意味では、ここ四、五年ぐらいが戦争に関する遺跡や資料、体験等を収集し保存していく最後の機会だと考える。</p> <p>市では、戦争体験者や関係団体等と協力して積極的に戦争に関する資料等を収集保存し、今後のまちづくりに生かしていく考えはないのか</p> <p>1 台風15号が県内全域に猛威をふるった。本市でもあちこちに甚大な被害が発生しているが、市全体の被害状況はどうなっているのか。また、今後の台風対策について伺いたい</p> <p>1 枕崎駅舎の完成に合わせて整備を進めてきた駅前広場も完成し、今年3月22日にはにぎやかに完成記念イベントも実施されたが、今後は駅をどのように活用し、本市への交流人口の増加、観光振興を図っていくのか</p> <p>1 地方創生交付金を活用したプレミアム商品券発行事業が本市でも実施されたが、現時点での経済効果について、どう分析しているのか</p> <p>1 枕崎小学校体育館の投票所は、車の停車場所から投票所までの距離が長いこと、また、段差もあり、高齢者や障害のある方にとっては、投票に行きたくても行きづらい状況にあるとの声が聞こえる。改善策について伺いたい</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

平成27年第5回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第64号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,960万円を追加し、予算総額を112億2,840万円にしようとするもので、当初予算額に対し3.1%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加及び臨時財政対策債等の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、平成26年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積み立て、ふるさと納税返礼事業、買い物弱者対策を地域と共に考えるための地域力創造支援強化事業、地域おこし協力隊導入事業、生活保護費など平成26年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、子育て支援対策としてのロタウイルス予防接種事業、市道整備事業、南浜館アプローチ整備事業、補助災害復旧事業などである。
- ・ 補正財源は、繰越金1億9,144万7,000円、市債4,520万円、繰入金3,774万8,000円、国庫支出金2,551万4,000円、諸収入69万4,000円、地方特例交付金49万8,000円、寄附金30万円、使用料及び手数料3万9,000円、分担金及び負担金2,000円の増、県支出金184万2,000円の減で措置した。
- ・ ふるさと納税返礼事業について、現在、インターネットでの代表的な申込窓口サイトが4社あり、ふるさと納税を希望される方は、自宅のコンピュータから申込窓口サイトにアクセスしてふるさと納税受け入れ自治体の募集内容等を見て申し込みをいただいているが、本市においても、平成28年1月1日から同様に運用したいと考えている。
- ・ 寄附金の申し込みがあったときは、申込窓口サイトから、情報管理や返礼品発送などの業務を行う業務代行業者へ寄附金情報が入っていき、業務代行業者から返礼品の発注が本市の返礼品取扱業者のほうに入っていき、返礼品取扱業者は、申し込みのあった返礼品をまとめて業務代行業者のほうに発送し、業務代行業者が返礼品を届けるというシステムである。
- ・ 寄附金の振り込み方法は、今年度中は郵便振り込み・銀行振り込みを予定をしており、来年度以降はクレジット決済の制度を始めたいと考えている。
- ・ 今回の補正予算では、申込窓口サイトに支払う仮想店舗の出店料、業務代行業者へ依頼する業務の代行に係る委託料、1月から3月末まで大体50件で1万円ずつの寄附があった場合の枠の返礼品代として見込んだ額を計上している。
- ・ 返礼品については、農畜産物では、お茶、かんきつ類、実エンドウ、ソラマメ等の耕種品、枕崎牛など33種の候補が上がってきており、お魚センター、地場センターからは、地元のものセットにしたもので11種の推薦をいただいている。そのほかに地場産業センターのほうからは、いろいろな組み合わせが可能ということで取り扱いをしている商品の一覧をいただいている。また、お返しする金額に合わせて組み合わせるという作業を業務代行業者の専門の方に提案していただくとともに、地域の特産品をしっかりと分析して、どういう組み合わせでつくっていくか協議しながら決めていきたいと考えている。
- ・ 寄附金の返礼割合については、総務省から3割ぐらいでおさめるよう指導がきており、3割以内ということで予算はお願いしている。
- ・ 住民税の控除額については、寄附金から2,000円控除した後、所得税で控除しきれなかった分を控除することになり、寄附された方の課税状況によることから一概に幾らとは言えない。また、本市住民からの寄附についても税額控除の対象となる。
- ・ 地域力創造支援強化事業は、薩摩半島、大隅半島の過疎地域等における買い物弱者という状況の解決のために、県がふるさと創生の一環の事業として立案をしたものである。

- ・ 事業期間は27年度に限り、予算額は、薩摩半島、大隅半島の市町村に200万円ずつの400万円で市町村に事業委託し、そのほか県の事務費が45万7,000円となっている。
- ・ この事業は、大隅地区では、旧佐多町エリアで進んでおり、薩摩半島のほうでは、南さつま市の坊津町と本市の西部エリアを県は想定し、合同で取り組んでもらう意向であった。
本市の桜山地区において、買い回り品の提供、農産物の6次産業化による農業の振興、高齢者の健康づくりの拠点の希望があるものの、事業化に対する地域の方々の意思統一や事業の見通しについては積み上げられていない状況であり、専門家の方を当該地域に招いてワークショップ、セミナー等を開催して地域の漠然としたものを事業化までの姿に積み上げていく作業をしたいということで、県に枕崎市単独での事業を要望し、今回200万円の予算を獲得をして桜山地区で実施するものである。
また、来年度に小さな拠点として事業化する場合は、地方創生の事業で取り組むべき事業として予定をしたいと考えている。
- ・ 買い物弱者対策として高齢者の方が免許を返納したときに何か差し上げるといったことは、本市ではまだ行っていない。また、歩いて買い物に行けるような環境をつくっていききたいというところは、小さな拠点づくり事業と考えている。
- ・ 地域おこし協力隊導入事業については、9月議会後同月中に実施要綱等の作成を終了し、平成28年1月に隊員募集の説明会、2月初旬に選考、3月中に選考に残った方に対する地域の現状の説明、住民との顔合わせ等を行い、4月に市の嘱託員として委嘱の手続を行う段取りになっている。
- ・ 事業導入に当たり、新聞社や一般社団法人移住・交流推進機構から隊員の募集説明会に向けて新聞記事への掲載や広告の提案があり、広く3大都市圏から地域おこし協力隊を募集したいという考え方で広告を出していきたいと考えている。
- ・ 隊員の活動期間は、おおむね1年以上3年以下で、4年目からは地域へ定着・定住を図る取り組みとしており、隊員を入れる時点で十分な検討が必要であると考えている。
- ・ 各地域において、地域おこし協力隊の希望があるとなれば、隊員の仕事の内容、任期終了後から地域に定着・定住し、その方々の生活のめどが立つのか、要望されるところの協議の状況といった具体的にお尋ねする書式を作成して、全公民館へ呼びかけを行いたいと考えている。また、それぞれの公民館あたりで活動している地域おこし団体にも声をかけていただきたいという文書を送付する予定である。
- ・ 地域おこし協力隊に係る経費は、総務省からの支援として、募集等に要する経費が1団体当たり200万円上限、活動に要する経費1隊員当たり400万円上限となっており、隊員の報償費は200万円以内、隊員が活動する経費は、さまざまな活動旅費、作業道具等の消耗品等で200万円ということで示されており、この範囲内であれば市の負担はないということになっている。
- ・ 隊員の受け入れに当たっては、隊員の活動内容に対する地元の方々の合意が非常に大事だと思っている。また、隊員の定着・定住が図られていくためには、将来にわたって生計が立っていくような仕事のお願いの仕方というのが大事だと考えている。
- ・ 隊員の住居については、入っていく先の地域の方々と一緒に準備をしていきたいと考えている。
- ・ 地域おこし協力隊の地域要件として、従前は三大都市及び都市地域となっていたが、大都市圏の県庁所在地であっても過疎・山村・離島・半島の交付税措置対象とならない地域に該当している地域があるということから県庁所在の都市等について条件不利地域の規制を緩和するという取り扱いがなされた。
- ・ 番号法に係る通知カード・個人番号カード関連事務については、番号法が平成27年10月から施行され、10月5日以降、全住民に対して個人番号通知カードが交付されること、また、平成

28年1月1日からの番号の利用開始に伴い、必要な予算の補正を行うもので、主な内容は、送付先情報の媒体を持ち込むときの旅費、通知カード・番号カードの追記の記載に関する経費、両カードの再交付費用などである。

- ・ 個人番号カードの利用の準備について、法で定められた番号利用ができる部分の対応については、番号の通知までにはすべて終わるよう国からの要請を受け、順次作業を進めている。

特に、情報ネットワークの分離作業、それからVPN装置とネットワーク設定等については、予算の議決後作業をスタートし、1月1日の本格運用に備える。

- ・ VPN装置は、LGWANでデータを授受する際、データを暗号化し、妙な流れをとめたりする装置であり、本庁に1台設置するもので、使用料等は発生しない。
- ・ 今後は、通知カードの生成を行う地方公共団体情報システム機構J-LIS（ジェイリス）で番号カードの生成も行うことになるが、全国の2万人以上の都市については、すべてJ-LISに送付先情報を持ち込むよう指示があり、本市が送付先情報を持ち込む日は10月8日と指定されていることを考慮すると10月の中旬以降、11月ぐらいに通知カードが届くと考えている。
- ・ 通知カードは簡易書留で各世帯に送付され、不達については市役所に届けられ3カ月市で保管することとなっており、その間で所在を調査し、できる限り本人に届けたいと考えている。また、その際の費用についても、1回目の交付になり、再交付手数料は発生しない。
- ・ 通知カードと一緒に番号カードの交付申請書も同封され、希望する方は、本人が申請することになるが、申請の手続等については、市民生活課で相談、指導を行いたいと考えている。また、通知カード送付後は、窓口が混乱しないようスムーズに対応できる体制を整えたいと考えている。
- ・ 番号法の必要性については、法が成立し、施行され、全国一斉に行われる事務であり、法で要請されているものであり、番号制度について、市民の不安を払拭するための制度の周知方法として、広報紙の10月号に具体的な内容を掲載する予定である。
- ・ 児童クラブ環境改善事業補助は、妙見児童クラブのトイレ等の施設が老朽化していることから、改修して環境整備を図ろうとするものであり、事業費550万円のうち3分の1が自己負担で、残りの3分の2を補助しようとするものである。
- ・ ロタウイルス予防接種助成は、ロタウイルスのワクチン接種にかかる費用の8割を助成しようとするものである。

ロタウイルス感染症は、ロタウイルスによって引き起こされる感染性の胃腸炎であり、乳幼児期にかかりやすく、就学前の子供の約半数がロタウイルス感染症で小児科の外来を受診すると言われている。また、重症化すると死に至る場合もあることから、ワクチンを接種し、感染症の予防を行おうとするものであり、生後15週未満までの間に1回目の接種をしなければならないとされている。

ワクチンは、経口ワクチンで1価ワクチンと5価ワクチンという2種類があり、接種回数は、1価ワクチンが2回、5価ワクチンが3回となっている。

予防接種費用は、1価ワクチンが約2万8,000円、5価ワクチンが約2万7,000円となっている。

今回のワクチン接種は、生後24週までに終わられるようにしており、それ以降の方には、助成はない。

- ・ 農地中間管理事業は別府地域で行っており、経営をやめ、残った農地を借り受ける経営転換協力金と地域で話し合いによって貸し借りを進めていく地域集積協力金を取り組んでいる。
- ・ 南浜館アプローチ整備事業では、南浜館の駐車場から入り口まで至るアプローチが老朽化・劣化し、長梅雨、暴風雨の際に木レンガが水に浮き流れ出したため、県の地域振興推進事業を利用し整備を行い、アプローチをインターロッキング舗装するのに加え、点字ブロックや手す

り、アプローチライト、パーゴラ部分に光を透過する屋根を設置する。障害者対策、藻の発生を抑えることを考慮した。

- ・ 補助災害復旧費は、宇都地区及び松下集落の水路の2カ所で1,288万円を、また、単独災害復旧費は水路、農道、林道、妙見センターについて、総体事業費は14カ所で440万円、現予算の150万円を差し引き290万円を今回計上している。
- ・ 大雨災害及び台風15号関係への対応について、当初予算で単独災害復旧費を枠として、公共土木施設200万円、農林水産施設200万円、文教施設200万円、その他公共施設で150万円、合計で750万円、そのほか予備費を500万持っている。

その内大雨災害の対応として、公共土木施設の単独災害復旧費200万円、農林水産施設の工事分150万円の合わせて350万を財政課から担当課への所管替えで対応した。大雨災害で予備費は活用していない。その残り分を今回補正予算で補助災害復旧費、単独災害復旧費、そして道路の維持補修費、そして農道の維持補修費ということで2,600万円程度計上している。

台風災害の対応としては、早急に復旧しなければならないものを既存の修繕料等の予算で対応した分が約225万円、文教施設やその他公共施設の単独災害復旧費を所管替えしたものが337万円、予備費の充用140万円で、既存予算の所管替え、予備費充用、既存予算の対応で約700万円を既に対応している。

- ・ 予備費で対応した139万9,000円の内訳は、建設課の道路等の倒木除去作業に対し83万2,000円、小・中学校の関係の倒木処理で15万7,000円、その他公共施設で県の防災格納庫28万円との見込みの内15万8,000円、その他公共施設の住宅関係で桜山団地の破損にかかる撤去作業で75万1,000円の内25万2,000円となっている。
- ・ 旭町、新町地区の護岸について、当時の直立式護岸についての具体的な資料が県に残されていないということであるが、護岸の高さは、当時の国の基準で30年確率という基準があり、消波工の整備を昭和50年代にしており、ルース台風のときの高さが基準と県も判断しているということである。

県としても、今後新たに調査、計画し天端高を決めていくが、同じように30年確率となった場合、今回の浸水の高さが基準になるのではないかと思っている。
- ・ 現在の天端高は、7.5メートルに余裕高を20センチ加え7.7メートルとされているが、台風15号が過ぎ測量した結果、ほぼその高さに現値はあるところである。
- ・ 有義波高は、波高の最大値から順に3分の1のものの平均としており、それを考慮し堤防の天端高を決めていくことになる。実際には、それより高い波も来るともあろうかと思うが、国の基準の中では30年確率により一番高いときの確率で現在の計画高はルース台風の高さが基準になっているのではないかという県の見解である。
- ・ 波高は、谷から山までの部分である。
- ・ 県には台風が通過してから当日、翌日についても現地の痕跡を見ていただき、次の事業に進めていくと話があり、今後、適切な防災対策の要望をしたい。
- ・ 国・県支出金において、児童クラブ設置事業は、費用負担割合が平成26年度までは、県が3分の2、市が3分の1であったが、制度変更により子ども・子育て支援交付金として位置づけが変わり、本年度から国・県・市それぞれ3分の1になったことから、財源内訳を変更するものである。
- ・ 地域自殺対策強化事業は、地域の自殺に対する対策力を強化するために、平成21年度から県が実施している事業であり、この中に、対面相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成事業、普及啓発事業等がある。

本市では、本年度から毎月相談会を実施して不安の軽減を図る目的で対面相談支援事業を実施するもので、県の補助率が4分の3、事業費が4万3,000円で計画しており、事業費の内訳は、

10月以降に月1回依頼する臨床心理士の報償費及び消耗品等である。

- ・ 本市における自殺の実態は、平成21年から26年までの総数で54名が亡くなっており、そのうち19歳までが2人で、人数的には50代から60代が多くなっている。
平成26年度では9名が自殺で亡くなっているが、自殺された方については、市民生活課から県へ統計として上げており、その方が電話相談をされていた方なのかなど個別の状況は把握できない。
- ・ 降灰防止・降灰除去施設整備事業の減額は、お茶の除灰機能付摘採機の購入予定に事業辞退があったことと、果樹のハウスの入札による減及び面積が約174平方メートル減ったことによるものである。
- ・ 青年就農給付金の減額は、9名分の予算を計上していたが、内示が1名分減になったことによるものである。
- ・ 消防団員安全装備品整備等助成事業は、消防団員等公務災害補償等共済基金が消防団員の公務災害防止のために推進している事業の一つで、消防団員の身体的な安全を直接確保するための装備品の整備事業を行う市町村に対して支援するものである。
平成26年度から年次的更新を計画している救助活動用安全靴の整備について、今回、助成金の決定を受け、今年度で整備が完了する予定である。
- ・ 平成27年度中の補正後の全体の起債見込額は16億1,910万円である。
- ・ 平成27年度の過疎対策事業債の充当状況については、ハード分が過疎対策事業として19事業で6億9,250万円、ソフト分が過疎地域自立促進特別事業として11事業で6,750万円の合計で一般会計で7億6,000万円と、公共下水道事業では現在4,680万円で、市全体としては、8億0,680万円を9月補正後計上している。
- ・ 過疎対策事業債を充てられるハード分は工事内容が決まっており、側溝と舗装をあわせて道路の改良を行う道路新設改良費の補正額2,000万円については過疎債を充てられるが、道路橋りょう維持費の補正額1,500万円については、舗装補修のみの事業であり、過疎債以外の事業債を充てている。
- ・ 道路の維持補修については、単独事業では部分的な補修が数多くあり、それを何カ所か集めて一つの事業として行っている。100メートル以上のまとまった道路改良の場合は、過疎債の充たや、社会資本整備事業など国の交付金事業を使っていくことになる。
- ・ 過疎対策事業債は、全国での地方債計画で枠があり、ハード分についてはその枠を飛び越えて要望があったということで、減額調整の通知が来ている。要望、申請をした金額よりも、減額されて同意される状況もあるので、財源を充てられなかったときの対応についても、あわせて考えていかなければならない。
- ・ 過疎対策事業債のソフト分については、枕崎市の規模で限度額というのは決まっており、昨年度の例でいけば、今年度のソフト分の予算額としている6,750万という金額になる。それをどのように充てるかは、それぞれの市町村の裁量になり、増減が大きいものについて一部一般財源を残してあるような充て方をしている。
- ・ 過疎債と他の事業債の振りかえについては、県から他の事業債への振りかえも考えてほしいというかたちで通知が来ており、振りかえは可能と考えているが、過疎債が交付税措置の高い有利な地方債であるということで要望していることから、振りかえとなるとそれよりも交付税措置の低いものにならざるを得ないと考えている。
- ・ 特別支援教育支援員配置事業は、市が嘱託員としてお願いしている特別支援員にかかる費用であり、全額市町村負担である。
- ・ 土地開発基金は、定額運用基金という位置づけであり、通常の積立基金の中には入らない決算統計上明確に区分される基金である。なお、平成27年度残高見込3億0,850万円の内訳として、

現金預金として持っている部分、土地として持っている部分、土地開発公社への貸付金として運用している部分の3種類がある。

○委員からの意見・要望

- ・ ふるさと納税返礼事業は、地域力として、ものすごい力になっていくと思うので、一生懸命取り組んでいただきたい。
- ・ 地域おこし協力隊の受け入れに当っては、空家をリフォームするなりして住居を提供し、隊員の定着・定住を図っていくこと等も検討してほしい。
- ・ 防災計画に6メートル以上の有義波高が出る場合は波浪警報を出すと書かれている。有義波高はあくまでも平均値であり、それ以上の波が来て堤防を越えることは当然あることなので、同じことが繰り返されないよう十分そこらを踏まえ対応してほしい。
- ・ 今回の台風15号で旭町、新町地区のような災害を防ぐためには、満潮時のことを想定した対策を打つべきだと思う。また、これから温暖化に伴い海面が上がるという予測もあり、それも考慮した防災計画、防波堤の高さにしてほしい。

◎議案第65号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,300万9,000円を減額し、予算総額を46億1,077万円にしようとするもので、当初予算より4.1%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の主な内容は、本年度の前期高齢者納付金等の決定に基づいて、後期高齢者支援金61万5,000円及び前期高齢者納付金5万8,000円を増額し、介護給付費・地域支援事業支援納付金37万2,000円を減額するとともに、平成26年度の決算確定に伴う繰上充用金8,331万円の減額である。
- ・ 補正財源については、前期高齢者交付金26万5,000円及び諸収入8,274万4,000円の減額で措置した。
- ・ 繰上充用金8,331万円の減額については、2億6,514万2,000円を繰上充用金として補正していたが、平成26年度の決算が確定し、赤字額が1億8,183万2,000円となったことから、その差額を減額したものである。
- ・ 歳入欠陥補填収入を8,274万4,000円減額しているが、現時点で平成27年度の財源不足として見込まれている額は2億6,945万円である。
- ・ 平成25年度までの赤字額は、2億6,514万1,776円であるが、平成26年度国保会計単独では2,260万円程度黒字が出たことと、平成25年度以前から繰り越している赤字額の縮減を図るということで、平成25年度と同額の1億4,400万円を一般会計から法定外繰り入れを行い、平成26年度末の赤字額を1億8,100万円程度まで抑えたということである。

◎議案第66号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、予算総額を3億2,588万3,000円にしようとするもので、当初予算より1.7%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、平成26年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金264万5,000円、一般会計繰出金精算返納額147万円の増額と日本年金機構等からの保険料返納金許可通知に伴い予算に不足が生じる保険料還付金69万円及び還付加算金4万1,000円の増額である。
- ・ 補正財源については、繰越金411万3,000円及び諸収入73万3,000円の増で措置した。

◎議案第67号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,471万6,000円を追加し、予算総額を24億0,444万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.5%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、介護保険制度改正等に伴うシステム改修121万円、介護給付費準備基金積立金5,253万7,000円、介護給付費負担金等返納金3,650万6,000円、一般会計繰出金3,427万8,000円及び第1号被保険者介護保険料還付金18万5,000円の増額である。
- ・ 補正財源については、繰越金1億2,332万1,000円、国庫支出金117万7,000円、繰入金21万8,000円で措置した。
- ・ 今回のシステム改修は、消費税10%改正への対応分、地域密着型通所介護が創設されることとなったことに伴う部分、行政不服審査制度の見直しに伴う対応分、実費徴収に係る補足給付という制度が創設されたことに伴う改修分、賦課決定の期間制限への対応分の大きく5項目の改修を行う。
- ・ 消費税の改正時期は、今後の景気動向により不透明な部分もあるが、システム改修については、本市の基幹系システムを改修する業者に委託して行い、改修内容もパッケージ化されており、消費税の部分のみを除くことはできないことになる。
- ・ 地域密着型通所介護の創設については、制度改正により、現在の通所介護事業のうち定員が18人以下の小規模な通所介護事業が地域密着型に位置づけられ、今回のシステム改修では事業の区分け等に関するものを行うものである。
- ・ 行政不服審査制度の見直しに係るシステム改修は、申請に対する処分に係る不服申し立て期間が60日のものが3カ月と延長されることに伴い、決定通知等の様式にうたってある文言等の変更を行うものである。
- ・ 介護保険に係る異議は県への審査請求となるが、これまで事例はないと思っている。
- ・ 不服申し立ての期間については、行政不服審査法上いつまでに不服申し立てを行えるのかを教示する義務があり、それぞれの決定通知書には明示している。
- ・ 行政不服審査法の申し立ての期間延長については、介護に限らず庁内全般にわたる業務で、平成28年4月1日までに例規等の整備を行い、様式等を変えていく予定である。
また、不服申し立ての際の様式は特に定めておらず、必要事項を記入し申し立てをすることになる。
- ・ 平成26年度末の介護給付費準備基金残高は、1億1,500万円程度となっている。
- ・ 介護給付費準備基金の目安については、制度上、明確なものはないが、支払事務の円滑な遂行上から言えば、給付費の2カ月分程度、約3億円を保有しておきたいということになる。ただ、基本的には、給付費と保険料負担が見合った状態で基金がなくなるのが適正な保険料負担と給付のあり方であることから、現実の対応については、各計画期間ごとに準備基金を取り崩し、保険料の軽減等に充てている。

◎議案第68号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的支出において、給与費997万5,000円の増、経費228万8,000円の増及び研究研修費108万円の増に伴い、医業費用を1,334万3,000円の増額、病児保育一時預かり事業費の増に伴い、附帯事業費用を137万7,000円増額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億6,552万5,000円に対し、総費用6億8,746万3,000円となり、1億2,193万8,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 職員給与費の補正は、8月1日から医師が1名増になったこと及び人事異動に伴う人件費の

補正であり、内訳としては、給料が28万6,000円の減、手当が1,097万9,000円の増、法定福利費が163万4,000円の減で、合計905万9,000円の増である。

- ・ 職員の構成については、正規職員は、常勤の医師が8月1日現在で2名、一般事務職が6名、放射線技師が1名、薬剤師が1名、管理栄養士が1名、理学療法士が2名、正看護師が22名、准看護師が3名で、合計38名である。

非正規職員は、事務職が1名、正看護師が3名、准看護師が7名、看護助手が14名、医療事務が4名、保育士が3名、そのほかシルバー人材センターのほうから駐車場整備の職員として2名、守衛業務が4名、清掃員が2名、そのほか厨房業務を委託している日清医療食品からの管理栄養士、調理師等が7名で、合計47名である。

正規職員と非正規職員の合計で85名である。

- ・ 非正規職員との雇用契約は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の契約となっており、毎年1月の末から2月の初めにかけて新年度の契約の更新について意思確認を行っている。また、確認の際に、病院側では、正規職員を少しずつふやして非正規職員を減らすということをして10年間ぐらいやっており、正規職員をふやす部署については、契約の更新をしないこともあり得るということで説明をしているが、契約更新のあり方に対して、個々の人たちの不満があるかないかということについては、病院側としては聞いていない。

- ・ 正規職員の人数については、平成14年に約3,400万円の赤字が出たときの職員数が30名で、平成15年度から経営改善に取り組んできたところであり、議会へも、収入をふやしながらそれに見合ったかたちで人員をふやしていくという約束をしていたところである。

正規職員数は、平成20年の段階で19名まで落としたが、その後、収益を少しずつ改善させながら正規職員数をふやしてきたところであり、今年度は昨年度より一般事務職を2名、理学療法士を1名、准看護師を2名、合計5名をふやしている。現在の病院の定数は43名となっている。

なお、平成21年の全部適用への移行後、国の考え方、地域包括ケアシステムの構築あるいは在宅医療の推進などが新たに出てきていることから、この定数について今後まだ見直しをしなければならぬ時期が来るのではないだろうかと考えている。

- ・ 職員1人当たりの給与に関し、平均給与月額が減った理由は、医療技術職員については、今まで1人であった理学療法士をもう1名採用したことにより、平均年齢が下がったことによるものである。

看護職員については、准看護師を2名採用したところであり、准看護師の場合は、医療職給料表の(3)の1級の適用となったこと、また、年齢的に若い職員で平均年齢も下がったことによるものである。

事務職員については、2名採用し、2名とも若い職員で平均年齢が下がったことによるものである。

- ・ 新規採用職員の指導については、それぞれの職種において経験年数の長い職員がおり、その職員が、最初の3カ月間については細かいところまで丁寧に指導している。

- ・ 平成27年度末の決算見通しにおいて、約1億2,000万円の純損失という計画については、現在のところ一般会計負担金が全く入っていない状況であり、例年どおり一般会計負担金の収入と入院外来収益の5カ月間の状況で考慮すると、計画より少し上回るかたちで動いていることから、収支計画上は7,500万円程度の純損失を見込んでいる。

また、平成25年度から27年度までの3カ年分で約1億円の赤字を見込んでいる。

- ・ 病児保育施設の収支では、平成26年の12月1日から3月31日までの収支で見たときに、消耗品関係についても補助があったが2,679円の赤字であった。

平成27年度は、予算では195人の利用を見込んでいるが、8月末までで115名の利用があり、

200人以上になると運営補助が170万円ぐらいふえてくることから、今回137万7,000円の補正計上したが、今の段階では、病児保育施設としては赤字になるのではないかと考えている。

- ・ 公立病院改革プランへの取り組みについては、新しいガイドラインが総務省自治財政局から示されている。それに基づいた新しい改革プランの策定については、平成27年度または平成28年度中に早期に策定すること、計画の期間については、平成32年度までと示されている。

策定の際は、県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえて策定することとされているが、現在のところ、県からは、まだ地域医療構想策定の具体化したものが出されておらず、現在検討段階であるという状況であることから、平成28年度中に平成32年度までの新しい改革プランを策定する必要があると考えている。

◎議案第76号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○補正予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,470万円を追加し、予算総額を112億5,310万円にしようとするもので、当初予算額より3.3%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加によるものである。
- ・ 補正予算の内容は、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費と台風第15号による単独災害復旧事業である。
- ・ 補正財源は、市債1,970万円、繰越金187万3,000円、諸収入182万7,000円、県支出金130万円の増で措置した。

○当局説明

- ・ 海区漁業調整委員会委員補欠選挙費に関し、鹿児島海区漁業調整委員会の委員は15名で、そのうち公選による委員は9名である。委員の任期は来年8月までであるが、公選による委員1名から1年前倒しして辞任の申し出があり、漁業調整委員会において辞任が承認されたため、今回、補欠選挙が行われるものである。
- ・ 台場海岸から岩戸海岸において、尻無川河口東側が護岸高8.3メートルになっていることについては、県単事業で平成6年から平成12年にかけてかさ上げを行っているようであり、かさ上げの理由は把握していないが、技術指針に基づき計画されていると考えている。
- ・ 今回の台風15号による被害状況を踏まえ、現在、県への要望書を作成中であり、でき次第速やかな対策を要望しようと考えている。その後の対応については、県が技術基準に基づき進めていくのではないかと考えている。
- ・ 火之神公園前の海岸について、火之神プールの前面については階段式擁壁となっているが、そのほかの部分には自然護岸となっている。火之神公園の被災原因については、フェンスの倒壊も含め、高潮により波と一緒に打ち上げられた石ころなどで倒壊したものと考えている。
今回の台風による火之神公園の被災についても県へ報告を行っており、護岸については県が検討し対応するものと考えている。
- ・ 台場海岸から新町・岩戸海岸付近の防災対策の整備にかかる財源については、仮に農山漁村地域整備交付金の海岸保全事業が適用されることになれば、国の交付金事業であり、国費・県費、そして自治体で負担することになると考えている。
- ・ 単独災害復旧事業に係る市営野球場の災害復旧は、投球練習場の壁の破損とバックスクリーンの破損によるものであり、投球練習場についてこれまで台風等で破損した際は、維持管理の修繕費で対応してきたところである。
- ・ 野球のルール変更に伴うスコアボードの入れかえについては、費用を含めて検討したい。なお、長寿命化計画の中で将来的には全面的にバックスクリーン、スコアボードとも改修を行う予定になっている。

- ・ 単独災害復旧事業に市道関係の被害は含まれていないが、台風により市道等に倒木等があったため、すぐに建設業組合に市内全域の市道等の倒木除去を依頼し、当日中にはほとんど開通できるようになったところである。なお、予算については、予備費を充当し対応した。
- ・ 災害時には警戒本部等を設置しており、被災の状況については、それぞれ所管する課において見回りを行い対応している。また、公民館等から被災の連絡を受けた場合は、それぞれ所管課へ連絡し、被災状況を確認しながら対応を行っているところである。

今回のようにあらゆるところが被災している場合は、復旧が1日で終わらないこともあるが、公共施設の復旧の緊急性を判断しながら対応しているところである。
- ・ 市有物件災害共済金は、風水害の場合には、基本的に被害額の2分の1の共済金がおりにくくなっている。今回の被害は、共済金をかけていない部分の復旧費が大きくなっているため、今後、被災が予想されるような施設について、保険対象になるかどうかの確認も含め、洗い直していきたいと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 災害復旧の対応について、公民館組織を活用したかたちの体制についても検討してほしい。
- ・ 堤防かさ上げには相当な事業費が予想され、もし地元負担があるとすれば、その分の財政負担が発生するので、どういった事業が対象になるのか、また地元負担がどうなるのかというものをできるだけ早期にまとめていただきたい。

平成27年第5回定例会決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎認定事項第1号平成26年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成26年度の歳入総額は108億4,755万3,000円で、前年度に比べ3億7,284万2,000円の増、率にして3.6%の増となっている。
- ・ 歳出総額は104億7,227万5,000円で、前年度に比べ3億7,994万8,000円の増、率にして3.8%の増となっている。
- ・ 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億7,527万8,000円の黒字で、前年度に比べ710万6,000円の減、率にして1.9%の減となっている。
- ・ 平成27年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は446万7,000円で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、3億7,081万1,000円の黒字で、前年度に比べ517万2,000円の減、率にして1.4%の減となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が517万2,000円の減となったことで、同額の赤字となっている。
- ・ 財政調整基金の積み立てである積立金は1億5,980万円で、前年度に比べ5,285万円の増となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取り崩し額は5,000万円で、前年度に比べ5,000万円の減となっている。
- ・ 地方債繰上償還金についてはなかった。
- ・ 実質単年度収支は1億0,462万8,000円の黒字で、前年度に比べ942万7,000円の減、率にして8.3%の減となっている。
- ・ 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素である積立金、地方債繰上償還金、赤字要素である積立金取り崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、平成19年度から8年連続の黒字となっている。
- ・ 歳入決算額の構成比は、地方交付税35.2%、市税20.3%、国庫支出金12.8%、市債10.5%、県支出金6.6%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、市債が平成25年度からの繰越明許費による消防デジタル化整備事業のほか、平成26年4月から過疎地域に指定されたことによる過疎地域自立促進計画に掲げた事業への過疎対策事業債の活用などにより2億4,830万円の増となったのをはじめ、繰越金が1億0,397万6,000円の増、市税が償却資産分の増による固定資産税の増などにより7,876万2,000円の増、地方消費税交付金が平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う社会保障財源化分の増もあり4,377万9,000円の増となる一方で、地方交付税が地方消費税交付金の増に伴う基準財政収入額の増により普通交付税が減になったことなどにより5,510万2,000円の減、県支出金が地域密着型施設整備事業補助の皆減などにより3,693万7,000円の減となっている。
- ・ 目的別歳出決算額の構成比は、民生費37.2%、総務費14.3%、公債費13.9%、教育費7.5%、土木費7.5%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、民生費が臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の皆増などにより2億0,910万4,000円の増となったのをはじめ、総務費が退職者数の増に伴う退職手当の増や財政調整基金及び減債基金積立金の増などにより1億6,598万5,000円の増、消防費が消防無線デジタル化整備事業の増や防災施設建設事業の皆増などにより1億3,321万5,000円の増、教育費が小中学校屋内運動場非構造部

材耐震化事業の増などにより7,603万4,000円の増となる一方で、土木費が市営住宅建設事業の皆減などにより1億7,466万3,000円の減となったほか、公債費が市債残高の減少に伴って4,181万4,000円の減、商工費が枕崎駅周辺整備事業の減などにより3,998万4,000円の減となっている。

- ・ 財政力指数は0.372で、前年度に比べ0.007ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模は62億9,324万6,000円で、市税や地方消費税交付金の増に伴う標準税収入額の増により前年度に比べ767万8,000円の増となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は59億8,279万2,000円で、普通交付税は減となったものの、市税や地方消費税交付金の増などにより前年度に比べ7,870万4,000円の増となっている。
- ・ 標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は101.3%で、経常一般財源収入額の増により前年度に比べ0.9ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は5.9%で、実質収支の減に伴って、前年度に比べ0.1ポイント低くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は95.3%で前年度に比べ1.2ポイント高くなっている。
なお、経常収支比率が前年度に比べ1.2ポイント高くなったことについては、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は6,070万4,000円の増となったものの、算式の分子となる経常経費充当一般財源が退職者数の増に伴う退職手当の増や国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給料減額の復元による職員給の増、特別会計に対する繰出金の増などにより前年度に比べ1億3,318万7,000円の増となったことが要因となっている。
- ・ 地方債現在高は103億7,548万4,000円で、高水準で推移する公債費の縮減対策として投資的経費の適切な選択と重点化を図り、計画的に借入額を抑制してきたことなどから、前年度末に比べ1億7,581万1,000円の減となっており、平成16年度から11年連続で減少してきている。
- ・ 積立金現在高は13億9,813万9,000円で、国民健康保険特別会計の累積赤字の対応などで、前年度に引き続き財政調整基金を取り崩したものの、地方財政法に基づいた財政調整基金及び減債基金への積み立てや過疎対策事業債ソフト分の発行による後年度の公債費負担に対応するために減債基金への積み立て、地域振興基金への積み立てなどにより前年度末に比べ1億5,345万6,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の財源構造は、自主財源は30.7%で、繰越金や市税が増となったことなどで自主財源が1億7,209万3,000円の増となったことから、前年度に比べ0.5ポイント高くなっている。
- ・ 依存財源は69.3%で、前年度に比べ0.5ポイント低くなっている。
- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比は、義務的経費は58.3%で、内訳として公債費は減となったものの、人件費が退職者数の増に伴う退職手当の増や国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給料減額の復元による職員給の増などで増、扶助費が臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の皆増などにより増となり、経費全体で3億8,267万4,000円の増となったことから、前年度に比べ1.6ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は10.0%で、普通建設事業費のうち単独事業費が消防無線デジタル化整備事業などにより増、県営事業負担金が広域漁港整備事業の増などにより増となったものの、補助事業費が平成24年度からの繰越明許費による市営住宅建設事業及び地域密着型施設整備事業補助の皆減などにより減となったことで、経費全体で1億0,995万5,000円の減となったことから、前年度に比べ1.4ポイント低くなっている。
- ・ その他の経費は31.7%で、補助費等が内鍋清掃センター延命改修工事の終了による南薩地

区衛生管理組合負担金の減などで、6,914万2,000円の減となったものの、物件費が社会保障税番号制度に係るシステム等改修事業などにより6,746万2,000円の増、繰出金が後期高齢者医療特別会計繰出金の増などで6,014万3,000円の増となったことで、経費全体で1億8万2,000円の増となったが、歳出決算規模が増加したことで、全体に占める割合は前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。

- ・ 市税の徴収率は93.6%と前年度に比べ0.7ポイント高くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当はなく、実質公債費比率は12.9%で、比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模が767万8,000円の増となり、分子も一般会計の元利償還金の額が減となったことなどで4,723万9,000円減少したことにより、単年度の実質公債費比率が前年度より1.0ポイント低い11.9%となり、5年連続で改善したことから、前年度に比べ1.5ポイント低くなっている。
- ・ 将来負担比率は129.6%で、比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模は増加し、分子では一般会計の地方債の現在高をはじめ、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額の将来負担額を構成するすべてが減となったことから、将来負担額が前年度に比べ5億4,330万1,000円減少したことに加え、充当可能基金も1億2,487万7,000円増加したことから、前年度に比べ9.3ポイント低くなっている。
- ・ 平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分について、平成26年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分は4,196万5,000円で、その収入を充当した社会保障施策に要した経費は33億9,346万円であった。

なお、充当に当たっては、社会福祉、社会保険、保健衛生に係る具体的な対象範囲が示されていることから、それらの経費に要した一般財源の額で按分して充当してある。

○当局説明

- ・ 総務費中、職員健康診査は、職員及び委託・嘱託職員等を対象に実施しており、人間ドックを受診した職員は重複を避けるため除外している。
異常率が高かったことについては、肥満など生活習慣病の予備軍的な症状の方が多いようである。
職員の健康管理については、市長から3時にラジオ体操を行うなど各課でも工夫して取り組むよう指示されている。また、健康課においても、座ったままできるような職員向けの体操のDVD化をするなどして啓発を行っている。さらに、通勤についても2キロ未満の職員については、徒歩などで通勤するように指導をしている。
- ・ 危険空家の管理責任は、一義的には所有者等にあるが、危険空家の適正な管理を図るために、条例を制定し、同時に解体撤去事業補助制度を設けて危険空家等への対応を行っている。なお、勧告まで至った住宅については4棟で、そのうち3棟は解体されている。また、助言・指導等は、37件に通知しており、そのうち13件は返答がないところである。
- ・ 危険空家は、当初の調査時点と比べると解体等も進み、平成26年度末では27棟となっている。
- ・ 平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、法律に合わせて条例の改正をお願いしているが、解体等に係る行政代執行については、法に基づき助言、指導、勧告、命令と段階的に手続を踏んでいけば可能となる。
- ・ 相続放棄されている危険空家等について、行政代執行を行う場合でも、管理責任は所有者等にあり、相続関係などの調査や費用の問題等も発生することから、事情に応じて対応していか

なければならない。

- ・ 危険空家等の行政代執行による措置は、行政、地区の住民、専門家等が協議をして判断していくことになる。今後、事例や課題等の調査及び当該危険空家等を十分に調査して、事情に応じた対応を図っていきたいと考えている。また、農村部等における小屋などへの対応についても、あわせて検討を行っていきたいと考えている。
- ・ 防犯灯については、公民館からの申請に基づいて設置費と維持費の補助を予算の範囲内で行っている。平成26年度は、21公民館から32カ所の設置要望があり、申請のあった公民館それぞれ1カ所として、公民館がつけた優先順位に基づき、市公連に対し21カ所の設置費補助を行っている。
- ・ 防犯灯の維持費補助について、国道270号の防犯灯に対しての維持費を金山校区公連が負担しており、その一部を補助している。また、立神校区公連については、立神神社付近、立神センター付近の2カ所の維持費に対して補助を行っている。
- ・ 広報紙の配布について、公民館未加入世帯へ対応するため、コンビニやAコープ等に配布している。平成27年度の9月号では9,947部配布し、そのうち公民館への配布が9,219部、それ以外に728部配布している。
- ・ 地方バス市内路線維持費補助1路線と地域間幹線系統確保維持費補助3路線については、生活路線等として県の協議会で認定を受けて、バス運行事業者から運行赤字の出た路線について補助申請が上がってくる部分であり、その赤字になった分を県と関係する市町村で負担している。
- ・ バスが運行されていない集落等へ運賃のかかる新たな路線を設けることについては、市内のバス事業者をはじめ、タクシー事業者、貸し切りの事業者、地元の警察署などが一緒になって協議し、了解を得ていく必要がある。また、バス停までの運賃を積算して鹿児島運輸支局へ届け出て、免許が下りてくることになる。
コミュニティ交通として新たな路線を設ける場合も同様の手続を必要とし、バス事業者、タクシー事業者等と協議を行ったが、事業者の方々の理解は得られなかったところである。
- ・ 福祉バスは、老人福祉センターの利用に係る送迎用として運行しており、その利用以外の目的では利用できない。
- ・ JR指宿枕崎線の枕崎管内の駅における5カ年間の利用客の推移は、平成22年度4万5,990人、23年度4万9,063人、24年度5万7,196人、25年度4万6,632人、26年度実績で5万0,825人となっている。
- ・ JR九州が株式上場を視野に入れ、赤字路線を廃止するとの報道等がなされていることに対し、指宿枕崎線輸送強化促進期成会では、毎年行っているJR九州の鹿児島支社及び九州本社への要望活動の中で、新たな要望項目として、株式上場後も安易に廃止検討を行わないようにという項目を入れて要望をしており、JR九州からは、指宿枕崎線は廃止等の対象には入っていないということ、赤字路線であっても存続できるように努力をしたいということの返答ももらっている。
また、県の鉄道整備促進協議会の要望活動においても、同様の要望を出しており、さらに国土交通省に対しても地域の事情を説明し、指導していただくよう要望している。
- ・ 指宿枕崎線の利用をふやす努力は、行政としても当然必要だと考えているが、一番力になるのは、日常、市民の方々が使っていただくことであると思うので、沿線の各市の学校や各団体との交流を図りながら利用促進を進める取り組みなどを含め、利用促進のPR、呼びかけを行っていきたい。
- ・ JR指宿枕崎線の利用促進とあわせて、南部広域観光実行委員会では、南薩鉄旅プロジェクトを3カ年事業で進めておりモニターツアーなどを実施しているほか、民間で実施している夢

たまプロジェクトでも定期的にモニターツアーを計画し実施しており、イベント列車の運行については今後も取り組みを進めていきたいと考えている。

また、地域がいろいろなイベントを計画する際の臨時便の運行についても、JRの鹿児島支社へ一緒になってお願いに上がるなど、十分対応していきたいと考えている。

- ・ 枕崎駅において、列車の到着時刻と坊津方面へ向かうバスの出発時刻に時間的なずれがあることについて、乗り継ぎができるような調整はできないかということの要望を窓口の営業所へ伝えているが、対応が進まない状況である。
- ・ JR指宿枕崎線沿いで、宮前町あたりは列車の揺れや音が大きいということについては、その事情をJR九州鹿児島支社へ説明し、枕木の取りかえ等を進めていただいているが、全線というところでは期間が必要になると伺っている。
- ・ 南薩縦貫道路建設の進捗状況は、知覧の部分のトンネルの出口付近で遺跡発掘調査に時間をとられており、平成27年度での全線開通は難しい状況にあり、平成28年度に食い込むのではないかと情報を得ている。

枕崎市内については、約21工区で、ほとんどが発注されており、平成27年度中には完了する予定である。

- ・ 選挙人名簿の新規登録者及び抹消者数について、抹消者は4カ月以上経過をした転出者及び死亡者の数であり、男性で434人、女性で446人、合計で880人である。
- ・ 選挙権年齢の引下げに伴う新規登録者数は、本市の8月1日現在の18歳及び19歳は347名で、選挙期日と誕生日の関係で変動があると思うが、約350名になると見ている。
- ・ 選挙の投票率向上のための取り組みとして、県選管連合会南薩支会において選挙公報誌南薩「しろばら」の発行、選挙時における市民会館及び市役所への懸垂幕の設置、広報紙・お知らせ版等への記事掲載などの広報を行っている。また、選挙が執行される際は、枕崎市明るい選挙推進協議会で選挙普及に向けて街頭キャンペーンや、各選挙事務所を訪問して公正公明な選挙をお願いしている。さらに、選挙を身近に感じてもらうために、小・中学校の児童会・生徒会の役員選挙の際には、投票箱、記載台の貸し出しも行っている。

また、公職選挙法の一部改正に伴い、来年の国政選挙から選挙権が18以上に繰り下げられることから、市内の2つの高校と協議しながら投票箱の貸し出しや、選挙制度についての出前講座などを模索しながら、投票率向上に向けて啓発活動に取り組んでいきたいと考えている。

- ・ 投票率が低い要因として、全国的に若い世代、特に20代の投票率が低くなっており、政治への不信などが言われている。また、個を大事にする風潮があって、地域をみんなでよくしたいという思いや、コミュニティの一員という意識が薄まり、それが政治的無関心につながっているのではないとも言われている。

投票率向上に向けて精いっぱい啓発活動に取り組んでいきたいと考えているが、市議会においても市民との語る会などの機会をとらえて御指導をお願いしたい。

- ・ 有権者が指定された以外の希望する投票所で投票するという点については、地域住民の大多数の意向であれば投票所の変更について検討したいと思うが、有権者一人一人の希望を聞くことは難しく、現段階ではできないところである。対策について、県の選管委員会へ尋ねたり事務担当者会等で論議を図っていきたいと考えている。
- ・ 民生費中、民生委員の定数は、配置基準があり、民生委員1人に対しての担当世帯は、120世帯から280世帯ぐらいが標準である。本市は、今60人配置しているが、定数をふやすような世帯数の状況にはないと考えている。
- ・ 民生委員は、高齢者の見守りや生活保護に関するような各世帯の生活実態の把握など幅広い職務がある。高齢者もふえている状況であるが、特に独居の高齢者の見守りという点では、在宅福祉アドバイザーを現在230名程度配置しており、そういった方々にも見守りをしていただ

いている。

また、各公民館または担当地区で民生委員の担当世帯数に偏りがあるということについては、分担をもう少し平準化できないかということで、民生委員協議会の会長とも協議をしているところである。

- ・ 手話講習会は、毎年度4月から翌年の2月まで毎週金曜日の夜、市民会館で広く市民を対象に開催している。平成27年度は、常時約10名が受講している。
聴覚障害の方が庁舎に見えられたときの対応については、現在、筆談による方法や付き添いの方を通じて対応しているが、福祉事務所の職員を中心に手話講習を受講していることから、今後は、必要に応じて福祉事務所を案内するなどの対応を行っていききたい。
- ・ 老人福祉センターの浴室利用者数は、平成23年度が1万4,199名、平成24年度が1万0,539名、平成25年度が9,312名、平成26年度が1万0,436名である。
松之尾センターをはじめとする各地区館での入浴サービスは、数年前に廃止している
- ・ 食の自立支援事業の決算額が前年度に比べ減少した理由は、施設への入所や家族による食事介護が可能になったことなどにより、利用申し込みに基づく配食数が減少したことによるものである。
- ・ ひとり暮らしの方などの福祉給食サービスの希望は、民生委員あるいは在宅福祉アドバイザーが日常の活動を通じて把握しており、希望があれば市に利用申し込みが上がってくる。また、御自身での調理が難しいという方に対し給付制限することはなく、申し込みがあれば給食サービスを行っているが、近年は、民間事業者の給食宅配などを希望される方もいる。
- ・ 福祉給食サービスの負担金は、課税世帯が1食当たり450円、非課税世帯が1食当たり400円である。
- ・ 生活支援ハウス運営事業に関し、生活支援ハウスの現在の利用者数は10名で、平成26年度の延べ利用日数は3,088日であった。
- ・ 福祉バスは、老人福祉センターへ来られる方のために、枕崎・立神方面、別府方面、木口屋・籠原方面の3カ所のルートを1日1往復の運行をしており、火曜日は休みで、月曜日から金曜日に各方面へ運行している。
- ・ 家庭児童相談室における相談件数は206件で、家庭内暴力や不登校の子供に関することなどの相談も含まれている。家庭児童相談室に寄せられた相談で、相談員からのアドバイスによって解決ができないものについては、相談の内容に係る機関へ連絡をとるなどの対応を行っている。
- ・ 子ども医療費の助成制度については、平成26年7月診療分から中学校修了時までに対象を拡大したところであり、対象者は880人程度増加し、助成額は平成26年7月分から翌年2月診療分までで約1,170万円増加した。
- ・ 子ども医療費助成制度の定着により、コンビニ受診などの安易な受診が懸念されているが、適正な医療がなされるように指導をしていきたいと考えている。
- ・ 子ども医療費助成の対象を高校修了まで拡大した場合は、約1,500万円の財源が必要になると見込まれており、制度として創設をする以上、安定して持続的に取り組んでいかなければならないことから、当面は、現在の中学校修了時までの状況を見ていきたいと考えている。
- ・ 国民年金の保険料免除は、法定免除と申請免除の2種類に分かれており、法定免除は、生活保護受給者や障害年金受給者に該当する方の保険料が法的に免除されるものであり、申請免除は、本人が収入の減少や失業等により保険料を納められないという理由で申請する免除で、所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4種類がある。また、20歳から30歳までの若い方々で生活に困窮されてる方に対する若年者納付猶予制度、学生の方々に対する学生納付特例制度という免除制度がある。

- ・ 国民年金の保険料収納実績に関し、国民年金は基本的には国の行う事業であり、市は法定受託事務として事務を行っており、国民年金の納付についても、市に納付するのではなく直接国へ納付する制度であることから、保険料の納付の直接的な事務は行っていないが、保険料の納付督促等は広報などにより制度の周知を行うとともに、国民年金に関する相談や受給手続等に加え、厚生年金・船員年金等についても、国と協力連携しながら事務を行っている。
- ・ 生活保護費の医療扶助は、1人当たりの医療費の扶助の額が前年度に比べ増額となったものである。なお、医療扶助の扶助額に上限はない。
- ・ 衛生費中、子宮頸がん予防ワクチンの接種については、平成25年4月に定期予防接種化され、13歳の女性を対象としているが、初年度の対象は、小学校6年生から高校1年生までとされていた。
定期予防接種化された後、副反応の報告が多かったことから、厚生労働省から子宮頸がん予防ワクチンの接種の積極的な接種勧奨の差し控えの通知が平成25年6月14日に出され、現在も積極的勧奨の差し控えが続いていることから、予防接種の広報や受診通知などを差し控えているところである。
- ・ 子宮頸がんワクチンの副反応については、さまざまな症状があつて、当初は、子宮頸がんワクチンが原因とはわからずに、さまざまな医療機関を受診されながら大変苦労されたと伺っている。現在は、予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関が拡大されてきており、さまざまな事例あるいは症例を集めながら研究等を行っているが、今後、研究が進み、適切な医療、治療のやり方ができてくるのではないかと考えている。
- ・ 南薩地区衛生管理組合負担金に関し、新広域ごみ処理施設建設候補地の地域住民への説明について、組合の幹事会において、事務局から幹事会での申し合わせとして、前もって候補地の説明を地域住民にしていくと候補地検討委員会が開催しづらくなるのではないかとということであったが、それについての正式な文書等については来ていない。
- ・ これまで候補地検討委員会が2回開催され、検討項目の確認を行っているが、候補地選定基準については、まだ協議中であり、先進地視察についても台風15号の影響により10月に延期となり、スケジュールはおくれているようである。
- ・ 検討委員会における候補地の検討については、項目に従って点数をつけ、候補地を3カ所に絞り、その3カ所の順位を決めて管理者に答申した後、各首長を含めた協議会で検討することとしている。
候補地が3カ所に絞られた後、候補地として適切ではない事由等が出てきた場合は、また次の場所を検討することになると考えている。
- ・ 候補地を推薦する段階では、国土利用計画法など土地利用規制等に関する法律の検討を行っているが、候補地検討委員会に大学教授等が入っていることから、検討を進めていく中で環境に関する法律などにも照らし合わせた検討がなされるものと考えている。
- ・ 候補地の土地購入については、南薩地区衛生管理組合が土地所有者から購入し、購入後は組合の所有地になる予定である。
- ・ ごみの分別については、現在、分別の仕方が非常に悪いことから、今後、各公民館に出向いて、講習等を行うなど、市民へ啓発していきたいと考えている。また、ごみ収集カレンダーとごみの分別表は、今年度以降毎年作成していく予定である。
- ・ 日置市などで実施されている自治会等による再生資源回収への助成については、先進事例の研修などを行い、再生資源活用に向けて検討していきたいと考えている。
- ・ 市内各河川水質検査の結果については、前年度に比べて、大きな変化は見られない。特にBOD、大腸菌は毎年のように数値が悪い状況であるが、原因の特定は難しい。
- ・ 河川の浄化対策については、今後も広報紙等により啓発を行っていくとともに、下水道区域

の住民や事業者に対しては、下水道接続の指導を行っていききたいと考えている。また、下水道区域内で、下水道に接続されていない事業者への指導について、昨年、保健所の方も同行し、下水道接続もしくは排水処理施設の設置を指導しているところであるが、今後も根気強く説明をしていききたいと考えている。

- 環境対策の一環として、平成27年度において環境保全促進助成事業を実施しており、地域で環境保全に取り組んでいる団体にも、続けて取り組んでいただけるようお願いをしている。
また、環境保全の推進に当たっては、行政だけではなく、地域住民、事業者など一緒になって取り組んでいかなければならないと考えており、市民へ呼びかけながらさまざまな取り組みを行っていききたいと考えている。
- ふるさと応援寄附において自然環境保全の項目を指定された分については、平成20年度から平成26年度までの7年間の累計で、件数が16件、金額が56万5,200円である。
- 生活環境保全事業に関し、ヤスデ駆除の関係は394件対応しており、ほかに動物のへい死、ハチ駆除、不法投棄などの委託をお願いしている。
ヤスデは、平成26年度は市内全域で発生しており、駆除剤については、平成24年度が760袋、平成25年度が134袋、平成26年度が1,763袋出ており、平成27年度は8月31日現在で493袋出ている。なお、駆除剤は、3キロ袋で約1,300円程度で、そのうち300円を衛生自治団体連合会から補助している。
- 駆除剤の購入に対する補助は、衛生自治団体連合会が行っており、市からの補助は今までは考えていないが、県や関係団体等とも対応を検討していききたいと考えている。なお、南薩地区の総合開発期成会や市長会においても、駆除剤への補助を含めたヤスデの駆除対策について、県へ要望を行っている。
- 労働費中、シルバー人材センターにおけるワンコインサービス事業について、平成26年度の実績は就業延べ件数401件、契約金額8万2,500円で、その内訳は、生活支援的な部分で、ごみ出しが260件で一番多く全体の65%程度を占めており、次に庭掃除44件、高齢者相手の話し相手29件となっている。
- ワンコインサービス事業については、利用者のニーズは結構あるものの、シルバー人材センターの会員自体が減っており、そのニーズにこたえられないというのが実情のようで、今、そこらの対策を検討しているということ伺っている。
- 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、臨時的な雇用創出を目的の一つとして起業支援型地域雇用創造事業と地域人づくり事業の二つの事業を行っており、起業支援型地域雇用創造事業で10名、地域人づくり事業で6名の新規雇用者を創出している。
また、どちらの事業も、各事業所において既雇用者を新規雇用者の指導者として事業に携わってもらっており、既雇用者の数は起業支援型地域雇用創造事業で3名、地域人づくり事業で5名の計8名である。
- 委託先については、起業支援型の方は5事業所のうち、市内4事業所、市外1事業所、地域人づくり事業の方は8事業所すべてが市内の事業所となっている。
- 起業支援型地域雇用創造事業の市外の委託先では、枕崎市内の方1名と市外の方2名を新規雇用しているが、同事業において雇用するのは県内で離職された方となっており、市内・市外の制限はない。
- これらの雇用事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の二つがあり平成21年度から進めている。現在の状況では、地域人づくり事業の処遇改善プロセスに係る事業が平成27年度で終了し、まだその先の事業紹介はされていない。
- 平成26年度の施政方針に掲げた地場産業及び商工業の振興に関する地元企業事業者の新規の雇用創出に対する新たな助成制度の創設及び商工業・サービス業振興のため、店舗の改装・

改修時の金融機関からの借入金への助成制度の創設については、現在、制度の内容について検討を進めており、現時点で実績を示せる状況にないが、新規創出助成制度については制度の検討に当たり、業界の意見聴取の結果を踏まえ、制度策定に向けた検討作業を進めている段階にあり、また、店舗改修時の借入金金利助成制度についても、商店街空き地空き店舗対策事業が平成27年度末で効力を失うことから、その時期を目標に新たな事業として展開していきたいと考えている。

- ・ 新規創出助成制度創設に向けての業界へのヒアリングは平成26年9月に4事業所を行ったが、「若い労働者が働くにはどういう環境がいいのか」「福利厚生施設の制度充実が必要ではないか」「子育てしやすく住みやすいまちであることが大事」といった、さまざまな意見が出されている。
- ・ 地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業については、緊急雇用創出臨時特例交付金事業の起業支援型として平成25年9月議会で予算の議決をいただき、10月1日から翌年9月30日までの1年間、調査を行ってきたものである。現在、課題の整理、検討のため、引き続き新たな事業でさらに調査を進めているところである。
今後必要な取り組みということで、船社ヒアリング等を行う中で輸出物の掘り起こしも課題となっていることから、南薩地域における輸出品目の調査を行っている。
- ・ 農林水産業費中、妙見センターの維持管理に関し、平成26年度は農産加工室の真空鍋、トイレ、多目的ホール等の補修を行ったが、同センターは昭和59年に建てられ相当年数経過しているため、施設のいたるところが傷んでいる状況である。常日頃の施設の点検、修理については、管理人とも常時連携して、なるべく経費がかからぬよう自らの手で行っているが、今後とも努力していきたい。
- ・ 公共施設の長寿命化計画については、公共施設の在り方検討委員会において、まずは耐震化を優先するという事で耐震診断等の優先順位をつけて予算化を行ってきており、妙見センターについては、耐震基準等を満たしていることから耐震化の計画はないが、維持修繕等は必要に応じて実施している。
- ・ なお、妙見グラウンドは、都市公園のみを対象とする公園長寿命化計画には入っていない。
- ・ 農業振興資金預託金の利用状況については、平成26年度は農業近代化資金として3件で、その内訳は、製茶機械、乗用型防除機、生葉洗浄脱水機の整備に伴う茶工場の増設で計1,577万円を貸し付けている。
- ・ 水田農業確立推進活動事業は、米の生産目標数量を達成するための事業で市と地域農業再生協議会が活動しており、事業費はそれに係る事務費である。事業の内容は、農業者等への米の生産に係る数量目標の配分、産地づくりのための地域振興作物の定着に向けた取り組み等を行っている。
- ・ 農業者経営所得安定対策推進事業も、市と地域農業再生協議会で活動しており、主な事業内容として、米の作付面積から10アールを差し引いた残りの面積に対して10アール当たり7,500円の交付金を出すための事務を行う事業である。
- ・ 農地中間管理事業について、平成26年度は経営転換協力金が2件の2.7ヘクタール、平成27年度は経営転換協力金が5件の3ヘクタール、地域集積協力金が2地区で54ヘクタールとなっており、地域集積協力金の部分で、もう1カ所の地区が検討中である。
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業負担金は、南薩地域で地域振興公社が主体となって取り組んでいる事業に対する地元負担金で、平成26年度は、養豚場が堆肥散布車を1台、約1,100万円、クリーン堆肥センターが堆肥発酵施設一ラインを約8,200万円かけて更新したことにより、養豚場と南さつま農協の負担分が2,455万8,760円、市負担分が237万6,240円となった。
- ・ 畜産関係の排せつ物の処理状況については、堆肥処理施設は畜産農家独自で持っている部分

とクリーン堆肥センターで処理する部分に分かれているが、本市の場合、ほぼ100%堆肥化し利用されていると考えている。

- 畜ふんを利用してメタン発酵させエネルギーとして利用する方法等はあるが、こういった廃棄物処理施設の建設コストは非常に高いうえ、中小規模の畜産農家がほとんどの本市では、経営的に成り立つのかと考えた場合、相当難しいと思う。
- 漁港使用料は、漁港内の岸壁、係留施設、野積場、漁具保管施設、修理施設などの漁港施設に係る使用料であり、県から市が委託を受け徴収を行っている。この使用料は一たん県に払い込み、その金額の3分の2相当額が当該市町村に交付されるものである。
漁港使用料の徴収は、市と契約した委託人をお願いしており、委託料の額は、係留施設分については徴収に伴う県の交付額の80%、野積場についてはその50%と定めている。
- 現在実証運航中のみしま丸の本港への入港に伴う漁港使用料については、減免申請に基づき減免を受けているところである。
- 豊かな海づくりパイロット事業は、かごしま豊かな海づくり協会が事業主体となって県内全域でマダイ、ヒラメの稚魚を港外の適切な場所に放流している事業であるが、県全域で行うことで効果を上げており、水揚げは維持されているものと考えている。今後もこういった事業を継続していきたい。
- 港内で10cmにも満たないマダイ、ヒラメも釣り上げて楽しんでいるのを見かけるが、沿岸漁業者の立場からすればいかなものかの指摘については、そのような場面を見かけた場合は、資源管理の面から放流してくださいとお願いし、釣り人も放流しており今後も啓発に努めていきたい。
- イセエビ放流事業については、昭和58年から取り組んでいる事業で、放流場所は立神沖、沖防波堤南側、一ツ瀬沖など、適切な場所に放流しており、水揚げも持続し効果が出ているようである。
- 本市でイセエビ祭りを開催できないのかということについては、イセエビの流通は磯建網業者会で漁獲が取り決められ、仲買業者が競り落して販売され消費者に至るという流れとなっておりことから、仲買業者の利益という点も考慮しながら、今後研究していきたいと思っている。
- 水産振興資金預託金の利用状況については、平成26年度は沿岸漁業者の漁船購入に伴うもので1件、2,970万円を貸し付けている。
- 枕崎地区の高度衛生管理基本計画における主な内容としては、現在行われている冷凍カツオの水揚げから選別、漁協のサポートから各加工場のサポートに移しかえといった一連の作業において外的な危害が及ぶ状況もあったことから、これらの要因を防ぐという意味で、すべての行程において計画に沿った整備を進めているところである。
詳細には、水揚げをするラフタークレーンは、岸壁に入る前に消毒槽を通過してエプロンに入るようにし、すべての選別作業、積み込み作業は屋根付きのプラットホームの下で保冷車を横づけして行うようにする。フォークリフトはガソリン式から電動式に切りかえ、排気ガスが出ないようにする。そのほか、洗浄施設内でのカツオ専用の箱の洗浄、人の出入り時の消毒等の徹底といった内容となっている。
- 商工費中、がんばる商店街支援事業補助については、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、新商品開発等のソフト事業並びに街路施設整備事業等のハード事業を実施する商店街団体に補助金を交付するもので、平成24年から行っている事業である。
- ソフト事業では、新商品開発、伝統・文化復活、IT・情報化推進、イベント、地域資源活用事業、後継者育成事業、地域通貨・共通商品券等発行事業が、ハード事業では、街路施設整備事業、駐車場等施設設置整備事業、交流施設等整備事業、イベント広場等整備事業が補助金

の交付対象事業となっている。

- ・ 今回の街路施設整備事業については、国が3分の2を補助する事業で、この国の補助残の5分の1以内の額、1,000万円を補助限度額として市が補助を行ったものであり、平成25年度は、学校通り会が街路灯のLED化を図ったことに対して行ったが、平成26年度においては、各通り会に同事業の紹介をしたところ、市役所通り会、中央通り会、東中央通り会の3通り会からの応募があり、同様にLED化の事業を行ったため補助金が増額となったものである。
- ・ コンカツプロジェクト協議会は平成26年5月に市内8団体で設立し、コンカツ関連商品の企画開発、宣伝、販売、コンカツイベントに加え、特産品と観光資源の宣伝、観光客誘致、観光資源の発掘といった事業を行っている。
- ・ 観光客の誘客に関しては、観光スポットの仕掛けとして開発した商品のヒットを願い南方神社へ奉納や、これらの料理・商品を通じて多くの方々が結ばれることを祈願する取り組み、さらには東京都庁で開催するPR物産展で枕崎と稚内の特産品を販売して興味を持ってもらうというような誘客の仕方もしている。

具体的成果の一例として、南方神社に奉納したコンカツ絵馬や並立鳥居参拝などをメディアに紹介し、取材や問い合わせ等を受けているほか、東京都庁での物産展も好評で、稚内からは枕崎の特産品の注文や鉄道を利用しての観光客が訪れるなど、いい感触を得ているところである。

- ・ コンカツ関連商品の企画開発、宣伝、販売の分野については、市内7店舗でコンカツ縁結び出汁愛そばを販売し、平成27年3月末現在で1,400食ほど売れているが、宣伝、販売の仕方をまだ模索している状況であり、協議会の中では、コンカツそばの食べ歩きといったものなど、今後検討していかなければならないという意見も出ている。
- ・ 商工振興資金預託金について、直近では平成20年度に500万円の借り入れ以降、利用がない状況である、中小企業者の資金借り入れの実態として、市の預託金制度については商工会議所を通さなければならないといった手続の煩雑さ等もあることから、今後、商工会議所とも運用の仕方について協議・検討していかなければならないと考えている。
- ・ 消費者行政に関し、本市は、地域住民の消費生活の安全・安心・安定・向上を図るとともに、消費者の利益擁護増進を図る事業者と消費者の相互理解を図る、賢い消費者づくりを図ることを目的として平成24年に消費生活センターを設置し、相談員を1名雇用して、消費者の相談、苦情に速やかに対処している。

消費者行政活性化事業については、県の補助を受けて平成21年度から取り組んでいる事業であり、平成26年度は県の予算枠の関係で内示額が減額され、平成25年度より事業費が減少している。

- ・ 市観光協会補助については、運営費補助のほか、雇用者の人件費やおもてなしの事業の観光交流推進事業費補助の二本立てで行っているが、この人件費部分に関しては、平成25年度は緊急雇用創出事業を活用して3名を雇用、うち1名が既雇用者で賃金の半分を、その他2名は全額この事業で支出されたのに対し、平成26年度も同事業を活用できたものの、雇用者3名のうち、同事業で対応できた雇用者が既雇用者1名、新規雇用者1名となり、これに伴い同事業で充てられる額が減ったことから、観光協会への補助がふえているところである。
- ・ 火之神公園の来園者数については、平成25年度が雨も少なく晴天が続いたのに対し、平成26年度は夏場の天候不良の関係もあり、前年度と比較して来園者数が減少した。
- ・ 火之神キャンプ場については、キャンプ形態としてテントの持ち込みが多くなったこと、キャンピングカーでの来場者が多くなったこと、貸し出し用のキャンプ道具の利用が非常に減少したこと等により平成26年度に貸し出しを廃止したが、同キャンプ場のテント設置の利用実態としては、廃止後においても非常に多い状態であると考えている。

- 土木費中、市内全体の側溝整備のあり方に関して、戦災復興事業で整備された道路は既に60年程度経過し、両側の側溝とも底盤、側壁の傷みが進み、路面の舗装自体も傷んできている状況にある。道路の全体的な工事を行う場合は社会資本整備事業や過疎対策事業の対象となり得るので、これまで片側ずつ蓋版を布設してきた箇所についてはできるだけそういった事業を活用し、それが無理な箇所は今までどおり単独事業でやっていかねばならないと考えている。
- 社会資本整備総合交付金事業で支出した滑川橋架替事業負担金は、県の事業に対する地元負担金である。この交付金事業では現在、道野金山線道路改良事業、まくらぎき保育園前の交差点改良委託などを実施している。
- 公園施設長寿命化計画については、市が管理する都市公園を調査するため、平成26年度に国の補助を受けて策定したもので、今後10年間で改修しなければならない箇所を調査し調査報告書というかたちで取りまとめられている。
- ヘリポート管理費の備品購入費に大きく不用額が生じた理由は、ヘリポートの新設に合わせて、事故発生時に必要な救急医療器具の整備費用を予算計上していたが、空港からヘリポートになる過程でこれらの器具の設置基準に関する法令等を再確認したところ、備えつける必要がないことが判明したため、救急医療器具の購入はせず、使用期限の過ぎたターミナル内の消火器の交換のみを予算執行したことによるものである。
- 消防費中、旅費の不用額のほとんどは、消防団の訓練と出場に関する手当である。なお、当初予算で編成していなかった消防救助全国大会への出場が決定したことにより、予備費からの充当を行ったが、広島市の大雨による災害により直前になって大会が中止になったため、キャンセル料のみ支出している。
消防団の経費については、年度末まで確保しておかないとさまざまな災害の発生に対応できなくなることが予想されることから、確保しておいたものである。
- デジタル無線共通波運用整備費負担金については、本市及び南さつま市、南九州市、指宿市、いちき串木野市、日置市の6市によって共通波のデジタル無線施設整備を行うものであり、入札の結果、各市均等割で800万0,640円を負担するものである。
- 近隣市が消防組合を一本化しようとしている中、本市は単独の消防であるが、大きな災害等が発生した場合の対応については、さまざまな連携協定等もあるので、市民の不安を払拭できるように本市消防力の紹介や情報提供など、機会をとらえて行っていきたいと考えている。
- 救急救助に係る出動について、南さつま市消防本部とは応援協定を結んでおり、要請があれば坊津にもすぐに行ける状態になっているが、平成26年度は出動はない。
- 過去5年間の救急出動回数は、平成22年が1,045件、平成23年が1,133件、平成24年が1,088件、平成25年が1,051件、平成26年が1,030件となっている。また、高齢者への救急出動は、平成26年度は655人で、全体の約64%となっている。
- 教育費中、旅費の不用額については、外国青年招致事業でALTが3年目の契約を希望したことから、帰国のための旅費及び新しいALTの来日後の研修の費用等を含めたものが不要となったものである。
- 奨学資金貸付金の収入未済額は1,230万1,880円で、滞納者数は34名である。滞納者の経過年数内訳は、1年以下が7名、1年から3年が7名、3年から5年が9名、5年から10年が11名となっている。
奨学金の返済については、私債権として管理しており、時効は10年で、場合によっては時効中断措置もとっている。
- 就学援助費の認定児童・生徒数は、枕崎小学校108名、桜山小学校31名、別府小学校13名、立神小学校36名、枕崎中学校68名、桜山中学校28名、別府中学校7名、立神中学校30名で合計321名である。

- ・ 就学援助費の認定については、学校を通して依頼し、学校長が意見等を付して申請が上がってきから審査を行っており、認定し援助費を支給するのは夏前になっている。それまでは各家庭での対応をお願いしている。なお、認定審査において、認定が厳しいあるいは判断がつかないときは、参考として民生委員の意見を聞くようにしている。
- ・ 通学路の安全対策に関し、昨年あたりから市内各地で猿が出没しているという報告があり、学校をはじめ、警察、当該地区の公民館などへ連絡し連携をとっている。また、公民館では、放送を流して子供や地域の人たちの安全について注意を促している状況である。
 猿の捕獲については、人家付近では鉄砲の使用はできないため、現在、猟友会の好意により猟犬を入れて追い払いを行っている。また、猿は、えさを求めて人家等へ近寄ってくることから、庭先などに不用意にえさとなるようなものを置かないように注意を促している。
- ・ 少年の森の利用については、山登りなどで寄られた方は約200名いたが、キャンプ場などの利用はなかった。施設の維持管理については、職員が状況を見ながらシルバー人材センターに委託し草刈りなどを行っている。
- ・ 子供たちにとって野外活動などは大切なことであると考えているが、少年の森に限っては、利用者が少なくなり、また、飲料水が確保できない状態であることや施設が老朽化し遊具も危険な状況になりつつあることから廃止の方向で検討している。
- ・ 学校の授業の一環としての野外活動は、各学校が遠足や集団宿泊訓練などを行う際に、南薩少年自然の家などの野外活動に適した施設を活用して有意義な活動を行っている。
- ・ 南溟館は、建築後約27年が経過している。以前から雨漏りがあり対策を講じてきたところであるが、最近、台風等で屋根のルーフィング材もはがれて雨漏りもひどくなってきたことから、平成27年度予算でコーキング処理を行う計画である。
- ・ スクールバス運行経費は、金山小学校の廃校に伴うものであり、利用児童数は15人、乗降場所は、木口屋、金山小学校前、金山住宅前、田布川公民館前、桜山小学校となっている。バスの運行は、登校の便が午前7時30分、下校の便が1・2年生は午後3時30分、3年生から6年生までは午後4時15分となっている。年間の運行日数は212日である。
- ・ スクールバスの運行に関し、金山小学校の廃止に伴うスクールバスは、補助金を活用して購入しており、国からは通学路の変更はできないという通知が来ている。
- ・ 別府小学校へ通う児童のうち、下山集落から13名、松崎集落から7名、駒水集落から7名の合計27名が1時間を超えるぐらいの時間で歩いて登校しているが、帰りはほとんどの保護者が学童保育などに迎えに行っている状況である。PTAからの正式なスクールバスの要望はないところであり、PTAも自力登校という観点から、児童の気力、体力を養うなどの奨励を行っており、学校側も登校中の交通事故や不審者に気をつけることなど、スクールゾーン委員会等で呼びかけをしている。
- ・ スクールバスの購入については、僻地児童生徒援助費補助金の活用が可能であり、国の2分の1の補助があるが、その後、運転業務の委託やバスの維持費などに年間約150万円の経費が必要になってくる。
- ・ 多子世帯幼稚園保育料等軽減事業は、多子世帯における幼稚園の保育料について、第3子以降の子供の経済的負担の軽減を行っており、平成26年度の対象児童数は6人で、2分の1は県の補助がある。
- ・ スクールカウンセラー配置事業は、平成27年度から県の事業として教育事務所にスクールカウンセラーを配置しており、本市からの派遣はなくなった。
 悩みを抱えた子供の相談については、教育事務所へスクールカウンセラーの派遣を依頼する方法と、本市は、スクールソーシャルワーカーが2名おり、その方に依頼してカウンセリングをしてもらうこととしている。

- ・ 悩みを抱えて学校に行けない子供は、現在はほとんどいないが、家庭の事情の関係や友人関係のつくり方に課題があり悩みを抱えているなど、相談が必要な子供はいる。
- ・ いじめ問題、不登校の問題については、学校長・教頭がリーダーシップをとって生徒指導主任を窓口として担任を援助することや副担任からの援助など、1人の担任に負担がいかないようにチーム対応を促している。
- ・ 悩みを抱えた子供や、担任の先生が大きな負担を抱え込まないように、大人がアンテナを高くして子供の様子や変化をとらえ対応できるようにしていきたい。
- ・ 市税中、市税が大幅に増加した理由については、前年度と比較すると、市民税、固定資産税の増加の影響が大きい。

個人の市民税については、人口が減少し所得自体も減少していることから、調定額が735万8,515円減少し、収納額も310万5,520円減少したが、法人市民税では大口の事業所の前年度の中間申告納付額がゼロとなり、本年度の確定申告で一事業年度全額が申告納付されたこと等により、調定額が3,953万2,378円増加し、収納額も4,066万4,778円増加している。市民税総体で調定額は3,217万3,863円増加し、収納額は3,755万9,258円増加している。

固定資産税については、償却資産の課税標準額が120%ほど増加し調定額が2,547万1,200円の増になった。主な要因は太陽光発電設備の増で2,102万8,000円のほか、家屋等の棟数は減少したものの床面積が増加し課税標準額が増になり、調定額が1,698万3,000円ほど増加している。土地も若干増加し、調定額合計では4,096万2,820円増加し、収納額も4,723万6,862円増加している。

このほか軽自動車税の収納額も142万9,694円と増加しており普通税総体として7,876万3,016円の増収となっている。

- ・ 本市の法人、個人の景況について平成25年と比較すると、所得では農業所得、給与所得等は減少している。全国的には失業率等は改善しているようであるが、加世田公共職業安定所における求人の状況等を見ると、逆に悪化している状況であり、必ずしも全国的な好況が本市まで及んでいるとは思っていない。
- ・ 平成23年度分の固定資産税の53件、232万9,000円の不納欠損処分については、死亡、生活保護、倒産、破産等による執行停止後、3年経過したものである。
- ・ 普通税の滞納繰越分の収納率が19市平均よりも低いことについては、本市は、国保会計が財政的に厳しく毎年繰上充用していること等から、国保税を優先し収納していることや、現年度優先の対応を行っていることが要因となっている。
- ・ 商売人の方など場合によっては、時期的に年末や年度末にお金が入るときに納めたいという意向があり、その場合は納税誓約をしてもらっている。なお、確実に毎月あるいは定期的に納税される方については、徴収委託人が集金している。
- ・ 市税の滞納原因の納税意識の欠如は、分納誓約に基づく分納を履行しない者、納税相談に応じようとしない者、居住地を頻りに移動し納税を逃れようとする者、市外居住者で分納による納税を履行しない者、破産経験者で納税意識が皆無の者といった悪質な滞納者で、財産調査によっても差し押さえるべき財産がない、またあったとしても根抵当権等の反対債権があり、差し押さえや公売・換価しても配当の見込みがないものということで区分けしている。

納税意識の希薄は、納税相談には応じるが納税誓約に基づく分納等による納税が滞りがちな者、納期内納税が滞って毎年度繰り越す者、担税能力はあると見受けられるが納税が滞りがちな者、分納額が年度額分に追いつかず増額を要求するが応じない者ということで区分けしている。

- ・ 財産や収入がなく、生活に困っている方は生活困窮等に区分けされることになる。
- ・ 納めおくれ（後日完納）は、出納閉鎖後に納め、現在は完納している者である。

- ・ 所在不明は、公用で戸籍、住民票等を調査しても所在がわからない者である。
- ・ 平成14年度から25年度までに土地を差し押さえたものについての公売の実績はないが、差し押さえにより時効中断措置を図ったものである。
- ・ インターネット公売については、記念硬貨やメダルを出品し、すべて落札され、見積もり価格11万8,000円に対し23万4,400円で落札されている。
- ・ 地方消費税交付金に関し、平成26年4月1日に消費税及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確にし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その充当については、平成26年1月24日付の総務省からの通知により、留意事項として引き上げ分の用途の範囲が示されている。
 地方税法にいう社会保障施策に要する経費は、社会福祉、社会保険、保険衛生のいずれかに関する施策で、具体的には、社会福祉は生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、社会保険は国民健康保険、介護保険、年金、保健衛生は医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策になる。
 本市では、具体的施策ごとに目として整理をしており、それごとに充当したほうがわかりやすいことから、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費の表において、それぞれの一般財源額により按分し記載している。
- ・ 地方消費税交付金の従来分については75%が、引き上げ分については100%が基準財政収入額に算入される。
- ・ 引き上げ分が100%基準財政収入額に参入される理由については、地方消費税率引き上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するものであること及び地方消費税率の引き上げにより財政力格差が拡大しないようにするためとされており、今回の増収分に対応し普通交付税にほぼ同額の減の影響が出ることになるが、社会保障の充実分等の地方負担額については、基準財政需要額にも費用の増額がされているため、需要額が社会保障充実分の影響でふえた分については普通交付税がふえているということになる。
- ・ 地方消費税交付金が充てられ、社会保障という目的税としてのものはふえ、制度も目的は果たせるものの、普通交付税の額はほぼ変わらないことになる。総体的な地方交付税をふやす要望活動は常々行っているが、制度の中身を精査し、今後の要望活動に取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 地方交付税に関し、従前から個別算定経費、包括算定経費、特別枠、公債費関係という内訳で基準財政需要額は算定されている。特別枠についても、平成25年度、平成26年度は同じ費目であるが、その中で地域の元気創造事業費があり、これらについては行政改革の状況、それぞれのまちの実態に応じて補正がかけられるという経費になっている。なお、その他の経費については、基本的に人口、面積というような測定単位で算定される。
- ・ 普通交付税の交付額は、基準財政需要額と収入額との差額で、それぞれの大小によりその額は変化するものであるが、交付額が少ないからといってその団体は財政力がないとは一概には言えないところである。第一義には、財政力を上げ、必要な需要に対して自前の財源で賄えるようになることがベストであるが、その反面普通交付税が少なくなると考えられる。
- ・ 需要額については、インセンティブの算定もあるが、基本的には人口、面積らの測定単位で計上され、そして、団体ごとに交付税措置のある元利償還金の公債費により大小がいろいろ変わってくるということになる。
- ・ 需要額をふやすということは、支出自体もふえることになり、基本的には、財政力が豊かになることと結びつくとは思っていない。財政のあり方から言えば、やはり自前の財源、税収等をふやしていくことが第一義であると思っている。
- ・ 基準財政需要額がふえ、それだけ歳出もかかるということは、例えば65歳以上人口、75歳

以上人口で算定をされる部分の経費があり、本市よりその人口が多い団体は歳出的にそれだけ医療費等がかかると算定され、単に支出に応じて需要額が算定されるものではなく、合理的な算出の方法によるものである。

- 基準財政需要額は、平成23年度までは衛生管理組合の元利償還金の交付税措置分の関係で多くなっていたが、その分は負担金として出すため、それがなくなって需要額は減少したが、それで財政力が厳しくなったということではない。また、需要額の増減は、交付税措置のあるないの元利償還金の影響も大きいものと考えている。
- 単位費用等については、全団体共通であり、人口については国勢調査に応じて5年ごとに見直されるため、需要額が伸びないのは人口減少という影響もあると思っている。
- 本市が、阿久根市、西之表市、垂水市より普通交付税額が少ない理由は、まず、基準財政収入額が一番高いこと、基準財政需要額では、西之表市と垂水市は本市より低く、阿久根市は、ほぼ基準財政需要額は似通っているものの、平成26年度の算定で交付税措置のある公債費、元利償還金の関係で2億円程度違っていることがあげられる。
- 基準財政収入額では、平成26年度では本市が20億円程度、西之表市は12億8,000万円、垂水が12億5,000万円で、七、八億円の差がある。基準財政需要額がほぼ同額の場合、その分が交付額が多くなるという考え方である。
- 基準財政需要額で、団体ごとの小学校費、中学校費の数字を見ると、それぞれ児童・生徒数、学級数、学校数に応じて算定される費目というものがあり、児童数で算定される費目について小学校費では、本市が一番多い状況にある。中学校費の生徒数で算定される費目については、西之表市と垂水市は本市より多い数字になっているが、これについては、生徒数が多いということではなく、何らかの補正がかかっているものであると思っている。
- 平成16年度の地方交付税額を比較すると、本市が一番少なく、阿久根市とは4億6,000万円程度、西之表市とは3億2,700万円程度、垂水市とは1億6,400万程度の差額となっており、以前から本市が少ない額になっている。
- 一般財源がこれだけかかるというのが基準財政需要額であり、自前の財源で賄える分が基準財政収入額である。多くの財源があればその差は縮まるということであり、基準財政需要額が動くということではない。その差額が動くということであり、必要財源の足りない分について、普通交付税が算定されて交付されるということになる。
- 将来的に、基準財政需要額の算定が変われば、基準財政収入額との差が広がる可能性もあるが、人口規模により算定額は違ってくるため、人口が減れば需要額も減り、ふえれば需要額もふえ、それぞれの団体に必要な経費として需要額が算定されるため、当然団体間によって差がある。収入額も団体間によって差がある。よって、普通交付税は団体間によって差があるものである。
- 本市の基準財政収入額は、過去5年間では平成22年度が一番大きいですが、基準財政需要額については、平成22年度57億円、平成26年度53億円になっており、4億ぐらいおちている。その原因として、基準財政需要額の増減については、平成22年度は17年国調の人口を、平成23年度は平成22年国調の速報値を、24年度以降は平成22年国勢調査の確定値の2万3,638人を使用し算定しており、一番多い測定単位が人口であることから、平成22年度と平成23年度以降の差が1,500人ぐらいあり減っていると考えられる。また、交付税措置のある地方債、これの元利償還金の各年度各年度の増減など、複数の要因があると思っている。
- 臨時財政対策債は各団体の財源不足額を基礎として、財政力に応じてその額が積算されており、臨時財政対策債の振りかえ前で同じ財源不足の2団体で比較をすると、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の額が大きくなり、結果として普通交付税額は少なくなる。
- 平成27年度の普通交付税の額は平成27年7月24日に32億5,327万2,000円と決定しており、

前年度の決算額に比べ7,527万5,000円の減となっている。

- ・ 特別交付税が県下19市の中で一番低い理由については、明細が示されないところであり、基本的には基準財政需要額で捕そくされない特別な財政需要、そして災害等の特別な財政需要に応じて算定されるということとなっていることから、他市町と比較して大きな災害がなかったというのも低い理由と分析しているが、推定でしかないところである。
- ・ 諸収入中、水産振興資金と農業振興資金について、預金利子がある分は定期預金による預託で、利子のない分は決済用預金ということで普通預金での預託である。
- ・ 市債中、平成26年度に発行した過疎債の額は、ソフト分も含めて3億9,520万円である。交付税措置率が70%であり、交付税措置されるのは2億7,664万円、その分が過疎債の効果額になると思っている。
- ・ 過疎債の場合、ソフト分を積み立てることは可能であるが、それは現年度に使うか将来積み立てておいて使うかの差であり、現年度の財源に充てたほうがよいと考え、充てているところである。
- ・ 将来負担比率が県下19市中、本市だけが100%を超えていることについて、やはり積立金の残高が乏しいと実質的な将来負担額というものがどうしても高く出てしまうことになる。
改善のためには、今後、積立金残高をふやしていくということが一つと思っている。また、これまで過疎団体ではなかったため、交付税措置率の低い地方債を活用して事業を行ってきたが、今後地方債を活用するに当たり、なるべく過疎債等を活用するようなかたちで考えていきたいと思っている。
- ・ 将来負担比率129.6%に係る第三セクター等の算入の内訳は、土地開発公社の債務分4%分、お魚センター0.9%分、枕崎市漁業協同組合0.6%分、南薩木材加工センター0.1%分である。
実質的な将来負担額は合計で68億3,141万円になり、そのうち土地開発公社分2億1,227万6,000円、お魚センター分5,040万4,000円、漁業協同組合分3,000万円、南薩木材加工センター分305万2,000円であり、これらの全体に占める割合はそれほど多くないと思っている。
また、それぞれの団体で毎年度計画的に償還を行っており、土地開発公社分についても、新たな健全化計画の中で債務は減少してきている。さらに、来年度には、このうちの約半分ぐらいが減少するという計画になっている。漁業協同組合等についても、年々その損失補償額は減少してきており、計画的に削減されているということである。
- ・ 平成26年度の経常収支比率は、経常経費充当一般財源60億7,314万7,000円が分子に、歳入のうち経常一般財源収入額63億7,449万2,000円が分母としての比率になる。
- ・ 第2次枕崎市行財政集中改革プランでは、平成27年度までに経常収支比率を90%以下にするとしていたが、第3次になると平成26年度以降が96%以上となっていることについては、2次プランと3次プランを推計したときの見込みが違い、例えば、2次プランを推計したとき、消防組合については、南薩地区消防組合が存続していたが、3次プランを推計したときには直営するようになっており、費目が補助費等から人件費や物件費に変わっただけであるが、社会保障経費が推計以上の増になっているという状況の差があるということである。
- ・ 経常収支比率改善が可能な部分については、市税がふえることで経常一般財源収入がふえるということになること、また、歳出のほうでは、平成25年度、平成26年度を比較すると人件費と繰出金の伸びが大きいので、それらの経費の見直しが必要と分析しているが、繰出金については、医療関係、介護保険関係であるため、制度的な改編がないと見直すものは難しいというふうに考えている。
また、以前から物件費については見直しを進め、他類似団体と比較しても少ない経費になっていることから、そのほかの改善箇所としては人件費、扶助費というところになると思うが、扶助費についても、制度的なものが主であり、そこの改善はなかなか難しいところである。

- ・ 市の財政を安定化させるための目標数値をプランの中に設定することについては、総合振興計画を策定する際、事業計画とあわせて財政計画を策定するが、その時点での3年のスパンでの見通しを立て、仮に経常収支比率の目標を90%としても急に達成はできないことから、慎重に検討をしていきたいと思っている。
また、計画の数値がただの推定ではないのかということについては、行財政改革プランの中で課題を一つずつ克服していった場合にその数値になるということで算出しており、それが一概にただの推定とは思っていない。今後とも行財政改革に取り組みながらこの数字改善には努力していきたいと思っている。
- ・ 現在の行財政集中改革プランをもとに、財政立て直しのため、職員にも気づきという調査を行うことや、次年度の予算編成時においても、関係課長を含め、それぞれの事項等については協議をしているところである。
- ・ 新たな財政出動等々があった場合には、大きな市債がかかることになり、これまで過疎債とがなかったことも一因と思っているが、今後注視しながら検討は続けていきたいと思っている。
- ・ 今回の決算において各所で流用等を行いながら執行残が出ているということについては、これまでも各課に対し執行残の対応についての補正通知をしているが、執行が見込まれないものについてはおとす措置をとるかたちで徹底していきたいと思っている。
- ・ 民生費中、児童措置費の病児・病後児保育事業補助の体調不良児対応型については、平成26年までは県が3分の2、市が3分の1という負担割合で補助基準額が定額で決まっている。平成25年度の延べ利用人数は586人である。
- ・ 新しい焼却施設については、環境面に対しては十分配慮された施設ということで、最近では街の中に建設されているケースもある。
- ・ 仮に、本市が推薦している候補地に建設が決まった場合には、住民の方々ともいろいろ協議を行い、その中で生活環境影響調査を実施し、環境の面、住民に対する影響等、基準を満たした条件のもとで建設がなされていくということになると考えている。
- ・ 駅前観光案内所の来客数について、平成22年度以降では、平成25年度が若干減っているが、駅前広場の設置後、駅と観光案内所では来客者の動線ができており、増加傾向にある。
- ・ 消防救助全国大会を欠場したことについては、8月20日、広島市における大雨による土砂災害が発生し、それに伴い緊急消防援助隊が要請されたということで大会の中止が決定したものである。
- ・ 災害時の避難指示については、市町村において、避難勧告よりも急を要するときということになり、法に基づいて避難勧告指示を行うことができるようになっている。
- ・ 火災現場の町名の公表については、現在、指令台の中にテレホンサービスが入っており、通話料金はかかるが、通常の番号に電話すると、自動的に回答されるようにしている。
防災行政無線での町名の伝達等については、それだけに限らず、公表できるものを精査し、再度検討していきたいと思っている。
- ・ 災害時の不明者の氏名の公表について、今回の鬼怒川の水害においては、行政が名前を公表していれば、不明者となっている者の生存についても早い段階で判明した可能性がある。また、各行政機関の情報伝達の連携も悪かったことも原因であるようだが、そのような場合、プライバシーの関係もあるが、公表したほうがいいのではとも思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 職員の健康管理については、特段の配慮をしていただきたい。
- ・ 防犯灯の設置等に係る予算については、昨年度とあまり変わっていないようであるが、青少年に対するいろんな犯罪なども考慮して予算を手厚くしてほしい。

- ・ 防犯灯の維持費補助について、金山校区が維持費の負担をしている防犯灯は国道270号沿いにあり、設置数も多く維持費の捻出に苦慮し校区公連の運営に支障を来している状況である。通学路でもあり、必要な箇所であることから行政のほうで配慮していただいてソーラーの防犯灯を設置していただきたい。
- ・ 自治公民館への加入に関し、隣の公民館へ加入したり遠いところから加入しているなどの実態がある。広報紙の配布やごみステーションの問題にも波及してくると思うので、自治公民館の線引きの見直しについて配慮方をお願いしたい。
- ・ J R 指宿枕崎線の利用促進に当たっては、地元にとって本当に指宿枕崎線が必要だという姿勢で、まずは行政主導で利用、活用を図る取り組みを行っていただきたい。
- ・ J R 指宿枕崎線の利用促進を図るために、すべて行政でということではなく、民間から J R を利用した企画を提案することも大事だと思う。また、民間で進めやすい企画もあると思うが、臨時便を出してもらった場合などは、行政の力が必要になると思うので進んで協力してほしい。
- ・ 河川の浄化について、消臭や水の浄化を行う業者などからも意見を聞きながら、河川の浄化に努めてほしい。
- ・ 子ども医療費助成について、高校卒業まで無料化にできるように、全力でここにお金をつぎ込もう、そして子供たちを育てようという気概で取り組んでほしい。
- ・ 高齢者への浴場サービスについて、老人福祉センターの利用は、本市の65歳以上の方のごく一部であり、近隣市の浴場を利用されている方が多数いると思う。近隣市では市民に対して半額サービスなどを行っている事例もあるが、入浴は健康とのかかわりが深いと思うので、高齢者の健康促進を図る観点から、実態を把握し検討されたい。
- ・ 新広域ごみ処理施設の候補地については、推薦地が候補地に決定した後で住民に対して説明をしても、候補地の変更はできなくなるとも思われるので、推薦地の提案段階で住民も知る権利があり、行政側は説明する義務があると思う。
- ・ 公園施設長寿命化計画に関連し、トイレの水洗化もされていない妙見グラウンド一帯は、公園という意味では、市民からすれば市の管理する他の公園と一緒であるので、施設の改善に向けて公共施設の在り方検討委員会の中でもう少し検討してほしい。
- ・ イセエビ祭りの開催は、本市の沿岸漁業者の生活向上、活性化に大いに役立つ取り組みであると考えている。こういった祭りで賑わいを見せている先進地は県内にも多数あるので、研修等を行ってできる限り実現に向けて努力してほしい。
- ・ 農地中間管理事業について、地域集積に取り組む希望はあっても、事務手続の煩雑さがネックになりなかなか取り組めない状況にあるので、当事者、行政、農協が連携を密にして事務の負担軽減が図れるような方策を研究してほしい。
- ・ シルバー人材センターのワンコインサービス事業については、この事業が始まってさほどたたないうちから就労する会員不足の実態がうかがえるので、利用者のニーズに十分こたえられるような制度のあり方を確保してほしい。
- ・ 南薩の4市、日置市、南さつま市、南九州市、指宿市などは、農業共済による園芸施設の災害に対する助成制度を取り入れているが、本市においても今後、施設園芸作物の種類も多岐にわたり、ハウスの数もふえていくと考えられるので、そこらも考慮して取り組んでほしい。
- ・ 就学援助費の援助について、入学前に準備する学用品や制服などの購入に充てたいという方が多いことから、申請して即支給がなされるような制度に持って行ってほしい。
- ・ 地方創生における少子化対策として、全国では、子育てにかかる費用のさまざまな負担軽減を検討しているところもあり、本市においても、子ども医療費助成を含め、多子世帯保育料の第1子からの軽減などに取り組んでほしい。
- ・ やがて消費税及び地方消費税率は10%というものも見えてきている中、それに見合った地

方の収入増が図られるように、地方が一丸となり国に要望を上げていただきたい。

- ・ 本市は財政力指数の面で需要額と収入額を比べ財政力があると言っても、そういうのは単なる机上の指数であり、実際、交付税は少なくなってくるわけである。本市の一番大事な財源である交付税をいかにして大きくしていくかということについて、今後ともいろんな分析を行い、取り組んでほしい。
- ・ 市税の滞納者で居住地の変更などにより、徴収を逃れているような者は悪質な滞納者である。できるだけ納税するように一生懸命努力をしていただきたい。
- ・ 財政指標は公表するようになっており、早ければ10月の上旬には平成26年度決算の県下全体のものは発表される。枕崎へ進出を考えている企業がその財政状況を見て、財政支援が得られるかと考えることもあるかと思うので、そういう面も含め、将来このようになると推測されるということではなく、積極的に財政健全化に向けて努力するよう、庁内で取り組んでほしい。
- ・ 県下で小・中学校の近い場所にごみ焼却施設が建設されているところについて、子供たちへの影響についての調査ができるのであればしてほしい。
- ・ ごみ焼却場の運営に当たっては、いくら基準を満たしていても、設備の定期的なメンテナンス、クリーニングが必要であるので、保守・点検については力を注いでほしい。

◎認定事項第2号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

◎認定事項第3号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 枕崎市国民健康保険特別会計の当初予算は42億0,833万6,000円で、平成25年度当初予算と比較して約4.9%の増となり、その後5回の補正を行い、最終予算現額は42億5,810万6,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額40億7,587万9,000円に対して、収入済額39億7,058万5,000円となり、不納欠損額が1,050万1,000円、収入未済額が9,479万3,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額42億5,810万6,000円に対し、支出済額が41億5,241万7,000円で、不用額が1億0,568万9,000円となり、歳入歳出不足額が1億8,183万2,000円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として予算現額5億8,971万5,000円に対し、6億0,924万6,007円の交付となっている。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額1,873万9,764円が、国・県負担金として、それぞれ交付されている。
- ・ 国庫補助金は、普通調整交付金が医療給付費保険者負担額の減で、前年度より3,601万5,000円減の2億5,619万7,000円、特別調整交付金は経営姿勢分200万円の増と医療費に占める精神病に係る割合が増加したことで367万8,000円の増になり、前年度と比較し457万8,000円増の8,447万3,000円となった。
- ・ 退職者分の保険給付費等に対し交付される療養給付費等交付金については、2億1,903万8,000円の予算現額に対し、2億1,590万4,818円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から制度化された前期高齢者交付金は、予算現額10億4,278万2,000円に対し、10億4,278万2,287円の交付となったが、前年度より3,343万8,838円の増となっている。
- ・ 県補助金の普通調整交付金は、交付対象経費となる療養給付費等が減少したことにより、前年度より2,332万5,000円減の1億1,732万9,000円の交付となった。また、特別調整交付金は定率国庫負担2%減分が407万5,000円の減となったものの、収納率確保向上分900万円が新た

に交付されたことから、前年度より559万6,000円増の5,583万8,000円の交付となった。

- ・ 共同事業交付金は、1件80万円以上の高額な医療費と1件30万以上80万円未満の医療費に対する交付制度であり、予算現額5億5,385万2,000円に対し、5億5,385万3,223円の交付となっている。
- ・ 他会計繰入金は、予算現額4億2,091万5,000円に対し、3億6,389万0,587円の繰り入れとなっており、前年度より1,410万7,312円の増となっている。増となった主な理由は、保険料軽減世帯の対象枠が拡大されたことなどにより保険基盤安定繰入金が増加したことによるものである。
- ・ 歳出の構成比は、保険給付費が63.7%、後期高齢者支援金9.0%、介護給付費・地域支援事業支援納付金が4.4%で合わせて77.1%を占めている。このうち保険給付費については26億4,637万8,590円で、前年度と比較して、一般被保険者の療養給付費は6.6%の減、療養費は横ばい、高額療養費は5.9%の減となっている。
- ・ 退職被保険者等は、療養給付費で1.1%、療養費で12.2%、高額療養費で7.1%の減となっている。これを被保険者1人当たり療養給付費で比較すると、前年度より一般被保険者が3.1%減の32万3,487円、退職被保険者が3.1%増の30万5,812円となっている。
- ・ 被保険者数は、年間平均で一般被保険者が前年度より250人減の6,614人に、退職被保険者等は20人減の472人に、全体では270人減の7,086人となった。
- ・ 後期高齢者支援金は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金3億7,316万9,384円及び事務費拠出金2万7,261円の合計3億7,319万6,645円を支出している。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者数の概算3,032人に1人当たり負担額6万3,270円を乗じた1億9,183万4,640円から平成24年度の精算額1,064万0,524円を減算した1億8,119万4,116円を納付している。
- ・ 共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業で、平成18年10月から1件80万円以上の医療費を対象とし、あわせて30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、合計で5億1,391万5,622円を拠出した。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等の事業に要する経費1,507万1,957円を支出している。そのほかに、健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助も行っている。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実・強化、看護師嘱託員2名による重複・頻回受診者の訪問指導のほかに、特定健診の受診率向上を目的として、追加健診等を実施し、保健事業費合計で2,933万3,514円を支出した。
- ・ 諸支出金は、保険税還付金162万2,600円と還付加算金11万2,700円、償還金1億2,640万4,601円及び直営診療施設勘定繰出金45万円の合計1億2,858万9,901円を支出した。
- ・ 国民健康保険税は、当初予算において総額6億3,280万5,000円を計上し、その後1回の補正を行い、最終的な予算現額は、現年課税分・滞納繰越分合計で6億1,668万円を計上した。
- ・ 収入決算額は、現年課税分・滞納繰越分合計で6億1,838万3,424円となり、予算現額に対し170万3,424円の増、また、前年度決算額より3,910万9,023円の減となった。
- ・ 収納率は、現年分は95.6%と前年度より0.9ポイント上昇したものの、滞納繰越分が21.5%と前年度より3.7ポイント低下したため、全体では85.5%と、前年度より0.2ポイント低下し、県下19市における順位は前年度の2位から3位に順位を落とした。

この原因は、平成26年度の被保険者1人当たり・1世帯当たりの所得が平成25年度に比べ減少し、低所得階層が増加するなど依然として納税環境が改善していないこと、また、調定総

額に占める滞納繰越分調定額の割合が前年度に比べ0.71ポイント上昇していることが大きな要因であると分析しており、今後は、厳しい納税環境の中、税の負担の公平という観点からも、滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮減と収納率の向上に向け鋭意取り組んでいく。

- ・ 枕崎市後期高齢者医療特別会計の当初予算は3億1,991万2,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は3億1,780万7,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額3億1,799万9,000円に対し、収入済額3億1,710万8,000円となり、不納欠損額12万9,000円、収入未済額が76万2,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額3億1,780万7,000円に対し、支出済額が3億1,299万4,000円で、不用額が481万3,000円となり、歳入歳出差引残額が411万4,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として1億0,952万9,672円の繰り入れとなった。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務経費として169万6,190円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億0,331万0,400円と、基盤安定負担金1億0,640万2,672円の合計3億0,971万3,072円を納付した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額が2億0,545万1,000円に対し、収入済額2億0,510万8,062円で、予算現額に対し34万2,938円の減、また、平成25年度決算に対し562万5,624円の増となった。
- ・ 収納率は、現年度分が99.7%と前年度と同率を維持し、滞納繰越分が71.5%と前年度より21.9ポイント上昇した結果、全体では99.6%と前年度に比べ0.2ポイントの上昇となり、県下19市における順位は5位で昨年度と同順位を維持することができた。

○当局説明

- ・ 共同安定化事業の交付金の給付率については、今後1円以上の医療費が対象となり、前々々年度の1月から前々年度の12月までの一般被保険者にかかる医療費総額に対する保険医療費総額の占める割合となっており、保険者負担分の割合ということである。
- ・ 本市の26年度医療費が前年度より減になった要因として、国保データベースシステムから算出した疾病大分類別の費用額の入院、外来、調剤分を含めた医療費をみると、循環器系の疾患で6,900万円、脊椎障害、筋骨格系・結合組織の疾患等で4,500万円、尿道・腎・生殖器系等で4,700万円と合計2億5,700万円ほど減っている。さらに、100万円超のレセプトが前年度より52件、7,100万円程度減っており、1人当たり給付費の月額では、平成24年度2万6,584円、平成25年度2万7,614円、平成26年度は2万6,861円となっており、平成25年度の医療費が高かったためと思っている。
また、平成27年度については、100万円超のレセプトがふえてきており、5月から7月の給付費は平成26年度を上回り、このままいくと医療費がふえるのではないかと考えている。
- ・ 国民健康保険の加入者の年齢がだんだん上がってきており、特に前期高齢者の数が多いところほど1人当たり医療費が多いという結果がある。
- ・ 被保険者数の減については、退職年齢が60歳であったのが64歳までに延びるなどで社会保険の加入者がふえてきていることが考えられる。
- ・ 退職者被保険者数については、新規加入がなくなり、65歳になると一般被保険者となることから、減っていくということになる。
- ・ 被保険者が減少する傾向、経済状況が改善せず所得が今の状態で続くということになれば保険税は減少傾向が続くと思っており、そのような中で税収をふやしていくというのは難しいと考えている。
- ・ 国保財政の健全化行動計画での、医療費適正化の取り組みで1億0,800万円の縮減を図るこ

と、収納率向上で2,800万円の増収を図ることについては、計画どおり進行できるよう努力していきたいと思っている。

- 本市が平成24年の3月からジェネリック医薬品の差額通知を出すようになり、そのときの対象月と平成27年3月を比較すると247万円ほど削減効果が出ており、年間で2,964万円になり、被保険者の1人当たり4,200円ほどの効果になると思っている。
- 厚生労働省が前期高齢者を対象として特定健診受診者とそれ以外の方との医療費を比較したデータでは、特定健診を受けられた方のほうが医療費は少なくて済むという調査結果は出ている。本市の場合、特定健診事業の実績が少ないこと、各地域で受診率に差があり年齢構成等も違いデータにばらつきがでること、それぞれの生活環境も違うことなどから一概に特定健診を受けられた方の医療費がかからないとはならないが、長年続けることにより、健康に対する意識を向上させ、医療費の適正化に結びついていくと思っている。
- 本市は県の先進モデル都市として生活習慣病の対策プロジェクトを行っており、女性の参加率は高く、生活習慣病の標準化死亡比が下がり効果が出てきていると思っているが、男性の参加率は悪く、今後の課題であると思っている。
- 通常的生活習慣病対策については、健康センターのほうで特定健診の結果報告会を行い、特定健診のデータに基づき、保健指導が必要な方に対する指導を行っている。また、特定健診の方の特定保健指導についても結果報告会で保健指導を行うが、6カ月間で保健師や栄養士からの保健指導または健康教室を4回コースということで実施している。
- 熊本の健康研究所と契約を結び、脳卒中対策のコンサルティング事業を委託しており、健診の結果と医療費データを突合しながら、健康指導の対象者を抽出し、保健指導も合わせて指導を行っているところであるが、出席率が低く、参加者をふやす努力も必要であると感じている。
- 健康事業への男性の参加については、さわやかウオーキング、男性料理教室、講演会等催しを行っているが、もう一工夫する必要があると考えている。
- 健康センターの改修について、修繕費の範囲内で済むものは対応するが、大規模改修となると、施設のあり方についても考慮し対応しなければならないと思っている。
- 健康寿命は、ひとりで誰の手も借りず生活できる年齢ということあり、県は介護の認定率等を使い発表しているが、本市では母数のもとになる数字が小さいことや計算が難しいこともあり、市独自のデータは持っていないところである。
- 一般被保険者第三者納付金については、交通事故や他人からの傷害等によってけが等をされた場合には保険が使えないとなっているが、医療機関で受診後に国保連合会等が疾病等の内容を確認し、第三者加害行為に該当すると判断した場合、既に本市がその保険者分を給付しているため、その部分について相手側との加害割合等から医療費を分配し、相手側が支払う分については国保連合会を通して納付がなされるものである。
- 国保税率の応能・応益割は、医療給付費分では応能割が54.41%、応益割が45.59%、後期高齢者支援金分では応能割が57.74%、応益割が42.26%、介護納付金分では応能割が56.06%、応益割が43.94%となっている。
- 保険証の配布については、今まで地域の公民館等や市役所の窓口で手続を行っていたが、時間が合わないことや、混雑し並ぶ状況であったため、被保険者の利便性を考え、今年度から後期高齢者医療保険の被保険者証と合わせて郵送したところである。
また、回収については、市役所の窓口、地区公民館で行っているが、今後は各医療機関でもできるような取り組みを考えている。
- 短期の保険証の交付については、滞納の状況や納付意識から6カ月から1カ月の交付ということで、段階的に分けている。
- 短期保険証、資格証明書については、納税することができない特別な事情がある場合を除き、

長期にわたり国保税を滞納している場合等、納税相談の機会を確保するということから、公平な国保税負担の実現を図るために実施しているものであり、中止した場合そういう納税相談の機会が減少し、税の負担や公平性の確保が困難になると考えられ、現段階で廃止するという事は考えていない。

また、厚生労働省の省令で、国の特別調整交付金の経営姿勢分の算定に短期保険証の交付や納税相談の実施について考慮されており、滞納者がいる限り、省令に沿った取り扱いを行わなければならないと思っている。

- ・ 時効前の不納欠損処分理由として、平成25年度の諸収入分については、所在不明となっており、国保税に関しては、外国人が帰国し、今後収納の見込みがないと判断したものである。
- ・ 生活保護者については、執行停止をかけて3年経過するまでの間に、その状態が改善されない場合は、不納欠損処分をすることになる。
- ・ 後期高齢者の加入者の推移として、団塊の世代の方々が平成36年、平成37年あたりで75歳になり、そこがピークで、その後減っていくと予測している。今後は、国保よりも後期高齢者の医療費のほう心配になってくるのではないかとと思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 被保険者の数が減ってくる中、そもそも後期高齢者医療制度という国民健康保険から分けること自体が間違いだと思っている。また元へ戻すべきである。
- ・ 後期高齢者医療制度については、高齢者世代と現役世代の負担が明確になり、それこそ産・官・学、あらゆる方面から評価を受けていることから継続していくべきだと思っており、医療保険制度のために必要な制度だと思っている。

◎認定事項第4号平成26年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 当初予算額は23億5,527万1,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は24億6,501万1,000円となった。
- ・ 歳入は、調定額23億3,785万9,000円に対し、収入済額23億2,904万7,000円、不納欠損額280万2,000円、還付未済額9万4,000円、収入未済額610万4,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額24億6,501万1,000円に対し、支出済額22億0,572万5,000円で、2億5,982万6,000円の不用額となり、収支残額は1億2,332万2,000円となった。
- ・ 歳入総額23億2,904万7,000円に対し、歳出総額22億0,572万5,000円で、差し引き1億2,332万2,000円の黒字となった。
- ・ 総務費は介護保険の事務経費であり、4,419万3,000円の事業費の8割超を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は、平成26年度の計画額22億7,054万9,000円に対し、20億2,299万8,000円の支出となり計画額を2億4,755万1,000円下回ったが、前年度と比較すると7,220万1,000円、3.7%の増となった。この理由は、平成26年7月から介護療養型医療施設の14床が医療病床に転換したこと等により施設サービス費が減少したことが最も大きな要因であり、このほか、通所系の事業所が増加したことに伴い通所系サービスの給付費が増加する一方で、訪問系のサービス給付費が減少したこと等によるものである。
- ・ 地域支援事業費は、要介護状態になることを防止し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての準備基金積立金である。平成26年度末の介護給付費準備基金の残高は1億1,520万円となっており、前年度末より2,757万6,000円減少して

いる。

- ・ 諸支出金は、介護保険料の還付金並びに平成24・25年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、平成25年度分に係る介護給付費負担金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分である。
- ・ 保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額が3億1,905万7,000円に対し収入済額3億3,240万8,104円で、予算現額に対し1,335万1,104円の増、平成25年度決算に対し888万1,936円の増となった。
- ・ 調定額に対する収納率は、現年度分が99.1%と前年度より0.2ポイント上昇し、滞納繰越分が19.7%と前年度より2.1ポイント上昇した結果、全体では97.4%と前年度と同率となり、県下19市における順位は平成25年度の10位から7位に順位を上げることができた。

○当局の説明

- ・ 第5期介護保険事業計画の3年目の計画と実績との比較について、施設介護サービス費では計画に対し実績が45人の減、回数では540件減となり、介護療養型医療施設の14床が平成26年の7月から医療病床に転換したことで介護サービスの対象から外れたということが大きな原因である。
- ・ 介護認定の申請件数は1,767件で、認定件数が1,429件となっているが、その差が直ちに却下されたということではなく、審査待ちなども含まれている。また、審査待ちの時間短縮を図るため、認定の審査を行っている南薩介護保険事務組合は、ことし職員の増員をしている。
- ・ 特別養護老人ホームの待機者の101名の内訳については主なところは、居宅が11名、介護老人保健施設に入所しており特養入所を希望している者が38名、医療機関が34名となっており、家で待機している方については同居人がいると認識している。
- ・ 特例居宅介護サービス給付費、特例施設介護サービス給付費については、これ自体がサービスの種類ではなく、そのサービスの利用者が介護保険の給付制限に当たる方であり、まず全額負担していただき、後ほど給付制限を解除された場合に償還払いでサービス費公費負担分を給付するということであり、今年度の実績はないところである。
- ・ 居宅介護サービス給付費については、前年度と比較すると、通所介護は2,500万円程度ふえ、利用者は346人ふえている。また、通所リハも利用が180人程度ふえているが、施設を追い出されたことによるものではないと理解している。
- ・ 自主的な介護予防的な取り組みに対する支援については、平成30年度から本格的な事業を開始することに伴い、今後、地域資源を拾い出し、どのように充実させていくかを検討し、必要なものの整理をした上で判断していくこととなるが、現在、自主的に取り組んでいる活動については貴重な地域資源の一つと認識している。
- ・ 地域包括システムについて、2025年度には団塊の世代が75歳以上に到達することから、2025年度をめどに取り組むよう国からの指示があり、現在、地域包括ケア推進室を設置し、平成30年4月に向け、第6期計画の3年間の中で、高齢となっても、要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して医療・介護・福祉サービスを提供できる地域包括ケアシステムを構築するよう準備を進めている。
- ・ 地域包括ケアシステム構築への取り組みについては、まず、絶え間ない在宅医療・介護を考えること、また在宅の場合、認知症の方がふえることが予想され、その対応は家族だけでは厳しく、医療機関、行政の役割の構築が必要であること、さらに、今後はひとり暮らしの高齢者世帯もふえると推測され、その方の日常生活をどのように支えていくかということなど、さまざまな課題がある。行政としての役割は当然行うが、家族、地域、医療機関、介護保険事務所、専門職の役割やつながりが一体的にならないと運用できないものであると思っている。
- ・ 地域包括支援センターの人員構成については、保健師、介護支援専門員、社会福祉士の資格

を保有する職員、委託人等であるが、今後新たな地域包括ケアシステムの構築、総合事業への取り組みに向け、進捗状況を見ながら、事業の円滑なスタートができるように人員の整備についても検討したいと考えている。

- ・ 介護人材の確保については、以前から市長会を通して要望は上げているが、今後も引き続き行っていく予定である。なお、本市においても毎年募集を行っているが、苦慮しており、職員の配置や定員の適正化を踏まえ努力していきたい。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業の実績については、登録者が1,069人、商品券への交換件数が770件、事業に係る報償費が305万5,000円となっている。

◎認定事項第5号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成26年度予算は当初7億9,872万5,000円で前年度当初予算に比較して約19%の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は7億8,349万9,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額7億9,337万9,000円に対し、収入済額7億6,423万1,000円、収入未済額2,914万8,000円となり、調定額に対する収入割合は約96.3%である。
- ・ 歳出は、支出済額が7億4,984万6,000円で、平成26年度の実質収支は1,438万5,000円となった。
- ・ 繰越明許費として、枕崎終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業費2,400万円を翌年度に繰り越した。
- ・ 平成26年度に全体計画及び事業計画の変更認可を受け、全体計画は、目標年度を平成40年度に延伸し、処理区域の計画面積を496.0ヘクタールから453.7ヘクタールに変更し、計画人口を1万1,000人、処理能力を1日当たり8,000立方メートルとした。
事業計画は、工事完成予定年度を平成32年度に延伸し、第4次計画区域を新たに26.5ヘクタール追加し、事業認可面積を434.9ヘクタールとし、計画処理人口を1万2,400人、計画汚水処理量を1日当たり6,900立方メートルとした。
- ・ 平成26年度の整備状況は、潟山補助支線污水管路施設工事延長422.2メートル、岩崎町・中央町地区污水管路施設工事延長167.5メートル、平成25年度明許繰越分の潟山補助支線污水管路施設工事延長148メートル、低地ポンプ及び取付管設置工事を実施した。
また、終末処理場の長寿命化計画に基づき、3号最終沈澱池汚泥掻寄機、中央監視制御設備の改築更新、水処理棟及び松之尾中継ポンプ場の耐震診断を行った。
- ・ 当該年度污水管路延長は737.7メートルで、平成26年度末現在の污水管路総延長は10万4,141.96メートルとなった。
- ・ 当該年度工事実施区域13.6ヘクタールを新たに整備し、平成26年度末現在の整備済面積は418.7ヘクタールとなり、現認可区域面積434.9ヘクタールに対し96.3%の整備率である。
- ・ 水洗化戸数は、昨年度より54戸増加し5,636世帯となり、平成26年度末現在の水洗化率は86.6%である。

○当局説明

- ・ 過去5カ年の実質収支は、平成22年度が1,411万8,784円、平成23年度が1,797万0,533円、平成24年度が1,555万8,154円、平成25年度が1,826万7,216円、平成26年度が1,438万4,719円である。
- ・ 公債費については、毎年約1億円の返済をしながら、新たに同額程度の返済を見込んで工事を進めており、長寿命化計画に基づく改築更新事業についても、国庫補助や社会資本整備総合交付金等を活用し、さらに地方債を借りて事業を行う中で、公債費の返済を考慮した計画で進めている。

- 地方債残高は、平成24年度末は約39億4,000万円、平成25年度末は約37億7,000万円、平成26年度末は約36億6,668万円で、平均約1億円の減額で推移しており、今後は、過疎債を活用するなどして約1億5,000万円を借り入れる中で、約1億1,000万円ずつ減らし、平成32年度末の起債残高を約30億円まで減額する計画である。
- 下水道計画は、水産業及びその関連工業の工場排水等によって、公共用水域等の水質汚濁状況の悪化に伴い、昭和50年に基本計画策定し、それから事業を進めて現在に至っているところである。
現在、下水道区域内で操業を行っている加工場が42工場あり、そのうち32工場が接続済みで、残りの10工場が未接続となっている。未接続の工場のうち1工場は現在操業休止中で残りの9工場については関係機関と連携をとって下水道接続を推進しており、後継者不足や原料高による経済的な面などの理由で接続が進まない状況であるが、2工場は前向きに検討している。
- 年度ごとの接続状況は、平成22年度末が30件、平成23年度末が31件、平成24年度末が33件、平成25年度末及び26年度末がそれぞれ32件となっており、平成24年度末33件のうち、1件は廃業して件数は減少した。
区域別の接続状況は、第1次区域が25工場のうち22工場、第2次区域が6工場と6工場とも接続済み、第3次区域が8工場のうち2工場、第4次区域が2工場のうち1工場、区域外接続が1工場と合計32工場となっている。
- 第4次計画区域内における未接続の加工場に対しては、関係課及び水産加工組合と連携しながら接続の推進を行っているが、加工場としては、しばらくは資金等を考慮しながら、今後接続していくという考え方である。
- 水産加工場の汚水量については、工場用の排水として地下水を利用しているところがあり、また、各工場の原魚使用量も把握していないことから、把握できない。
- 処理区域の計画面積は、昭和58年の当初計画で上げていた台場海岸沖の埋め立て計画並びに花渡川・馬追川の河口区域の埋め立て計画の区域を今回の全体計画見直しにおいて除外し、当初計画より42.3ヘクタールの減となっている。
- 全体計画の見直しに当たって、現在、下水道計画区域に隣接する各地域を個別処理で行っており、個別処理と集合処理のどちらが有利であるかということも含めて見直しをする中で、集合処理が優位な地区が3カ所ほど見られたが、終末処理場管路中継ポンプ場等の老朽化に対する長寿命化対策が最優先であるとして、個別処理を行っている現計画区域はそのまま計画を進め、当初計画で上げた区域のうち、今後計画のない区域は除外したものである。
なお、今回の見直しでは、区域の外部周辺の検討も行い、コスト的には合併浄化槽より下水道接続のほうが安い箇所があったが、整備が進むまであと10年、20年かかる見込みであることから、今回の見直しでは、現計画区域を全体計画区域としたものである。
- 計画処理人口は、全体計画の見直しの中で人口推計をして、全体計画は平成40年度で1万1,100人、事業計画は平成32年度で1万2,400人としている。
- 新規の工事区域での工事説明会は、工事着手の約1年前に説明会を行っており、下水道の役割、整備計画、接続に関する工事内容、受益者負担制度について説明を行い、意見・質疑等を受けている。
工事発注後は、市と工事請負業者が地権者に本管からの取付管工事の内容や費用等を説明して、地権者が納得された場所に取りつけ管を設置している。
- 受益者負担金は、供用区域内すべての土地に賦課しており、現在行われている第4次区域については、土地1平方メートル当たり380円の賦課としている。説明会では、畑や原野、山林等については、徴収猶予制度を利用して猶予し、将来、宅地や駐車場などの用途になった場合

には、猶予している分は納めていただくという説明も行っている。

- ・ 受益者負担金について、受益者等が亡くなっていたときは、相続人等を調べて財産権のある方に代表者を決めてもらい説明をしているが、受益者負担に対し理解を得ることや代表の方がすぐに決まらないなど、対応に苦慮する場合もある。
- ・ 下水道使用料の収入未済額の解消は、水道課と連携して未納者の追跡調査を行っており、未納者へ督促状等を送付しながら徴収努力をしているが、市外へ転出し、転出先でまた転出して居住地が不明となってくることもあり、わかる範囲で追跡調査を行いながら未収額を減らすように取り組んでいる。
- ・ 工場排水は、全体計画が1日当たり570立方メートル、流入が1日当たり421立方メートルで、差し引き約150トンが河川へ放流されている。
- ・ 井戸を掘削・試掘等する際は、県知事の許可が必要であり、取水した水質の管理等は保健所の権限となっている。

下水道未接続加工場の井戸水の利用については、今後接続推進等に行ったときに調査して把握したいと考えている。

- ・ 受益者負担金収入未済額の内訳は、第1次区域が14人の183件で137万8,890円、第2次区域が34人の474件で189万7,890円、第3次区域が44人の711件で746万3,110円、第4次区域が14人の91件で458万4,250円となっている。

下水道使用料の未収金について、出納閉鎖後の収納は、8月末現在で179件で41万2,380円である。

- ・ 受益者負担金の収入未済額については、畑や原野等が大部分であり、宅地化した場合には負担金を収納してから接続するという考えで進めていることから、納付に係る延滞金は徴していない。

また、下水道使用料の納付に係る延滞金についても徴していない。

- ・ 下水道使用料の回収率は、維持費に関する回収率が112.0%、維持管理費と資本費を合わせた回収率が49.4%となっている。
- ・ 資本費平準化債は、過疎債の充当を見込んだとき、約2,000万円から3,000万円で推移すると見込んでいる。
- ・ 下水道事業への公営企業会計の適用については、国から下水道実施地区の人口3万人以上の自治体は平成32年4月までに、また、人口3万人未満の自治体についてもできる限り適用するように通達が出されている。本市については、現段階では、平成28年度に基本的な考え方や問題点の整理及び研修等を行い、平成29年度あたりから導入に向けた予算措置などを見込んで情報収集をしながら調査研究を進めているところである。
- ・ 事業債については、利率の高い事業債について、平成19年度・20年度・21年度に借換債を活用して利率の高いものから低いものに借りかえを行っているが、今後、さらに有利なものがあれば、借りかえを検討したいと考えている。
- ・ 事業債の償還期間は、地方公共団体金融機構の一般分が30年、一般分の明許繰越分が15年、財政融資資金の過疎対策事業債が12年、鹿児島信用金庫の特別措置分と資本費平準化債は20年である。
- ・ 合併処理浄化槽の設置費用は、設置箇所や規模によって変わってくるが、平均では、5人槽が約80万円、7人槽が約105万円、10人槽が約200万円である。
- ・ 下水道区域外の地区において合併処理浄化槽を設置する者に対する補助は、5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円となっている。
- ・ 合併処理浄化槽は、年に1回の定期検査を実施しなければならないことになっており、取り扱い業者が設置者に対して定期的に通知し検査を実施している。

- ・ 終末処理場における臭気については、建設当時より池の上にふたをかぶせ、敷地周辺には幾重にも木を植栽して防臭を図っているが、風向きによっては臭気の拡散もあると思われるため、処理場内の臭気検査を年4回行っている。臭気検査は、処理場4方向で全部臭気検査を実施しており、異常値が出ているところはない。また、汚泥等が一時的に開放された時間に、それが異臭になって風向きによっては場外へ影響を及ぼすことも考えられるので、平成25年度から活性炭の入れかえなどの臭気対策を行っている。
- ・ 下水道処理場改築更新等の工事発注を自治体独自で行っているところは、県内では鹿児島市のみであり、他の市は本市と同様に日本下水道事業団に技術的アドバイスなどを受けながら事業委託をしている。本市独自で工事発注をしていくことは、技術者養成などの課題を含め、今後検討したいと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 公債費は、事業が計画どおり実施できるように計画的に返済されたい。
- ・ 下水道使用料の未納に係る延滞金は、徴収すべきであると思うので、検討されたい。
- ・ 過疎債が対象になってきたので、過疎債の充当を見込んだ平成40年度までの歳入歳出予定の計画を示してほしい。
- ・ 終末処理場の改築更新等の際に、多額の工事発注をする場合、日本下水道事業団に委託しているが、事業改善を図っていくために工事発注のできる職員を養成して、本市独自で工事発注ができるようにしてほしい。
- ・ 終末処理場の臭気対策については、環境浄化微生物などを使って、発生原に対して霧状の散布を行い消臭を図っていく方法などにも取り組んでほしい。

◎認定事項第6号平成26年度枕崎市立病院事業決算

○決算の概要

- ・ 診療報酬は、前回のプラス改定に引き続き、今回の改定でも0.1%のプラス改定となっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは1.26%のマイナスとなっており、医師の不足も合わせて極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 経営面では、常勤医1名の退職により常勤医1名、非常勤医11名での診療体制となり、小児科診療については年間53回の医師派遣をお願いし、延べ372人の診療を行うことができた。
さらに、市内の小児科医から要請のあった経過観察が必要な小児3人の入院受け入れも行った。
また、地域の子ども・子育て支援策として、12月から病児保育事業を実施し、延べ42名の利用があった。
- ・ 入院患者は1万9,502人で前年度より64人の増となり、病床稼働率は0.3ポイント増の97.1%となり、外来患者数は404人減の1万6,962人、診療実日数ベースの1日平均患者数は1.6人減の67人となった。
- ・ 収益は、入院は3億8,248万7,519円で1,429万9,574円の増、外来は1億5,184万3,991円で1,106万1,810円の増となった。
さらに、一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか医師確保対策に要する経費等を含む4,187万1,000円の繰り入れ、制度改正に伴う長期前受金戻入の1,979万0,251円等で、総収益は、前年度より4,355万7,261円増の6億2,106万7,757円となった。
- ・ 費用は、給与費、材料費、減価償却費等の増により、総費用は前年度を4,920万7,728円上回る6億3,699万5,618円となった。
- ・ 施設整備では、病児病後児保育施設の建設、有形固定資産については自動間欠牽引装置や生

化学自動分析装置等の機器更新を行った。

- 主要指標である経常収支比率は99.8%で、経常損失120万1,132円、医業収支比率も97.0%となり、特別利益、特別損失を含む総収支比率は97.5%で、当年度純損失1,592万7,861円の赤字決算となった。
- 収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億8,427万1,821円で、前年度より2,393万1,505円の増となり、医業外収益は3,151万7,365円で、制度改正に伴う長期前受金戻入により、前年度より1,934万7,185円の増となっている。
また、制度改正に伴うリース会計導入により、特別利益が102万1,271円、病児保育一時預かり事業実施に伴う附帯事業収益が425万7,300円となった。
- 病院事業費用では、医業費用が6億0,216万4,419円で、前年度より2,565万1,940円の増、医業外費用は1,482万3,220円で、前年度より354万7,809円の増となった。
また、制度改正に伴い特別損失が1,574万8,000円、病児保育一時預かり事業実施に伴う附帯事業費用が425万9,979円となった。
- 資本的収入及び支出の収入は、一般会計負担金4,565万9,000円、国保診療施設調整交付金45万円の合計4,610万9,000円となっている。
- 資本的支出は、建設改良費として器械備品購入費471万9,060円、制度改正に伴うリース債務支払額229万2,425円、病児病後児保育施設新築事業費4,352万5,000円及び企業債償還金1,795万0,643円の合計6,848万7,128円で、収入額が支出額に対して不足する額2,237万8,128円は過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

○当局説明

- 昨年の税務調査に関し、特別徴収義務者として、税法上の支払月の翌月に正しい数字で税金を徴収しなければならない部分があるとのことで対象者六十数名分の5カ年分について、月割・日割計算をした結果、病院側が2,860万程度を立てかえ払いを行い、本人から回収しなければならないということであったが、決算上は仮払い金1,601万6,307円が3月末現在で残っている状況である。
それに対する加算税・延滞税380万9,100円については、特別徴収義務者の責任であるという説明はこれまでも行っている。
- 3月末の段階でまだ1,600万円程度が残っているということで、鹿児島税務署に問いただしたところ、対象者の住所地を所管する税務署に文書を流してあるが、それぞれの税務署での手続のずれがあったということがあり、再度、対象者にお問い合わせを行い、9月の15日現在で回収できていない分が364万程度となっている。現在も回収のための文書発送等の準備をしている。
また、現在、連絡先が不明で文書が返送される方が数名いるが、医局等を通じて確認等を行い、回収をしていきたいと考えている。
- 税務調査に係る問題については、病院事業管理者を含め、税務調査の期間内に在職をした職員合計11名について、それぞれの職責に応じて訓告処分、口頭による嚴重注意処分を行っている。
- 病院経営評価委員会は、平成20年度に前の公立病院改革ガイドラインが示された際に、それぞれの経営状況についての評価等を外部委員等にしてもらうべきであるということが出されていた。改革プランについては、平成23年度までの期間のものであったが、その後も任意に平成27年度までのものを作成したりしていたことから、外部委員には、引き続き枕崎市立病院の経営状況についての報告を行い、いろいろなアドバイス・苦言等をいただいている。
委員会は、年に2回開催をしているが、まず5月から6月にかけて、前年度決算についての審査をお願いしており、その中で決算状況、一般会計からの負担金の繰り入れ状況、補てん財源の状況について説明をし、それに対する意見をいただいている。

第2回目は、10月から11月の間に開催をしているが、当該年度の上半期について、減価償却についても2分の1相当分を経費とみるというかたちでの仮決算をして、上半期の経営状況についての御意見をいただいているという状況である。

- その中で、一般会計負担金がゼロである時期が6カ年続いていたこと、平成26年度の病児病後児保育事業の施設建設があったということで別枠としての一般会計からの負担金を繰り入れ部分を除き、数値的にずっと基準財政需要額の2分の1程度であることや、平成14年度から平成26年度までの交付税措置約7億0,900万円に対し、一般会計から実際に繰り入れをされた額が約2億9,000万円ということで、4億程度の差があることから、今後、基準財政需要額との差を縮めるようなかたちで繰り入れをふやしていくべきではないのかといった意見が出されている。
- 病院として、いろいろな支出をするとき、赤字が出た場合あるいは4条予算の資本的支出に対して財源不足が生じた場合に、補てんする財源については、平成23年度から2億円台を維持しているということで、経営評価委員会の総括の中で、補てん財源は確保されており、当面の経営問題はないと思われるという表現がされている。
- 今後の収支の見通しについて、平成27年度は、4月から8月分までの収益を見た場合に入院・外来収益で1,000万円程度は、前年度を上回るかたちできてはいるが、下半期についてどういうふうになるのかということが全く想像できないので、現状としては、今年度できる限りの改善策というものをういたとしても、収支としては、やはりマイナスで決算せざるを得ないだろうと思っている。

新たなガイドラインに基づいて改革プランを策定しなければならない平成28年度以降については、平成28年度から診療報酬改定が行われるが、その翌年に10%に消費税が引き上げる部分が28年度の診療報酬の中に組み込まれてくるのかどうか、まずそこが不確定要素があること、平成29年度末に介護保険適用病床の全廃が決まっていることから、現在の市立病院の介護病床1床分をどうするのかという考え方を示さなければならない時期が平成28年度には来るのではないかということ、それにあわせて県が作成する地域医療構想がどうなるのか、それらを見きわめた上での平成28年度以降平成32年度までの新たな公立病院改革プランとなるので、今の段階でいつの時点で黒字という目標を定められるかということについては答えづらい部分である。

- 平成22年度の病棟建てかえ計画のときに策定した収支計画と比較して、医業費用の特に職員給与費等が上回っていることについては、当時の計画よりも正規職員をふやすペースが上がっていることから給与費は伸びているが、ただその分、委託料として非正規職員の分が少しずつ落ちていくことになる。
- 減価償却費の今後の推移について、平成29年度ぐらいまでは医療機器類の購入など資本的な支出がないものと想定しているが、平成29年度で6,500万円程度、平成30年度あたりから6,000万円台を切るのではないかとこの予測をしている。
- 平成27年の8月現在で、正規職員の医師は2名、技師は5名、看護師のうち正看護師は22名、准看護師は3名で、非正規職員の正看護師は3名、准看護師は7名、看護助手は14名となっている。
- 看護師の募集を常時行っていることについて、施設基準や職員の配置基準は、常に厚生労働省のほう密度を上げてくることから、看護師数がぎりぎり動いていて、仮に新しい配置基準に満たない場合、それは入院基本料等が削減される要因にもなることや、育児休業から復帰や今後産休などで残った職員も無理がないためには、やはりある程度の余力を持っていたいということから募集を続けている。
- 看護師の配置基準について、現在、一般病棟は10対1、療養病棟は25対1という基準をク

リアしているが、療養病棟のほうをさらに20対1に引き上げるとすると看護師が足りないというなこともあるし、病院の経営上、やはり少しでも点数の高い入院基本料というのをいただけるような配置をしていかなければならないので、看護師については常に募集をかけているということである。

- 1人当たりの入院日数について、一般病棟の10対1という基準では平均在院日数は21日未満でなければならないが、昨年で大体17日から18日の平均在院日数となっている。療養病棟についてはそういう縛りはないが、大体60日から70日の間の範囲で平均在院日数が出ている状況である。
- 今回の決算の訂正や昨年の税務調査の関係にしても、最終的な責任というのは管理職にあるので、そのことで事務職員当事者を責めるということはないが、ただ、自分で間違いを犯して初めてそのことの重要性に気づくということはあるので、実際に過ちを犯したことに対する自分のどこが不足していたのかということについては、機会を設けて話している。
- 市立病院においては、現在、毎週日曜日に小児科の診療を行っているが、経営評価委員会の中で、将来、小児科医というのは非常に重要になってくるので、今の状況からさらに進めて市立病院に小児科を開設できないだろうかというような話が出ているが、現状としては、鹿児島大学の小児科医局に相談に行っても、小児科医の現状が今のところ手いっぱい、南薩地区で毎週小児科医を派遣しているのは枕崎市立病院だけであり、それをふやすのは現実的に厳しいという事情について説明は行っている。

また、本市の現状を見ても、民間の小児科の先生が月曜日から土曜日の午前中まで、市立病院が日曜日1日ということで、小児科診療を何とかやっているという状況であるので、増員というのは非常に厳しい状況である。

- 市立病院の小児科の診療については、医師の確保に要する経費ということで、小児科医に対する謝金については一般会計で負担をしてもらっているが、経費、看護師、医療事務等の時間外手当で計算すると赤字になっている。
- 特別損失については、期末勤勉手当の支給期間が6月の支給の場合は、前年の12月から3月までの4カ月分を含めて当年度の4月・5月分の6カ月間を算定期間としているが、企業会計上は、前年の4カ月相当分の期間に関する期末勤勉手当が当年度に出てくるとは、特別損失に該当するという制度改正によるものである。

具体的には、12月から3月までの分は、3月に一たん伝票処理上支出をして引き当てておき、6月に支給するときその分も合わせて当年度の2月分と合算した額で、期末勤勉手当を支給するということであり、会計制度が変わった初年度については、前年度に対する引き当てができていないということで、会計制度改正初年度については、16カ月分の期末勤勉手当に関する予算措置をしたということで特別損失が発生したということである。

- 公営企業会計の制度改正については、旧公営企業法では、一番大きなものが借金をしてもそれは資本金であるという考え方であったものを、民間企業と同じように、固定負債と流動負債に分けなければならなくなり、借入資本金というものが全額なくなったこと、施設や機器類の整備の際には、国・県からの補助金・交付金、一般会計からの繰り入れについては、みなし償却制度が廃止され、それらは長期前受けとして処理をし、その長期前受けとして処理をしたものについては、それぞれの資産の減価償却に合わせて収益化をしていくということで、今回、制度改正に伴って移動をしたわけである。

したがって、資本剰余金の中で国庫補助金は、これまで4,637万2,000円受け入れていたが、既に機器類の耐用年数が過ぎて除却した部分については、そのまま資本剰余金に残すということで、既になくなっていくもので国庫補助金が充てられていたものが1,511万2,000円あったということである。

また、その他資本剰余金で1億4,228万9,884円あるが、これについても既に除却した部分で、永久的に残されていき、それ以外のものについては、負債のほうに計上して、毎年度減価償却に相対するかたちでの収益化を図っていくということである。

- ・ 他の勘定への振りかえについては、企業債に関するものが負債のほうに動き、当年度に償還するものは流動負債として計上し、翌年度以降についてはすべて固定負債となり、固定負債の中から来年度予算を編成する際には、来年度償還にする部分を流動負債のほうに移動して、固定負債は減っていくということになる。

○委員からの意見・要望

- ・ 税務調査による問題など、今後、そういった問題が二度と発生しないように注意してほしい。

◎認定事項第7号平成26年度枕崎市水道事業決算

○決算の概要

- ・ 業務量は、平成26年度末における給水戸数は1万0,709戸、給水人口は1万9,716人で、前年度に比べて給水戸数で62戸、率にして0.6%の減、給水人口で313人、率にして1.6%の減となった。
- ・ 年間配水量は304万4,930立方メートル、有収水量は268万4,705立方メートル、有収率は88.2%となり、前年度に比べて年間配水量は4万1,655立方メートル、率にして1.4%の増、有収水量は2万9,303立方メートル、率にして1.1%の減となった。理由としては、配水管などの漏水により配水量が増加し、その結果、有収率は前年度に比べて2.2ポイントの減となった。
- ・ 平成26年度の建設改良費の決算額は9,922万2,487円となった。

主な事業としては、街路25の1号線ほか10路線の老朽管改良工事、滑川橋架け替え工事に伴う橋梁添架配水本管設置工事及び街路36号線ほか9路線の配水管新設工事など、配水管の改良並びに新設工事2,367メートルを施工した。

また、牧園配水池配水流量計取替工事や白沢西第2水源地取水ポンプ設備改良工事などの施設の整備及び改修を進め、安全で良質な水の供給に努めた。

- ・ 収益的収入及び支出では、税抜きで総収益4億4,968万2,980円、総費用3億9,898万5,118円で、5,069万7,862円の純利益となり、これに、前年度繰越利益剰余金1,532万3,728円とその他の未処理分利益剰余金変動額1億6,561万2,932円を加えると、平成26年度末における未処理分剰余金は2億3,163万4,522円となった。
- ・ 資本的収入及び支出では、収入額5,602万7,389円に対し、支出額2億311万5,129円となり、差し引き1億4,708万7,740円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億4,103万3,455円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額605万4,285円で補てんした。
- ・ 未処分利益剰余金は、平成25年度の繰越利益剰余金年度末残高は1億8,093万6,660円となっており、平成26年度の純利益は5,069万7,862円となり、平成26年度末未処分利益剰余金は2億3,163万4,522円となった。その一部を、平成26年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金と今後の建設改良資金に充てるための建設改良積立金に積み立てるとともに、地方公営企業会計制度の改正に伴い生じた未処分利益剰余金変動額については、資本金に組み入れようとするものである。

○当局説明

- ・ 人口減により給水戸数が減り、収益が減っていくと当然に水道料金の値上げが考えられる。大型の製造業の企業誘致などあれば水量は上がっていくなど、給水人口・使用量をいかにふやしていくかということもあるが、まずは行財政改革を図りながら、水道料の値上げはできるだけ

けおくらさなければならぬと思っている。

平成27年度・28年度には、金山浄水場の急速ろ過池更新もあるなど、まだはっきりしないところはあるが、平成37年度から平成39年度の間には資金不足となり赤字に転落するのではないかと試算している。

- ・ 今回の台風による被害については、9月初めの水道料金の検針の際に、地上にある水道管に物が飛んできて破損したということで、4件が住民から上がってきている。
- ・ 断水については、工事の際に一、二時間程度の臨時的なものはあるが、大規模なものはない。
- ・ 漏水については、年間の配水管の漏水件数が22件、給水管の漏水件数が32件、合わせて54件の修繕を行っている。ただし、水道管の地下での漏水については把握できないところがある。
- ・ 配水管の漏水について、有収率ベースでいくと、給配水管のうちの片平山配水池、木場配水池系が多いと判断されている。
- ・ 金山浄水場からの送水管は道野経由の木場配水池、片平山配水池になっているが、送水管路については、平成8年度以降に行った石綿セメント管更新事業でほとんど改修を行っていることから、送水管の漏水はほとんどないと考えている。深浦から片平山・木場配水池への送水管についても新規の管となっている。

配水管の漏水の原因と判断している老朽管の更新については、主に50ミリメートル以上のV P管の入れかえを行っているところである。

- ・ 配水管の耐用年数について、硬質塩化ビニール管の地方公営企業法に基づく耐用年数は40年である。
- ・ 老朽管更新事業については、平成22年度に計画し、衝撃性のないV P管等を使用したところを改修するというので、計画当時の延長が5万5,000メートルぐらいで、今大体15%ぐらいは終わっていると思う。
- ・ 会計基準の見直しにより、流動負債の企業債、短期リース債務は平成27年度に支払うべき債務の額で、固定負債の企業債、長期リース債務は、平成28年度以降の支払分ということになる。
- ・ リース関係については、積算リースシステムが平成23年の7月から平成28年まで、財務会計システムが平成26年から平成30年まで、水道料金システムが平成23年4月から平成28年6月まで、O C Rシステムが平成22年の4月から平成27年の3月までとなっている。
- ・ 長期前受金戻入については、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や負担金その他これらに類するものについては、長期前受金として負債の繰り延べ収益に計上した上で、減価償却見合い分について、順次、収益化した金額を長期前受金戻入として計上するものである。ただし、これには現金の裏づけがないので留保資金にはならない。これは減価償却の分であるので、同額を損益勘定留保資金のほうから控除するということになる。
- ・ 職員の平均年齢、勤続年数ともに高くなっていることについて、技術の伝承のために若い技術者を育成していかなければならないといったこと等を踏まえた人事異動について、副市長ヒアリングの中でも申し入れを行っている。
- ・ 水道事業における職員数については、平成21年度の4名減にしているが、水道事業における今後の行財政改革での取り組みについては、今後、金山浄水場の急速ろ過池更新事業が進み、完全にシステム化される中で、民間に委託できる部分とできない部分を仕分けしていくなどし、検討していきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 水道事業経営の将来的なものを見通したときに、現在のままでいいということは決してあり得ないと思う。できるものは民間に委託し経費を落としていくなど、今後、

いろんなかたちで事業として収益が上がるようなかたちの改革をしてほしい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 城 森 史 明

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎